

太子町 立地適正化計画

令和 6 年 3 月



目次

序章 大子町立地適正化計画の基本事項	1
1.計画の背景と目的	1
2.計画の対象区域	1
3.立地適正化計画の概要	2
4.計画の内容と位置付け	3
5.計画の目標年次	4
6.策定体制	4
第1章 上位・関連計画の整理	5
1.上位・関連計画の整理	5
第2章 各種基礎的データの収集・整理と現状把握	21
1.大子町の概況	21
2.都市計画区域内の概況	49
第3章 現状及び将来見通しにおける都市構造上の課題分析	75
1.人口の将来見通しに関する分析	75
2.現状及び将来見通しにおける都市が抱える課題の分析	78
第4章 集約と連携のまちづくりに関する基本方針	91
1.本町の集約と連携に関する現状と課題	91
2.まちづくりの方針	92
3.目指すべき骨格構造	93
4.各種誘導区域の市街地像	95
5.公共交通等を中心とした連携方針	98

第5章 各種誘導区域の方針103
1. 大子町における生活圏域構成と連携の考え方103
2. 居住の誘導方針104
3. 都市機能の誘導方針116
4. 地域生活拠点（任意区域）の考え方124
5. 誘導施設の考え方126
第6章 誘導施策131
1. 居住機能に関する施策131
2. 都市機能に関する施策134
3. 連携に関する施策137
4. 届出制度の運用139
第7章 防災指針143
1. 防災指針の基本的な考え方143
2. 町全体の災害リスクの把握及び対応方針147
3. 都市計画区域の災害リスクの把握及び対応方針162
4. 取組スケジュール171
第8章 評価指標と評価方法173
1. 定量的な目標値等の基本的な考え方173
2. 定量的な目標値の設定173
3. 施策の達成状況に関する評価方法178
資料編179
1. 各種誘導区域詳細図179
2. 策定経緯182
3. 用語集187

序章

大子町立地適正化計画の基本事項

序章 大子町立地適正化計画の基本事項

1. 計画の背景と目的

我が国においては、昨今、行財政のひっ迫や人口減少等の経済・社会情勢を背景として、各種都市機能を集約的に配置し、効率的かつ持続的な市街地や都市の整備を目指す、いわゆる「コンパクトシティ」の重要性が高まっています。このような中、本町の都市計画の位置付けは、行政区域のごく一部に都市計画区域が定められ、既に一定の集約化が方針付けられていることが特徴です。しかし、それにも増して本町において急激に進む少子高齢化は、市街地における空き地や空き家の増加、市街地の活力の低下等の課題を加速させており、さらなる町内外からの移住・定住の促進や効率的な土地利用の推進が必要な状況となっています。

また、先の令和元年東日本台風による大規模水害により、JR 常陸大子駅周辺を中心市街地において役場や医療施設等の機能不全等が生じたことに加えて、本町全体で河川、斜面地等に関連する大規模な自然災害の発生も懸念され、安全・安心な暮らしを支えるための防災施設の整備や災害リスクの低い場所へ居住を誘導することの重要性が高まっています。

こうした状況を踏まえ、本町では、町民が快適で安全・安心な都市生活を実現できるよう、国などが示す医療・福祉・商業・防災・住居機能等が市街地を中心に集約的に立地するよう誘導を図り、さらに自家用車に過度に頼ることなく公共交通等によって各種都市機能にアクセスできる、集約と連携の都市づくりを目指す考え方を踏まえつつ、本町の地域特性に合わせた移住・定住の促進や地域間連携の推進等を図るために立地適正化計画を策定します。

2. 計画の対象区域

都市計画においては都市としての一体性や関連性を勘案して都市計画区域を定めており、本町の都市計画区域は大子地区、袋田地区、宮川地区の一部（540ha）に指定されています。

立地適正化計画は、都市計画区域を計画の対象地域とすることが基本ですが、本町の都市計画区域が行政区域のごく一部にしか定められていないことから、都市再生特別措置法に基づく正式な対象区域であり、住宅や誘導施設の建築や開発に届出を要する可能性のある都市計画区域を中心としつつも、生活拠点の配置や防災指針など、本町全体を見渡した広域的な視点からも検討を行うこととします。



3. 立地適正化計画の概要

立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置付けられる「市町村マスタープランの高度化版」であるとともに、将来の目指すべき都市像を実現する「戦略」としての意味を持つものです。

立地適正化計画の内容として、以下の視点が重要になります。

- **まちづくりの方針（ターゲット）の検討**

→どのようなまちづくりを目指すのか。

- **目指すべき都市の骨格構造、課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）の検討**

→どこを都市の骨格にするのか。都市が抱える課題をどのように解決するのか。どこにどのような機能を誘導するのか。

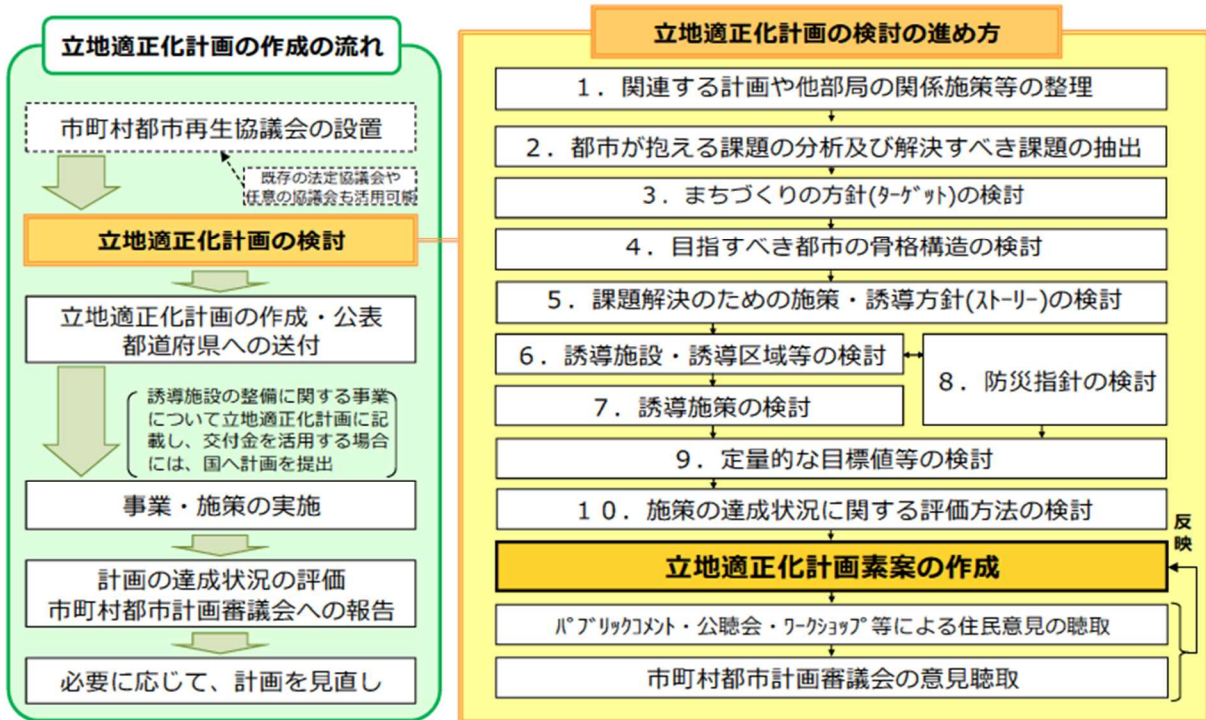
- **誘導施設、誘導区域及び誘導施策の検討**

→具体的な施設、区域をどう設定するのか。施設を誘導するためにどのような施策を講じるのか。

4. 計画の内容と位置付け

(1) 計画の内容と流れ

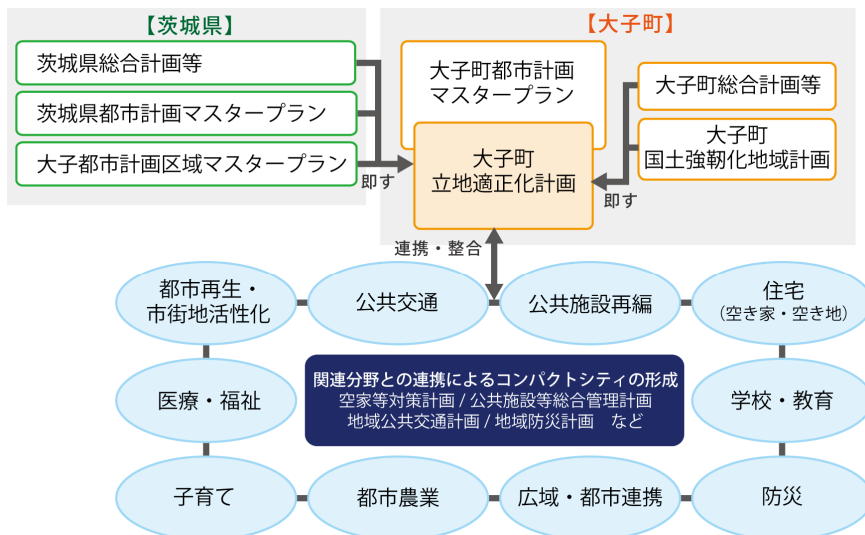
立地適正化計画は、国土交通省が定める「立地適正化計画作成の手引き（令和5年11月改訂）」において、下図のような進め方を想定しています。



(2) 計画の位置付け

本計画は、都市計画マスタープランの一部をなすものとされており、都市計画分野の上位計画である「大子都市計画区域マスタープラン」や「大子町都市計画マスタープラン」と密接に関わるものです。

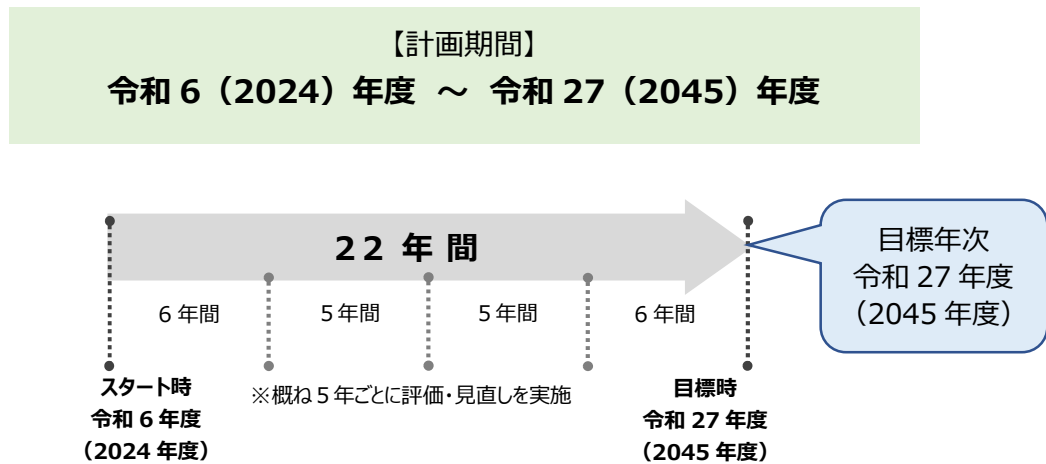
また、都市計画分野のみならず、コンパクトシティの形成に向けて多様な関連分野があることから、広範なまちづくりを網羅した「茨城県総合計画」や「第7次大子町総合計画」との整合を図るとともに、これらにも十分に配慮した計画づくりとします。



5. 計画の目標年次

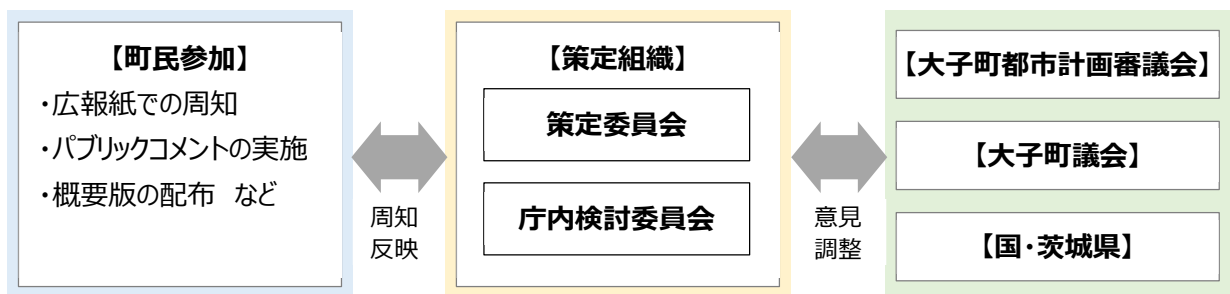
本計画は、「大子町都市計画マスタープラン」の一部をなすもので、一般的に都市計画は20年後の都市の姿を展望しつつ事業や施策などを立案するものとされているため、計画策定から概ね20年後となる令和27年（2045年）を目標年次とします。

なお、社会経済情勢や地域情勢の変化や本計画に定める各種誘導施策の実施効果などを踏まえ、5年ごとの定期見直しを基本として、必要に応じて適時適切に見直しを行うものとします。



6. 策定体制

本計画は、町民などの意見を踏まえながら策定することが重要であるとともに、計画には多様な分野が関連することから、広範な視線から検討するために、以下の体制により検討を行います。



序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料編

第1章

上位・関連計画の整理



第1章 上位・関連計画の整理

1. 上位・関連計画の整理

(1) 第2次茨城県総合計画「新しい茨城」への挑戦（令和4年）

茨城県の将来像

【基本理念】

活力があり、県民が日本一幸せな県

人口減少・超高齢社会を迎える中、ポストコロナをしっかりと見据え、県民一人ひとりが本県の輝く未来を信じ、「茨城に住みたい、住み続けたい」人が大いに増えるような、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に挑戦します。

● **チャレンジⅠ 新しい豊かさ**

力強い産業の創出とゆとりある暮らしを育み、新しい豊かさを目指します。

- 1 質の高い雇用の創出
- 2 新産業育成と中小企業等の成長
- 3 強い農林水産業
- 4 デジタル茨城～新観光創生～
- 5 自然環境の保全・再生

● **チャレンジⅡ 新しい安心安全**

医療、福祉、治安、防災など県民の命を守る生活基盤を築きます。

- 6 県民の命を守る地域保健・医療・福祉
- 7 健康長寿日本一
- 8 障害のある人も暮らしやすい社会
- 9 安心して暮らせる社会
- 10 災害・危機に強い県づくり

● **チャレンジⅢ 新しい人財育成**

茨城県の未来をつくる「人財」を育て、日本一子どもを産み育てやすい県を目指します。

- 11 次世代を担う「人財」
- 12 魅力ある教育環境
- 13 日本一、子どもを産み育てやすい県
- 14 学び・文化・スポーツ・遊びを楽しむ茨城
- 15 自分らしく輝ける社会

● **チャレンジⅣ 新しい夢・希望**

将来にわたって夢や希望を描ける県とするため、県内外から選ばれる、魅力ある茨城(IBARAKI)づくりを推進します。

- 16 魅力発信 No1 プロジェクト
- 17 世界に飛躍する茨城へ
- 18 若者を惹きつけるまちづくり
- 19 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- 20 活力を生むインフラと住み続けたいまち

【地域づくりの視点】

① **地域が自主的・主体的に考える地域づくり**

地域の振興は、地域住民、ボランティア、NPO など地域を良く知る方々が、地域の将来を我がこととして捉え、自主的・主体的に考えていくことが最も重要です。

県は、市町村はもとより、国や民間企業、関係団体などと緊密な連携を図りつつ、今後目指すべき方向性や目標、危機感を共有しながら地域づくりの取組を進めます。

② **各地域の特色を踏まえた地域づくり**

社会構造が大きく変化する中、地域が置かれている状況や地域資源の特性をしっかりと捉え、各地域の持つ強みを伸ばし、弱みを克服する施策を講じることが重要です。

地理的条件、産業分野及び観光資源などの個性や特徴、魅力を活かし、創意工夫しながら、分野横断・地域連携・産業間連携により、地域の活性化を図り、持続可能な地域づくりを進めます。

③ **最先端技術を積極的に活用した地域づくり**

デジタル技術の進歩によりこれまでにはなかった新事業や新サービスが創造される時代となっています。ICTやAIといった最先端技術は、産業や農業の生産性向上による競争力の強化や、労働力不足への対応、ニューノーマルへの対応など様々な地域課題に対する処方箋となる可能性を持っています。様々な分野への積極的な最先端技術の導入によって効率的に地域の活性化を図り、力強く発展する地域づくりを進めます。

④ **広域交通ネットワークを活用した交流の盛んな地域づくり**

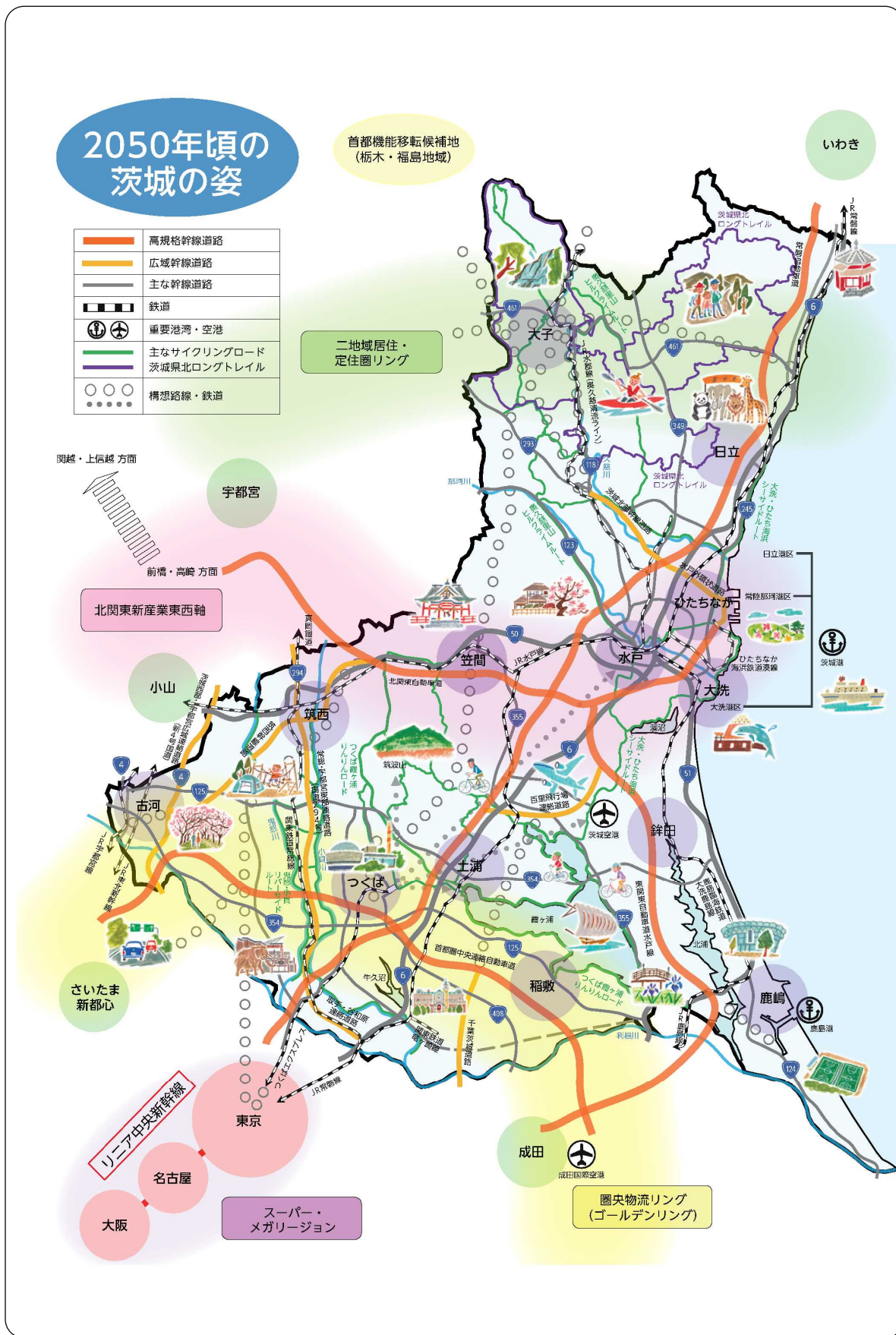
陸・海・空の広域交通ネットワークを活用して、地域の特徴を活かし相互に支え合い、交流の盛んな地域づくりを推進します。

【目指す将来像：県北地域】

○産業・観光の発展や交流促進の基盤となる広域交通ネットワークの整備により、豊かな自然環境を活かした観光、移住・二地域居住や、地域の歴史や芸術、伝統文化を活かした多彩な交流が活発に行われ、県北地域全域がゆとりと潤いのある魅力的な地域となっています。

○地域を支える人材の育成や地域外からの人材活用が図られ、主体的な地域づくり活動が展開され、活力があり持続可能な地域として発展しています。

○臨海部においては、地域を牽引する事業者が成長するなど、地域産業の競争力等の強化により地域経済が活性化し、雇用が創出されるとともに、山間部においては、環境に配慮した有機農業等の取組や林業の成長産業化に加え、地域資源を活用した観光との連携が進み、付加価値の高い農林水産業が展開されています。



序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

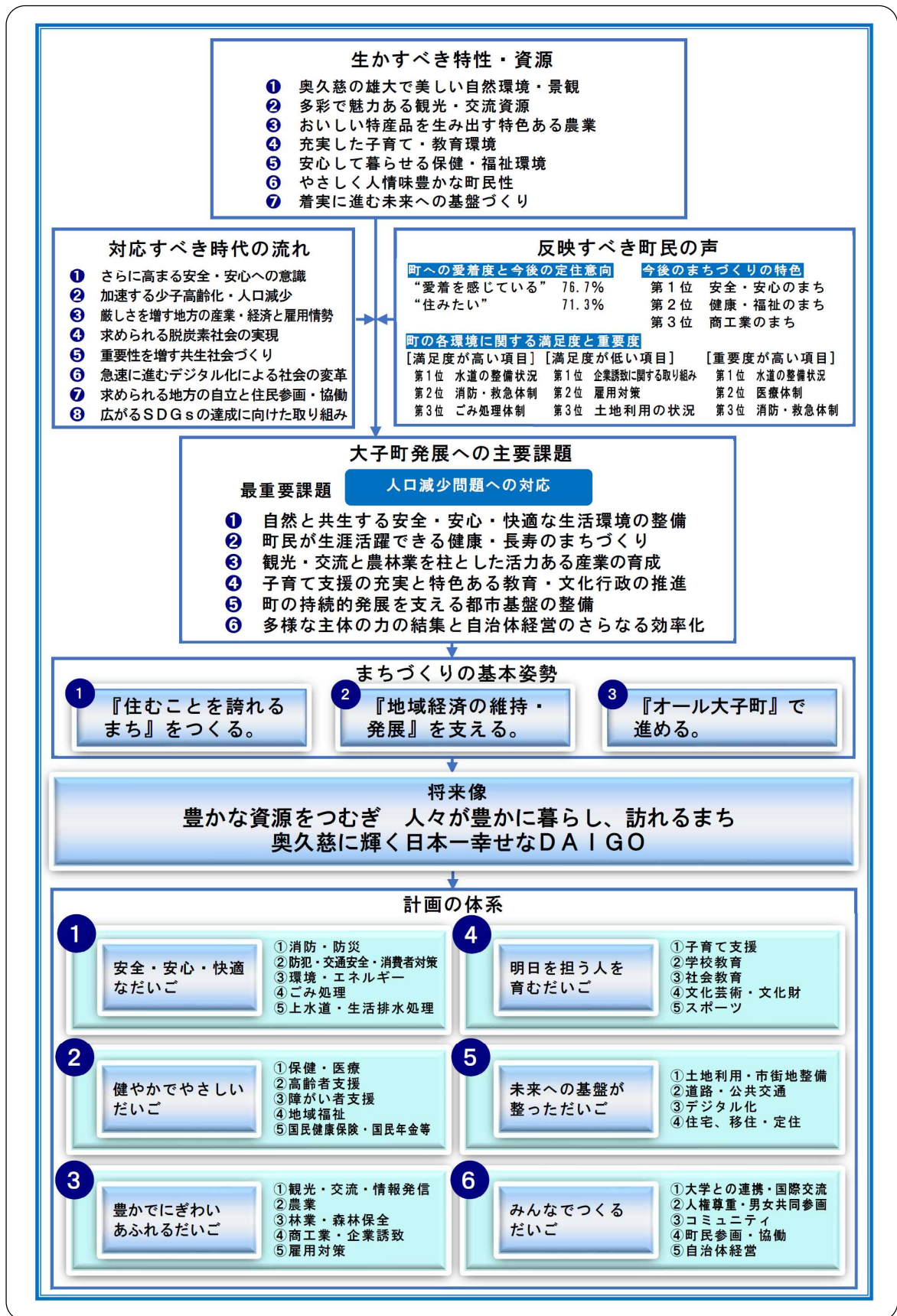
第6章

第7章

第8章

資料編

(2) 第7次大子町総合計画（令和6年）



【基本計画】※一部抜粋

1. 安全・安心・快適なだご

(1) 消防・防災

・総合的な防災・減災体制の確立

- ① 近年の災害や社会環境の変化を踏まえ、「大子町地域防災計画」をはじめとする各種防災関連計画・マニュアル、ハザードマップ等の見直しを適宜行うとともに、これらの周知・啓発や各種訓練を行います。
- ② 避難所の質的な向上に向け、老朽化した施設の改修や見直し、バリアフリー化、食料・非常用電源等の資機材の備蓄品の充実・更新を図ります。
- ③ 災害時における情報伝達体制の強化・多重化に向け、FMだごや大子町アプリ、緊急速報メール、ホームページ、SNS等の有効活用を図ります。
- ④ 災害発生時に備え、他自治体や民間企業・団体との協力体制の維持・充実を図ります。

・身近な地域における防災力の向上

- ① 地域ぐるみの防災体制の強化に向け、地域防災の要となる自主防災組織の活動支援、そのリーダーとなる防災士の育成・支援に努めます。
- ② 高齢者や障がい者等の災害時の避難に支援を要する町民の避難支援体制の強化に向け、名簿や個別支援計画の更新を進めます。

・治水対策の推進

災害の未然防止に向け、危険箇所の周知を行いながら、「久慈川緊急治水対策プロジェクト」の早期完成と河川改修の実施を関係機関に要請していくとともに、町においても、中小河川における治水対策を推進します。

3. 豊かでにぎわいあふれるだご

(1) 観光・交流・情報発信

・観光・交流資源の充実

- ① 袋田の滝の観瀑施設や道の駅奥久慈だごをはじめとする町営施設について、老朽化や利用ニーズへの対応、一層の魅力化に向けた施設・設備の整備・改修等を計画的に進めます。

5. 未来への基盤が整っただご

(1) 土地利用・市街地整備

・土地利用に関する指針の見直し

・適正な土地利用への誘導

土地利用関連法制度や、「大子町都市計画マスタープラン」・「大子町立地適正化計画」等の土地利用関連計画についての周知と一体的運用による規制・誘導を図り、適正な土地利用への誘導を図ります。

・「大子まちなかビジョン」に基づく魅力ある市街地の形成

- ① 防災力のあるまちづくりに向け、役場跡地の防災拠点化や道の駅奥久慈だごの防災機能の強化、雨水排水対策・内水対策等を進めます。
- ② にぎわいのあるまちづくりに向け、道の駅奥久慈だごの拡張として、役場跡地における防災対応型観光交流施設・イベント広場・公園等の整備、道の駅北側敷地の整備、商店街における交流拠点施設の整備、道路の美装化等を進めます。

(2) 道路・公共交通

・公共交通の充実

- ② 路線バスについて、利用者が多い路線はバス事業者への支援を通じて維持に努めるとともに、利用者が少ない路線は統合・休廃止を検討していきます。「奥久慈おでかけ快速バス」については、実証実験を継続し、その結果を踏まえ、本格運行を検討していきます。
- ④ AI乗合タクシーについて、今後の公共交通の主軸として位置付け、運行日数・運行台数の増加など、運行体制の拡充を行います。

(3) 大子町人口ビジョン（令和3年）

【人口の将来目標】

急激な人口減少が予想される中、出生率の上昇と転出の抑制・転入の促進することにより減少率を現在より緩やかに改善し、2040年に目指すべき総人口を10,242人とする。

○合計特殊出生率「2.1」を目指す

若い世代の結婚から子育てまでの希望を叶え、2030年までに合計特殊出生率を目標値「2.1」まで回復させることで、出生率の減少を抑えていきます。

○転出の抑制と移住定住の促進

若年層の転出者を減らし、かつ、若年層や子育て世代の転入者を増やすことで、社会移動の転出超過を抑えていきます。

○年齢構成の改善を目指す

総人口が減少していく中であっても、まちの活力と持続可能性を高めていく為に、バランスのとれた人口年齢構成を目指していきます。

(4) 第2期大子町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年）

【計画期間】

令和3年度から令和6年度までの4年間

【基本目標】

①基本目標1：安定した雇用を創出する

・地場産業を振興するとともに、若者の希望にかなう雇用を創出し、将来に向けての安定的な「雇用」の確保を目指します。

②基本目標2：新しい人の流れをつくる

・地域資源やイベントを磨き上げ、情報発信等により観光交流を促進し、関係人口、交流人口の増加を目指します。

③基本目標3：結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる

・子育て支援の充実や、安心して子育てができる環境づくりなどを推進し子育て世代の定着を目指します。

④基本目標4：安心して暮らすことができる魅力ある地域をつくる

・安全・安心で、持続可能なまちづくりを推進し、まちの魅力向上を図ります。

【横断的目標】

①横断的目標1：多様な人材の活躍を推進する

・地域に関わる一人一人が地域の担い手として積極的に参画できるよう、多様な人々が活躍できる環境づくりを積極的に推進します。

②横断的目標2：新しい時代の流れを力にする

・地域におけるSociety 5.0の推進に向け、未来技術の活用による地域課題の解決、地域の魅力向上を目指します。

・SDGsを原動力とした地方創生の推進を図り、持続可能なまちづくりと地域活性化の実現を目指します。

(5) 大子都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（大子都市計画区域マスタープラン）（令和3年）

【都市づくりの基本理念】

- ・奥久慈清流里山ゾーンとして、農林畜産物の独自ブランドの確立、充実した生活支援サービスや安定した雇用の確保などにより、自立した中山間地域としての発展を目指す。
- ・福祉・医療・商業などの生活に必要な都市機能の集約と地域間の連携（コンパクト+ネットワーク）を図ることにより、人口減少下においても持続可能な都市づくりを進める。
- ・東日本大震災や平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風をはじめとする過去の経験を教訓とし、活発な地域防災活動や住民を守るライフラインの整備を進めるなど、災害に強い強靱な都市を目指す。

【地域ごとの市街地像】

■ 大子市街地地域

常陸大子駅周辺は、商業・業務施設、公共施設、観光資源が集積し、本区域の中心地であることから、中心市街地が持つ生活機能と観光資源の2つの顔を融合させ、「住民の暮らしを良好に保つこと」と「観光客が市街地を楽しめること」の実現に向けた中心市街地の活性化を進める。

なかでも、まちなかの魅力的な地域資源の保全と、来訪者へのおもてなし観光交流拠点機能の強化を図るため、駅前通りの整備や大子らしい街並みの形成等を図り観光地にふさわしい環境づくりを促進する。

また、駅周辺地区の周辺に広がる住宅地は既存住宅地地域と位置付け、良好な居住環境の向上を図る。

久慈川左岸の住宅地は農地を多く残す市街地であり、自然環境と調和した良好な居住環境の形成を図る。

■ 既存集落地域

既存集落については、地域の実情に応じて生活基盤整備を進め、居住環境の向上や活力の維持を図る。

【土地利用の方針】※一部抜粋

■ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

工業施設と住宅等が混在する地区においては、適切な用途地域の見直しや特別用途地区制度などの活用によって工業施設の再配置と集団化を図る。

また、工業団地などにおいては、産業構造や都市構造の変化に柔軟に対応した土地利用を図り、都市的未利用地の解消を図る。

駅前などの中心市街地においては、空き店舗や空き地等も活用しながら、住民ニーズに対応した土地利用の検討を行い、都市活力の維持・創出に努める。

商業・業務地等に用途転換を図る場合は、都市構造等に与える影響を広域的な範囲において十分検証したうえで行うこととする。

さらに、小中学校など公共施設の統廃合などにより発生する大規模な未利用地については、新たな土地利用の検討を行い、地域の活性化に努める。

■ 居住環境の改善又は維持に関する方針

老朽化した木造建物が密集する地区においては、建物の不燃化やオープンスペースの確保など総合的な環境整備を行うことによって良好な居住環境の形成を図る。

都市基盤施設の老朽化が進む市街地においては、都市基盤施設の更新を行う。

また、居住者の高齢化が進む市街地においては、高齢者の日常生活を支える都市機能の導入を図るほか、空き家が増加している市街地においては、既存の住宅ストックの活用促進などを行うことにより、住み続けられる環境の維持に努める。

さらに、空き家や空き地については、実情を踏まえ、除却や利活用などの対策を進める。

一方、既存の集落などの住宅地のうち、工場等が混在している地区や、商業施設や工業施設の立地が進むことにより混在の恐れのある地区においては、地区計画制度や特定用途制限地域制度等を活用し、居住環境の維持・改善を図る。

■ 持続可能な都市づくりに関する方針

健康で快適な生活や持続可能な都市経営を確保するため、福祉・医療・商業などの生活に必要な都市機能を集約する区域や、公共交通の整備状況、災害ハザードエリアの指定状況などを踏まえた居住を誘導する区域の設定について検討を行う。

■ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地やその周辺に残された平地林・斜面林等のまとまりのある緑地については、緑地保全地域制度等を活用して計画的に保全する。

また、良好な自然的景観を形成している緑地などについては、風致地区制度等を活用することによって都市における風致を維持し、潤いのある市街地の形成を図る。

■ 優良な農地との健全な調和に関する方針

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農用地区域として設定されている集団的な優良農地や農業生産基盤整備事業を行った農地は、生産性の高い農業経営を行う上で重要な役割を果たしている。

また、農地は、自然的な要素を有し、都市と農村との連携・共生や地域の活性化を進めるうえでの貴重な資源でもあることから、今後ともこれらの農地の保全に努めるとともに、関係機関と連携しながら、耕作放棄地の適切な土地利用に努める。

特に、久慈川沿いの低地部に広がる農地について積極的に保全し、都市と農村の健全な調和を図る。

■ 災害の防止に関する方針

東日本大震災や平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風をはじめとする過去の経験を教訓とするとともに、災害による被害を最小化する「減災」を基本に、災害への備えや地域防災力の強化を図る。

災害への備えとして、地域防災計画等に基づき防災拠点施設や学校施設、公共施設、公園、緑地などの避難場所、避難路を確保し防災機能を体系的に配置する。

大規模災害時において、早期に緊急輸送道路ネットワークの機能を確保するため、緊急輸送道路の強化や代替路の整備などを進めるとともに、避難や救命・救援活動のための行き止まり・狭隘道路の解消、建築物の不燃化・耐震化を促進する。

また、防災拠点施設や避難場所、橋梁等の道路構造物や上水道施設の長寿命化対策及び耐震化を推進する。

さらに、市街地に隣接する河川や都市下水路の整備を促進し、外水・内水による浸水被害の防止・軽減を図るほか、浸水被害、土砂災害、液状化等の地盤災害などの発生の恐れがある地区については、必要な対策を講じるとともに、必要に応じて災害リスクの低い地区への住宅や施設の移転を検討するなど、地形特性を踏まえた安全な土地利用の誘導を図る。

地域防災力の強化として、各種ハザードマップの活用や避難誘導看板の整備等により、災害発生の恐れのある場所を周知し、住民の防災意識の向上に努める。

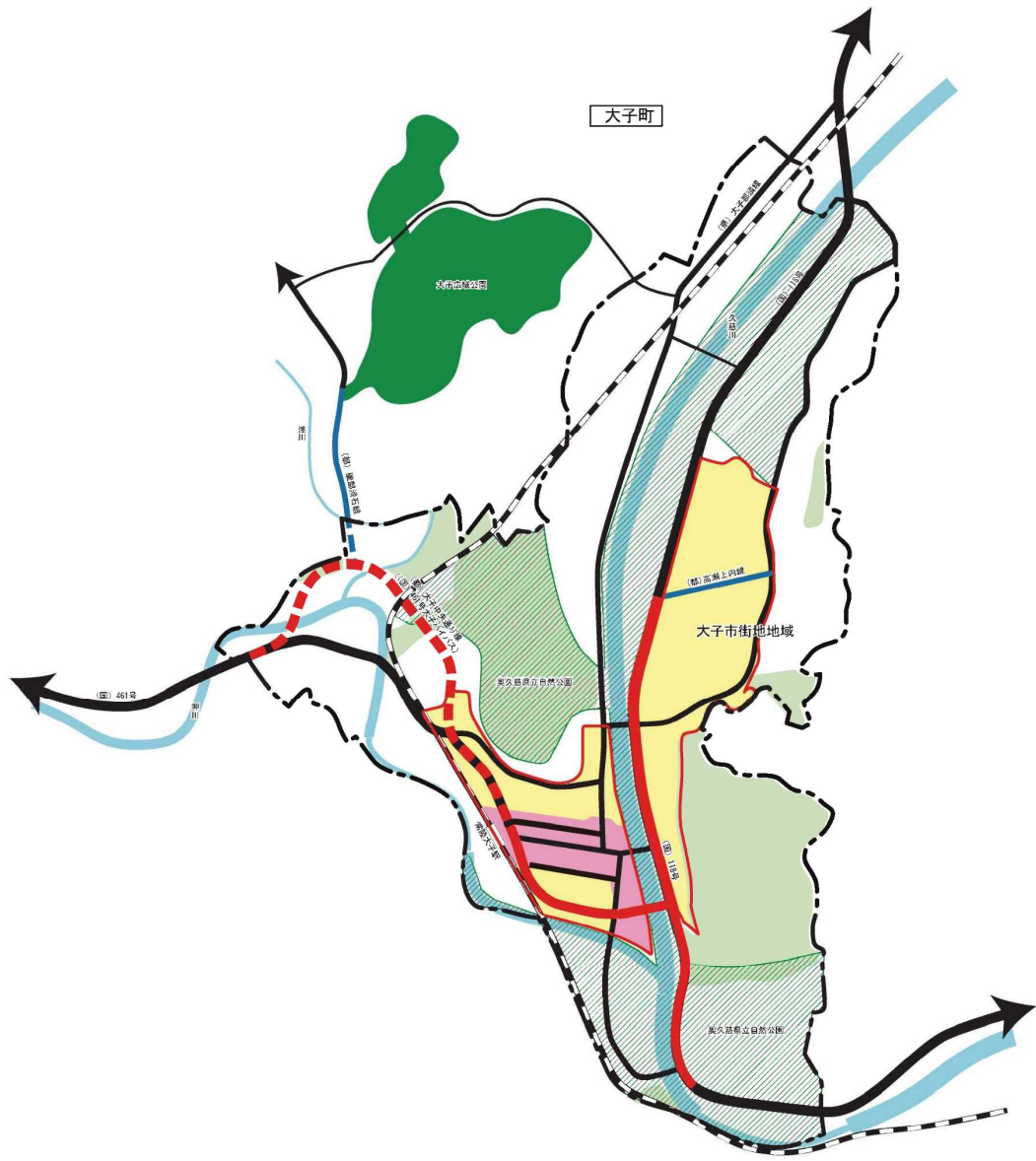
■ 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

既存集落等において、生活利便性の向上や活力の維持を図るための地区計画制度や、良好な居住環境の形成を図るための特定用途制限地域など、地域の実情に応じた適切な制度の活用を検討する。

また、用途地域などの土地利用規制が及ばない地域のうち、開発行為などの都市的土地利用が無秩序に進む恐れがある地域においては、特定用途制限地域などを活用し、秩序ある土地利用を推進する。

なお、商業・業務地等の土地利用を図る必要がある場合は、都市構造等に与える影響を広域的な範囲において十分検証したうえで、用途地域の指定や地区計画制度の活用等を検討する。

大子都市計画区域マスタープラン 附図



<p>凡例</p> <p>【土地利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 商業・業務地 住宅地 	<p>【都市計画道路の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路 主要幹線街路 (整備済) 主要幹線街路 (暫定供用中) 主要幹線街路 (整備中・整備予定) 都市幹線街路 (整備済) 都市幹線街路 (暫定供用中) 都市幹線街路 (整備中・整備予定) その他の道路 道路 (整備済) ※(国):国道,(県):県道,(都):都市計画道路 	<p>その他の都市施設</p> <p>【自然的環境の整備又は保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園緑地等 (整備済) 公園緑地等 (整備中・整備予定) その他の公園緑地等 河川・湖沼 森林地域 	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域 用途地域 	
--	--	---	---	--

(6) 大子町都市計画マスタープラン～自然と共生する豊かな大子～（平成15年）

【目標年次】

平成15年度から令和2年度まで

【都市づくりの理念】

- 豊かな山河が織り成す自然や、袋田の滝をはじめとした観光資源をより一層活かしていく
- 町の活力維持には、交流人口の拡大と密接な関係があることから、広域的な視野から見て町の吸引力を高めながら、交流促進に資する基盤施設整備を進めていく
- 町の活力維持とともに子供からお年寄りまで、各年代がバランスよく、住み続けられる生活重視のまちをつくる
- 地球規模での環境問題への意識の高まりや、自然との共存がまちづくりのテーマとしてより重要になる中で、本町の豊かな自然がそうした志向性を具体的に体現できるものである

【都市づくりの将来像（テーマ）】

『自然と共生する豊かな大子』

【基本方針】











- ①自然環境と共生し質の高い空間あふれる都市づくり
- ②多様な交流を生み出す都市づくり
- ③都市的利便性向上による生活重視の都市づくり

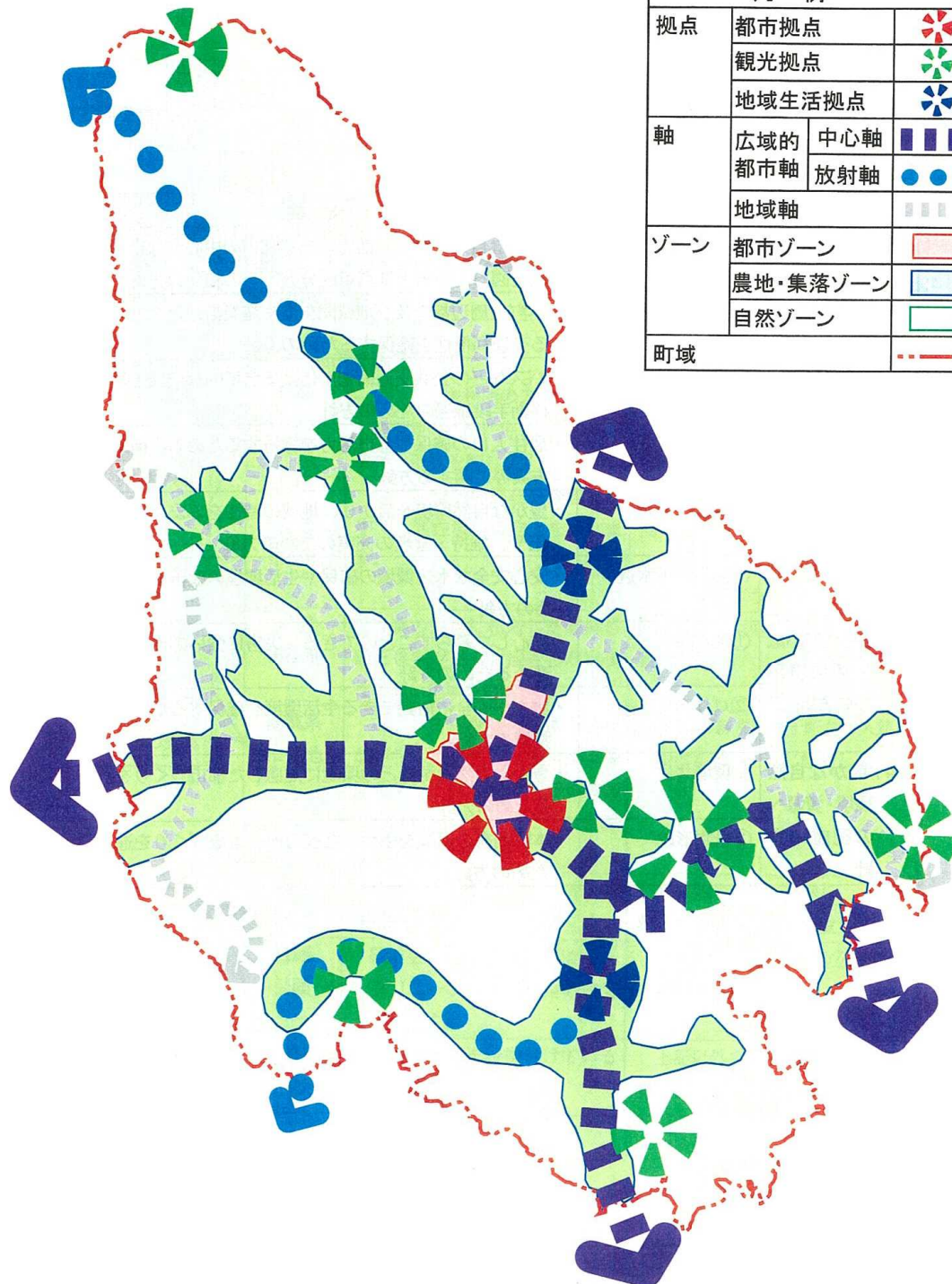
【将来都市構造】

■都市構造の構成要素と配置の考え方

構成		具体的路線、箇所との対応	
拠点	都市拠点	・常陸大子駅周辺	
	観光拠点	・主要な観光施設、資源及び今後計画されている観光施設	
	地域生活拠点	・駅周辺に一定の市街地形成が成されているJR水郡線下野宮駅、上小川駅	
軸	広域的都市軸	中心軸	・国道118号及び国道461号
		放射軸	・周辺都市とアクセスする主要地方道
	地域軸	・中心軸、放射軸を補完する主要地方道、一般県道	
ゾーン区分	都市ゾーン	・常陸大子駅を中心とする市街地の範囲（都市計画区域内）	
	農地・集落ゾーン	・谷戸地に形成される集落地、農地	
	自然ゾーン	・町域内の森林地	

■ 将来都市構造図

凡 例			
拠点	都市拠点		
	観光拠点		
	地域生活拠点		
軸	広域的 都市軸	中心軸	
		放射軸	
	地域軸		
ゾーン	都市ゾーン		
	農地・集落ゾーン		
	自然ゾーン		
町域			

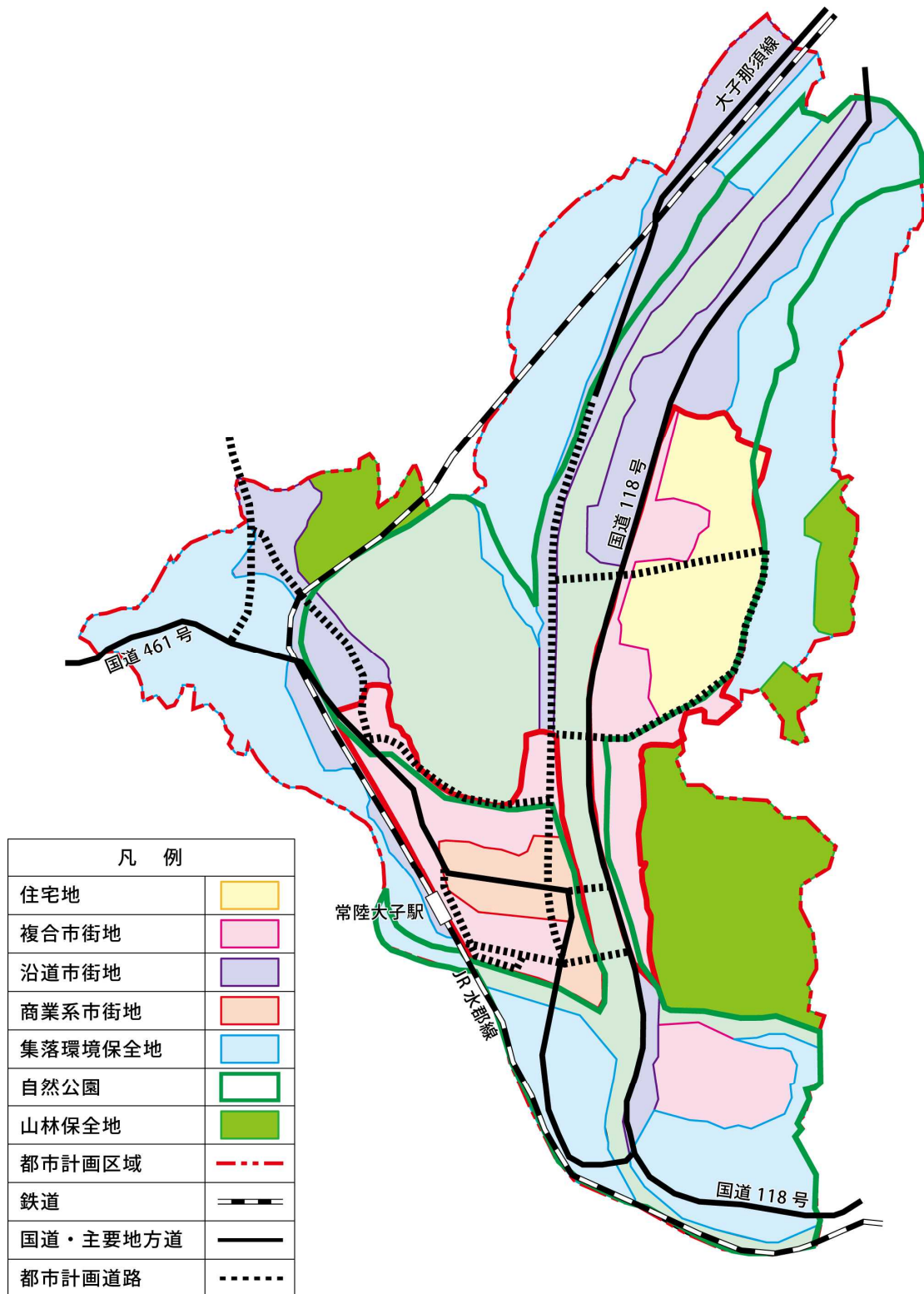


【土地利用の方針】

■土地利用の配置方針

	区分	土地利用の方向	配置方針
住環境の維持・改善	住宅地	市街地の状況に応じた住環境の維持・改善を図る	既に住居系の利用が進んでいる市街地全般に配置する
	複合市街地	公共施設等の混在を許容する中で、居住環境の向上を図る	既存施設の立地状況を踏まえて商業業務地と住宅地及び幹線道路と住宅地の間に相互の緩衝帯として機能するよう配置する
都市活力の維持に資する土地利用の充実	沿道市街地	近隣の生活に密着した商業施設と住宅が適度に混在した利便性の高い地域を形成する	国道等の主要な道路の沿道に配置する
	商業系市街地	主として店舗等の集積を進めながら、広域的にみた観光拠点機能充実とともに、都市及び地域の中心地に相応しい都市活動や賑わいの形成を図る	JR 水郡線常陸大子駅から久慈川にかけての地区一帯に配置する
良好な自然的環境の維持・保全	集落環境保全地	良好な営農環境の維持・充実を図る	集落地や住宅が立地し、一団の農地を含んだ地区に配置する
	自然公園	緑地空間の保全を図りながら、レクリエーション的利用の充実を図る	用途地域指定外の県立公園指定の範囲とする
	山林保全地	市街地景観を特徴付けている山林地を保全する	上記以外の自然的土地利用の範囲とする

■土地利用方針図



(7) 大子町国土強靱化計画（令和2年3月（令和4年2月一部変更））

【基本目標】

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 町政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること
- III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧・復興

「魅力あるストーリーで 新しいまちの景色を創り
未来へつなぐ「DAIGO」の実現

【計画の推進期間】

令和元年度～令和5年度

■リスクシナリオごとの重点化すべき施策群（重点プログラム）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、数年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等生命に係る物資供給の長期停止
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-3	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る	5-5	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-4	重要施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(8) 大子まちなかビジョン (令和3年3月)

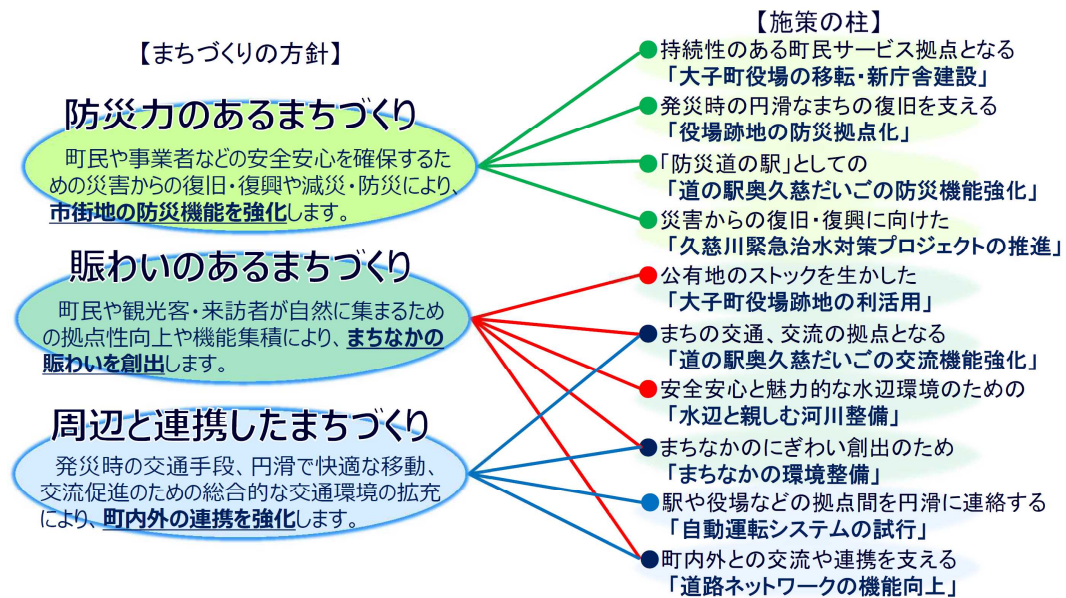
【テーマ・方針】 防災力の強化と賑わいをつくる「大子まちなかビジョン」

- 方針1 : 防災力のあるまちづくり
- 方針2 : 賑わいのあるまちづくり
- 方針3 : 周辺と連携したまちづくり

【今後のまちづくりにおけるターゲット】

今後のまちづくりのターゲットは、『定住人口』及び『交流人口、関係人口』とし、第1段階で『定住人口』（町民など）が安心して快適に暮らせるような居住環境を整備することで、第2段階として『交流人口、関係人口』（観光客や地域に関わりがある人など）が訪れたいくなるようなまちなかの魅力向上を目指します。

【まちづくりの方向性】



【まちづくりの施策とターゲット】

まちづくりの方針	施策	主なターゲット
方針1 防災力のあるまちづくり	・大子町役場の移転・新庁舎建設	【第1段階】 定住人口 (町民など)
	・大子町役場跡地の防災拠点化 ・道の駅奥久慈だいの防災機能強化	
	・河川改修 ・治水対策の推進 ・橋梁の整備	
方針2 賑わいのあるまちづくり	・大子町役場跡地の利活用(交流機能) ・道の駅奥久慈だいの交流機能強化	【第2段階】 交流人口 (観光客など) 関係人口 (地域に関わりがある人など)
	・水辺と親しむ環境整備	
	・まちなかの環境整備	
方針3 周辺と連携したまちづくり	・道路ネットワークの機能向上	
	・公共交通実証実験 ・自動運転システムの試行	

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料編

第2章

各種基礎的データの収集・整理と現状把握



第2章 各種基礎的データの収集・整理と現状把握

1. 大子町の概況

(1) 位置・地勢

本町は茨城県の最北西端で、北は八溝山系を境に福島県、西は栃木県、東は茨城県常陸太田市、南は茨城県常陸大宮市にそれぞれ境を接しています。

町域は東西 19 km、南北 28 kmで、総面積は 325.76 km²と県全体の約 20 分の 1 を占めており、面積の約 8 割は、八溝山系と阿武隈山系からなる山岳地で、八溝山、男体山など県内有数の秀峰を擁しています。

この山あいから流れる中小河川は数多く、これらは源を福島県に発して町の中央部を流れる久慈川に注いでいます。この各河川に沿って、狭あいながらも耕地が開け、人家が集落を形成しています。

本町は水戸市の北約 55 km、栃木県宇都宮市の北東約 70 km、福島県郡山市の南約 80 kmの地点にあり、水戸市と郡山市は国道 118 号及び JR 水郡線で結ばれ、ほぼその中間点に位置し、宇都宮市とは国道、主要地方道などで結ばれています。



(2) 沿革

本町は、もと陸奥国白河郡に属し「倭名類聚抄」のいわゆる白河郡 17 郷のうち八溝山東南の地でした。

明治 22 年 4 月 1 日の市町村制実施により、大子村、依上村、黒沢村、宮川村、袋田村、生瀬村、上小川村、下小川村、諸富野村が誕生し、更に明治 23 年 8 月 7 日に依上村が分村して佐原村が生まれ、その翌年の 8 月 1 日に大子村が大子町として町制を施行しました。

昭和 28 年 9 月の町村合併促進法の施行に伴い、諸富野村が昭和 30 年 2 月 12 日に那珂郡山方町と、久慈郡下小川村に分村して合併し、その後、昭和 30 年 2 月 24 日大子町と 8 か村（下小川村は那珂郡山方町と大子町に分村）が一斉に合併会議を行い、同年 3 月 31 日に大子町が発足し、現在の形となりました。

町の発展を担う交通網の形成は、昭和 2 年に水郡線常陸大子駅が開設され、翌年には全線が開通しました。また、国道 118 号バイパス等を中心にした道路網の整備が昭和 40～50 年代に整備されています。



(3) 都市計画

常陸大子駅周辺に小規模な市街地が形成され、町域の一部である 540ha（行政面積の 1.7%）が都市計画区域となっており、本町は市街化区域と市街化調整区域の区分（線引き）が定められていない非線引き都市です。また、都市計画区域のうち 17.2%である 93ha に用途地域が指定されており、一定のまとまりを持ったコンパクトな市街地が形成されています。

都市計画区域内の人口は 4,206 人（26.7%）、都市計画区域外の人口は 11,530 人（73.3%）となっています。

■ 区域区別の面積・人口

区域区分	面積(ha)	人口(人)
大子町（行政区域）	32,576 100.0%	15,736 100.0%
都市計画区域	540 1.7%	4,206 26.7%
用途地域	93 17.2%	- -
白地地域	447 82.8%	- -
都市計画区域外	32,036 98.3%	11,530 73.3%

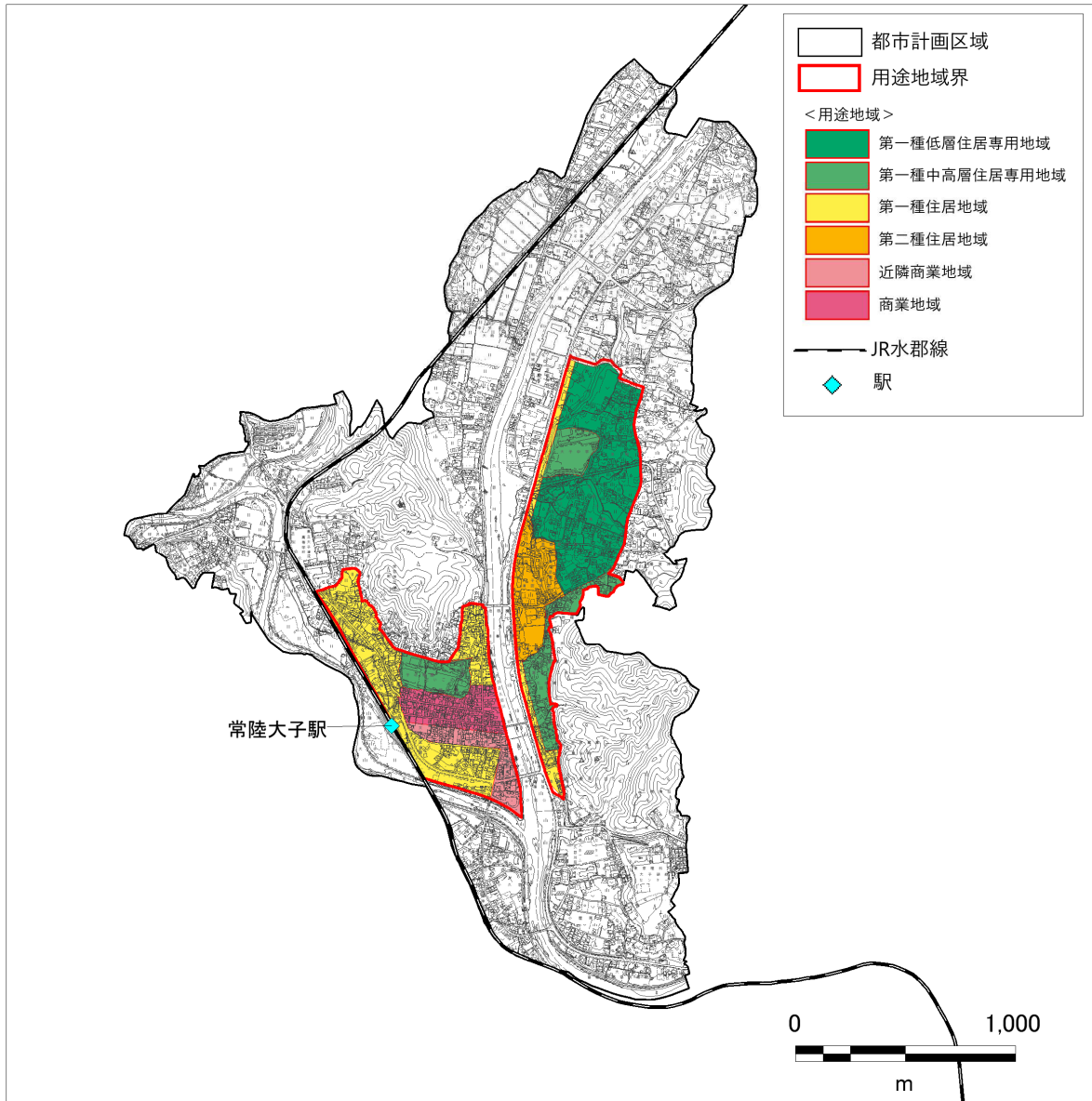
出典：都市計画基礎調査（令和4年）、国勢調査（令和2年）

■ 用途地域の面積

	面積(ha)	割合(%)
第一種低層住居専用地域	31	33.3%
第二種低層住居専用地域	0	0.0%
第一種中高層住居専用地域	15	16.1%
第二種中高層住居専用地域	0	0.0%
第一種住居地域	26	27.9%
第二種住居地域	9	9.5%
準住居地域	0	0.0%
田園住居地域	0	0.0%
近隣商業地域	5	5.8%
商業地域	7	7.4%
準工業地域	0	0.0%
工業地域	0	0.0%
工業専用地域	0	0.0%
計	93	100.0%

出典：大子町都市計画資料

■用途地域図



出典：大子町都市計画資料を基に作成

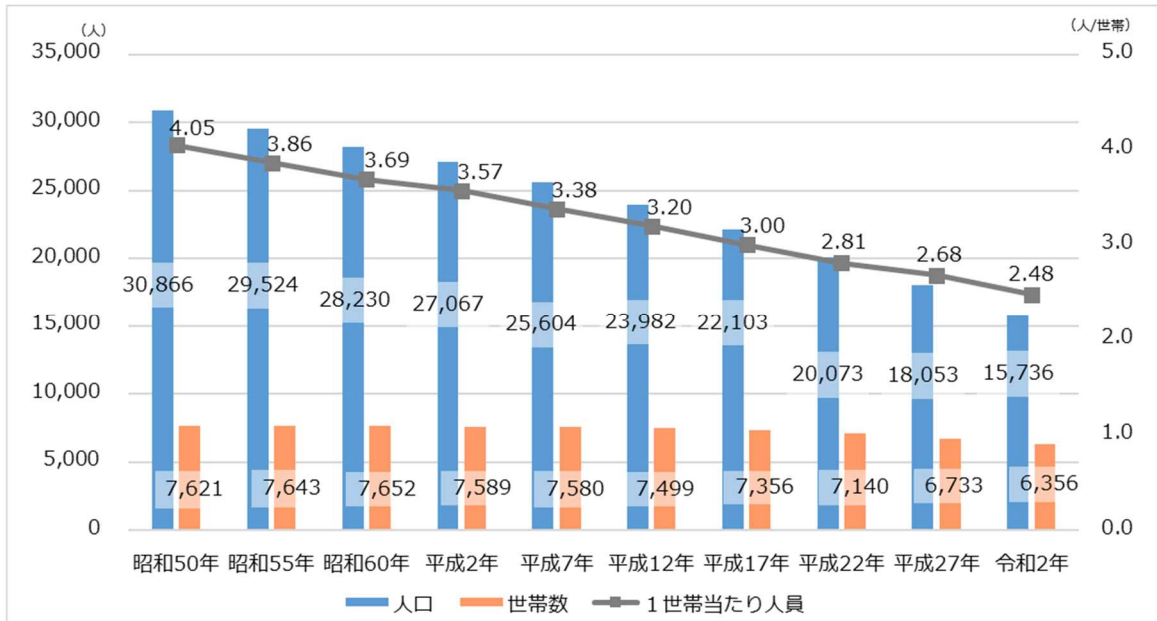
(4) 人口及び世帯数

本町の人口は減少傾向が続いており、令和2年には昭和50年の約半分である15,736人にまで減少しています。

世帯数も同様に緩やかな減少が続いており、令和2年には6,356世帯となっています。1世帯当たり人員についても減少傾向が続き、令和2年には2.48人/世帯となっています。

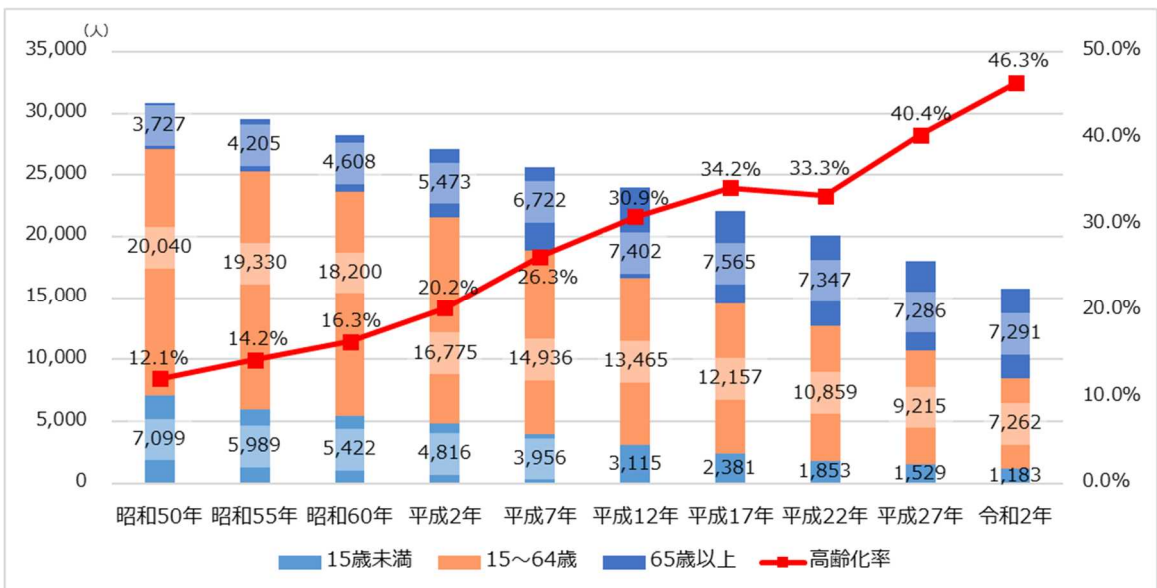
年齢別に人口の推移をみると、15歳未満及び15～64歳人口が著しく減少する一方で、65歳以上人口が増加しており、令和2年における高齢化率は46.3%となっています。

■ 町全体の人口及び世帯動向



出典：国勢調査

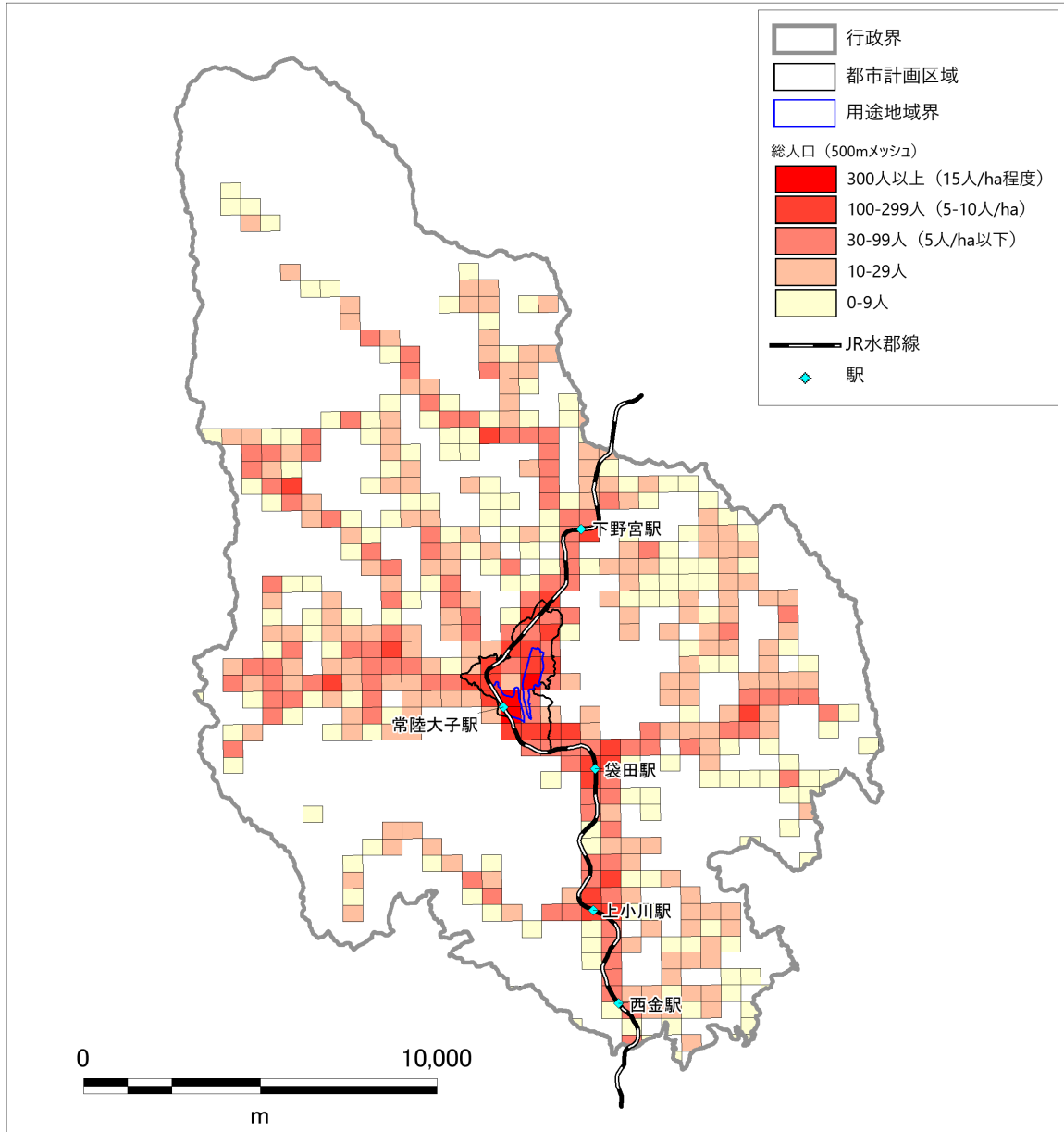
■ 年齢別人口の推移



出典：国勢調査

令和 2 年の国勢調査によると、都市計画区域内に人口が集中しているほか、鉄道の駅周辺、国県道沿いに人口が集積しています。300 人以上のメッシュ（15 人/ha 程度）が見られるのは常陸大子駅周辺のみとなっています。

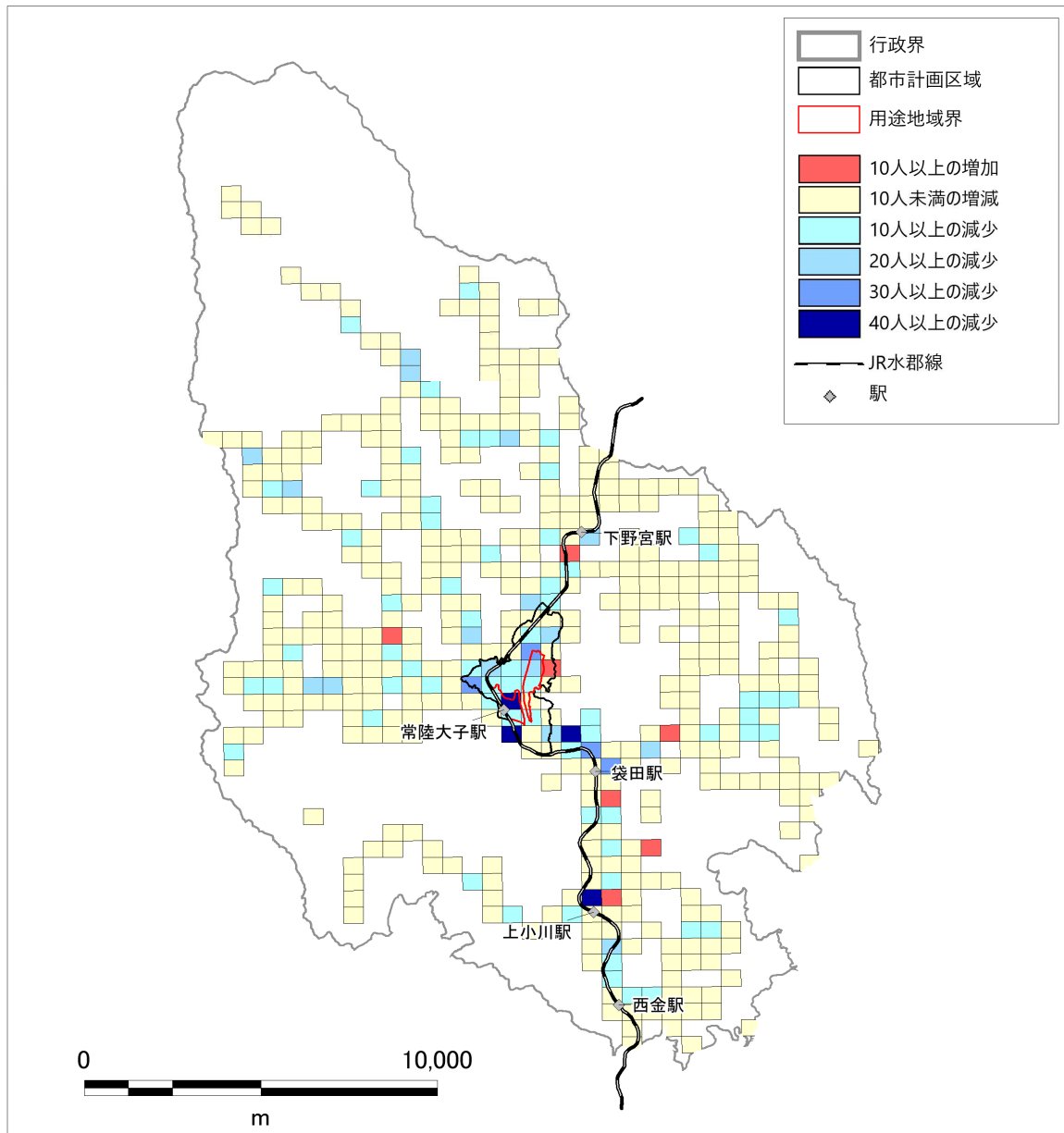
■ 500mメッシュ別 総人口 令和 2 年（町全体）



出典：国勢調査（令和 2 年）を基に作成

平成27年から令和2年の人口の増減をみると、都市計画区域内の大部分において、人口が減少傾向にあります。10人以上の増加が見られるのは、下野宮駅、袋田駅、上小川駅といった駅周辺や市街地では池田地区周辺において増加しています。

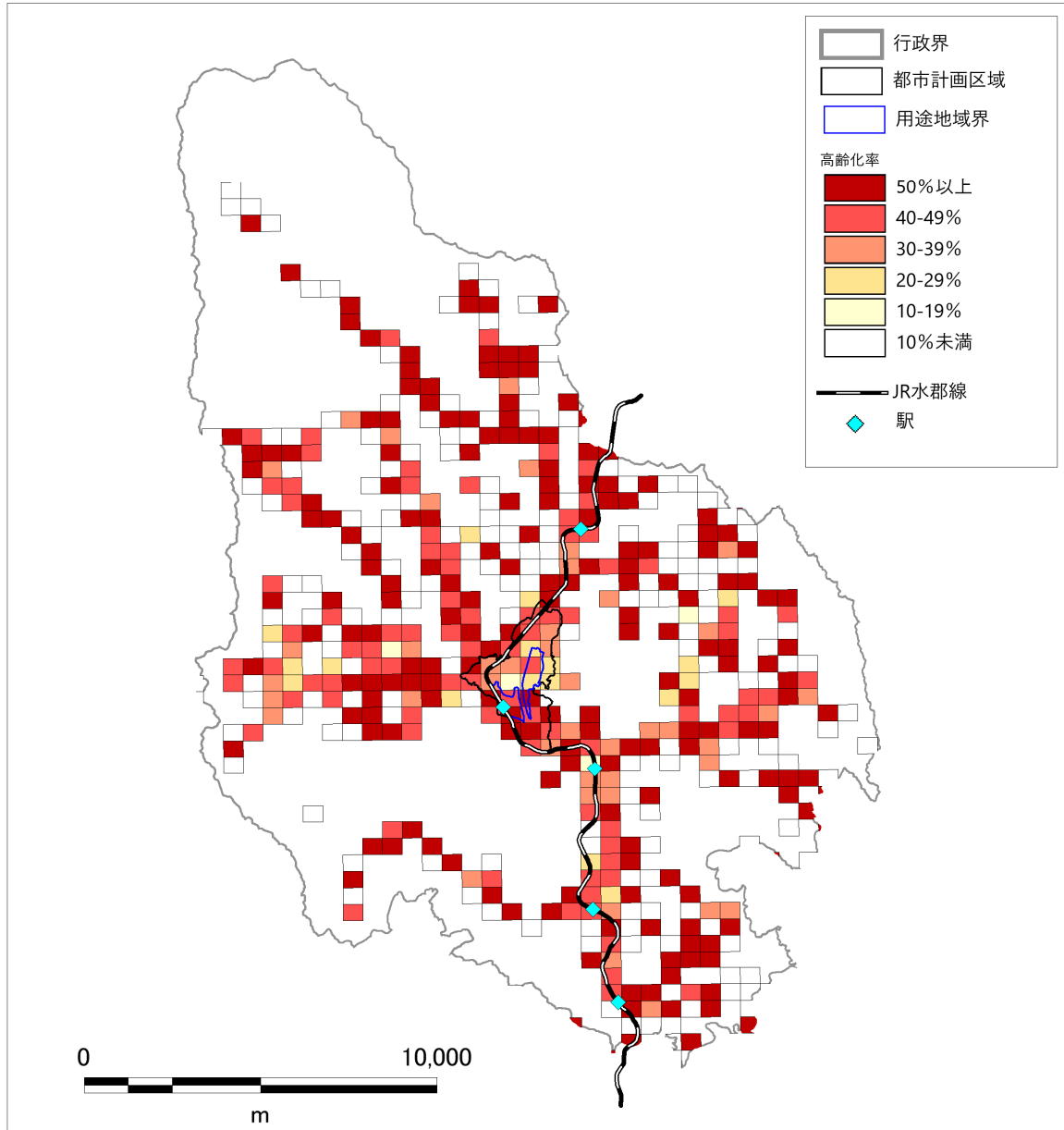
■500mメッシュ別 平成27年～令和2年人口増減（町全体）



出典：国勢調査（平成27年、令和2年）を基に作成

500mメッシュ別に高齢化率を見ると、高齢化率が 50%以上のメッシュも多く見られます。(500mメッシュ内の人口が少ないために秘匿処理され、年齢別のデータを持っていないメッシュが多くなっており、実態よりも 10%未満のメッシュが多くなっている可能性があります。)

■ 500mメッシュ別 高齢化率 (町全体)

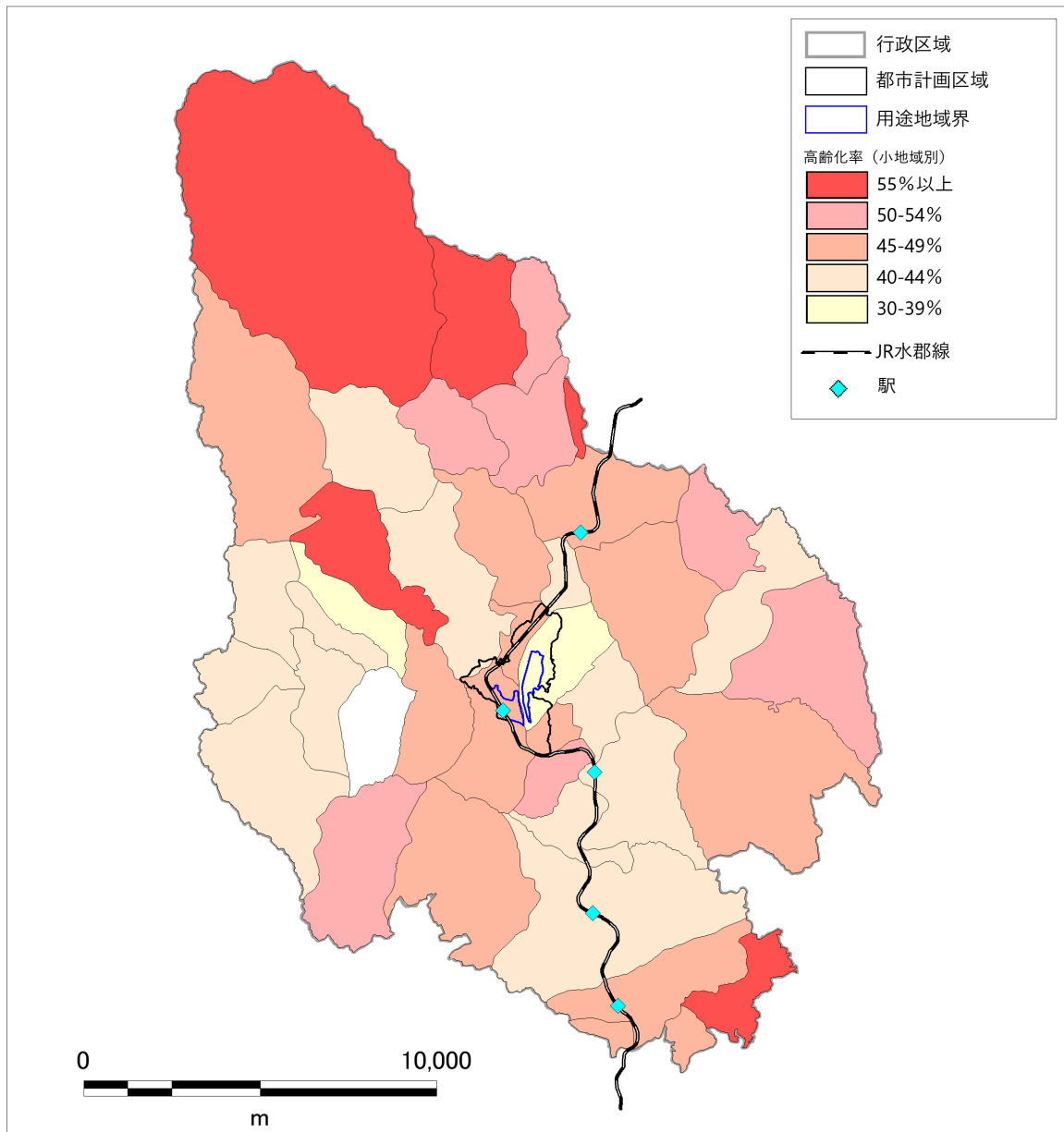


出典：国勢調査（令和2年）を基に作成

※10%未満のメッシュには秘匿処理されているものを含む

小地域別に高齢化率を見ると、全ての小地域において高齢化率が30%以上となっています。大字上野宮、大字中郷、大字高田、大字初原、大字北富田では高齢化率が55%以上となっています。都市計画区域内においては、大字池田の高齢化率が比較的低くなっています。

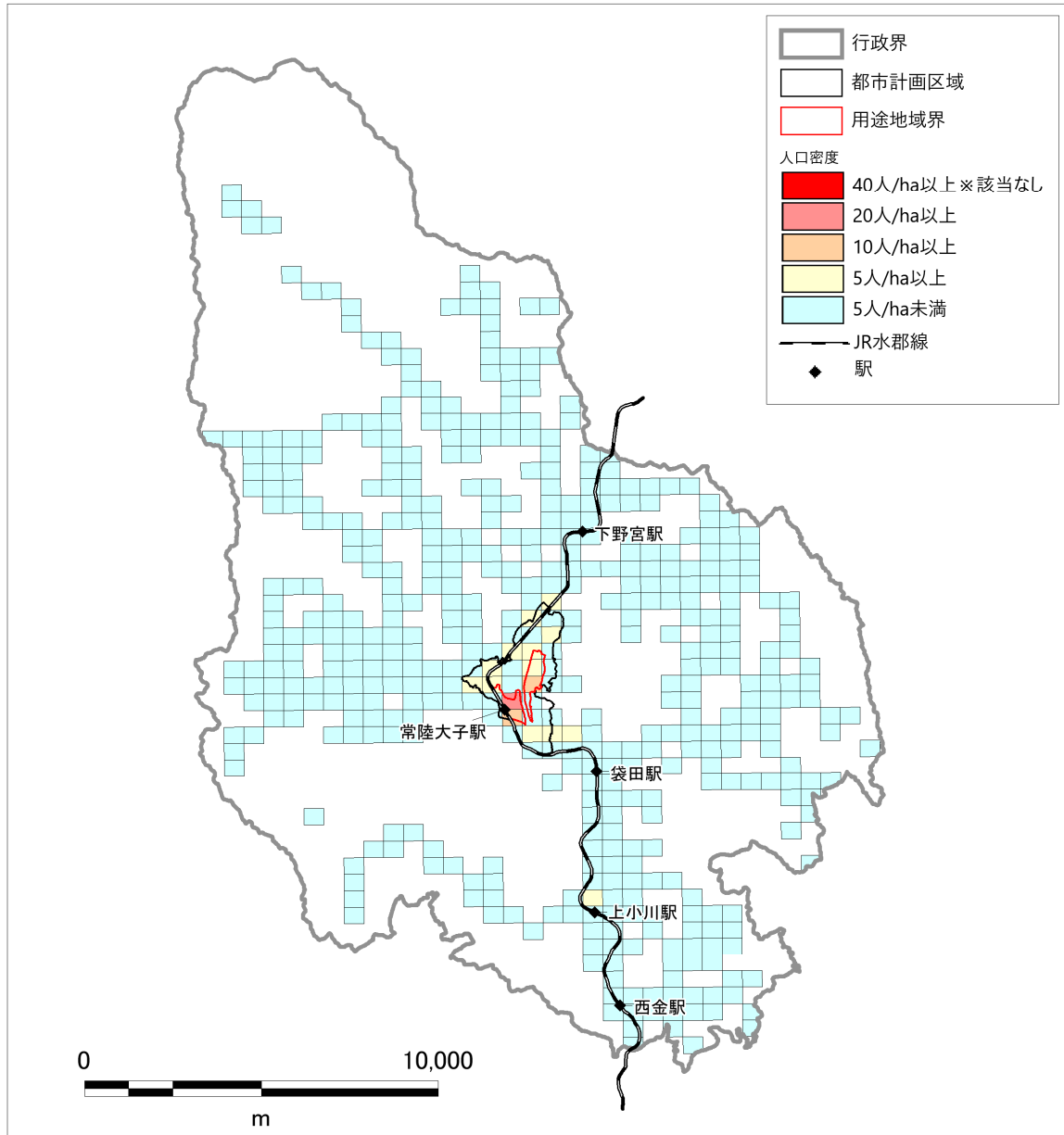
■小地域別高齢化率（町全体）



出典：国勢調査（令和2年）を基に作成

500mメッシュ別に人口密度を見ると、非線引き都市の望ましい人口密度とされる 40 人/ha を満たすメッシュは見られません。常陸大子駅前の一部において 20 人/ha 以上のメッシュが見られますが、大部分が 5 人/ha 未満を示す青色であり、全体的に低密度に人口が分布している状況です。

■ 500mメッシュ別 人口密度 (町全体)



出典：国勢調査（令和2年）を基に作成

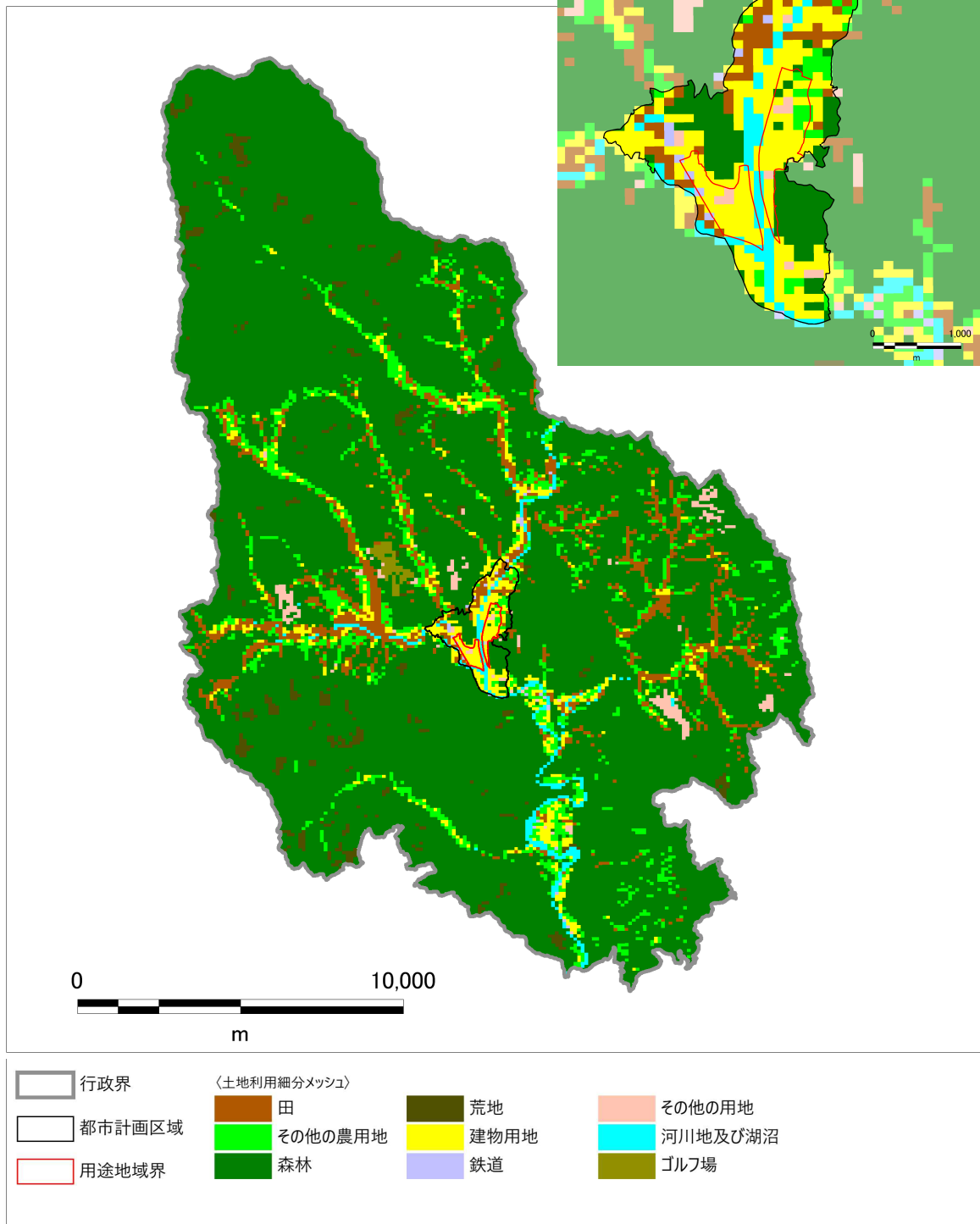
区域設定の指標となる人口密度
 ・非線引き市街地の望ましい人口密度： 40 人/ha (※1)

(※1) 都市計画運用指針において既成市街地の人口密度の基準である 40 人/ha を下回らないこととすべきとされる

(5) 土地利用現況

土地利用を見ると、町域の大部分が森林となっています。河川沿いに市街地が形成され、その周辺に農用地や田が広がっています。

■土地利用細分メッシュ（町全体）

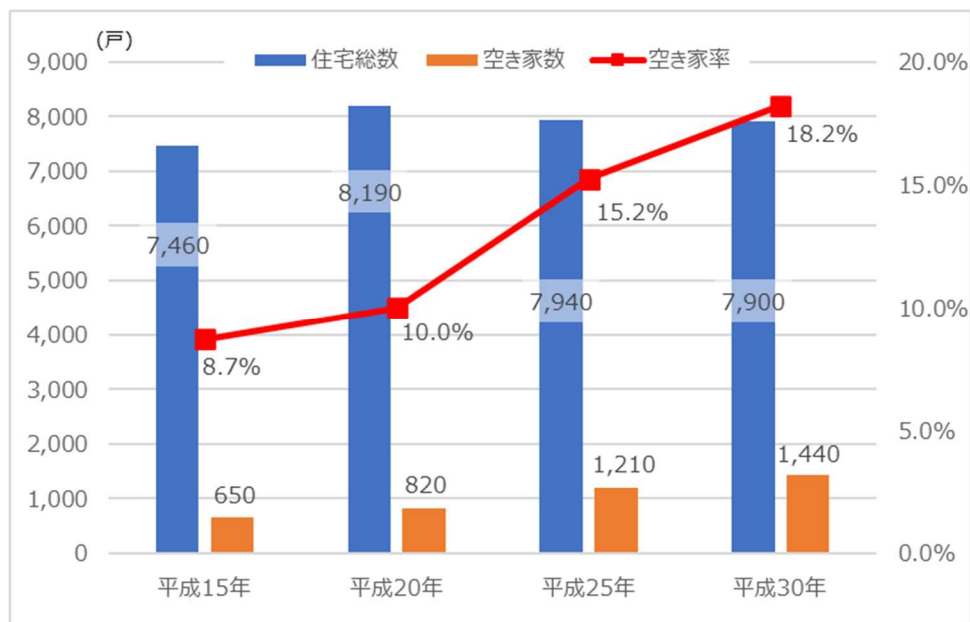


出典：国土数値情報 土地利用細分メッシュ（令和3年）を基に作成

(6) 空き家

住宅・土地統計調査によると、平成 30 年時点の町内住宅総数は 7,900 戸、そのうち空き家数は 1,440 戸であり、空き家率は 18.2%となっています。住宅総数はここ 10 年間、8,000 戸程度で推移しており、あまり大きな変化はありませんが、空き家の数は 10 年で約 1.8 倍に増えており、空き家率も増加傾向にあります。

■ 住宅総数・空き家数及び空き家率の推移



出典：住宅・土地統計調査（平成 15 年～平成 30 年）

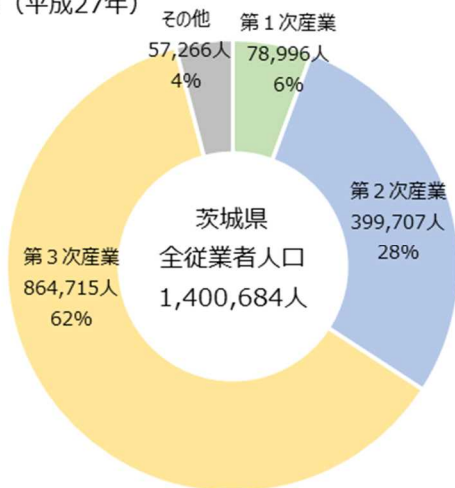
(7) 産業・経済

令和2年国勢調査によると、本町の就業人口は7,707人です。内訳は、第1次産業が1,113人（14.4%）、第2次産業が2,306人（29.9%）、第3次産業が4,220人（54.8%）となっています。茨城県と比較すると、本町は第1次産業の占める割合が大きい点が特徴です。

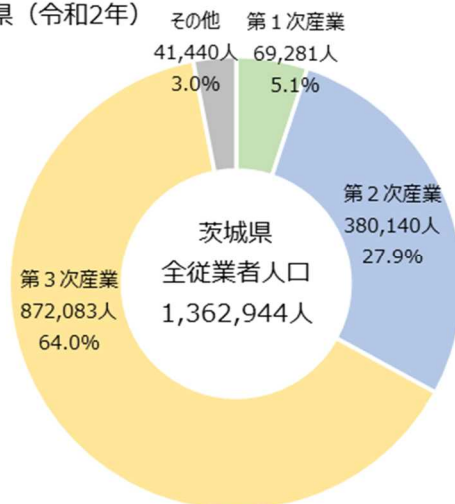
また、平成27年の本町の就業人口と比較すると、全就業人口が1,000人以上減少しています。

■産業分類別就業人口・構成比

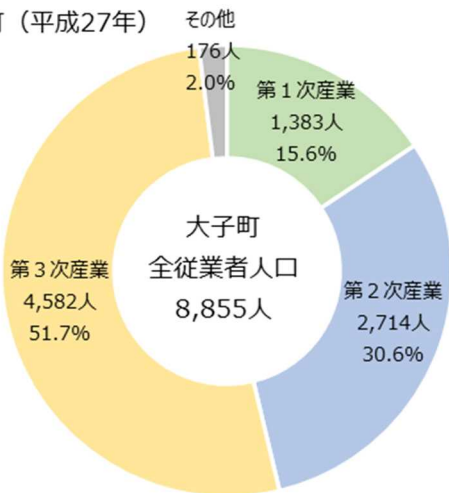
茨城県（平成27年）



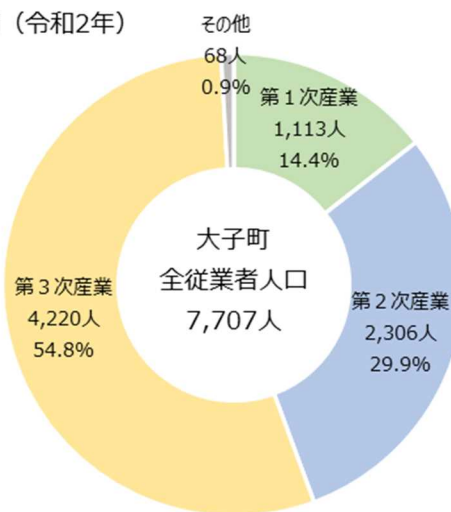
茨城県（令和2年）



大子町（平成27年）



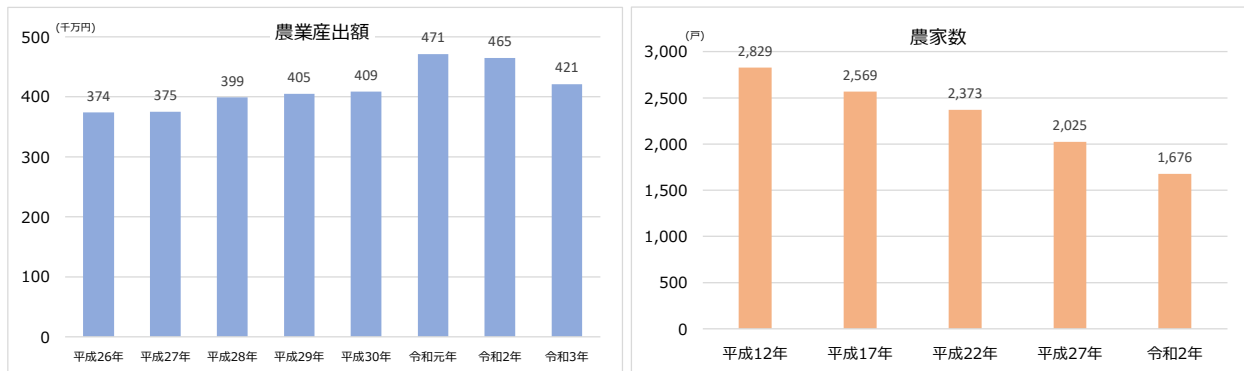
大子町（令和2年）



出典：国勢調査（平成27年、令和2年）

① 第1次産業

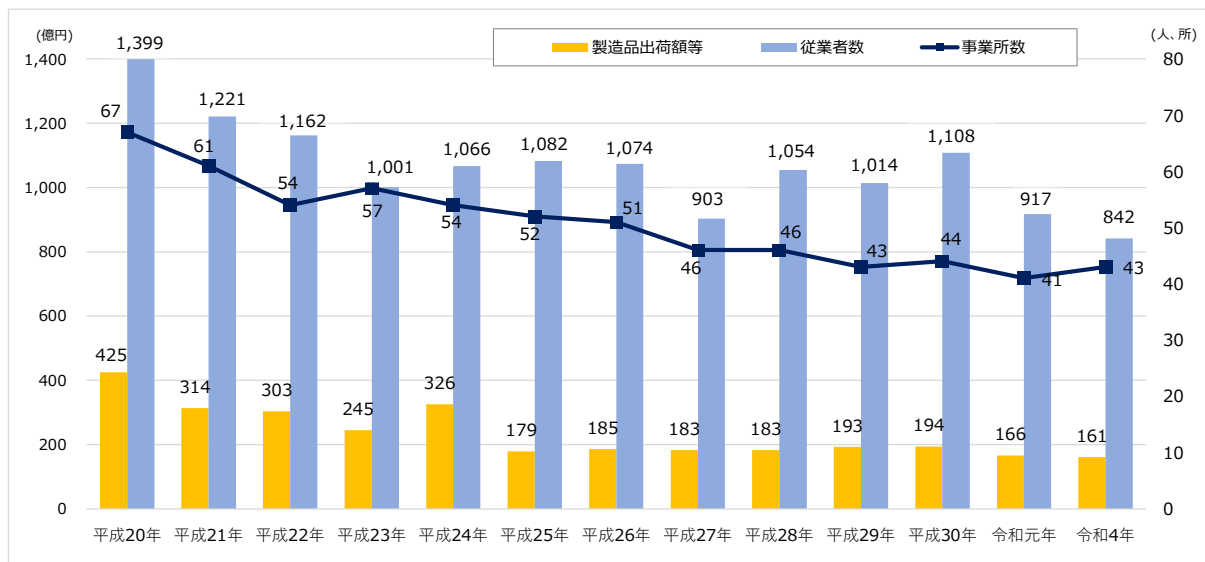
本町の農業産出額は令和元年に大きく増加しましたが、以降は減少傾向にあります。令和3年は前年に比べてやや減少しましたが、平成26年と比較すると約5億円増加しています。一方、農家数は年々減少しており、平成12年と比較して、令和2年は1,000戸以上減少しています。



出典：農林水産省 市町村別農業産出額（推計）（平成26年～令和3年）、
農林業センサス（平成12年～令和2年）

② 第2次産業

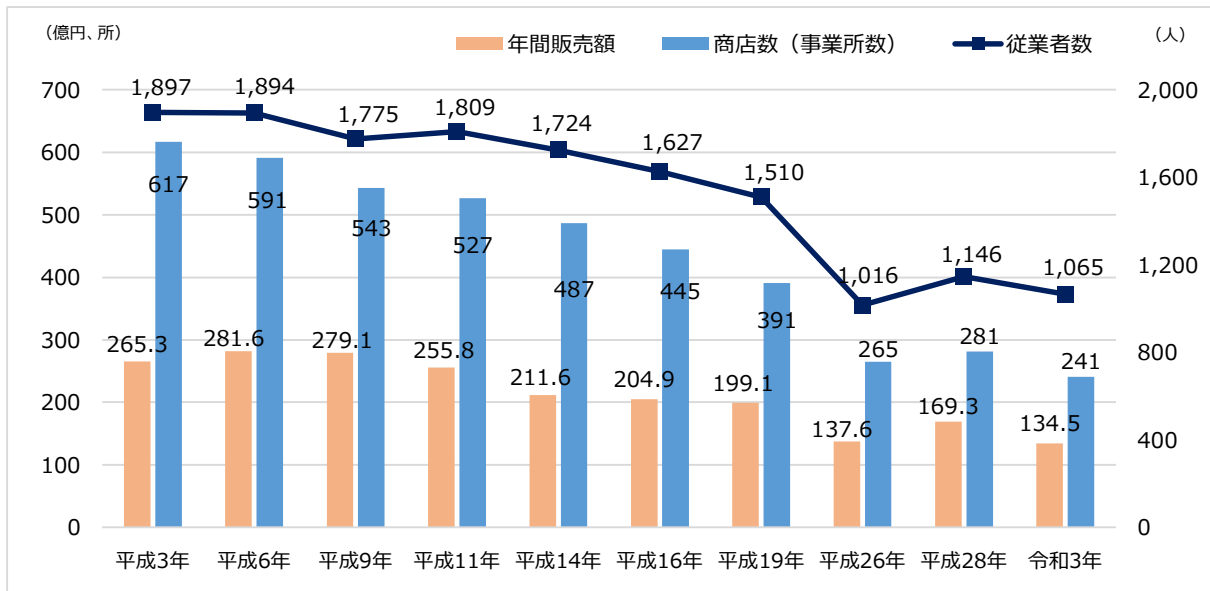
本町の製造品出荷額は、平成20年以降減少傾向にあり、近年はより顕著になっています。従業者数や事業所数も同様に減少傾向にありますが、近年の事業所数はほぼ横ばいで推移しています。



出典：工業統計調査（平成20年～令和元年）、経済構造実態調査（令和4年）

③第3次産業

本町の年間販売額、商店数（事業所数）及び従業者数のいずれも減少傾向にあり、平成3年に617所あった商店数（事業所数）は令和3年には241所にまで減少しています。



出典：商業統計調査（平成3年～平成26年）、経済センサス（平成28年、令和3年）

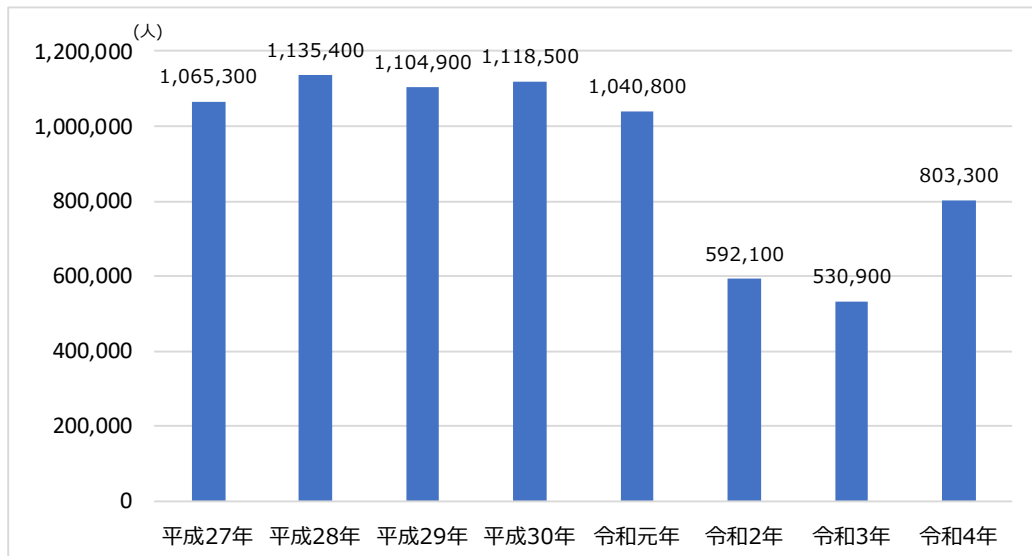
※調査の改定、変更により平成19年と平成26年の値は接続していない

(8) 観光

本町には袋田の滝や温泉といった自然を生かした観光施設や、りんごや奥久慈しゃもといった特産品など、多くの観光資源を有しています。

本町の観光客数を見ると、令和元年頃までは年間110万人程度で推移していましたが、コロナ禍等の影響を受け、令和2年から令和3年には約半数にまで減少しました。令和4年には年間80万人まで回復しています。

■ 観光入込客数の推移（大子町）



出典：茨城県観光客動態調査（平成27年～令和4年）

※観光入込客：日常生活圏以外の場所へ旅行し、そこでの滞在が報酬を得ることを目的としない観光地点及び行祭事・イベントを訪れた者

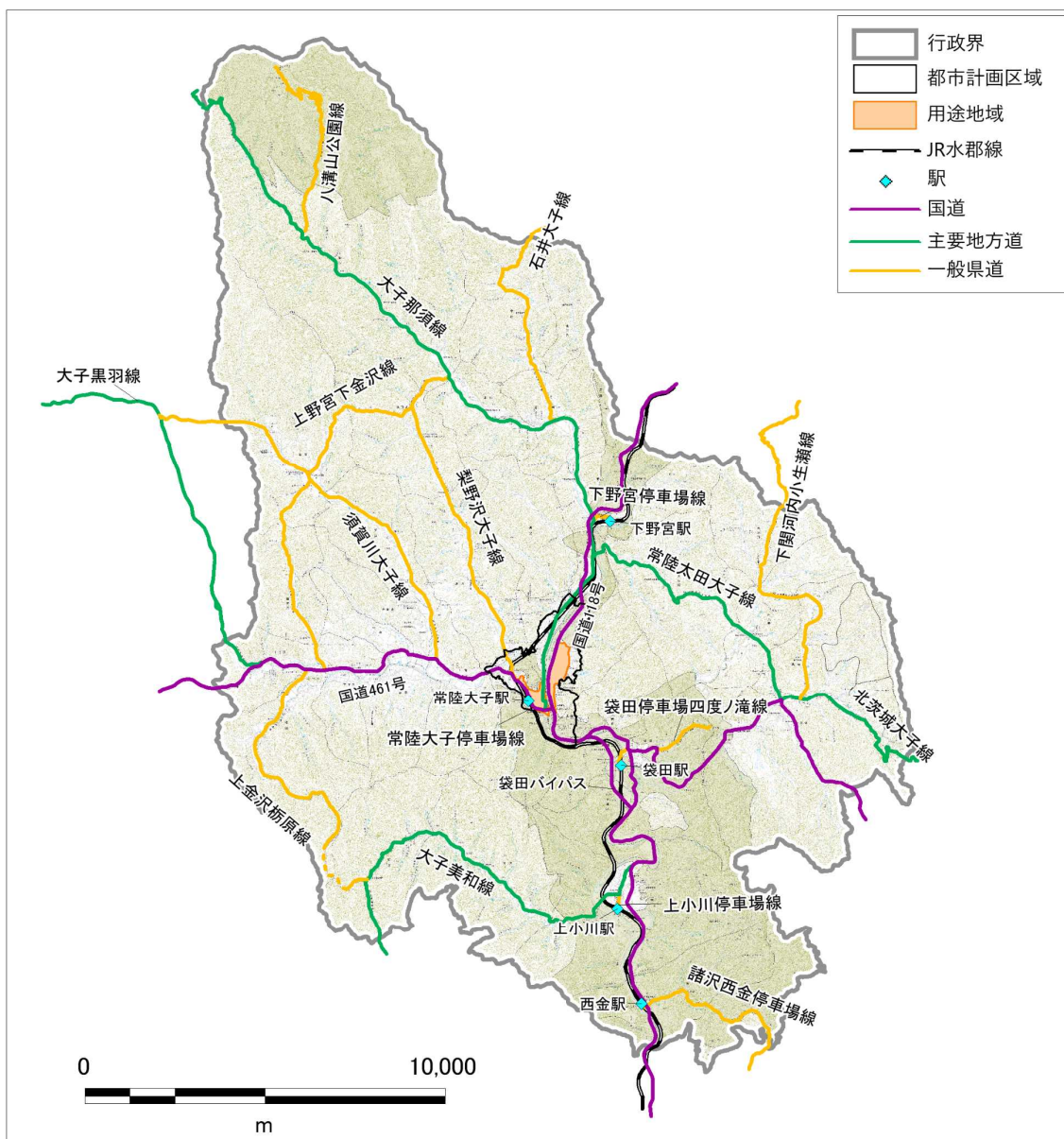
※観光入込客数：都道府県の観光地点を訪れた観光入込客をカウントした値で、例えば1人の観光入込客が当該都道府県内の複数の観光地点を訪れたとしても1人・回と数える。

(9) 交通

① 道路網

本町の主要な道路網としては、国道 118 号が南北に縦断、国道 461 号が東西に横断しており、周辺の都市と結ばれています。

■ 道路網（国県道）



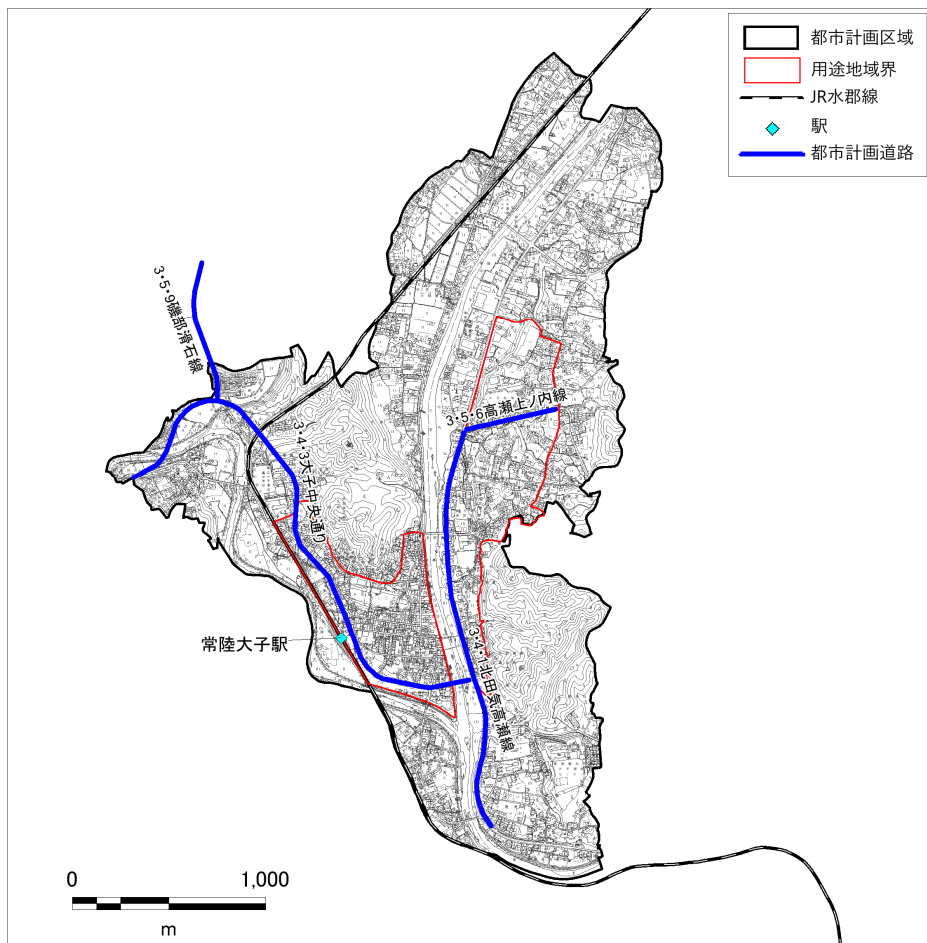
②都市計画道路

本町の都市計画道路としては、3・4・1 北田気高瀬線、3・4・3 大子中央通り線、3・5・6 高瀬上ノ内線、3・5・9 磯部滑石線の4路線が都市計画決定されています。そのうち、北田気高瀬線及び高瀬上ノ内線の2路線は進捗率 100%となっています。

番号・施設名	事業主体	幅員 (m)	延長 (m)				進捗率
			計画延長	うち改良済 (完成)	うち改良済 (暫定)	うち概成済	
3・4・1 北田気高瀬線	県	16.0	2,100.0	2,100.0	—	—	100%
3・4・3 大子中央通り線	県	17.0	2,920.0	790.0	—	—	27%
3・5・6 高瀬上ノ内線	町	12.0	480.0	480.0	—	—	100%
3・5・9 磯部滑石線	県	14.0	740.0	630.0	—	110.0	85%

- 改良済：道路用地が計画幅員のとおりに確保されており、一般の通行の用に供している道路延長
- 概成済：改良済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしている現道（概ね計画幅員の2/3以上又は4車線以上の幅員を有する道路）を有する区間で、その現道に対応する都市計画道路延長

■都市計画道路分布図



出典：都市計画基礎調査（令和4年）を基に作成

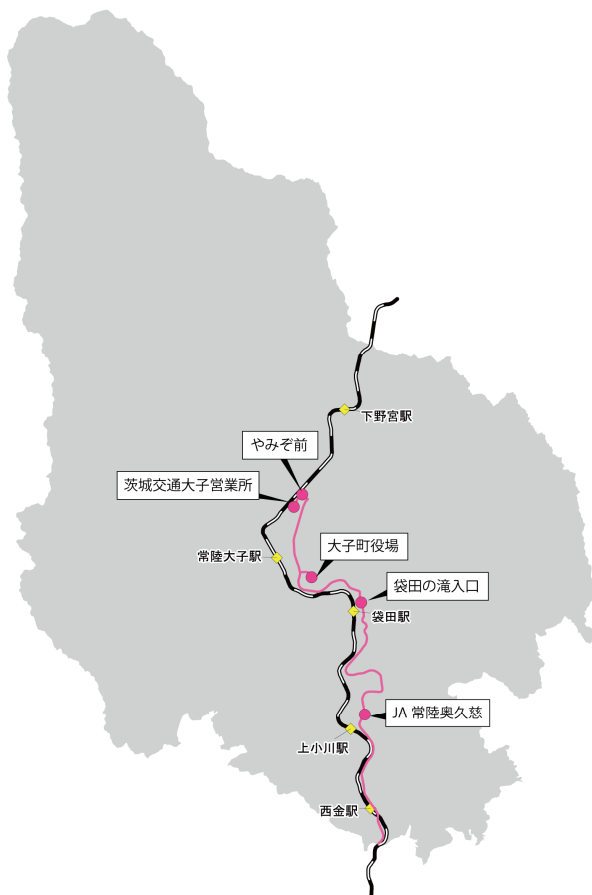
③公共交通

本町の公共交通としては、町の中央を JR 水郡線が縦断しており、水戸と郡山を結んでいます。町内には西金駅、上小川駅、袋田駅、常陸大子駅、下野宮駅の5つの駅があります。

また、茨城交通による路線バスが運行されているほか、町民無料バス「みどり号」、東京駅間的高速バスが運行されています。

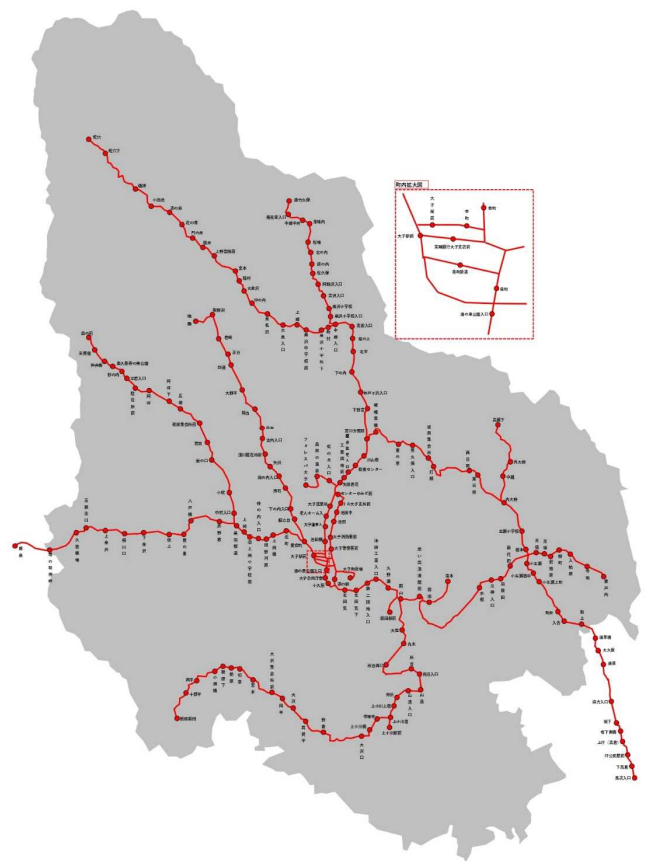
さらに、持続可能な公共交通体系の再構築に係る新たな移動手段として、AI 乗合タクシー及びカーシェアリングが令和2年10月1日から令和3年9月30日までの実証実験を経て、令和3年10月1日から本格運行されています。

■ JR 水郡線・茨城交通高速バス路線概要図



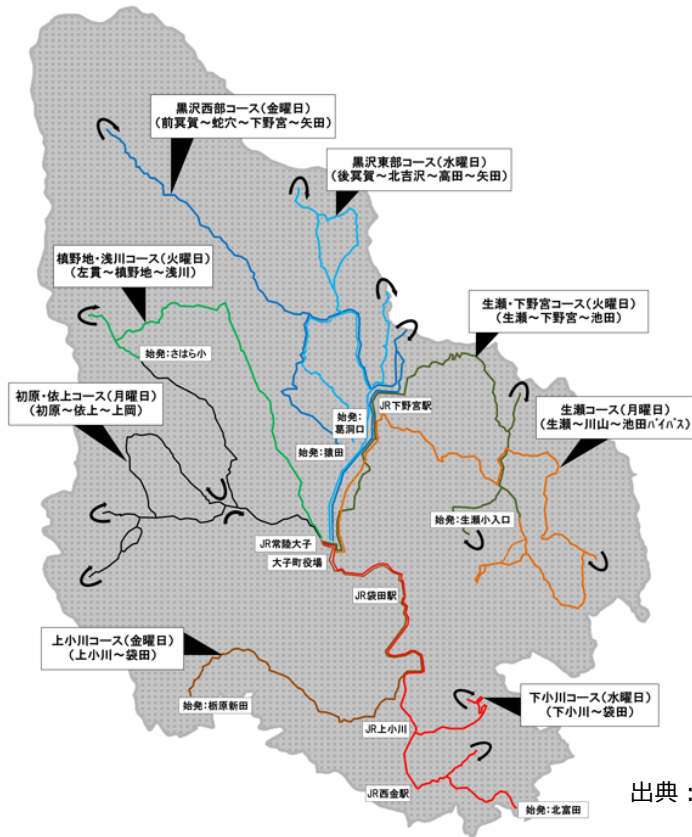
出典：茨城交通ホームページを基に作成（令和5年11月時点）

■ 路線バス路線概要図



出典：大子町ホームページ（令和5年11月時点）

■みどり号（町民無料バス）路線概要図



出典：大子町ホームページ（令和5年11月時点）

■大子町 AI 乗合タクシー

<p>日中 AI 乗合タクシー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運行日時：月曜日、水曜日、金曜日、土日祝日 ※年末年始運休 9:00～17:00 ・運行区間：町内の指定乗降場所間 ・運賃：1人につき1回300円（未就学児：無料 小学生～高校生、障がい者及び介助者：100円/回） ・予約方法：インターネット専用サイト ※平日日中のみ電話予約可能 ・予約受付時間：前日の0:00～運行終了時間（17:00） ※電話予約開始は当日8:30～
<p>夜間 AI 乗合タクシー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運行日時：金曜日、土曜日、祝日前日 ※年末年始運休 17:00～23:00 ・運行区間：町内の指定乗降場所間 ・運賃：1人につき1回500円（未就学児：無料 小学生～高校生、障がい者及び介助者：200円/回） ・予約方法：インターネット専用サイト ・予約受付時間：前日の0:00～当日の22:00

出典：大子町ホームページ（令和5年11月時点）

■カーシェアリング

無人のレンタカーシステムにより、観光やビジネス等で町内の移動に利用できます。また、災害時には、避難所等でバックアップ電源として使用します。

<p>カーシェアリング</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運行日時：全日利用可能 ・料金：15分当たり200円から ・配置場所：JR常陸大子駅構内2台 ・予約方法：インターネット専用サイト（事前登録が必要）
-----------------	--

出典：大子町ホームページ（令和5年11月時点）

観光おすすめ乗降場所

1 大子駅前
2 大子駅前
3 大子駅前
4 大子駅前
5 大子駅前
6 大子駅前
7 大子駅前
8 大子駅前
9 大子駅前
10 大子駅前
11 大子駅前
12 大子駅前
13 大子駅前
14 大子駅前
15 大子駅前
16 大子駅前
17 大子駅前
18 大子駅前
19 大子駅前
20 大子駅前
21 大子駅前
22 大子駅前
23 大子駅前
24 大子駅前
25 大子駅前
26 大子駅前
27 大子駅前
28 大子駅前
29 大子駅前
30 大子駅前
31 大子駅前
32 大子駅前
33 大子駅前
34 大子駅前
35 大子駅前
36 大子駅前
37 大子駅前
38 大子駅前
39 大子駅前
40 大子駅前
41 大子駅前
42 大子駅前
43 大子駅前
44 大子駅前
45 大子駅前
46 大子駅前
47 大子駅前
48 大子駅前
49 大子駅前
50 大子駅前
51 大子駅前
52 大子駅前
53 大子駅前
54 大子駅前
55 大子駅前
56 大子駅前
57 大子駅前
58 大子駅前
59 大子駅前
60 大子駅前
61 大子駅前
62 大子駅前
63 大子駅前
64 大子駅前
65 大子駅前
66 大子駅前
67 大子駅前
68 大子駅前
69 大子駅前
70 大子駅前
71 大子駅前
72 大子駅前
73 大子駅前
74 大子駅前
75 大子駅前
76 大子駅前
77 大子駅前
78 大子駅前
79 大子駅前
80 大子駅前
81 大子駅前
82 大子駅前
83 大子駅前
84 大子駅前
85 大子駅前
86 大子駅前
87 大子駅前
88 大子駅前
89 大子駅前
90 大子駅前
91 大子駅前
92 大子駅前
93 大子駅前
94 大子駅前
95 大子駅前
96 大子駅前
97 大子駅前
98 大子駅前
99 大子駅前
100 大子駅前

利用料金 運行日時

1人につき
日 1回 300円 ※ 未就学児 無料
月・水・金・土・日・祝日 9:00~17:00
※ 小学生 無料、幼児 100円、中学生 1,000円
※ 合算車（1人まで）200円

1人につき
夜間 1回 500円
金・土・祝日前日 17:00~23:00

予約方法

- スマートフォン・パソコンから予約
ご利用は専用サイトへの登録が必要です。詳細はこちら
予約受付時間 日中 前日 0:00 ~ 17:00
夜間 前日 0:00 ~ 22:00
- 電話から予約 予約専用 090-7209-4152
予約受付時間 日中 当日 8:30 ~ 17:00（平日のみ）
※ 年末年始は休場となります。
※ 乗客の為、予約時刻より10分程度遅れる場合があります。

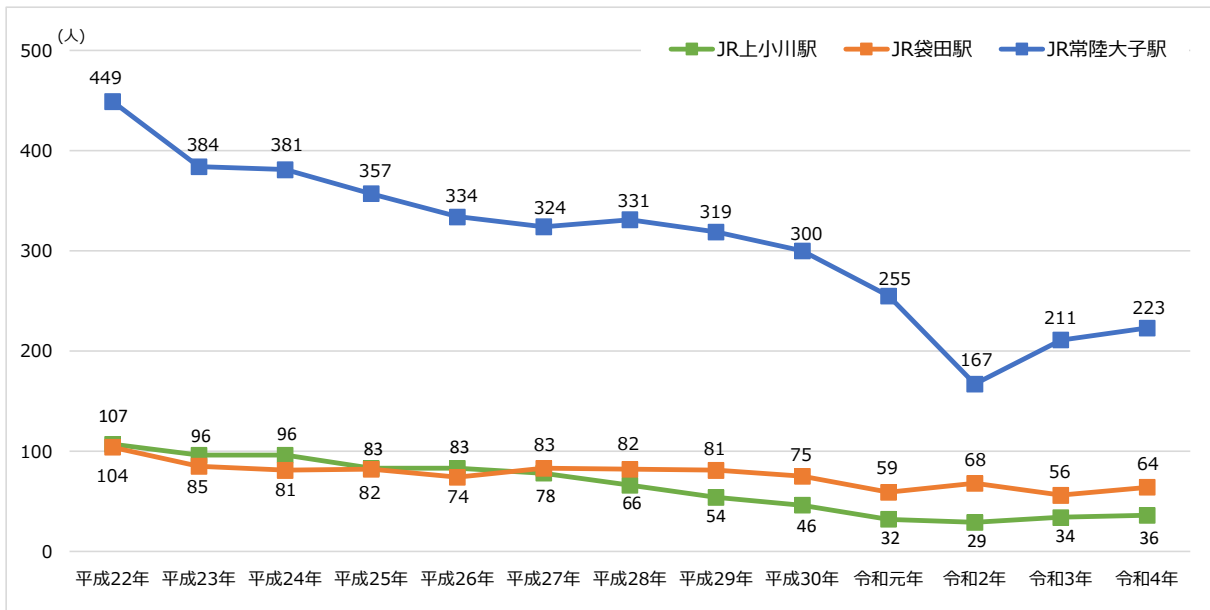
出典：大子町ホームページ（令和5年11月時点）

④ 町内の駅の乗車人員数

町内には西金駅、上小川駅、袋田駅、常陸大子駅、下野宮駅の5つの駅があり、乗車人員数データが公開されている駅は上小川駅、袋田駅、常陸大子駅の3つです。令和元年東日本台風の被害による運休やコロナ禍等の影響により、いずれの駅の乗車人員数も減少傾向にありましたが、令和3年以降は緩やかな回復傾向にあります。

3駅の中でも特に常陸大子駅の乗車人員数の減少が著しく、近年は平成22年の半数程度にまで減少しています。

■ 駅別の乗車人員数の推移（平成22年～令和4年）



※西金駅及び下野宮駅については無人駅のためデータ未公開

※乗車人員には、乗車の人員のみで降車の人員等は含まれない

出典：JR 東日本 各駅の乗車人員

⑤ 自家用車の保有状況

本町の自家用車保有台数は、茨城県と比較して乗用車の割合が低く、軽自動車の割合が高くなっています。また、世帯当たりの保有台数は2.62台であり、茨城県の2.13台と比べて高くなっており、自動車の利用に依存していることが分かります。

■ 自家用車の保有状況

(単位：台)

	乗用車	小型二輪車	軽自動車	その他	合計	世帯当たり 保有台数
大子町 保有台数	7,310	334	7,518	6,356	16,681	2.62
構成比	43.8%	2.0%	45.1%	9.1%	100.0%	—
茨城県 保有台数	1,317,006	53,034	932,748	214,095	2,516,883	2.13
構成比	52.3%	2.1%	37.1%	8.5%	100.0%	—

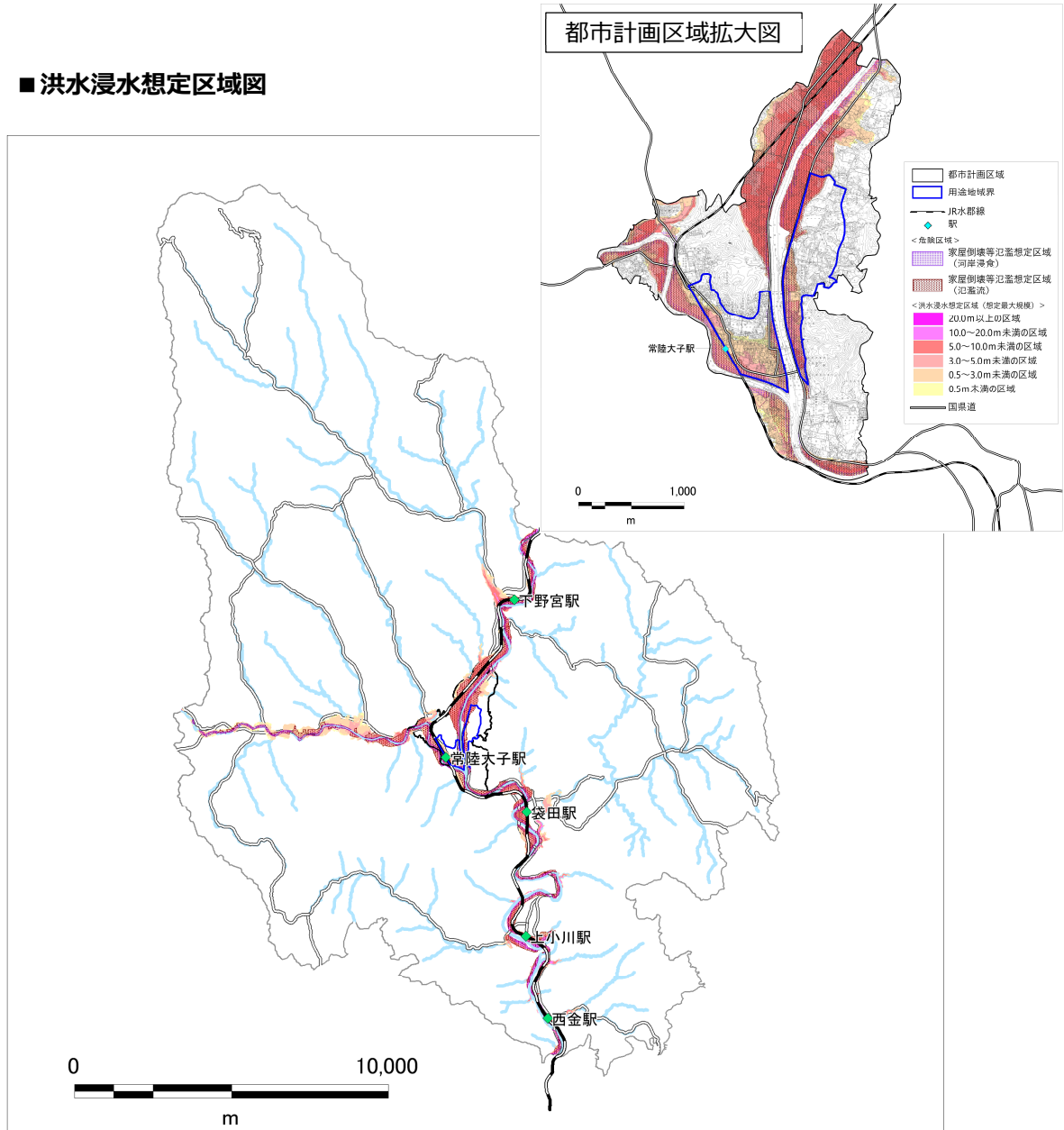
出典：茨城県統計年鑑（令和3年）

(10) 都市の安全・安心

① 洪水浸水想定区域の指定状況

久慈川水系の久慈川と押川に洪水浸水想定区域^{※1}が指定されています。久慈川と押川に挟まれた常陸大子駅周辺の市街地の大部分において3.0m未満の浸水が想定されています。また、久慈川沿いの大部分やJR水郡線の線路より西側の部分では、家屋倒壊等氾濫想定区域^{※2}が指定されています。

■ 洪水浸水想定区域図



出典：茨城県常陸大宮土木事務所資料を基に作成

※1【洪水浸水想定区域】

水防法第14条第1項の規定により、対象とする河川が想定最大規模降雨によって破堤又は溢水した場合に、その氾濫水により浸水することが想定される区域のことです。

※2【家屋倒壊等氾濫想定区域】

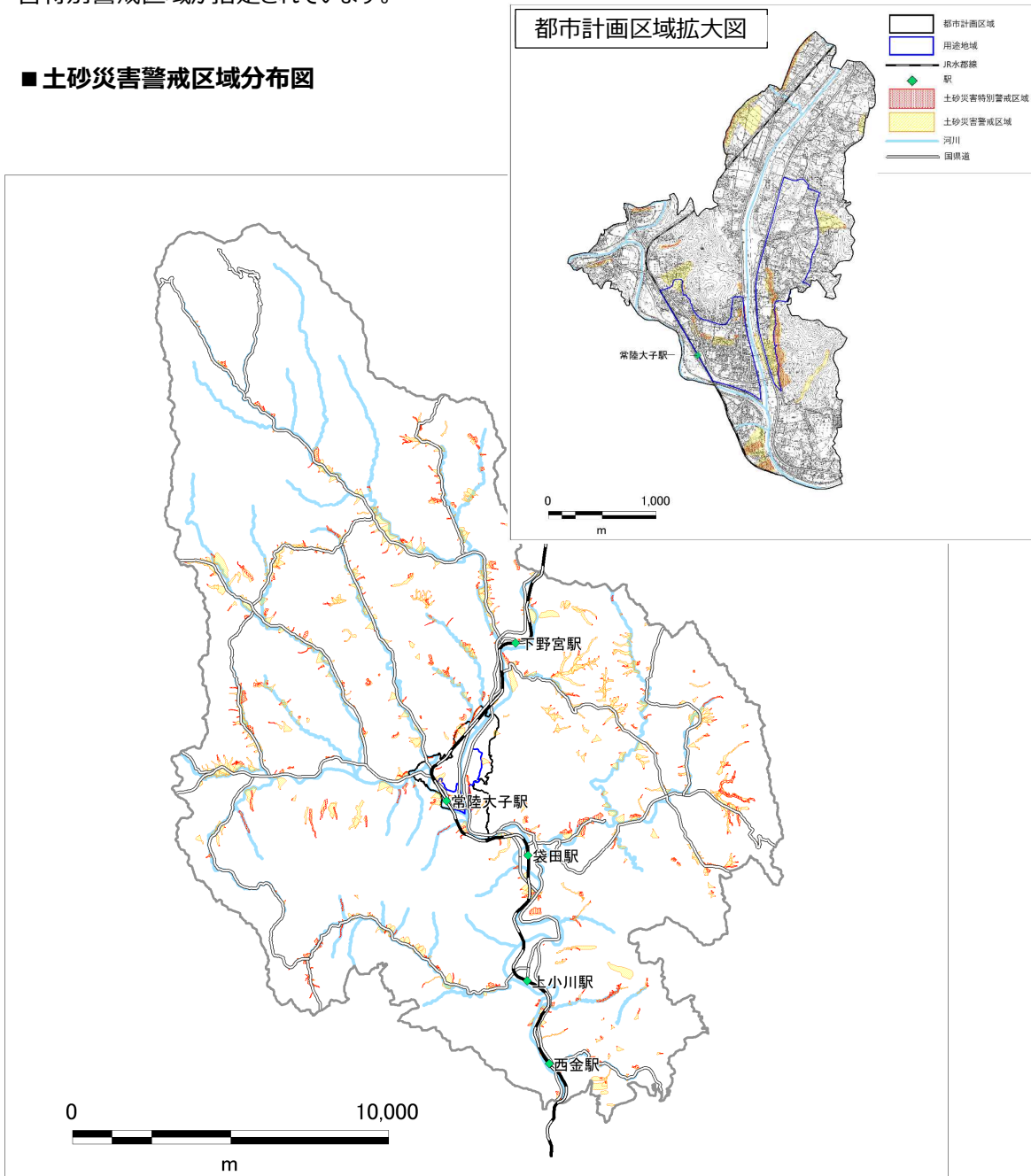
洪水時に家屋の流出・倒壊をもたらすような氾濫が発生するおそれがある範囲を指します。

- 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）：家屋の流失・倒壊をもたらすような洪水の氾濫流が発生するおそれがある範囲
- 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）：家屋の流失・倒壊をもたらすような洪水時の河岸浸食が発生するおそれがある範囲

②土砂災害警戒区域の指定状況

土砂災害警戒区域は、河川沿いの傾斜地を中心に町内に広く分布しています。都市計画区域内においては、常陸大子駅北部の傾斜地や国道 118 号から東側の傾斜地に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されています。

■土砂災害警戒区域分布図



出典：国土数値情報 土砂災害警戒区域（令和4年）を基に作成

【土砂災害警戒区域（イエローゾーン）】

土砂災害が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

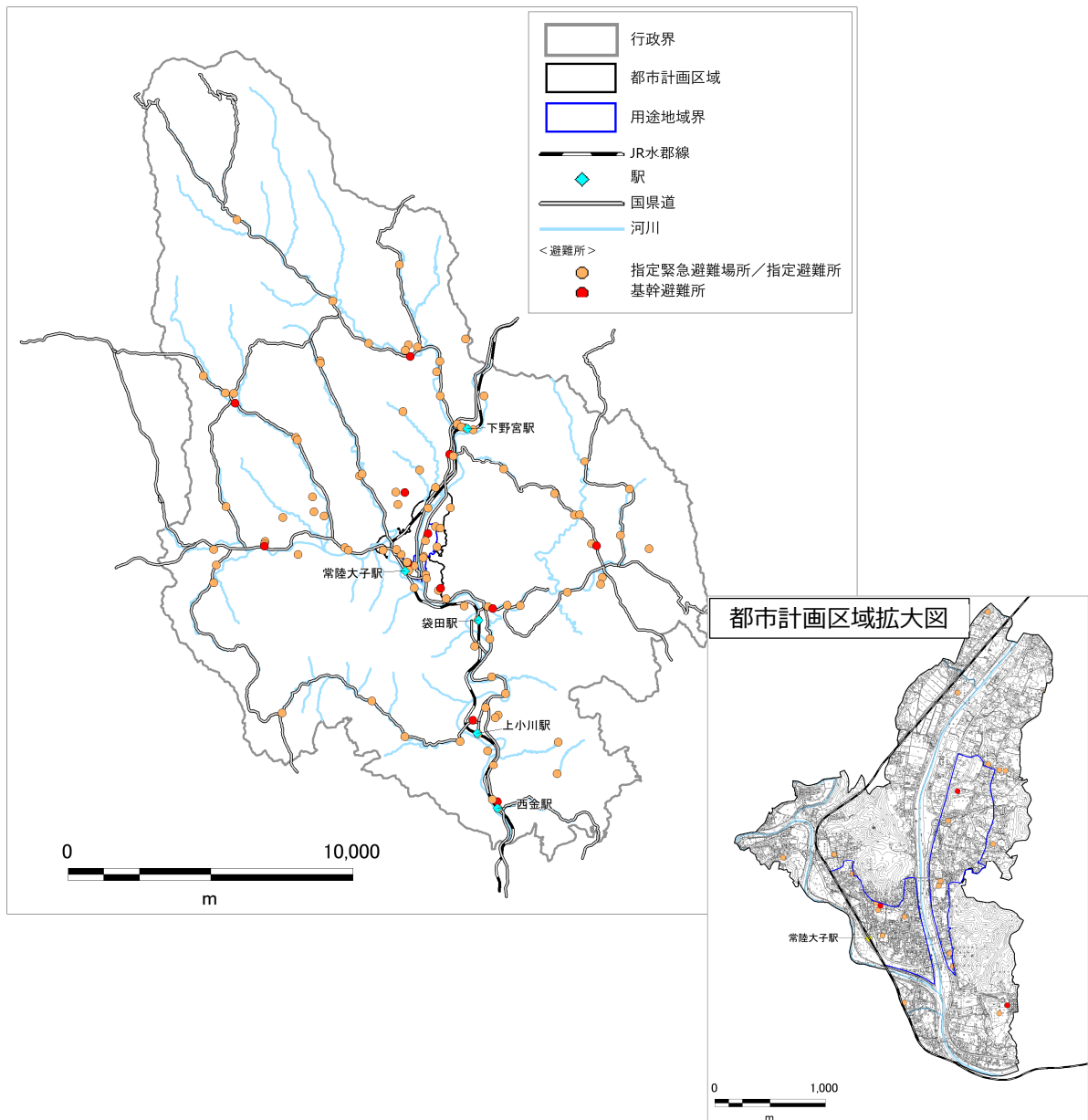
【土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）】

土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制などが行われます。

③避難場所・避難所の状況

本町には、指定緊急避難場所^{※1}が110か所、民間協力による指定緊急避難場所が1か所、指定避難所^{※2}が29か所あります。29か所の指定避難所のうち12か所を基幹避難所として位置付け、地域の災害対応拠点として、災害時の町職員の常駐及び計画的な物資の備蓄を行うものとしています。

■避難所分布図



出典：大子町地域防災計画 資料編（令和2年）を基に作成

※1【指定緊急避難場所】

指定緊急避難場所とは、洪水、土砂災害等による危険が切迫した状況において、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けるものであり、住民等の生命の安全確保を目的とした施設です。

※2【指定避難所】

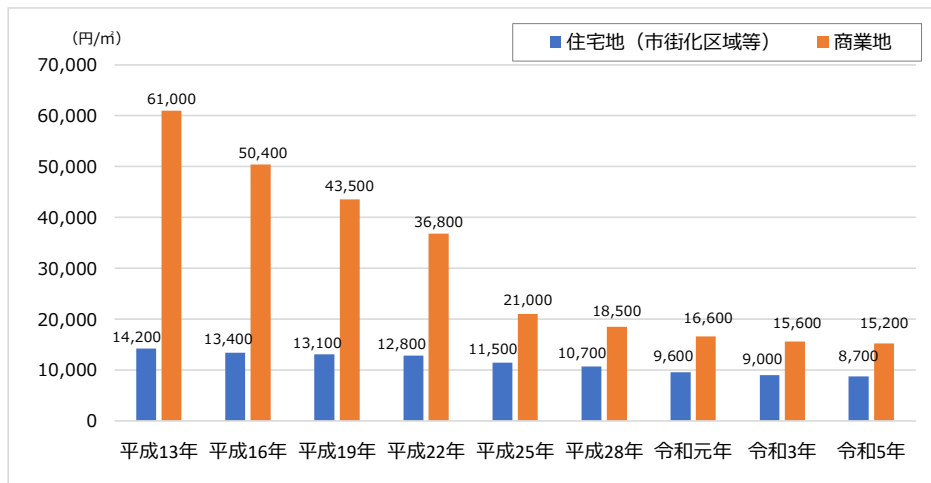
指定避難所とは、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設です。

(11) 地価・行財政等

① 地価

本町内の地価平均価格は、下落傾向が続いており、平成13年には61,000円/㎡であった商業地の平均価格は令和5年には15,200円/㎡にまで下落し、約4分の1程度となっています。商業地と比べて、住宅地の下落率はやや緩やかではありますが、平成13年の14,200円/㎡であった住宅地の平均価格は、令和5年には8,700円/㎡まで下落しています。

■ 用途別の平均価格推移



出典：茨城県地価調査（平成13年～令和5年）

② 公共施設の将来更新費用の推計

令和3年度末時点で本町が保有する公共施設は205施設あります。

現在本町が保有する公共施設を耐用年数経過後に現在と同じ規模で更新した場合、今後40年間の更新費用の総額は819億円であり、試算期間中において平均20.4億円/年となっています。過去10年間（平成17年度～平成26年度）の公共施設にかけてきた投資的経費は、平均11.8億円/年のため、毎年8.6億円の不足が見込まれています。

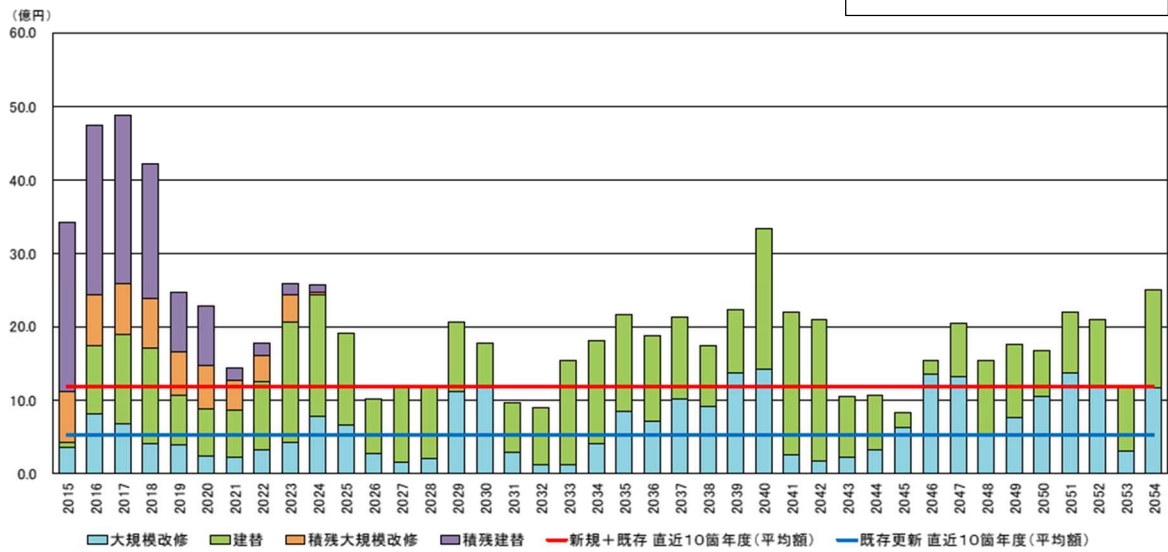
■ 町で保有する公共施設（令和3年度末時点）

大分類	中分類	小分類	施設数	延床面積(㎡)
町民文化系施設	集会施設	公民館等	11	5,693
		町民集会施設	35	5,167
	文化施設	文化ホール等	1	1,253
		文化財	1	41
社会教育系施設	図書館	音楽練習館	1	152
		図書館	1	373
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	体育館等	3	2,496
	レクリエーション施設	観光施設等	4	3,390
		保養施設	温泉保養施設	4
産業系施設	産業系施設	産業系施設等	4	12,084
学校教育系施設	学校	小学校	6	19,241
		中学校	4	20,477
	その他教育施設	教育支援センター等	2	1,455
子育て支援施設	幼保・こども園	保育所・保育園・幼稚園	4	2,188
	幼児・児童施設	子育て支援センター	1	203
保健・福祉施設	福祉施設	高齢者福祉施設	1	386
		保健センター	1	497
行政系施設	庁舎等	庁舎	2	3,401
		消防施設	消防署	1
公営住宅	公営住宅	消防車庫	45	1,229
		町営住宅	16	15,156
供給処理施設	供給処理施設	温泉機場	2	78
		ごみ処理・し尿処理施設	2	4,886
その他	その他	斎場	1	1,826
		バス待合所	1	11
		公衆トイレ	19	421
		普通財産(貸付)	15	15,071
		普通財産	17	4,064
合計			205	135,678

出典：大子町公共施設等総合管理計画（令和4年）

■ 公共施設の更新費用試算（普通会計建物）

40年間の更新費用総額
819億円



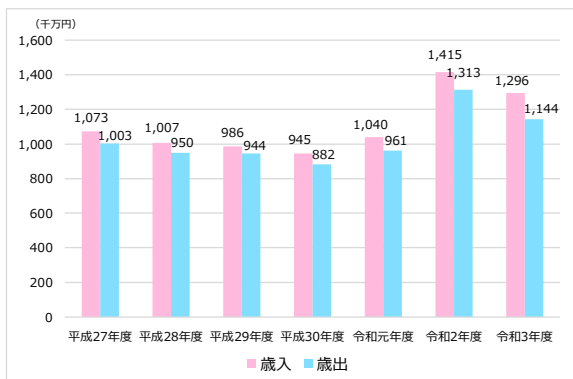
出典：大子町公共施設等総合管理計画（令和4年）

③ 財政状況

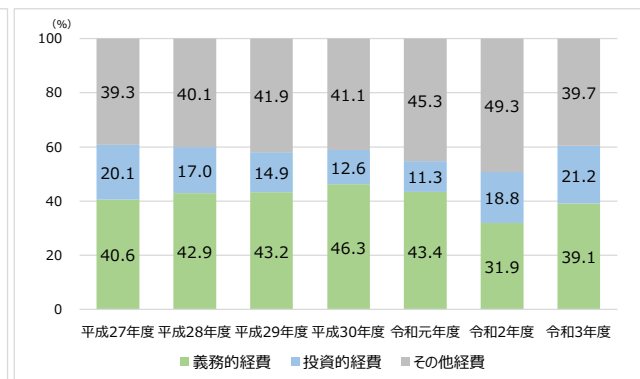
一般会計の歳入・歳出の推移をみると、平成30年度までは歳入、歳出ともに減少が続いていましたが、令和2年度に大きく増加し、令和3年度は歳入が約130億円、歳出が114億円となっています。

全体予算に占める義務的経費・投資的経費の割合をみると、人件費、扶養費、公債費からなる義務的経費は令和2年度には大きく低下しましたが、令和3年度はやや増加し39.1%となっています。また、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費からなる投資的経費は、令和元年度までは低下が続いていましたが、令和3年度は21.2%にまで上昇しています。

■ 一般会計の歳入・歳出の推移



■ 全体予算に占める義務的経費・投資的経費の割合



出典：総務省 市町村決算カード

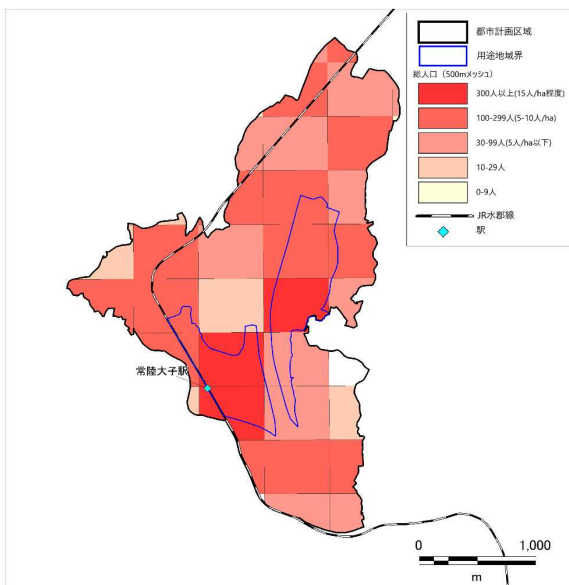
2. 都市計画区域内の概況

個別的分析（都市構造の評価）については、立地適正化計画区域である都市計画区域を対象とします。

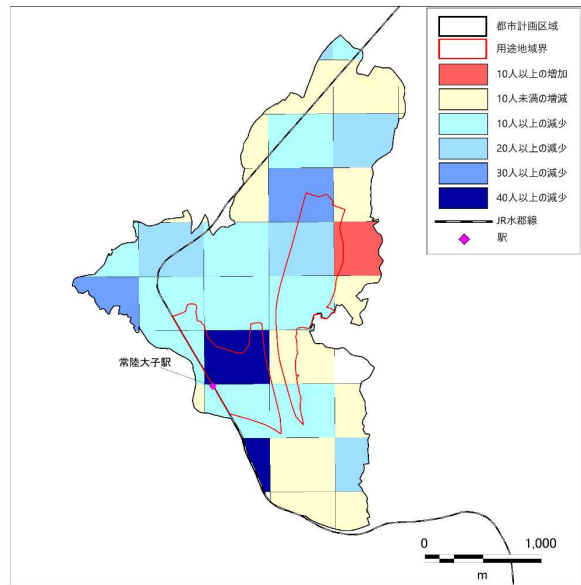
(1) 人口

都市計画区域内の人口を見ると、常陸大子駅周辺の人口が多く、人口密度が高くなっています。また、平成27年から令和2年にかけて人口が減少しているところが多い中で、用途地域の東側に一部増加している地域が見られます。

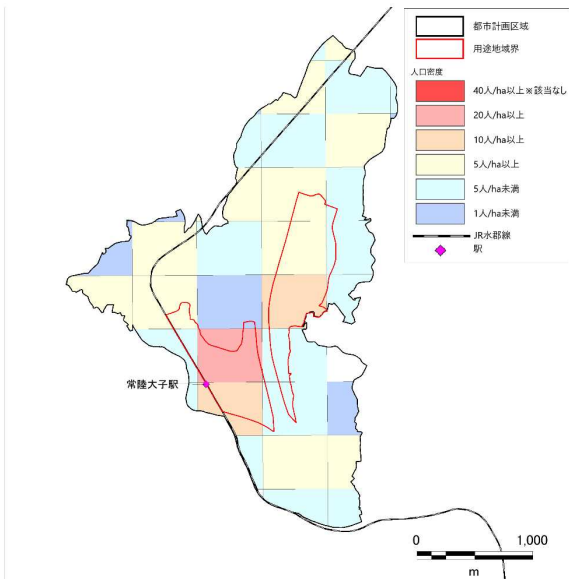
■ 500mメッシュ 人口総数（都市計画区域）



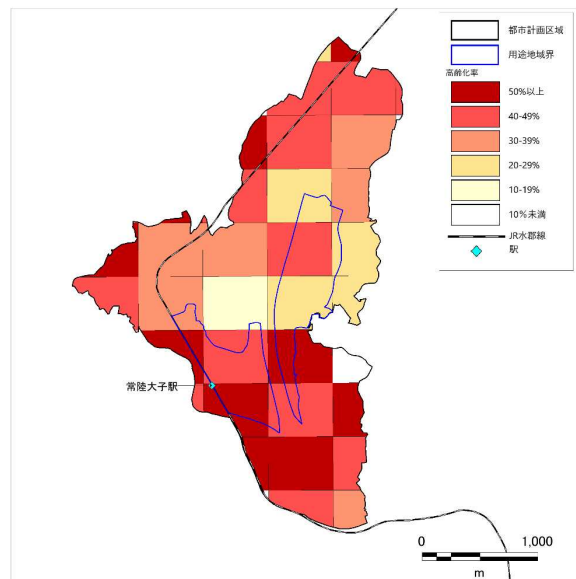
■ 500mメッシュ H27～R2 人口増減（都市計画区域）



■ 500mメッシュ 人口密度（都市計画区域）



■ 500mメッシュ 高齢化率（都市計画区域）



出典：国勢調査（平成27年、令和2年）を基に作成

(2) 土地利用

① 土地利用

都市計画区域内の土地利用を見ると、常陸大子駅前及び国道 118 号沿いに商業用地が多く並び、その周辺に住宅用地が分布しています。

都市計画区域内のうち自然的土地利用が 54.6%、都市的土地利用が 45.4%であり、自然的土地利用の割合が高くなっています。自然的土地利用の中では山林の占める割合が高くなっています。

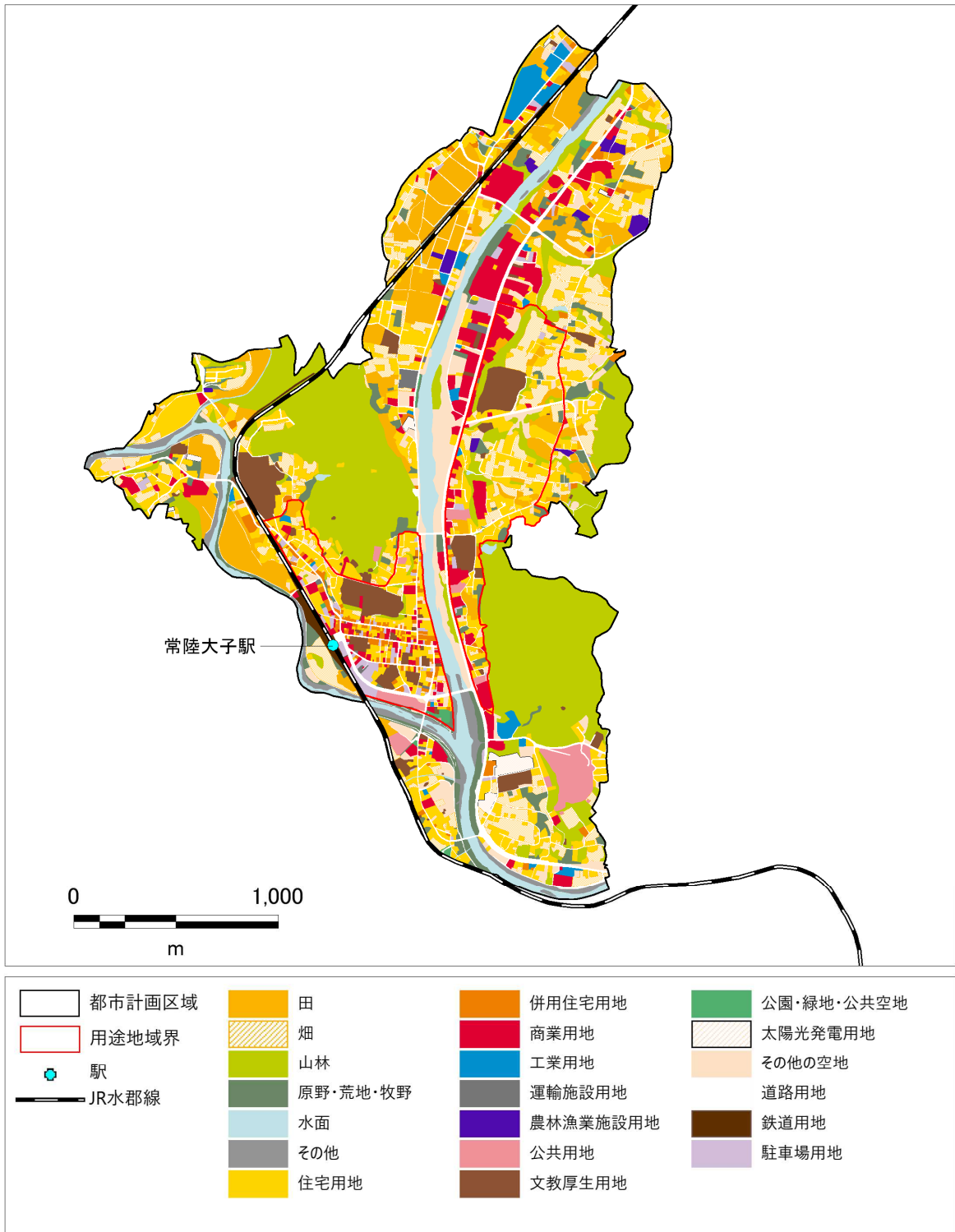
■ 土地利用分類

区域区分	面積	面積 (ha)						
		自然的土地利用						
		農地		山林	原野・野地・	水面	その他海浜等	計
田	畑							
都市計画区域	540.0 (100.0%)	55.7 (10.3%)	49.8 (9.2%)	124.5 (23.1%)	24.3 (4.5%)	30.0 (5.6%)	10.3 (1.9%)	294.6 (54.6%)
用途地域	93.0 (100.0%)	5.4 (5.8%)	8.5 (9.1%)	6.2 (6.7%)	2.4 (2.6%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	22.5 (24.2%)
白地	447.0 (100.0%)	50.3 (11.3%)	41.3 (9.2%)	118.3 (26.5%)	21.9 (4.9%)	30.0 (6.7%)	10.3 (2.3%)	272.1 (60.9%)

区域区分	面積	面積 (ha)																	
		都市的土地利用																	
		住宅用地	併用住宅用地	商業用地	工業用地		運輸施設用地	農林漁業用地	公共用地	文教厚生用地	公園・緑地	ゴルフ場	太陽光発電施設	その他の空地	防衛用地	道路用地	鉄道用地	駐車場用地	計
工業専用	工専以外																		
都市計画区域	540.0 (100.0%)	84.1 (15.6%)	8.2 (1.5%)	31.0 (5.7%)	0.9 (0.2%)	6.2 (1.1%)	1.8 (0.3%)	3.4 (0.6%)	8.3 (1.5%)	21.7 (4.0%)	1.0 (0.2%)	0.0 (0.0%)	3.0 (0.6%)	26.5 (4.9%)	0.0 (0.0%)	37.6 (7.0%)	5.8 (1.1%)	5.9 (1.1%)	245.4 (45.4%)
用途地域	93.0 (100.0%)	24.9 (26.8%)	4.2 (4.5%)	9.3 (10.0%)	0.0 (0.0%)	0.2 (0.2%)	0.4 (0.4%)	0.2 (0.2%)	2.1 (2.3%)	11.9 (12.8%)	0.5 (0.5%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	4.0 (4.3%)	0.0 (0.0%)	8.9 (9.6%)	0.5 (0.5%)	3.4 (3.7%)	70.5 (75.8%)
白地	447.0 (100.0%)	59.2 (13.2%)	4.0 (0.9%)	21.7 (4.9%)	0.9 (0.2%)	6.0 (1.3%)	1.4 (0.3%)	3.2 (0.7%)	6.2 (1.4%)	9.8 (2.2%)	0.5 (0.1%)	0.0 (0.0%)	3.0 (0.7%)	22.5 (5.0%)	0.0 (0.0%)	28.7 (6.4%)	5.3 (1.2%)	2.5 (0.6%)	174.9 (39.1%)

出典：都市計画基礎調査（令和 4 年）

■土地利用現況図（都市計画区域）



出典：都市計画基礎調査（令和4年）を基に作成

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料編

②市街地開発事業及び開発行為の状況

市街地開発事業として該当するものではありません。

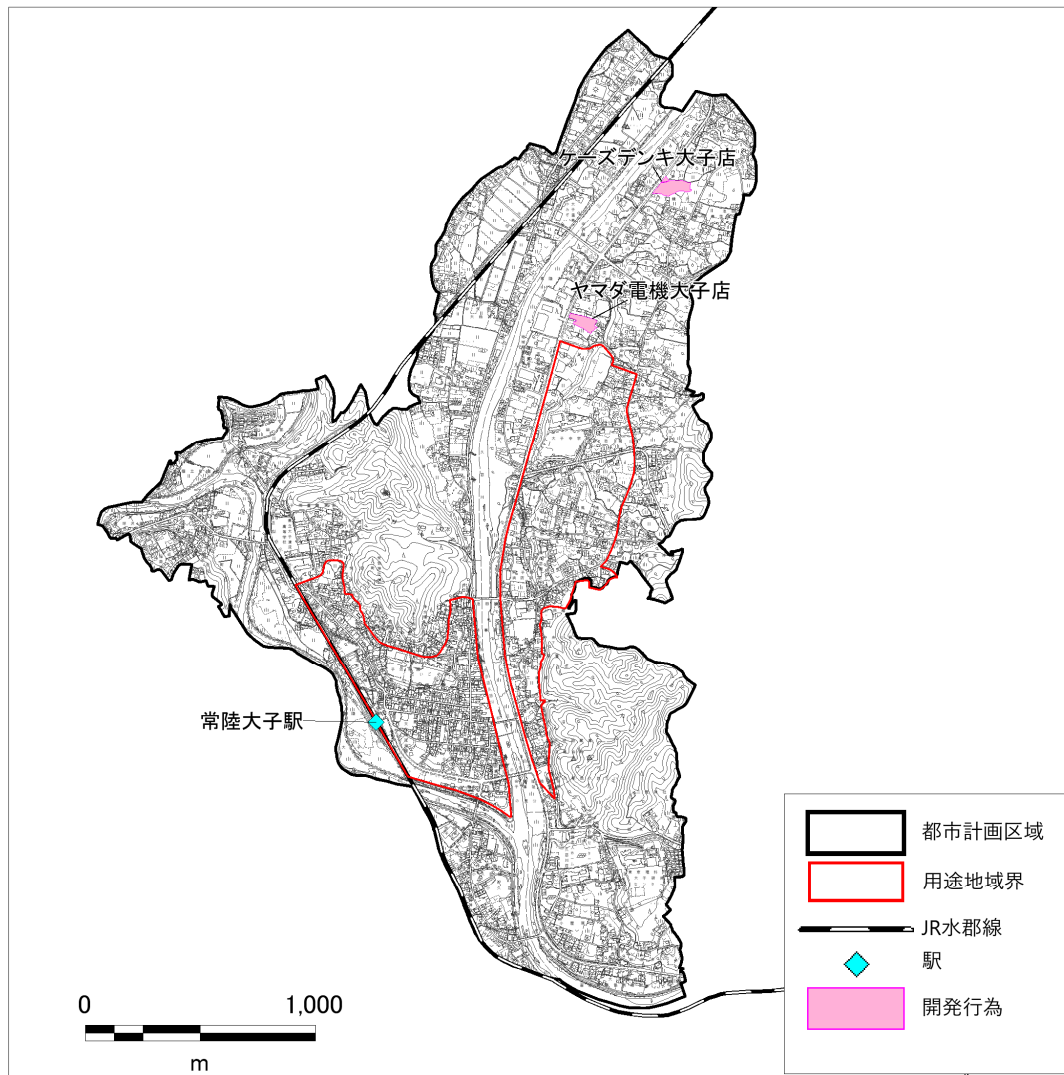
また、令和 4 年までに行われた開発行為は 2 件あり、その内訳としては池田地区における商業・流通系開発が 2 件です。

■開発行為の状況表

地区名又は団地名	事業手法	事業種別	事業主体	事業着手(年月日)	総面積(ha)
池田	開発行為	商業・流通系	株式会社ヤマダ電機 (ヤマダ電機大子店)	H23.8.31	0.5
池田	開発行為	商業・流通系	日栄産業株式会社 (ケーズデンキ大子店)	H26.2.24	0.9

出典：都市計画基礎調査（令和 4 年）

■開発行為状況図（都市計画区域）



出典：都市計画基礎調査（令和 4 年）を基に作成

③新築動向

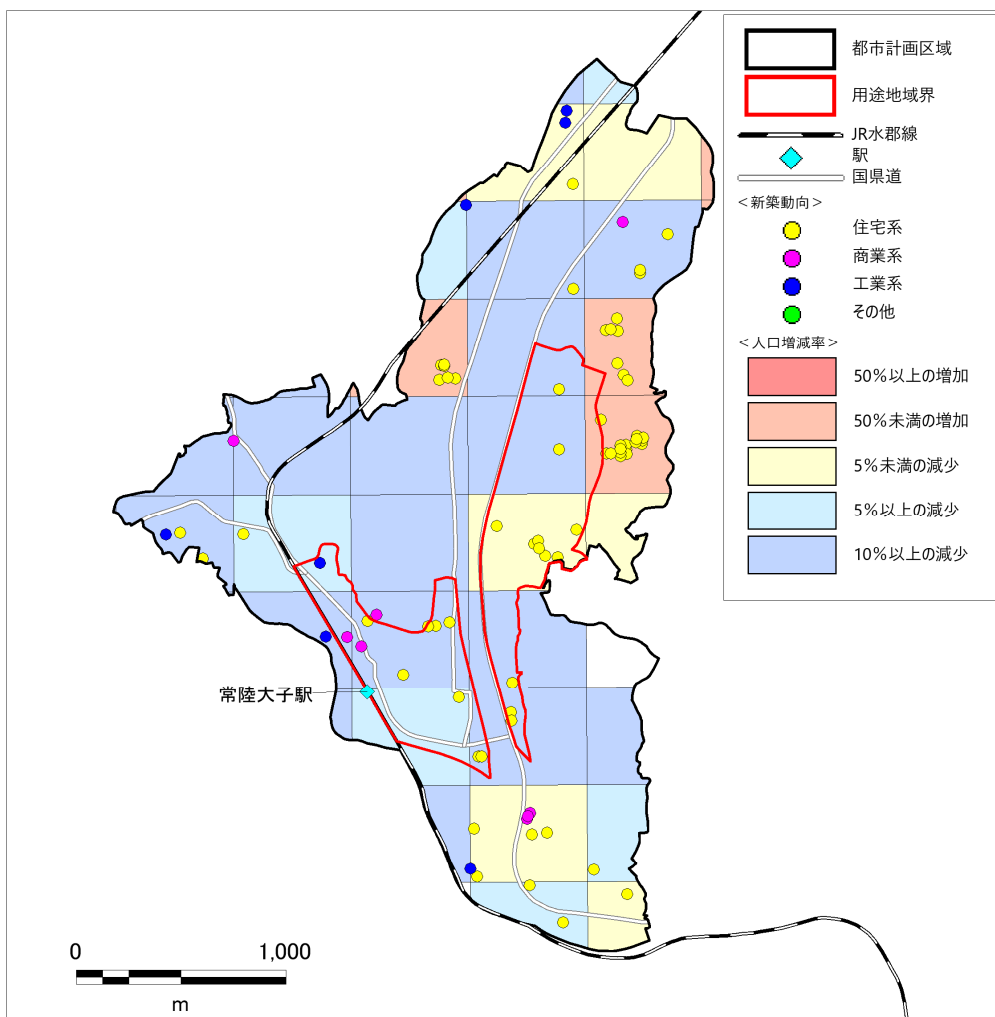
平成27年度から令和元年度までの新築動向としては、町全体では住居系の新築が多く88件、次いで商業系が16件、工業系が8件、その他が3件となっています。住居系及び工業系は都市計画区域内の新築が多くなっていますが、商業系は都市計画区域内と都市計画区域外への立地が同数となっており、分散傾向にあります。

■新築動向の状況

区域区分	平成27年度～令和元年度合計									
	住居系		商業系		工業系		その他		合計	
	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)
行政区域	88	12,204	16	4,036	8	5,816	3	926	115	22,981
都市計画区域	81	10,259	8	1,517	8	5,816	0	0	97	17,592
用途地域	29	3,440	2	624	1	28	0	0	32	4,092
用途地域外	52	6,819	6	893	7	5,788	0	0	65	13,500
都市計画区域外	7	1,944	8	2,519	0	0	3	926	18	5,389

出典：都市計画基礎調査（令和4年）

■平成27年度～令和元年度 新築動向図（都市計画区域周辺）

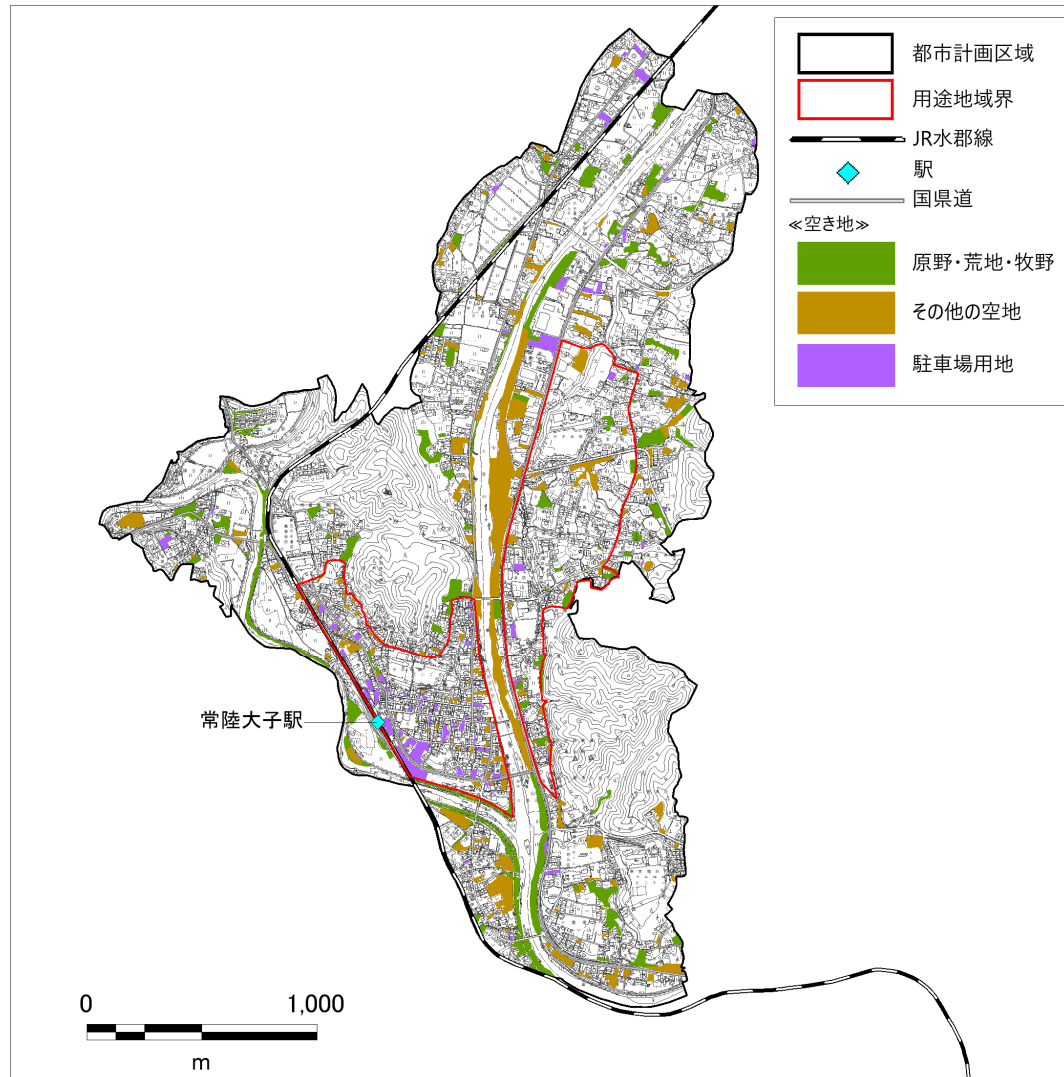


出典：国勢調査、都市計画基礎調査（令和4年）を基に作成

④ 空き地の状況

常陸太子駅周辺の中心市街地には駐車場用地が多く分布しています。原野・荒地・牧野が河川沿いに多く分布しているほか、その他の空き地が都市計画区域内に広く点在しています。

■ 空き地の状況図（都市計画区域）



出典：都市計画基礎調査（令和4年）を基に作成

(3) 法規制状況

①公園・緑地

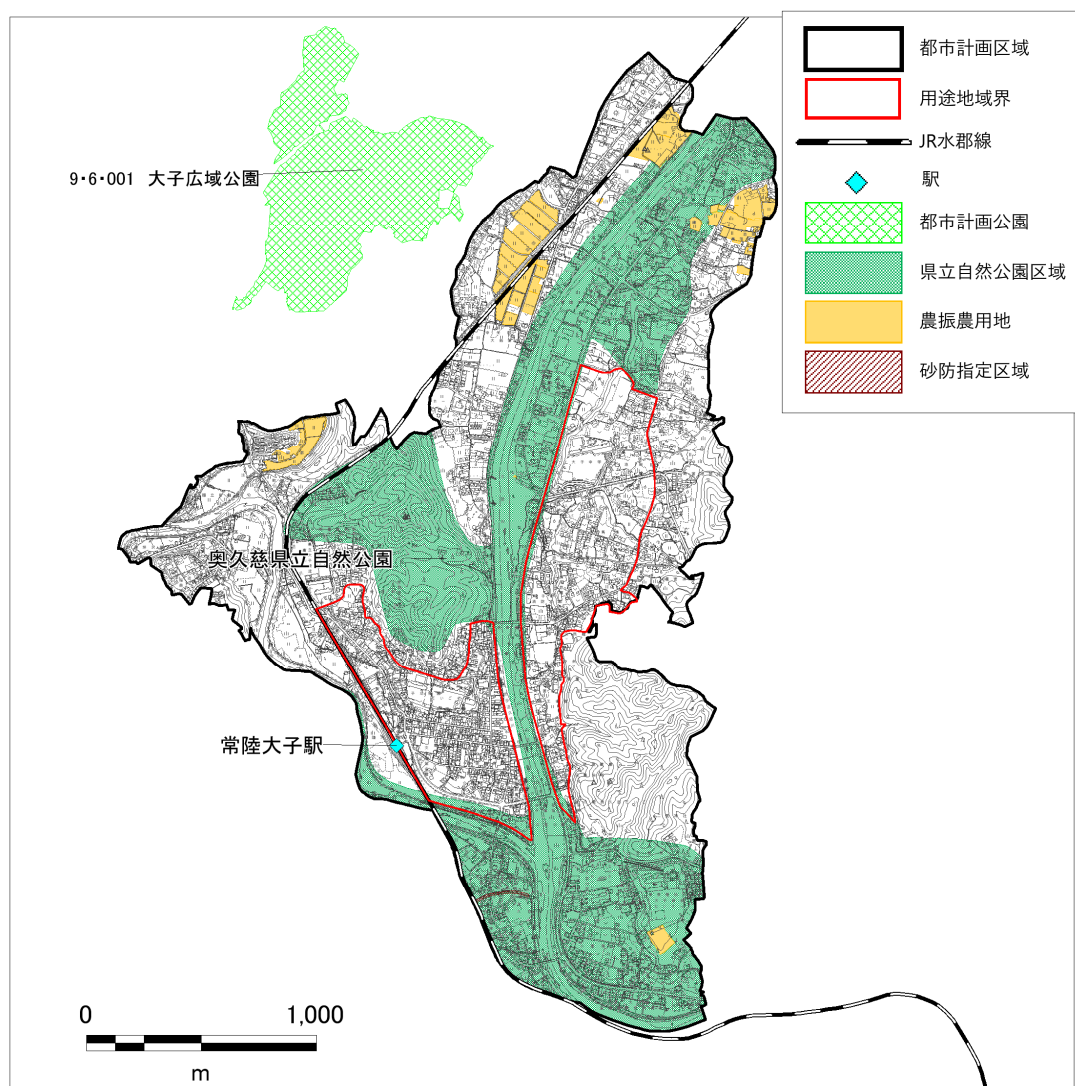
本町の都市計画区域内には奥久慈県立自然公園区域が指定されています。

都市計画区域の西側には、都市計画決定されており、かつ都市公園法に基づく公園（都市公園）である大子広域公園が位置しています。

②農振農用地

本町の都市計画区域内では、北側の河川沿いに農振農用地が多く分布しています。

■法規制状況図



出典：都市計画基礎調査（令和4年）を基に作成

- 都市計画公園：都市計画法第11条第1項第2号で定められる施設
- 県立自然公園：自然公園法若しくは県立自然公園条例により定められた公園で、「すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、体育及び教化に資すること」を目的とした一定の区域

(4) 都市機能

① 医療施設

本町の都市計画区域内には、医療施設が 5 か所立地しており、常陸大子駅周辺に集積しています。その内訳は、病院が 2 か所、診療所が 3 か所です。

都市計画区域内の医療施設徒歩圏人口カバー率は 39.1%となっています。

■ 医療施設 徒歩圏人口カバー率

	町全体	都市計画区域
総人口	15,736	4,206
カバー人口	2,098	1,645
カバー率	13.3%	39.1%
医療施設数	6	5
病院	3	2
診療所	3	3

※徒歩圏人口は施設から 800m圏内に含まれる人口を面積比で按分して算出

【都市構造の評価に関するハンドブックにおける定義】

- 医療施設：医療施設（病院・診療所で内科又は外科を有する施設）

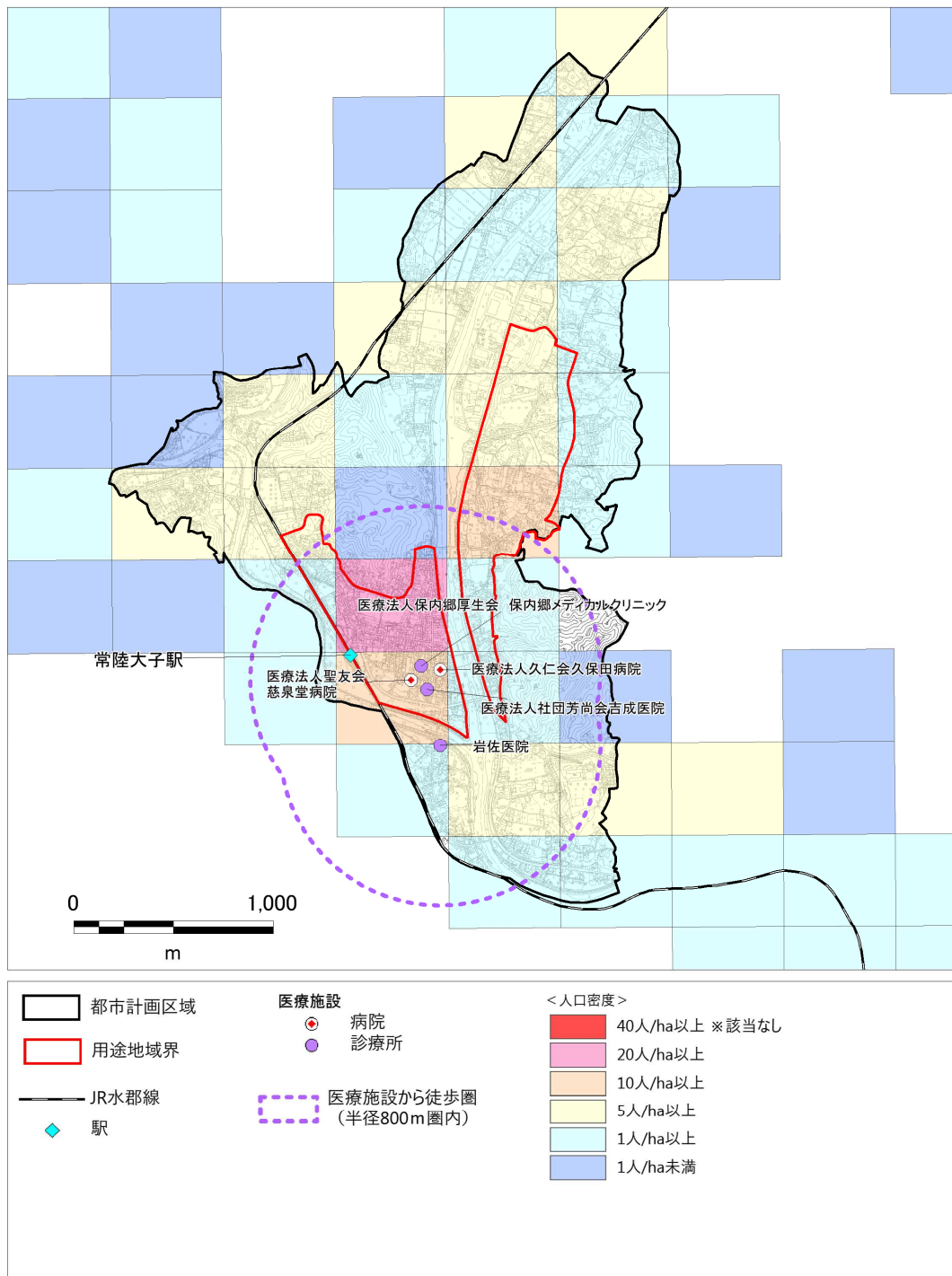
【医療施設の徒歩圏人口カバー率】

- 医療施設から半径 800mの圏域内の人口を都市の総人口で除して算出

■ 医療施設一覧（都市計画区域内）

No.	名称
1	医療法人久仁会 久保田病院
2	医療法人聖友会 慈泉堂病院
3	岩佐医院
4	医療法人社団芳尚会 吉成医院
5	医療法人保内郷厚生会 保内郷メディカルクリニック

■ 医療施設徒歩圏（都市計画区域周辺）



出典：国勢調査（令和2年）、国土数値情報 医療機関（令和2年）を基に作成

②高齢者福祉施設

都市計画区域内に高齢者福祉施設（通所系施設、訪問系施設、小規模多機能施設）が2か所立地しています。

都市計画区域内の高齢者福祉施設徒歩圏人口カバー率は、42.6%となっています。また、高齢者福祉施設から1km圏内に居住する65歳以上人口の割合は、55.5%となっています。

■高齢者福祉施設 徒歩圏人口カバー率

	町全体	都市計画区域
総人口	15,736	4,206
カバー人口	3,796	1,793
カバー率	24.1%	42.6%
福祉施設数	8	2

※徒歩圏人口は施設から800m圏内に含まれる人口を面積比で按分して算出

【都市構造の評価に関するハンドブックにおける定義】

- 高齢者福祉施設：通所系施設、訪問系施設、小規模多機能施設

【高齢者福祉施設の徒歩圏人口カバー率】

- 高齢者福祉施設から半径800mの圏域内の人口を都市の総人口で除して算出

■高齢者福祉施設 1km圏の65歳以上人口カバー率

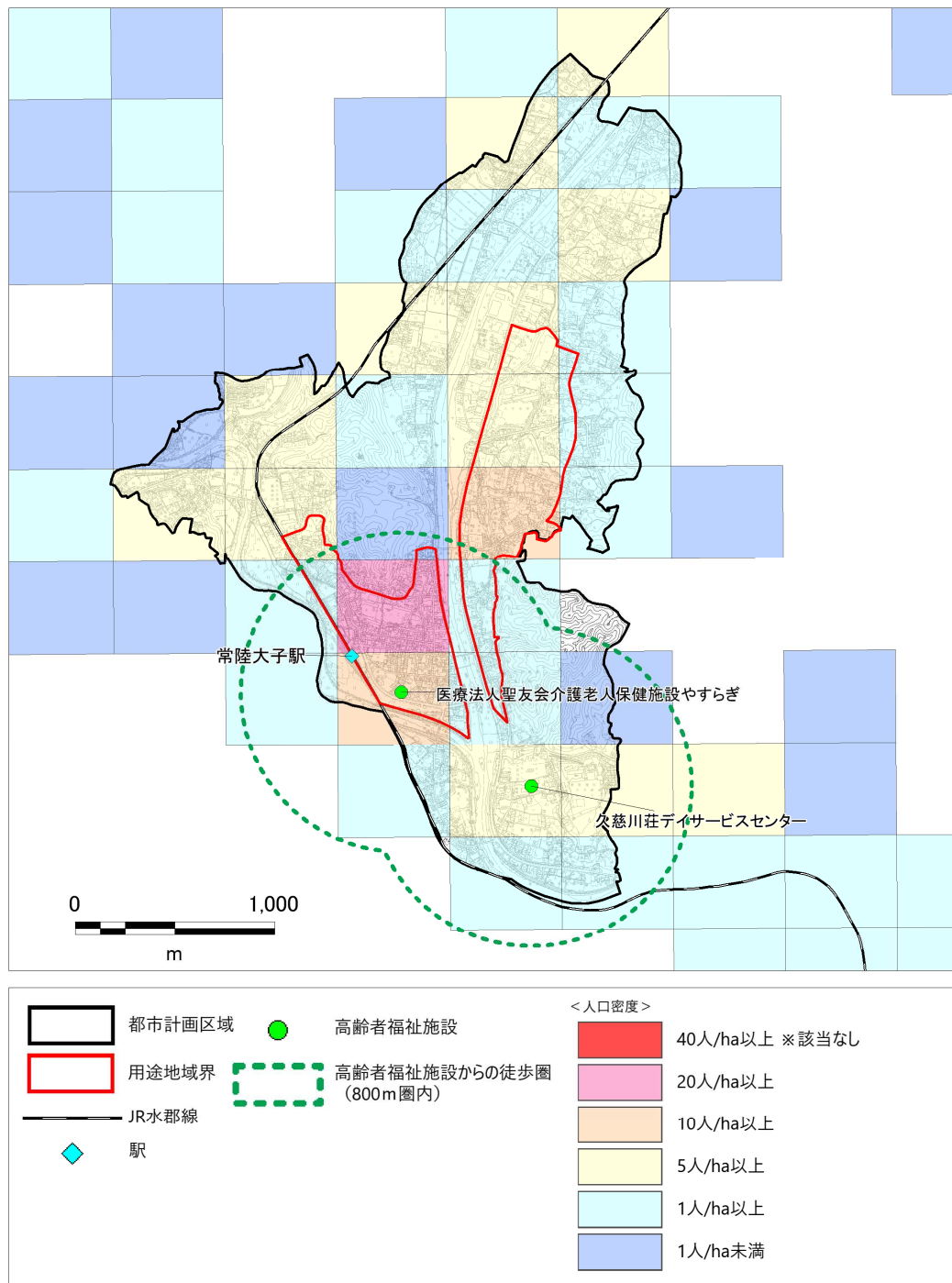
	町全体	都市計画区域
65歳以上人口	7,266	1,841
カバー人口	2,289	1,022
カバー率	31.5%	55.5%
福祉施設数	8	2

※1km圏域は厚生労働省の「地域包括システム」の日常生活圏域を想定して設定（「都市構造の評価に関するハンドブック」）

■高齢者福祉施設一覧（都市計画区域内）

No.	名称
1	医療法人聖友会 介護老人保健施設やすらぎ
2	久慈川荘デイサービスセンター

■ 高齢者福祉施設徒歩圏（都市計画区域周辺）



出典：国勢調査（令和2年）、国土数値情報 福祉施設（令和3年）、介護サービス情報公表システム（令和5年10月時点）を基に作成

③商業施設

都市計画区域内に商業施設が9店舗立地しています。その内訳は、スーパーマーケット等が5店舗、コンビニエンスストアが2店舗、ドラッグストアが2店舗です。

都市計画区域内の商業施設徒歩圏人口カバー率は、83.4%となっており、都市計画区域内においては、商業施設からの徒歩圏内に8割以上の人が居住しています。

■商業施設（スーパーマーケット、コンビニ、ドラッグストア等）徒歩圏人口カバー率

	町全体	都市計画区域
総人口	15,736	4,206
カバー人口	5,814	3,509
カバー率	36.9%	83.4%
商業施設数	16	9
スーパーマーケット	6	5
コンビニエンスストア	5	2
ドラッグストア	2	2
個人商店等	3	0

※個人商店等は食料品を扱う店舗のみ

【都市構造の評価に関するハンドブックにおける定義】

●商業施設：専門スーパー、総合スーパー、百貨店

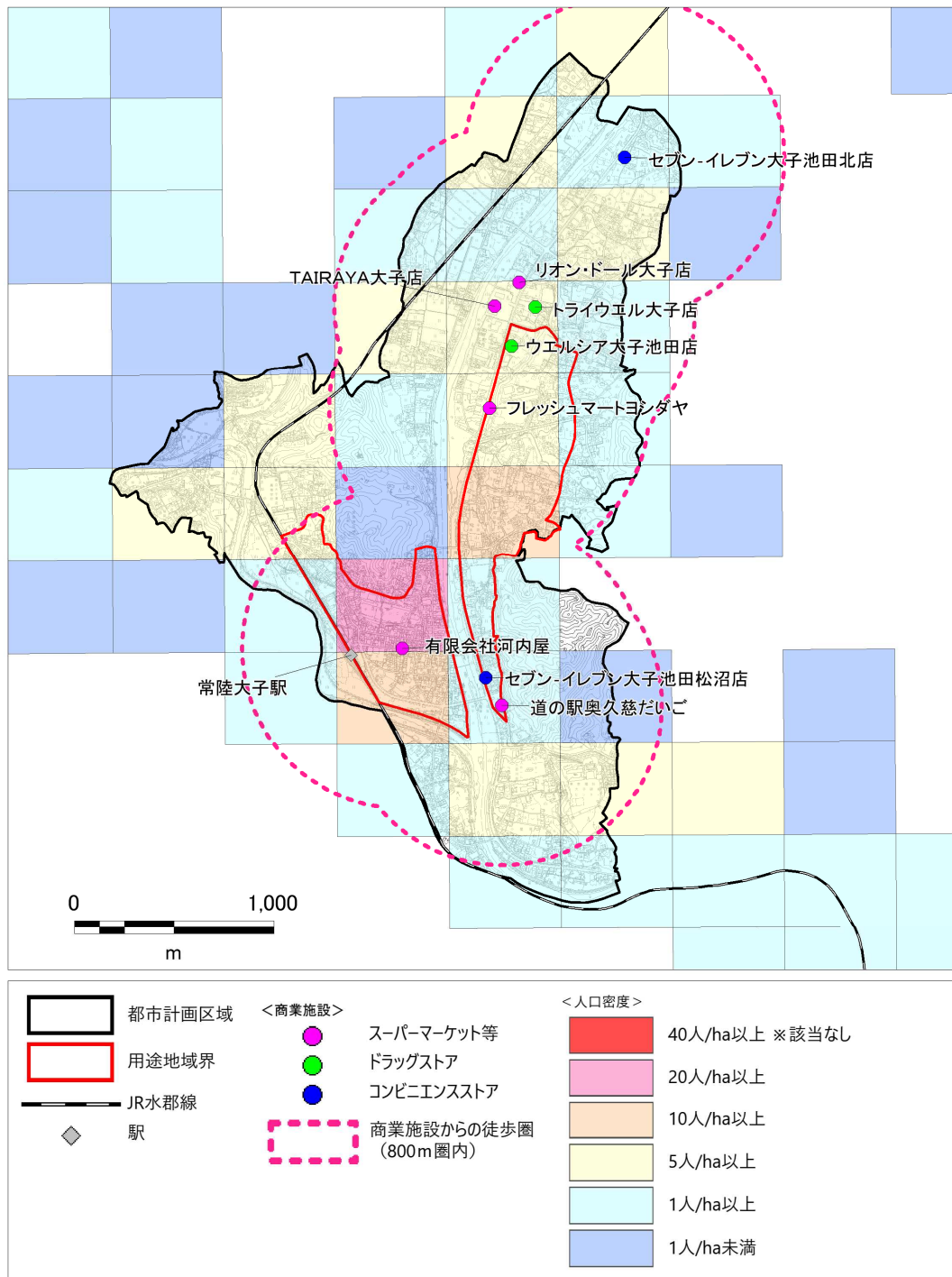
【商業施設の徒歩圏人口カバー率】

●商業施設を有するメッシュの中心から半径800m圏内の人口を都市の総人口で除して算出

■商業施設一覧（都市計画区域内）

No.	名称
1	有限会社河内屋
2	フレッシュマートヨシダヤ
3	TAIRAYA 大子店
4	リオン・ドール大子店
5	セブンイレブン大子池田松沼店
6	セブンイレブン大子池田北店
7	トライウェル大子店
8	ウエルシア大子池田店
9	道の駅奥久慈だいで

■ 商業施設徒歩圏（都市計画区域周辺）



出典：国勢調査（令和2年）、iタウンページ（令和5年10月時点）を基に作成

④金融機関

都市計画区域内に金融機関が7か所立地し、常陸大子駅周辺や国道118号沿いに集積しています。その内訳は、銀行等が5か所、郵便局が2か所です。

都市計画区域内の金融機関徒歩圏人口カバー率は71.6%となっており、約7割の人が金融機関からの徒歩圏内に居住しています。

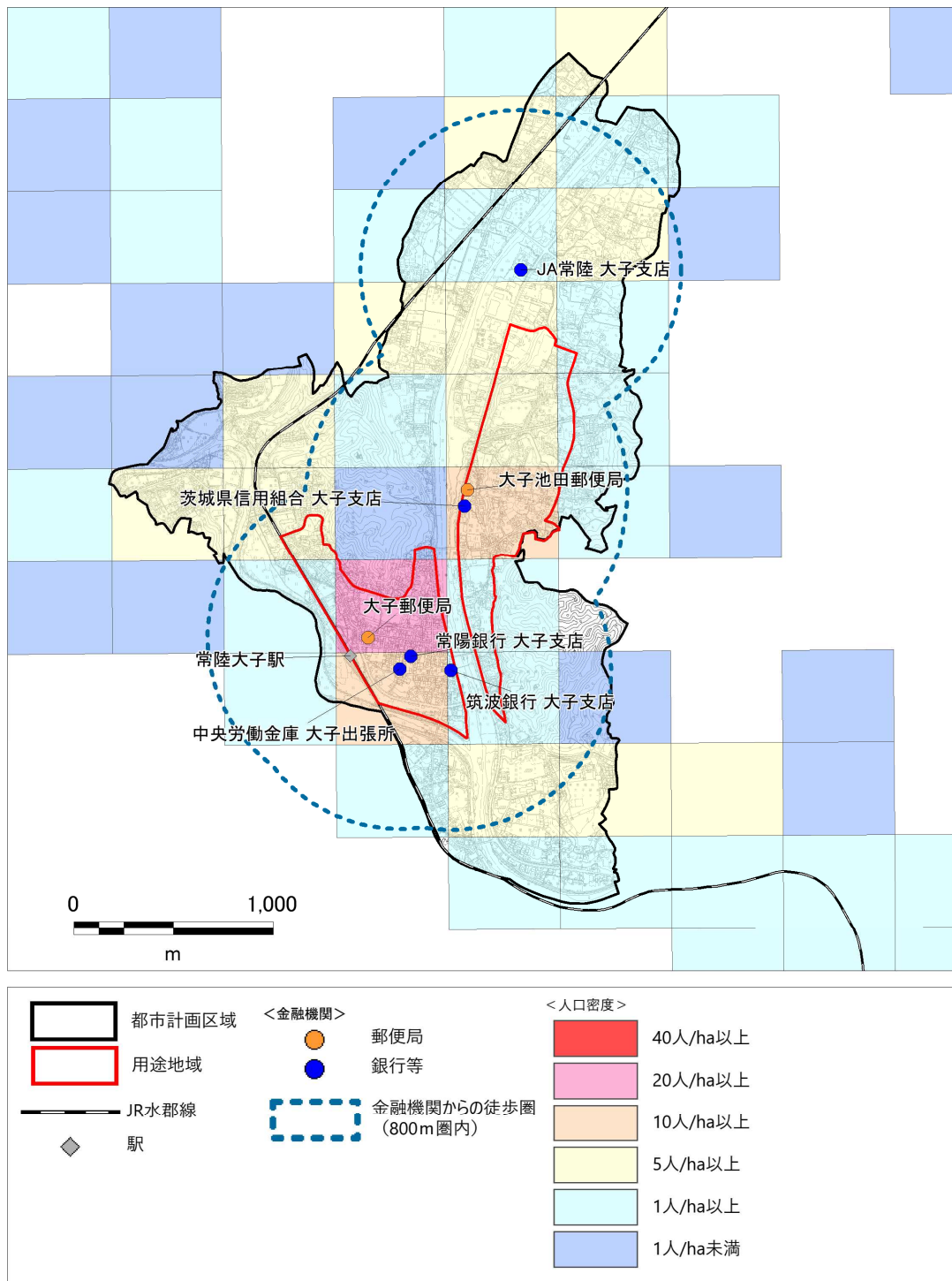
■金融機関徒歩圏人口カバー率

	町全体	都市計画区域
総人口	15,736	4,206
カバー人口	6,261	3,013
カバー率	39.8%	71.6%
金融機関数	17	7
銀行等	5	5
郵便局	12	2

■金融機関一覧（都市計画区域内）

No.	名称
1	常陽銀行大子支店
2	筑波銀行大子支店
3	茨城県信用組合大子支店
4	中央労働金庫大子出張所
5	JA 常陸大子支店
6	大子郵便局
7	大子池田郵便局

■金融機関徒歩圏（都市計画区域周辺）



出典：国勢調査（令和2年）、国土数値情報 郵便局（平成25年）、各銀行ホームページ（令和5年10月時点）を基に作成

⑤基幹的公共交通機関

日 30 本以上の頻度で運行されているバス停は都市計画区域内に 3 か所あります。なお、JR 水郡線の各駅（西金駅、上小川駅、袋田駅、常陸大子駅、下野宮駅）については、基幹的公共交通路線に該当しません。

町全体の基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率は 4.6%であり、都市計画区域内の徒歩圏人口カバー率は 17.2%となっています。

【都市構造の評価に関するハンドブックにおける定義】

●基幹的公共交通路線：日 30 本以上の運行頻度（概ねピーク時片道 3 本以上に相当）の鉄道路線及びバス路線

【基幹的公共交通の徒歩圏人口カバー率】

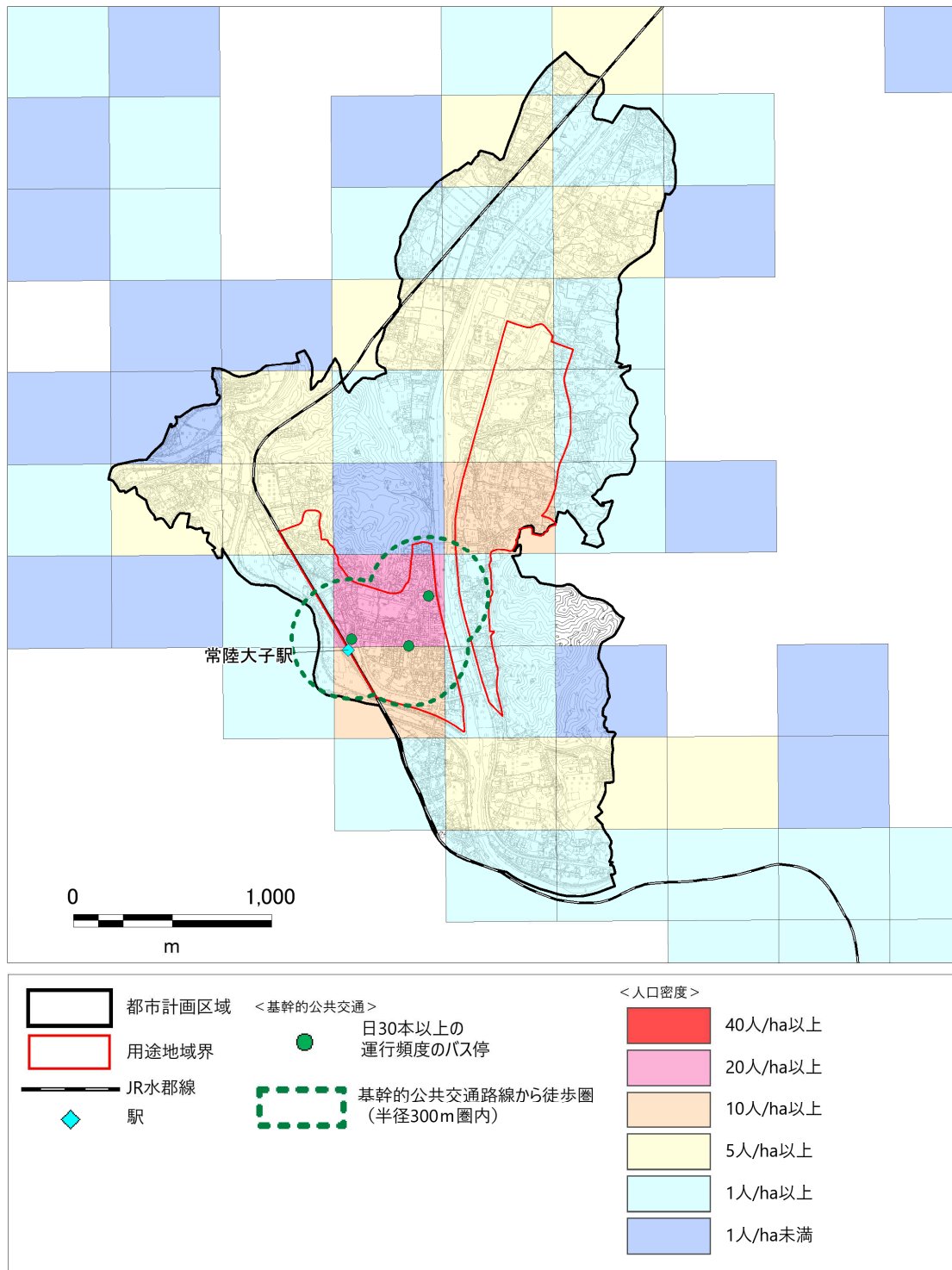
●運行頻度が片道 30 本/日以上サービス水準を有する鉄道駅又はバス停の徒歩圏（鉄道：半径 800m、バス停：半径 300m）に居住する人口を都市の総人口で除して算出

■基幹的公共交通路線徒歩圏人口カバー率

	町全体	都市計画区域
総人口	15,736	4,206
カバー人口	722	722
カバー率	4.6%	17.2%
バス停数	3	3

※JR 水郡線の各駅については、日 30 本以上又はピーク時片道 3 本以上の運行頻度を満たさないため、基幹的公共交通には含めていない

■ 基幹的公共交通徒歩圏（都市計画区域周辺）



出典：国勢調査（令和2年）、茨城交通ホームページ（令和5年10月時点）を基に作成

⑥子育て関連施設

都市計画区域内に保育園、幼稚園といった子育て関連施設が3か所立地しています。

都市計画区域内の子育て関連施設徒歩圏 0～14 歳人口カバー率は 5.1%となっており、子育て関連施設からの徒歩圏内に居住する 0～14 歳人口の数は少ない状況です。

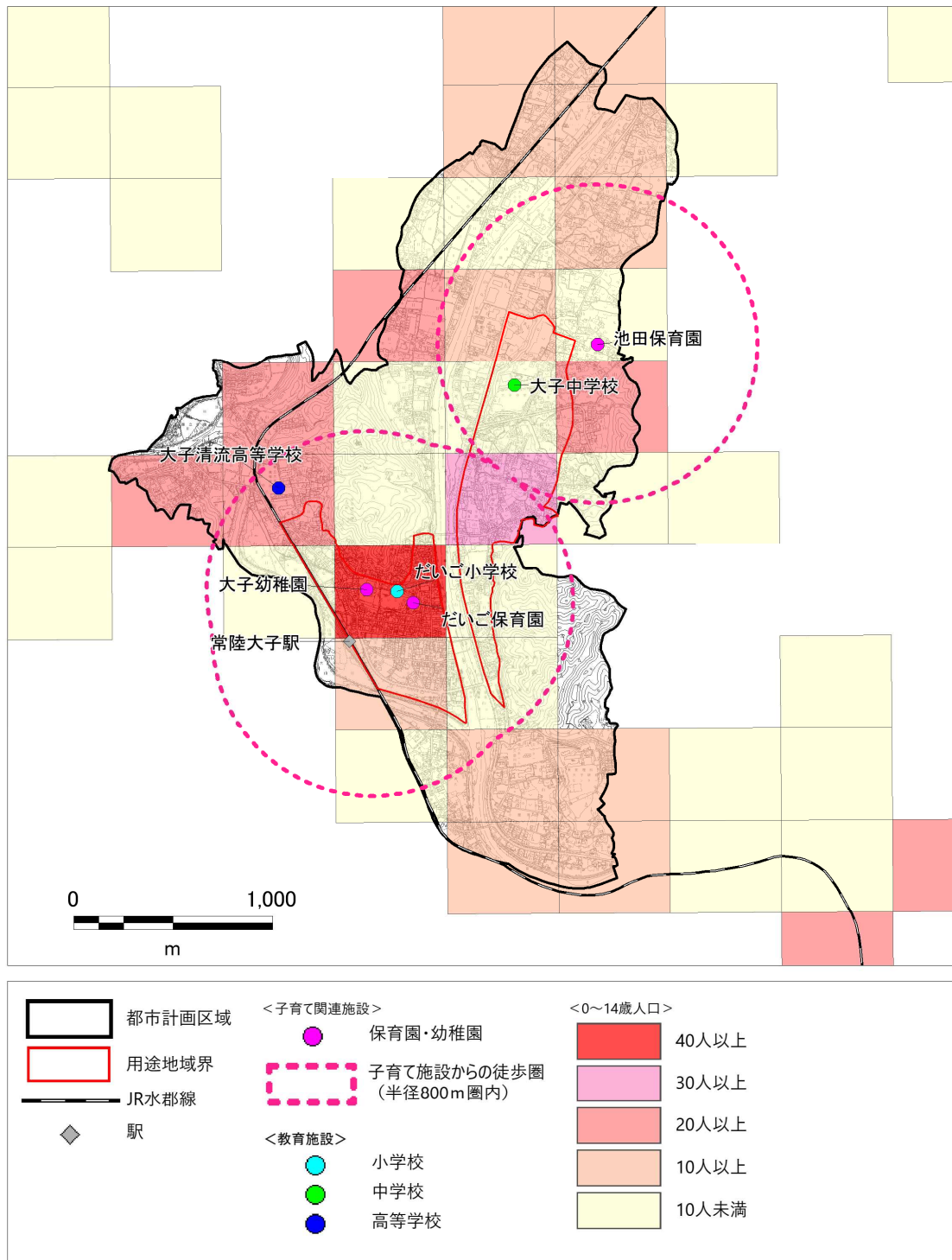
■子育て関連施設徒歩圏 0～14 歳人口カバー率

	町全体	都市計画区域
総人口	15,736	4,206
カバー人口 (0～14 歳)	311	214
カバー率	2.0%	5.1%
子育て関連施設数	6	3

■子育て関連施設一覧 (都市計画区域内)

No.	名称
1	池田保育園
2	だいが保育園
3	大子幼稚園

■子育て関連施設徒歩圏（都市計画区域周辺）



出典：国勢調査（令和2年）、国土数値情報 福祉施設（令和3年）、大子町ホームページ（令和5年10月時点）を基に作成

⑦日常生活サービスの徒歩圏充足率

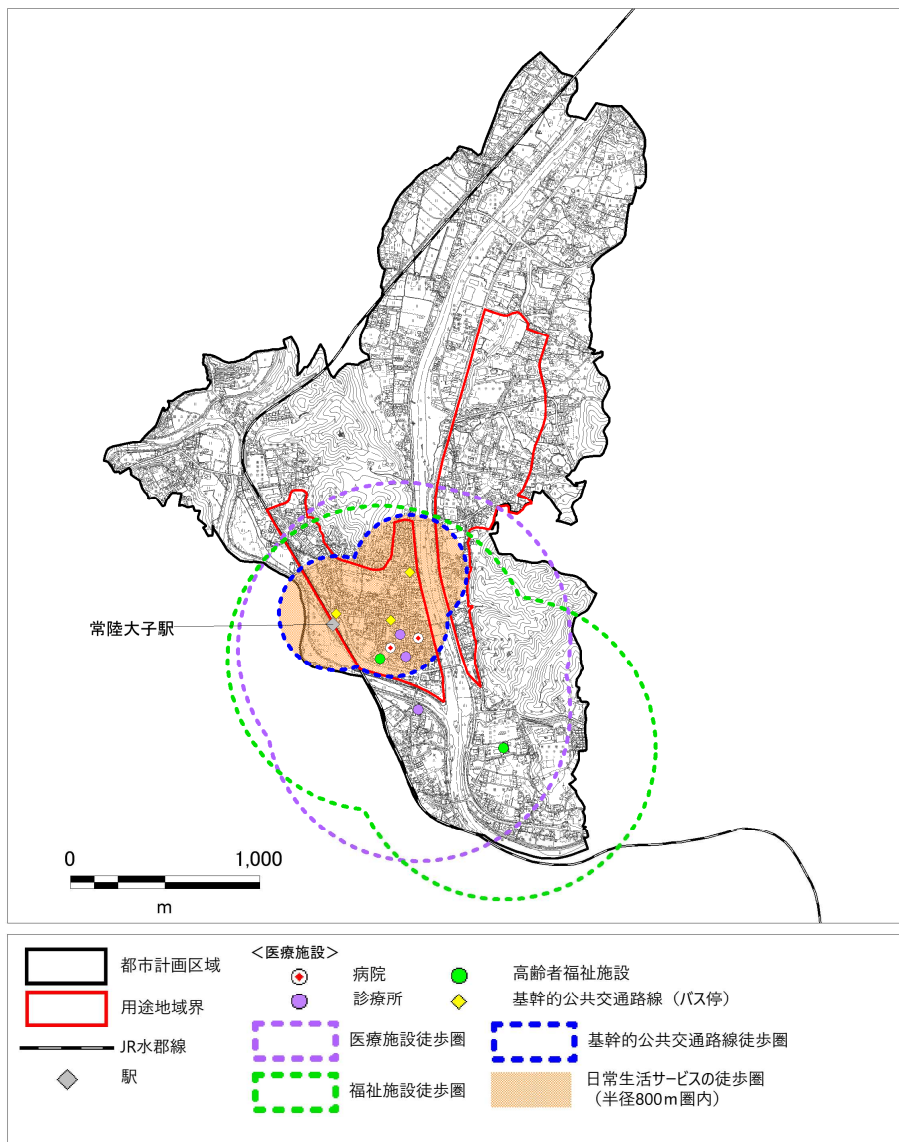
医療施設、福祉施設、基幹的公共道路線の徒歩圏を全て満たす、日常生活サービスの徒歩圏充足地域は、常陸大子駅周辺のみとなっています。

また、徒歩圏人口カバー率は都市計画区域内では人口 4,206 人に対して 722 人（17.2%）となっています。

■日常生活サービス（医療・福祉・基幹的公共交通） 徒歩圏人口カバー率

	町全体	都市計画区域
総人口	15,736	4,206
カバー人口	722	722
カバー率	4.6%	17.2%

■日常生活サービス（医療・福祉・基幹的公共交通）充足地域図（都市計画区域周辺）



出典：国勢調査（令和2年）、国土数値情報 医療機関（令和2年）・福祉施設（令和3年）、介護サービス情報公表システム（令和5年10月時点）、iタウンページ（令和5年10月時点）を基に作成

⑧行政施設

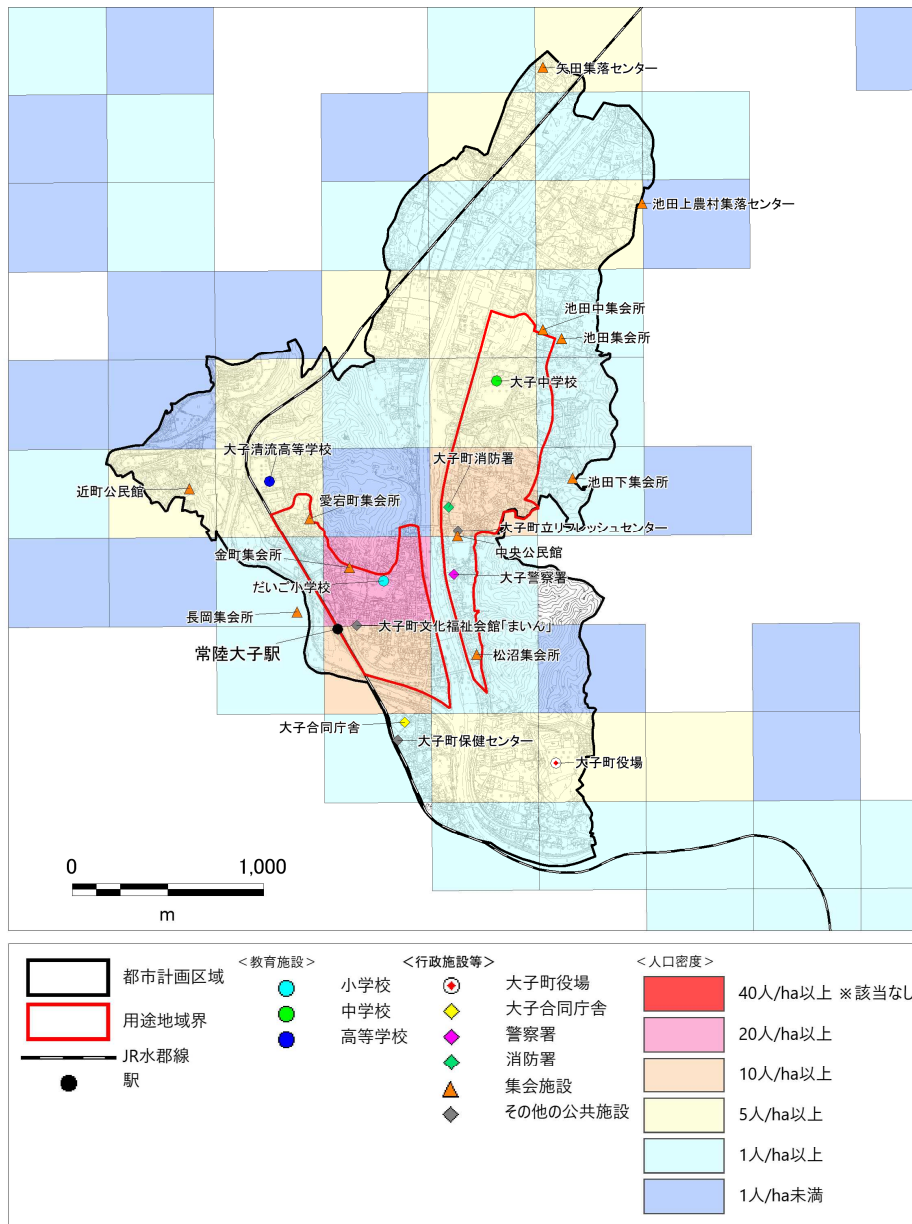
本町の行政機能を担う主要な施設として、大子町役場が立地しています。令和元年東日本台風の被害を受け、北田気地内の高台に新庁舎を建設し、令和4年9月に移転しました。

また、国道118号沿いに警察署及び消防署が立地しているほか、旧役場の南側には大子合同庁舎や大子町保健センターなどの行政施設が集まっています。

⑨教育・文化施設

都市計画区域内には小学校が1校、中学校が1校、高等学校が1校立地しています。また、常陸大子駅前に大子町文化福祉会館「まいん」が立地しているほか、集会所等の集会施設が点在しています。

■公共施設分布図（都市計画区域周辺）



出典：国勢調査（令和2年）、国土数値情報 公共施設（平成18年）・市町村役場等及び公的集会施設（令和4年）を基に作成

(5) 都市の安全

① 避難場所・避難所

大子町内には指定緊急避難場所（民間協力による避難場所含む）が 111 か所あり、都市計画区域内には 23 か所立地しています。町内全ての避難場所の徒歩圏人口カバー率は 83.1%、都市計画区域内の徒歩圏人口カバー率は 100.0%となっています。

指定避難所は、町内に 29 か所、都市計画区域内に 10 か所あります。町全体の指定避難所からの徒歩圏人口カバー率は 50.6%、都市計画区域内の徒歩圏人口カバー率は 99.7%となっています。

■ 指定緊急避難場所 徒歩圏人口カバー率

	町全体	都市計画区域
総人口	15,736	4,206
カバー人口	13,076	4,206
カバー率	83.1%	100.0%
全ての避難場所・避難所数	111	23

■ 指定避難所 徒歩圏人口カバー率

	町全体	都市計画区域
総人口	15,736	4,206
カバー人口	7,962	4,194
カバー率	50.6%	99.7%
指定緊急避難場所数	29	10

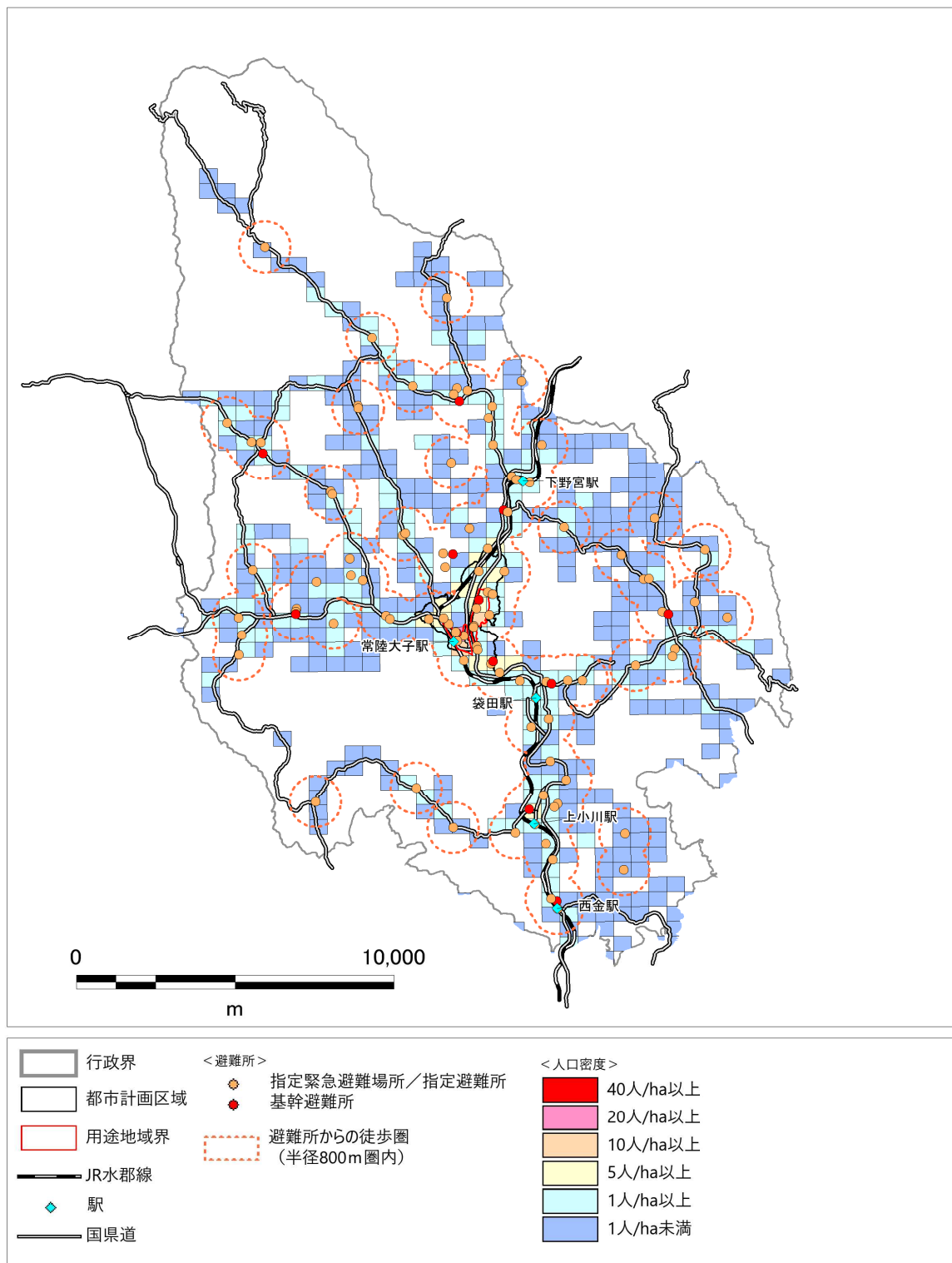
■ 基幹避難所一覧

だいご小学校体育館	大子中学校体育館
依上小学校校舎	佐原コミュニティセンター
黒沢コミュニティセンター	宮川コミュニティセンター
森林の温泉	生瀬コミュニティセンター
袋田地域防災センター	大子町営研修センター
上小川小学校体育館	旧西金小学校体育館

※あくまでも徒歩圏（半径 800m 圏）内の人口を抽出しているため、避難場所・避難所に収容できるかは検証していない。

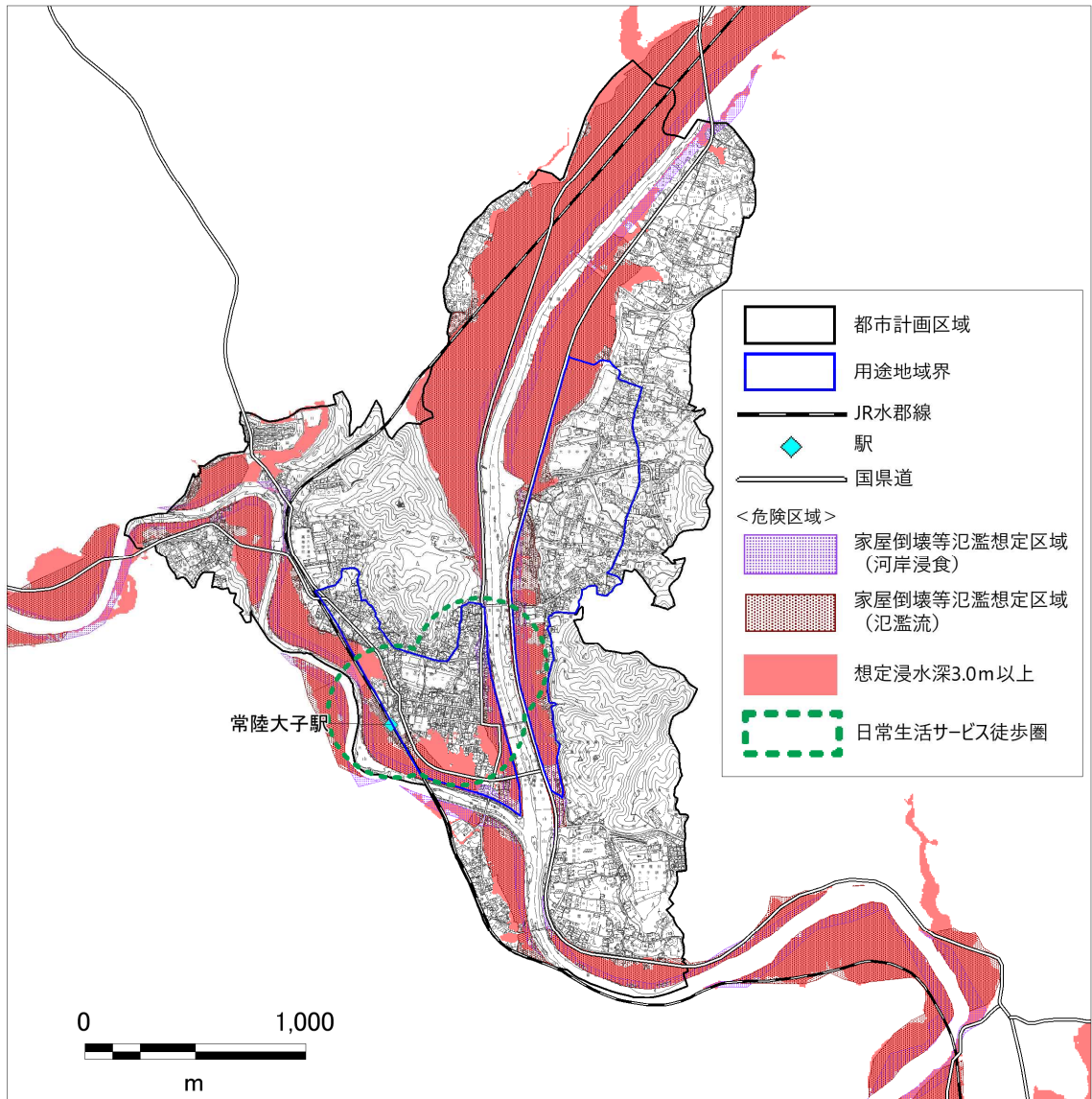
※一般的な徒歩圏（半径 800m 圏）は徒歩約 10 分を想定した距離であり、災害の種類によっては避難時間に差があることから、一概に避難場所・避難所を中心とした徒歩圏内に居住する人がその避難場所・避難所を利用できるとは限らない。

■避難所分布図（大子町全体）



出典：国勢調査（令和2年）、大子町ホームページ、大子町土砂災害・洪水ハザードマップ（令和5年10月時点）を基に作成

■ 洪水浸水想定区域（3.0m以上） + 日常生活サービス徒歩圏の重ね図（都市計画区域周辺）



出典：茨城県常陸大宮土木事務所資料を基に作成

(6) 現況の整理

区域
区分

- ・町域のごく一部 540ha (1.7%) に都市計画区域が指定されている非線引き都市である
- ・都市計画区域のうち 93ha (17.2%) に用途地域が指定されている

人口

【町全体】

- ・令和 2 年時点の人口は 15,736 人であり、少子高齢化の進行が顕著である
- ・人口の分布は、中心市街地や鉄道の駅周辺、国道沿いに多く分布している
- ・非線引き都市の市街地として望ましいとされる人口密度 40 人/ha のメッシュは見られず、町全域に低密度に人口が分布している

【都市計画区域】

- ・都市計画区域に 4,206 人 (約 3 割)、都市計画区域外に 11,530 人 (約 7 割) が居住している
- ・常陸大子駅周辺の一部に人口密度 20 人/ha 以上のメッシュが見られ、駅周辺の市街地に人口が集積している

土地
利用

【町全体】

- ・町域の大部分が森林となっており、町の中心部を南北に流れる久慈川や東西に流れる押川沿いに田畑が広がっている

【都市計画区域】

- ・都市計画区域のうち、自然的土地利用が約 6 割、都市的土地利用が約 4 割であり、自然的土地利用の占める割合が高い
- ・自然的土地利用の中では山林の占める割合が高い
- ・新築動向では住宅系の新築が多く、都市計画区域内に点在している

産業
経済

【町全体】

- ・茨城県全体と比較すると、第 1 次産業の占める割合が高い
- ・近年は農業産出額、販売農家数ともに減少傾向にあり、特に農家数の減少が顕著である
- ・事業所、従業員数、製品出荷額いずれも減少傾向にある
- ・年間販売額、商店数 (事業所数)、従業者数いずれも減少傾向にある
- ・観光客数は年間 110 万人程度で推移していたが、コロナ禍等の影響もあり令和 2 年から令和 3 年にかけて約半数にまで落ち込んだものの、令和 4 年はやや回復した

都市
交通

【町全体】

- ・本町に JR 水郡線の鉄道駅が 5 つ（西金駅、上小川駅、袋田駅、常陸大子駅、下野宮駅）ある
- ・令和元年の東日本台風被害による運休やコロナ禍等により、いずれの駅も令和 2 年の駅乗降客数は大きく減少している
- ・路線バス、町民無料バス「みどり号」、東京駅間を結ぶ高速バス、AI 乗合タクシーが運行されているほか、カーシェアリングのサービスが行われている
- ・世帯当たりの自動車保有台数は、茨城県全体と比較して高く、自動車に依存している傾向が見られる

【都市計画区域】

- ・基幹的公共交通機関に該当するバス停は都市計画区域内に 3 か所あり、徒歩圏人口カバー率は 17.2%である

都市
機能

【都市計画区域】

- ・医療施設は都市計画区域内に 5 か所立地し、徒歩圏人口カバー率は 39.1%である
- ・高齢者福祉施設は都市計画区域内に 2 か所立地し、徒歩圏人口カバー率は 42.6%である
- ・商業施設は都市計画区域内に 9 店舗立地し、徒歩圏人口カバー率は 83.4%である
- ・日常生活サービス（医療・福祉・交通）が全て充足している地域は、常陸大子駅周辺のみであり、徒歩圏人口カバー率は 17.2%である

安心
安全

【町全体】

- ・洪水浸水想定区域は町の中心部を流れる久慈川沿い及び押川沿いに指定されている
- ・土砂災害警戒区域の指定は河川沿いの傾斜地を中心に町内に広く分布している

【都市計画区域】

- ・都市計画区域内の大部分が洪水浸水想定区域に指定されている
- ・国道 118 号沿道、道の駅周辺に大規模な土砂災害警戒区域が指定されている
- ・避難場所・避難所は町全域に分布しており、都市計画区域では全域が避難施設からの徒歩圏でカバーされている

地価

【町全体】

- ・商業地、住宅地ともに下落が続き、令和 5 年の商業地の平均価格は、平成 13 年時点と比較して約 4 分の 1 程度まで下落している

公共
施設

【町全体】

- ・令和 3 年度末時点で町が保有する公共施設は 205 施設あり、今後 40 年間でかかる更新費用は平均で年間約 20 億円と試算されている

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料編

第3章

現状及び将来見通しにおける都市構造上の課題分析



第3章 現状及び将来見通しにおける都市構造上の課題分析

1. 人口の将来見通しに関する分析

(1) 将来人口推計の状況

① 総人口

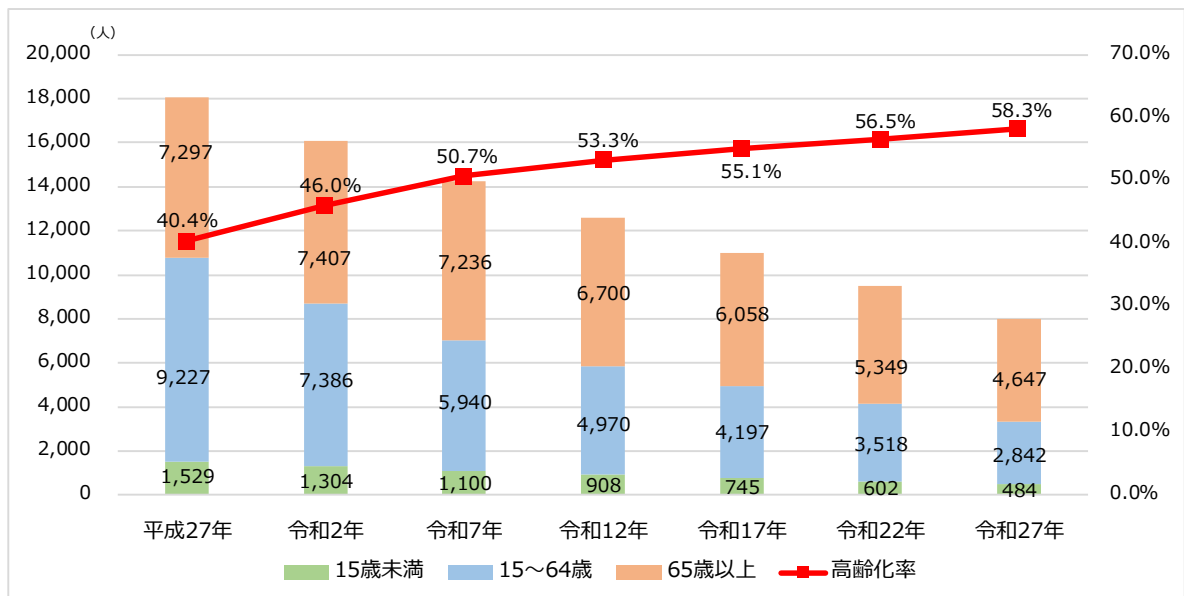
本町の将来推計人口は令和27年には現在の半数以下である7,973人まで減少すると予想されており、高齢化率は約58.3%にまで増加すると推測されています。

令和27年の人口密度の分布を見ると、大部分が1人/ha未満のメッシュとなり、20人/ha以上のメッシュが見られなくなるなど、人口密度が低下することが推測されています。

また、平成27年から令和27年にかけて40人以上減少するメッシュが町内で広く見られ、特に鉄道沿いの地域において減少が著しくなっています。

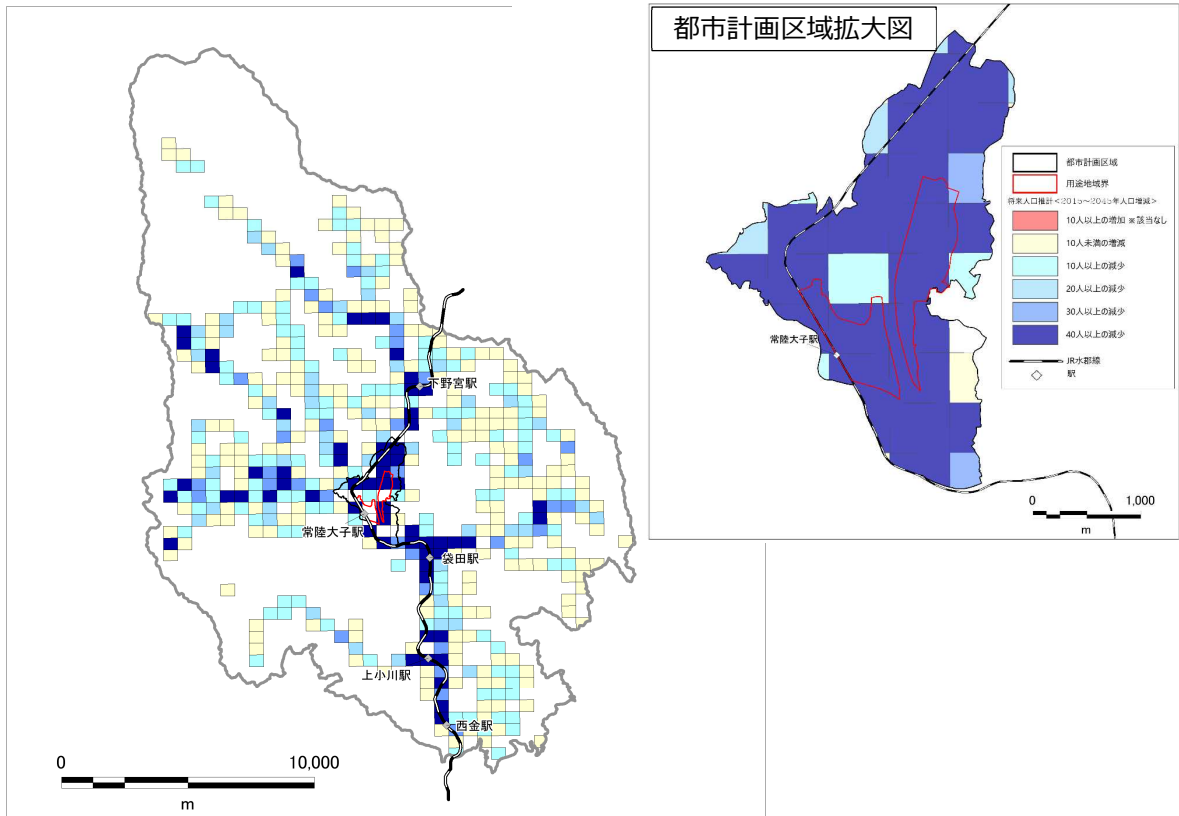
さらに、令和27年時点の高齢化率を見ると、町内の広い範囲で高齢化率が50%以上になると推測されています。

■ 将来人口推移

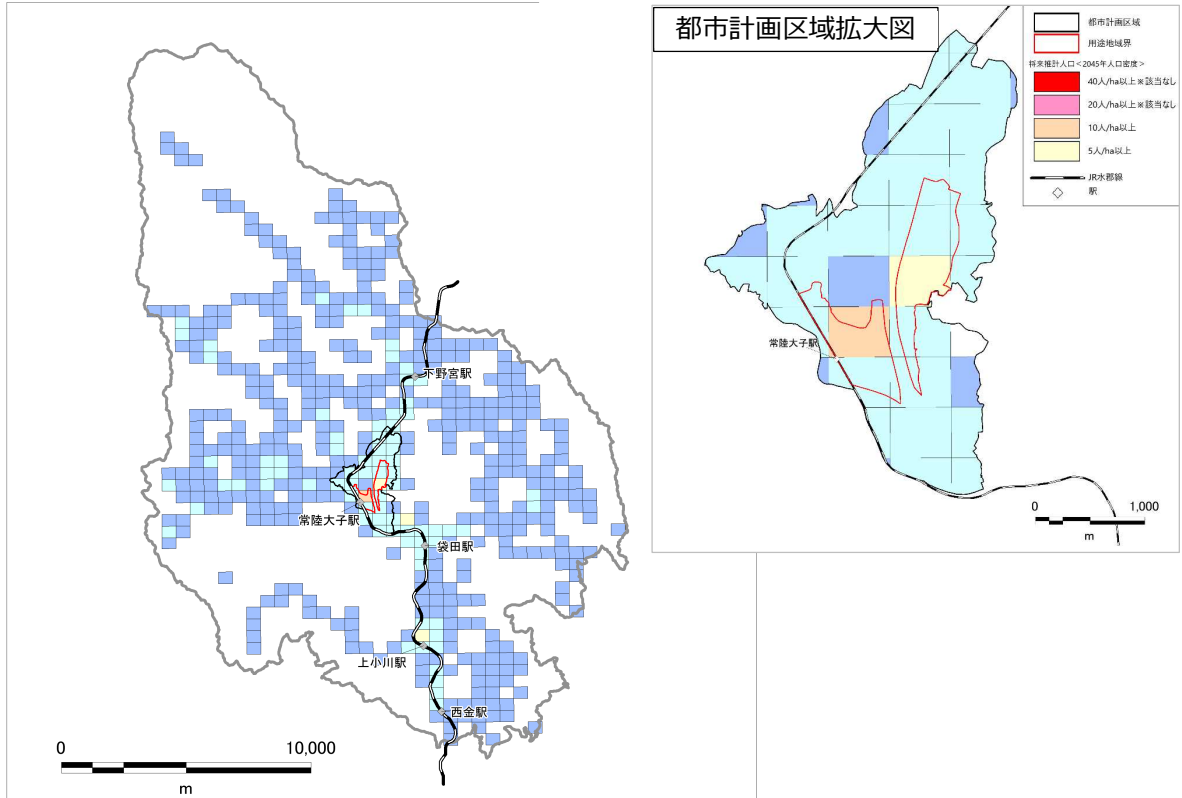


出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）

■ 500mメッシュ別将来推計人口<平成 27 年から令和 27 年までの増減>

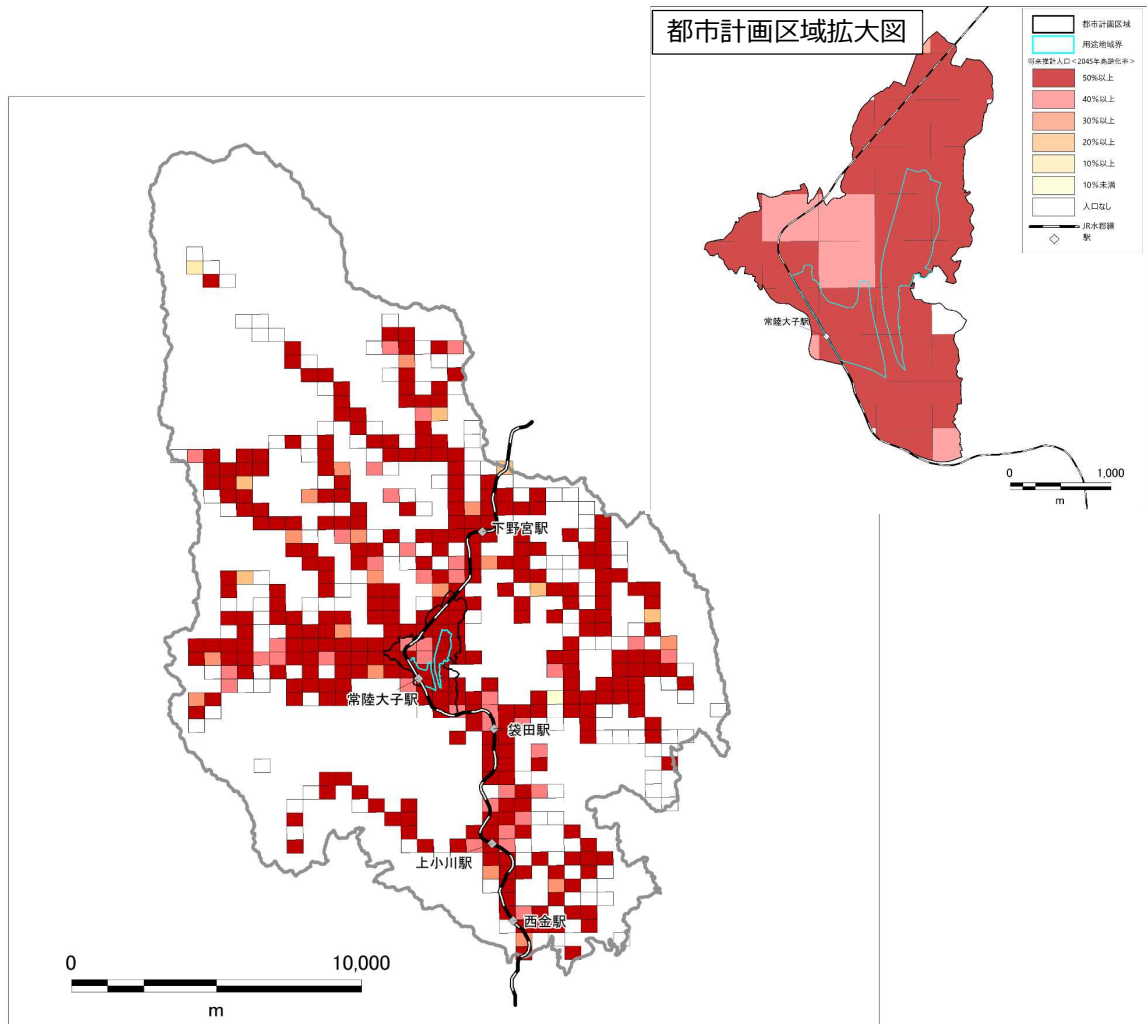


■ 500mメッシュ別将来推計人口<令和 27 年人口密度>



出典：国土数値情報 500mメッシュ別将来推計人口（平成 30 年国政局推計）

■ 500mメッシュ別将来推計人口<令和27年高齢化率>



出典：国土数値情報 500mメッシュ別将来推計人口データ（平成30年国政局推計）

2. 現状及び将来見通しにおける都市が抱える課題の分析

(1) 同規模都市との比較

国土交通省が取りまとめた「都市構造の評価に関するハンドブック」の指標を参考に、都市が抱える課題について分析を行いました。なお、分析に際しては、同じく国土交通省が取りまとめた「都市モニタリングシート」における「人口 10 万人以下の都市」の平均値を用いますが、これは「都市構造の評価に関するハンドブック」に示されている平均値とは一致していないことに留意する必要があります。

① 生活利便性に関する指標

■ 医療施設の徒歩圏人口カバー率

本町の医療施設（内科・外科）の徒歩圏（半径 800m）人口カバー率を見ると、14.6%となっており、同規模都市（人口 10 万人以下）の平均値 54.1%を大きく下回っています。

なお、本調査独自の算出値では、行政区域全体で 13.3%、都市計画区域内で 39.1%となっており、同規模都市の平均値を下回っています。

対象項目	大子町 R2 総人口 (人)	国土交通省算出		本調査独自算出			
		カバー 人口(人)	カバー率 (%)	行政区域		都市計画区域	
				カバー 人口(人)	カバー率 (%)	カバー 人口(人)	カバー率 (%)
医療施設（内科・外科）徒歩圏 人口カバー率	15,736	2,636	14.6	2,098	13.3	1,645	39.1
【都市規模別参考値】							
全国平均値							62.3
地方都市（人口 10 万人以下）							54.1

出典：国土交通省 都市モニタリングシートを基に作成

※国土交通省算出に用いられている人口は、平成 27 年国勢調査

※国交省算出のカバー人口は、カバー率からの逆算値

※本調査独自算出とは、令和 4 年 12 月時点の調査と令和 2 年国勢調査の人口を基に本調査独自に算出している

※本調査独自算出では、行政区域のカバー率は行政人口 15,736 人に占める割合、都市計画区域のカバー率は都市計画区域人口 4,206 人に占める割合を算出している

■ 高齢者福祉施設の徒歩圏人口カバー率

本町の高齢者福祉施設（通所系・訪問系施設及び小規模多機能施設）の徒歩圏（半径 800m）人口カバー率を見ると、8.4%となっており、同規模都市の平均値 34.8%を大きく下回っています。

本調査独自の算出値では、行政区全体で 24.1%、都市計画区域で 42.6%となっており、都市計画区域内においては、同規模都市の平均値を上回っている状況です。

対象項目	大子町 R2 総人口 (人)	国土交通省算出		本調査独自算出			
		カバー 人口(人)	カバー率 (%)	行政区		都市計画区域	
				カバー 人口(人)	カバー率 (%)	カバー 人口(人)	カバー率 (%)
高齢者福祉施設 徒歩圏人口 カバー率	15,736	1,516	8.4	3,796	24.1	1,793	42.6
【都市規模別参考値】							
全国平均値						41.0	
地方都市（人口 10 万人以下）						34.8	

出典：国土交通省 都市モニタリングシートを基に作成

- ※国土交通省算出に用いられている人口は、平成 27 年国勢調査
- ※国交省算出のカバー人口は、カバー率からの逆算値
- ※本調査独自算出とは、令和 4 年 12 月時点の調査と令和 2 年国勢調査の人口を基に本調査独自に算出している
- ※本調査独自算出では、行政区のカバー率は行政区人口 15,736 人に占める割合、都市計画区域のカバー率は都市計画区域人口 4,206 人に占める割合を算出している

■ 商業施設の徒歩圏人口カバー率

本町の商業施設（百貨店・総合スーパー・専門スーパー）の徒歩圏（半径 800m）人口カバー率を見ると、17.7%となっており、同規模都市の平均値 31.6%を大きく下回っています。

なお、本調査独自で算出した商業施設（スーパーマーケット等・コンビニエンスストア・ドラッグストア）徒歩圏カバー率は、行政区全体で 36.9%、都市計画区域で 83.4%となっており、特に都市計画区域内においては、商業施設が充足している状況です。

対象項目	大子町 R2 総人口 (人)	国土交通省算出		本調査独自算出			
		カバー 人口(人)	カバー率 (%)	行政区		都市計画区域	
				カバー 人口(人)	カバー率 (%)	カバー 人口(人)	カバー率 (%)
商業施設 徒歩圏人口カバー率	15,736	3,195	17.7	5,814	36.9	3,509	83.4
【都市規模別参考値】							
全国平均値						40.5	
地方都市（人口 10 万人以下）						31.6	

出典：国土交通省 都市モニタリングシートを基に作成

- ※国土交通省算出に用いられている人口は、平成 27 年国勢調査
- ※国交省算出のカバー人口は、カバー率からの逆算値
- ※本調査独自算出とは、令和 4 年 12 月時点の調査と令和 2 年国勢調査の人口を基に本調査独自に算出している
- ※本調査独自算出においては、地域の実態を考慮して、商業施設としてスーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストアからの徒歩圏を算出している
- ※本調査独自算出では、行政区のカバー率は行政区人口 15,736 人に占める割合、都市計画区域のカバー率は都市計画区域人口 4,206 人に占める割合を算出している

■ 基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率

本町の基幹的公共交通路線の徒歩圏（鉄道：半径 800m、バス：半径 300m）人口カバー率を見ると、0.0%（基幹的公共交通がない）となっており、同規模都市の平均値 26.7%を大きく下回っています。

なお、本調査独自の算出による基幹的公共交通路線（日 30 本以上運行しているバス停から半径 300m）の徒歩圏人口カバー率は、行政区域全体で 4.6%、都市計画区域内で 17.2%となっており、同規模都市の平均値を下回っています。

対象項目	大子町 R2 総人口 (人)	国土交通省算出		本調査独自算出			
		カバー 人口(人)	カバー率 (%)	行政区域		都市計画区域	
				カバー 人口(人)	カバー率 (%)	カバー 人口(人)	カバー率 (%)
基幹的公共交通路線 徒歩圏人口カバー率	15,736	0	0.0	722	4.6	722	17.2
【都市規模別参考値】							
全国平均値						35.4	
地方都市（人口 10 万人以下）						26.7	

出典：国土交通省 都市モニタリングシートを基に作成

※国土交通省算出に用いられている人口は、平成 27 年国勢調査

※国交省算出のカバー人口は、カバー率からの逆算値

※本調査独自算出とは、令和 4 年 12 月時点の調査と令和 2 年国勢調査の人口を基に本調査独自に算出している

※本調査独自算出では、行政区域のカバー率は行政人口 15,736 人に占める割合、都市計画区域のカバー率は都市計画区域人口 4,206 人に占める割合を算出している

■ 日常生活サービス施設の徒歩圏人口充足率

日常生活サービスとして、生活サービス施設（医療・福祉・公共交通）の全ての徒歩圏（半径 800 m）に含まれる人口カバー率を見ると、0.0%となっており、同規模都市の平均値 10.6%を大きく下回っています。

なお、本調査独自の算出による日常生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率は、行政区域全体で 4.6%、都市計画区域で 17.2%となっており、都市計画区域内においては、同規模都市の平均値を上回っている状況です。

対象項目	大子町 R2 総人口 (人)	国土交通省算出		本調査独自算出			
		カバー 人口(人)	カバー率 (%)	行政区域		都市計画区域	
				カバー 人口(人)	カバー率 (%)	カバー 人口(人)	カバー率 (%)
日常生活サービス施設 徒歩圏人口充足率	15,736	0	0.0	722	4.6	722	17.2
【都市規模別参考値】							
全国平均値						16.4	
地方都市（人口 10 万人以下）						10.6	

出典：国土交通省 都市モニタリングシートを基に作成

※国土交通省算出に用いられている人口は、平成 27 年国勢調査

※国交省算出のカバー人口は、カバー率からの逆算値

※本調査独自算出とは、令和 4 年 12 月時点の調査と令和 2 年国勢調査の人口を基に本調査独自に算出している

※本調査独自算出では、行政区域のカバー率は行政人口 15,736 人に占める割合、都市計画区域のカバー率は都市計画区域人口 4,206 人に占める割合を算出している

■公共交通利便性の高いエリアに存する住宅の割合

公共交通利便性の高いエリア（鉄道駅から1,000m又はバス停から200m圏内）にある住宅の割合は、52.0%となっており、同規模都市の平均値51.4%をわずかに上回っています。

対象項目	住宅数(戸)	大子町 住宅総数(戸)	割合(%)
公共交通利便性の高いエリア（鉄道駅から1,000m又はバス停から200m圏内）に存する住宅の割合	3,479	6,690	52.0
【都市規模別参考値】			
全国平均値			55.6
地方都市（人口10万人以下）			51.4

出典：国土交通省 都市モニタリングシートを基に作成

■住民一人当たりの自動車走行台キロ

本町の一人当たりの小型車走行台キロは、22.3台キロ/日となっており、同規模都市の平均値20.6台キロ/日を上回っています。

対象項目	大子町 R2 総人口(人)	町内総走行 台キロ (台キロ)	一人当たりの町内 総走行台キロ (台キロ/日)
町民一人当たりの小型車走行台キロ	15,736	401,896.5	22.3
【都市規模別参考値】			
全国平均値			17.9
地方都市（人口10万人以下）			20.6

出典：国土交通省 都市モニタリングシートを基に作成

※国土交通省算出に用いられている人口は、平成27年国勢調査

■公共交通沿線地域の人口密度

公共交通沿線地域（駅から半径800m、バス停から半径300m）の人口密度を見ると、6.0人/haとなっており、同規模都市の平均値10.7人/haを下回っています。

対象項目	駅及びバス停徒歩圏(駅：800m、バス停：300m) 人口密度(人/ha)
公共交通沿線地域の人口密度	6.0
【都市規模別参考値】	
全国平均値	18.9
地方都市（人口10万人以下）	10.7

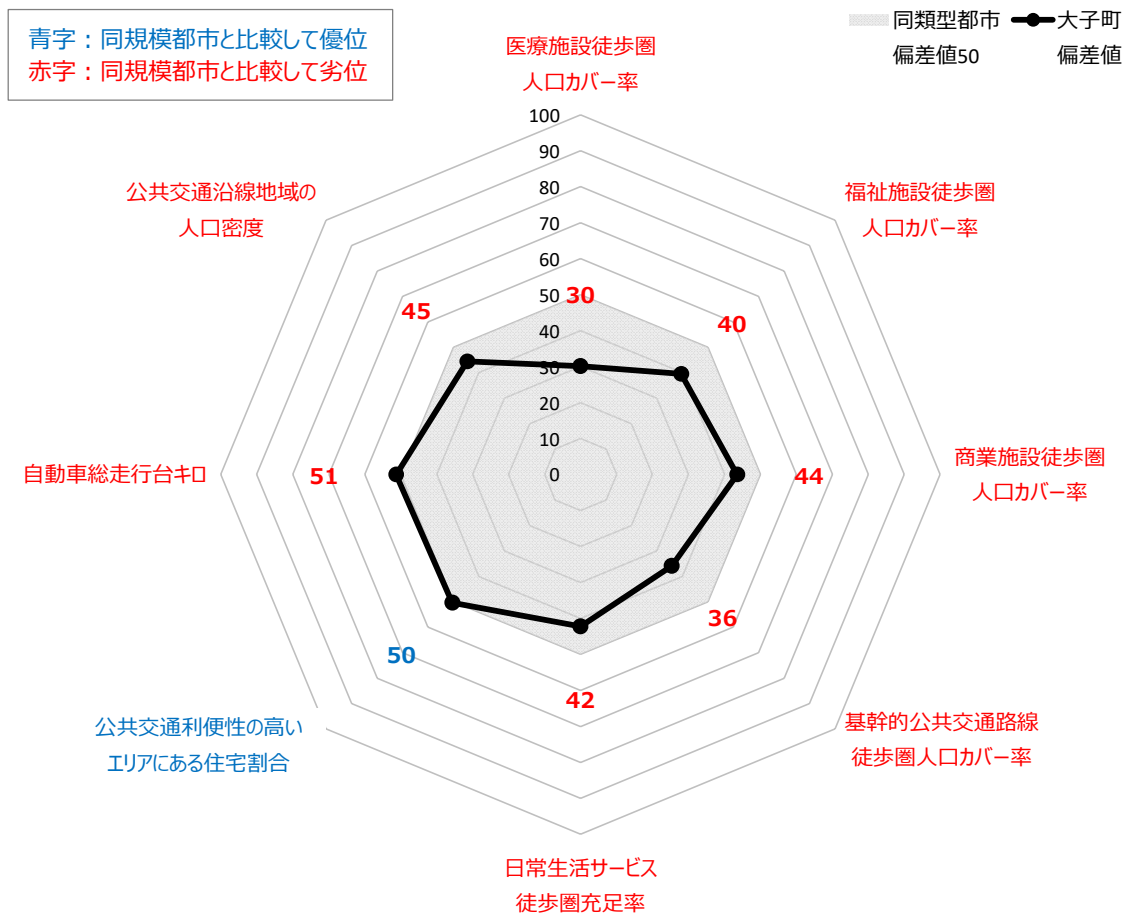
出典：国土交通省 都市モニタリングシートを基に作成

【生活利便性に関する偏差値評価（同規模都市との比較）】

前述の各指標について偏差値として示した結果を見ると、医療施設・福祉施設・商業施設・基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率及び公共交通沿線地域の人口密度は、いずれも偏差値が30～40台となっており、同規模都市と比較して評価が低く、本町の利便性の低さを示しています。

一方、公共交通利便性の高いエリアにある住宅の割合については偏差値が50であり、同規模都市と比較して同程度となっています。

自動車走行台キロの偏差値は51であり、これは同規模都市と比較してわずかに自動車への依存傾向が高いことを示しています。



出典：国土交通省 レーダーチャート自動作成ツールを基に作成

②健康・福祉に関する指標

■医療施設から高齢者徒歩圏内にある住宅の割合

医療施設（内科・外科）から高齢者徒歩圏（半径 500m）にある住宅の割合は 6.1%であり、同規模都市の平均値 32.9%を大きく下回っています。

対象項目	住宅数(戸)	大子町 住宅総数(戸)	割合(%)
医療施設から高齢者徒歩圏内にある住宅の割合	408	6,690	6.1
【都市規模別参考値】			
全国平均値			41.7
地方都市（人口 10 万人以下）			32.9

出典：国土交通省 都市モニタリングシートを基に作成

■高齢者福祉施設から 1 km圏内の高齢者（65 歳以上）人口カバー率

高齢者福祉施設（通所系・訪問系・小規模多機能施設）の 1 km圏内の 65 歳以上人口カバー率は、13.4%となっており、同規模都市の平均値 40.2%を大きく下回っています。

なお、本調査独自に算出した高齢者福祉施設から 1 km圏内の 65 歳以上カバー率は、行政区域全体で 31.5%、都市計画区域内で 55.5%となっており、都市計画区域内においては同規模都市の平均値 40.2%を上回っています。

対象項目	大子町 R2 65 歳以上 人口(人)	国土交通省算出		本調査独自算出			
		カバー 人口(人)	カバー率 (%)	行政区域		都市計画区域	
				カバー 人口(人)	カバー率 (%)	カバー 人口(人)	カバー率 (%)
高齢者福祉施設から 1 km圏内の 高齢者（65 歳以上）人口カバ ー率	7,266	976	13.4	2,289	31.5	1,022	55.5
【都市規模別参考値】							
全国平均値							46.1
地方都市（人口 10 万人以下）							40.2

出典：国土交通省 都市モニタリングシートを基に作成

※国土交通省算出に用いられている人口は、平成 27 年国勢調査

※国交省算出のカバー人口は、カバー率からの逆算値

※本調査独自算出とは、令和 4 年 12 月時点の調査と令和 2 年国勢調査の人口を基に本調査独自に算出している

※本調査独自算出では、行政区域のカバー率は行政区域内の 65 歳以上人口 7,266 人に占める割合、都市計画区域のカバー率は都市計画区域内の 65 歳以上人口 1,841 人に占める割合を算出している

■ 保育所の徒歩圏 0～4 歳人口カバー率

保育所の徒歩圏（半径 800m）0～4 歳人口カバー率は 19.4%となっており、同規模都市の平均値 45.0%を大きく下回っています。

対象項目	カバー人口 (人)	0～4 歳人口 (人)	割合(%)
保育所の徒歩圏 0～4 歳人口カバー率	81	417	19.4
【都市規模別参考値】			
全国平均値			52.1
地方都市（人口 10 万人以下）			45.0

出典：国土交通省 都市モニタリングシートを基に作成

※国土交通省算出に用いられている人口は、平成 27 年国勢調査

※カバー人口は、カバー率からの逆算値

■ 公園から高齢者徒歩圏に住宅が存する割合

公園から高齢者徒歩圏（半径 500m）内にある住宅の割合は、0.0%であり、同規模都市の平均値 37.3%を大きく下回っています。

対象項目	住宅数(戸)	大子町 住宅総数(戸)	割合(%)
公園から高齢者徒歩圏に住宅が存する割合	0	6,690	0.0
【都市規模別参考値】			
全国平均値			45.1
地方都市（人口 10 万人以下）			37.3

出典：国土交通省 都市モニタリングシートを基に作成

■ 歩道設置率

本町の歩道設置率を見ると、48.1%であり、同規模都市の平均値 52.3%をわずかに下回っています。

対象項目	歩道設置 道路延長(km)	道路延長区間 (km)	割合(%)
歩道設置率	58.8	122.1	48.1
【都市規模別参考値】			
全国平均値			56.7
地方都市（人口 10 万人以下）			52.3

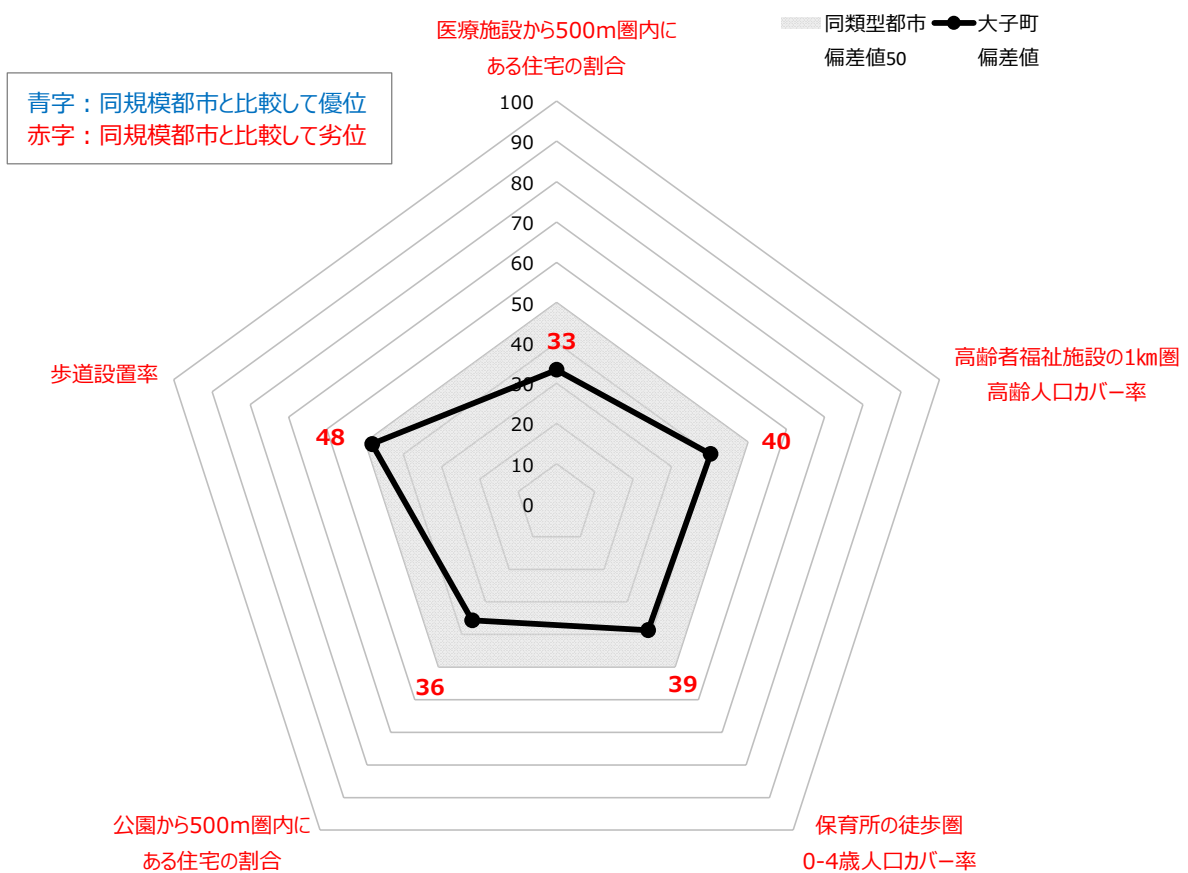
出典：国土交通省 都市モニタリングシートを基に作成

【健康・福祉の偏差値評価（同規模都市との比較）】

前述の各指標について偏差値として示した結果を見ると、医療施設から高齢者徒歩圏（500m圏）内にある住宅の割合、保育所の徒歩圏（800m圏）内の0～4歳人口カバー率、公園から高齢者徒歩圏（500m圏）内にある住宅の割合について、いずれの偏差値も30台となっており、同規模都市と比較してかなり低い水準となっています。

高齢者福祉施設から1km圏の高齢者（65歳以上）人口カバー率についても、偏差値が40であり、同規模都市と比較して低い評価となっています。

歩道設置率の偏差値は48であり、同規模都市と比較してわずかに低い状況です。



出典：国土交通省 レーダーチャート自動作成ツールを基に作成

③安全・安心に関する指標

■町民一人当たりの交通事故死者数

町民一人当たりの交通事故死亡者数は、0.6 人であり、同規模都市の平均値 0.5 人をわずかに上回っています。

対象項目	大子町 R2 総人口(人)	死亡者数(人)
町民一人当たりの交通事故死亡者数	15,736	0.6
【都市規模別参考値】		
全国平均値		0.5
地方都市（人口 10 万人以下）		0.5

出典：国土交通省 都市モニタリングシートを基に作成

※国土交通省算出に用いられている人口は平成 27 年国勢調査

■最寄りの緊急避難場所までの平均距離

本町の最寄りの緊急避難場所までの平均距離は 486.0m であり、同規模都市の平均値 747.3m と比べて、最寄りの緊急避難場所までの距離が短い状況です。

対象項目	住宅数(戸)		大子町 住宅総数(戸)	平均距離(m)
	250m未満圏内	250~500m圏内		
最寄りの緊急避難場所までの平均距離	250m未満圏内	2,020	7,900	486.0
	250~500m圏内	3,000		
	500~1,000m圏内	840		
	1,000~2,000m圏内	830		
	2,000m以上圏内	0		
【都市規模別参考値】				
全国平均値				682.7
地方都市（人口 10 万人以下）				747.3

出典：国土交通省 都市モニタリングシートを基に作成

■空き家率

本町の空き家率は 15.7% となっており、同規模都市の平均値 9.5% を大きく上回っています。

対象項目	空き家 (その他の住宅) (戸)	総住宅数 (戸)	空き家率 (%)
空き家率	1,240	7,900	15.7
【都市規模別参考値】			
全国平均値			7.9
地方都市（人口 10 万人以下）			9.5

出典：国土交通省 都市モニタリングシートを基に作成

④地域経済に関する指標

■従業員一人当たりの第三次産業売上高

本町の従業員一人当たりの第三次産業売上高は 9.8 百万円となっており、同規模都市の平均値 12.7 百万円を下回っています。

対象項目	第三次産業 売上高 (百万円)	従業員数 合計 (人)	一人当たり 売上高 (百万円)
従業員一人当たり第三次産業売上高	40,050	4,084	9.8
【都市規模別参考値】			
全国平均値			13.8
地方都市（人口 10 万人以下）			12.7

出典：国土交通省 都市モニタリングシートを基に作成

⑤行政運営に関する指標

■町民一人当たりの税収額

町民一人当たりの税収額（個人町民税・固定資産税）を見ると、90.5 千円となっており、同規模都市の平均値 120 千円を下回っています。

対象項目	税収総額 (千円)	町民一人当たりの税収額 (千円)
町民一人当たりの税収額	1,562,239.0	90.5
【都市規模別参考値】		
全国平均値		124.5
地方都市（人口 10 万人以下）		120.0

出典：国土交通省 都市モニタリングシートを基に作成

■町民一人当たりの歳出額

町民一人当たりの歳出額（人口当たりの公共施設等の維持・管理・更新費）を見ると、511.3 千円となっており、同規模都市の平均値 854.7 千円を大きく下回っています。

対象項目	歳出額決算総額 (千円)	町民一人当たりの歳出額 (千円)
町民一人当たりの歳出額	8,824,171.0	511.3
【都市規模別参考値】		
全国平均値		739.5
地方都市（人口 10 万人以下）		854.7

出典：国土交通省 都市モニタリングシートを基に作成

⑥エネルギー・低炭素に関する指標

■町民一人当たりの自動車 CO² 排出量

町民一人当たりの自動車 CO² 排出量は 1.9t-CO²/年となっており、同規模都市の平均値 1.7t-CO²/年をわずかに上回っています。

対象項目	一人当たりの自動車 CO ² 排出量 (t-CO ² /年)
町民一人当たりの自動車 CO ² 排出量	1.9
【都市規模別参考値】	
全国平均値	1.5
地方都市（人口 10 万人以下）	1.7

出典：国土交通省 都市モニタリングシートを基に作成

【安全・安心、地域経済、行政運営、エネルギー・低炭素の偏差値評価（同規模都市との比較）】

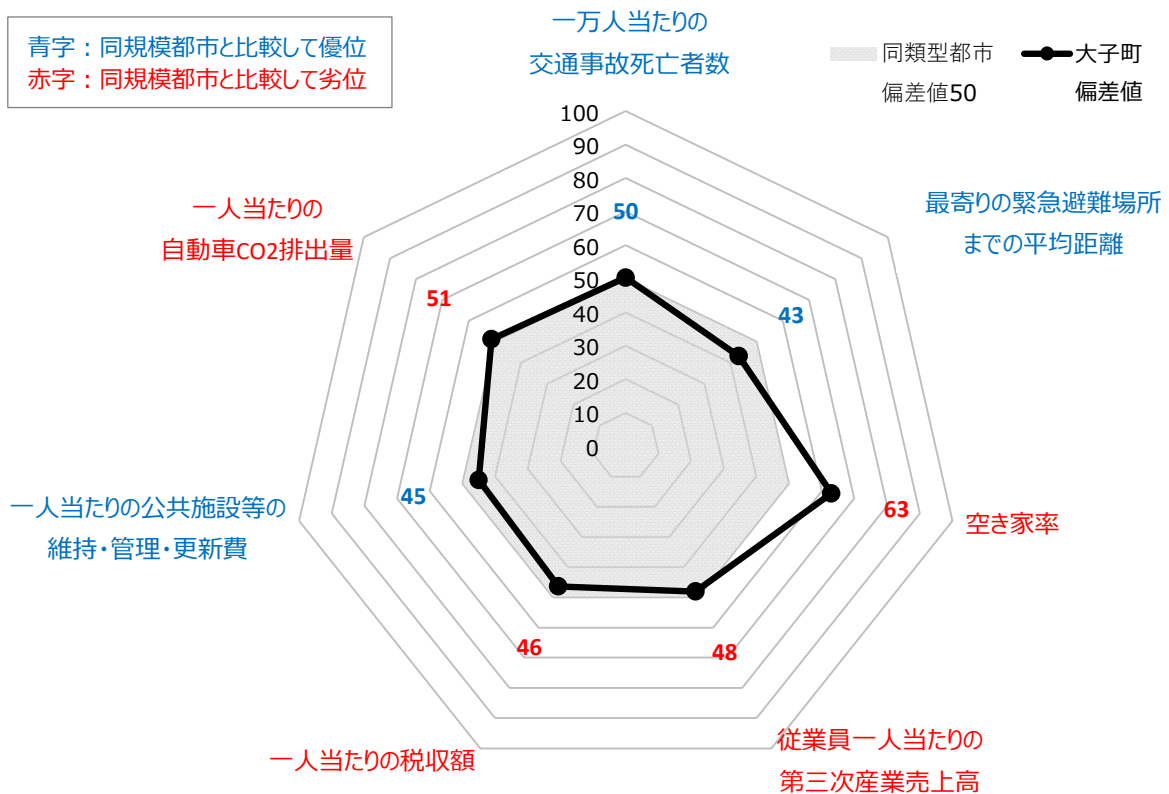
前述の各指標について偏差値として示した結果を見ると、まず、一人当たりの交通事故死者数は偏差値が50であり、これは同規模都市と同程度であることを示しています。

また、最寄りの緊急避難場所までの平均距離の偏差値は43であり、これは同規模都市と比較して優位であることを示しており、本町は最寄りの緊急避難場所までの平均距離が短いことが分かります。

一方、空き家率の偏差値は63であり、これは同規模都市と比較して、空き家率が高いことを示しています。

従業員一人当たりの第三次産業売上高は偏差値が48となっており、同規模都市と比較して、本町は第三次産業の売上高がわずかに低いことを示しています。

一人当たりの税収額は偏差値が46であり、同規模都市と比較して、税収がわずかに低くなっています。また、一人当たりの公共施設等の維持・管理・更新費の偏差値は45であり、これは同規模都市と比較して低くなっており、前述の一人当たりの税収額と双方を勘案すると、本町では比較的効率的な行政運営が行われていることを示しています。



出典：国土交通省 レーダーチャート自動作成ツールを基に作成

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

集約と連携のまちづくりに関する基本方針

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料編



第4章 集約と連携のまちづくりに関する基本方針

1. 本町の集約と連携に関する現状と課題

持続可能な都市の実現に向け、本町の集約と連携に関する現状や課題を踏まえ、本町のまちづくりの方針を次のとおり検討しました。

本町の集約と連携に関する現状	解決すべき主要課題
<p>人口減少・少子高齢化</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 本町の人口は現在の約半数の 7,973 人(令和 27 年)にまで減少すると予測されます。 ■ 高齢化率は現在の 46.3%から、令和 27 年には 58.3%まで高まると予測されます。 ■ 少子高齢化により空き地・空き家の増加、日常生活サービス機能の低下など、地域活力の低下が懸念されます。 	<p>【人口減少や少子化への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少を前提とした都市への転換 ・若者や子育て世代の流出の抑制 ・町外からの移住促進 ・交流人口も含めた需要の活用
<p>低密・分散した都市構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 本町全体は都市計画区域外に人口の約 7 割が居住しており、分散した人口分布となっています。 ■ 商業や医療などの生活利便施設は、都市計画区域内に集積し、コンパクトな市街地が形成されていますが、その利用者である町民は広大な行政区域に分散しています。 ■ 分散的な都市構造は、町民の利便性の低下に加え、インフラや公共施設の維持に関して非効率性を招き、健全な都市運営に影響を与えると懸念されます。 	<p>【高齢化への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の困りごとが少ないまちの姿に転換 ・徒歩や公共交通で暮らせるまちへ ・独居型から集住型の暮らしの模索
<p>中心市街地の更新不良と空洞化による機能不全</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市街地の建築物は人口減少や店舗・事業所の廃業等により空き家や空き店舗が増加傾向にあります。 ■ 建築物の新築は自動車の交通利便性が比較的高い国道 118 号沿道付近や中心市街地東部付近に多いものの、市街地全体では少ない状況です。 ■ 市街地の都市機能の更新が進まず、人や産業の空洞化などの機能低下の悪循環に陥るおそれがあります。 	<p>【持続可能な都市運営への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活利便性に繋がる拠点性の維持 ・持続のための効率的な都市運営 ・特に危険な場所からの移転 ・拠点における都市機能の維持と更新
<p>利便性維持が求められている公共交通機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 本町の公共交通機関の徒歩圏人口カバー率は、同規模都市と比較して低い状況です。 ■ 人口減少に伴い、鉄道やバス利用者の減少や事業者の収益減少により、サービス水準の低下が懸念されます。 ■ 郊外に居住する人々が中心部の生活利便施設にアクセスするための手段の確保が必要です。 	<p>【公共交通等の維持への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通を維持するための多面的で総合的な利用促進 ・交通需要のもとになる都市機能の集積 ・広域連携や余暇利用も担う鉄道の基軸化 ・デマンド型やスクールバス等の多様な連携
<p>高まる安心・安全な都市づくりのニーズ</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 本町で特徴的な大規模自然災害は、山地等における土砂災害、河川等における浸水災害が主なものです。 ■ 本町は山地が多いため、直接的被害を受けなくても地域分断による孤立状態等が懸念されます。 ■ 安全な場所に安心して住み続けられることが重要です。 	<p>【安全・安心の強化への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害リスクの除去や軽減のためのハード対策 ・ソフト対策による発災前からの被害予防 ・安全な場所への居住の誘導

2. まちづくりの方針

本町における集約と連携のまちづくりに関する課題の解決を図るための方針を次のとおりとします。
この方針を踏まえて本町が目指す骨格構造、各種の誘導施設や誘導区域等を検討していきます。

【大子町の持続可能なまちづくりのために大切なこと】

■方針 1 全ての人が安心できる場所と移動手段がある都市になる

【対応課題】

人口減少・少子化対応/高齢化対応/集積・集約対応/
公共交通等維持対応/安全・安心の強化対応

- ・常陸大子駅前や国道 118 号沿道の市街地の徒歩圏内で日常生活がほぼ賄えるようにすること
- ・町民がほぼ公共交通でまちの中心市街地に来られるようにすること
- ・安全な居住地を整えて安心な居住環境に無理なく移行できるようにすること

■方針 2 少子高齢化に順応してスマートにスリム化した都市になる

【対応課題】

人口減少・少子化対応/高齢化対応/集積・集約対応

- ・子育て支援のための施設を若者が多い場所付近に集めて地域の魅力を高めること
- ・本町の小規模な定住需要による経済規模を補うために観光客等の来訪者需要も取り込むこと
- ・高次の都市機能は水戸などの拠点都市に依存する広域共存のための移動利便性を保つこと

■方針 3 将来に渡って無理なく便利さが持続できる都市になる

【対応課題】

集積・集約対応/公共交通等維持対応

- ・土地建物や施設は既存のストックをできるだけ優先して活用すること
- ・都市基盤施設や生活インフラ等の維持や保全が安定して行えること
- ・地域の財産である鉄道をはじめとする公共交通等を守ること
- ・本町の豊かな自然環境の保全や低炭素社会に向けた“ゼロカーボンシティ”を支えること

3. 目指すべき骨格構造

本町は集約と連携のまちづくりのため、次のような骨格構造の実現を目指します。なお、この骨格構造を基本として、今後都市計画マスタープラン等の関連計画を適宜、見直すこととします。

【行政区域全体の都市構造】

■ 土地利用ゾーニングの配置

- ・行政区域全体：山林や河川等の非常に良好な自然環境を保全しながら里山暮らしを営む
- ・都市計画区域：交通利便性や都市機能の集積による都市的利便性を生かした暮らしを営む

■ 連携・交流軸の配置

- ・水系：自然環境軸
- ・国道：生活・産業・レクリエーション等の多様な移動と交流を支える交通軸
- ・鉄道：生活・レクリエーション等の多様な移動と交流を支える交通軸
- ・ハイキング/サイクリングコース/レクリ施設アクセス等：観光レクリエーション交流を支えるツーリズム軸

■ 拠点の配置

- ・常陸大子駅周辺：誰もが訪れやすい公共交通結節点を生かして多様な都市機能を配置する場
- ・国道 118 号沿道：自動車交通の利便性に対応した店舗等の集積地や拠点集落等
- ・各駅前地区：JR 駅前の利便性に対応した拠点集落等
- ・観光レクリエーション拠点：地域の誇りであり来訪者を楽しませる交流拠点



また、立地適正化計画の対象区域である都市計画区域は、本町においては行政区域のごく一部のみ指定されています。都市計画区域では、次のような骨格構造の実現を目指します。

【都市計画区域の都市構造】

■ゾーニング・各種区域の配置

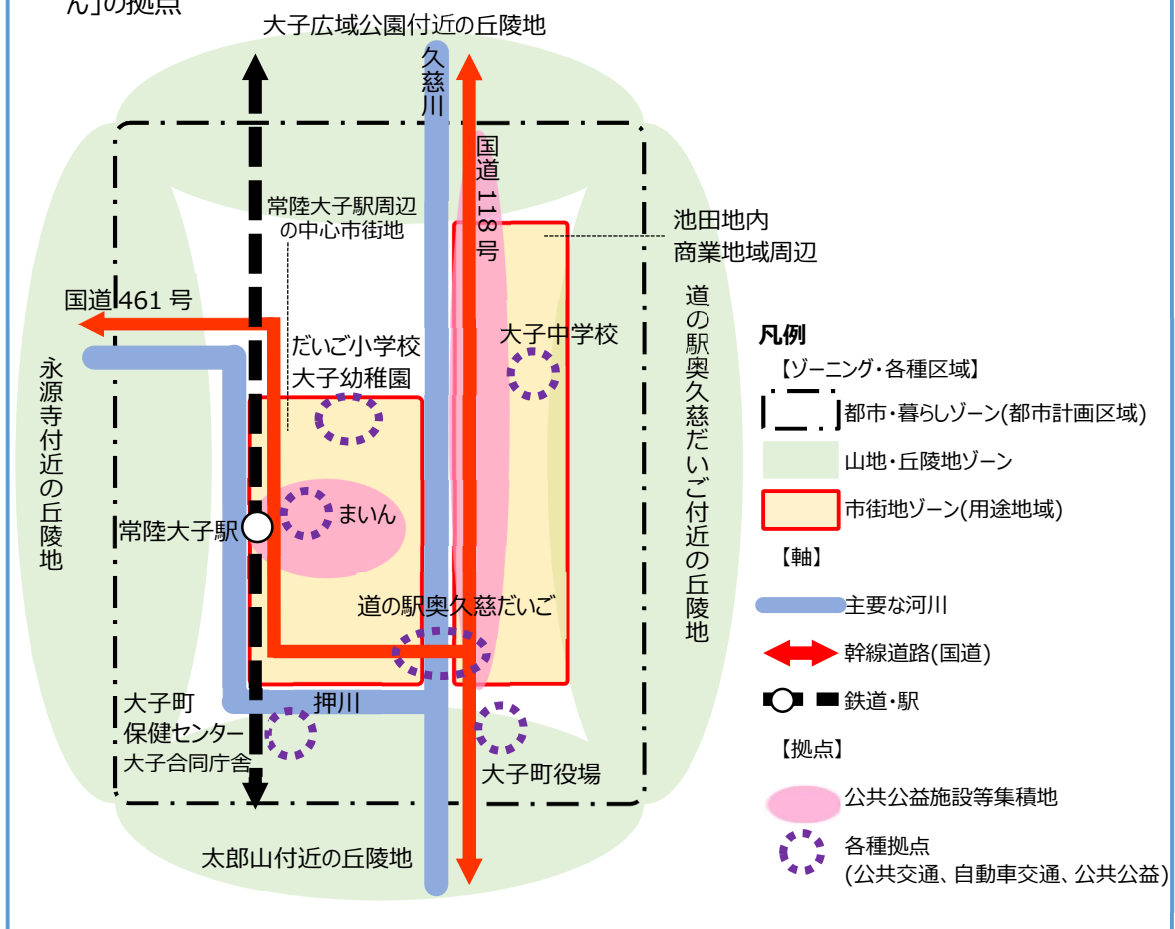
- ・山地・丘陵地ゾーン：市街地の東西南北を囲む自然環境と景観のゾーン
- ・中心市街地ゾーン：常陸大子駅周辺で生活利便施設や公共交通が充実したゾーン（用途地域）
- ・池田地内商業地域周辺ゾーン：国道 118 号沿道で商業やサービス施設等が充実したゾーン（用途地域）

■軸の配置

- ・自然と交流の南北軸：久慈川と国道 118 号を基軸とした骨格軸
- ・自然と交流の東西軸：押川と国道 461 号を基軸とした骨格軸

■拠点の配置

- ・公共交通拠点：常陸大子駅をターミナルとした鉄道とバス等の結節点
- ・自動車交通拠点：道の駅奥久慈だいを拠点とした自動車交通等の結節点
- ・公共公益拠点：行政施設（大子町役場）、小・中学校、幼稚園、大子町文化福祉会館「まいん」の拠点



4. 各種誘導区域の市街地像

本町において交通利便性や都市機能の集積による都市的利便性を生かした暮らしを営むゾーンである都市計画区域における、より集約的で連携を強めるまちづくりに向けて、各市街地等の将来像を次のとおりとします。

■ 各種誘導区域を定める市街地の将来像

その1：複合型（居住誘導区域+都市機能誘導区域）の市街地

■ 常陸大子駅周辺の中心市街地地区

○特性

- ・市街地内で最も高齢化率が高い
- ・鉄道、バス、タクシーの公共交通等が充実
- ・徒歩圏内に各種公共公益施設が集積
- ・店舗や住宅等のストックが豊富
- ・久慈川と押川の合流点で浸水リスクあり

○市街地像

高齢者等バリアフリー対応型生活拠点

- ・医療、福祉、商業・サービス、教育等を集積
- ・鉄道とバスの維持、歩行等の環境を整備
- ・徒歩圏内に施設と交通がコンパクトに配置された利便性を生かして居住を誘導
- ・再利用を含めて土地や建物等の豊富なストックを活用

■ だいが小学校・大子幼稚園地区

○特性

- ・だいが小学校と大子幼稚園が隣接して立地
- ・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に非該当
- ・市街地内の微高地に位置し、大規模災害発生時の防災拠点（基幹避難所）に指定
- ・スクールバス運行のあるだいが小学校

○市街地像

子育て支援・防災拠点

- ・義務教育の拠点であるだいが小学校と、一団の文教ゾーンを形成する大子幼稚園を維持
- ・大規模災害発生時の避難所等の防災拠点機能を維持
- ・居住誘導区域や主要な集落地等との公共交通等（スクールバス含む）による連携を確保

■ **国道 118 号沿道の池田地内の商業地域周辺地区**

○ **特性**

- ・市街地内で最も高齢化率が低い
- ・国道 118 号に近接し自動車交通利便性が高く、新規居住の建築需要が見込まれる
- ・公共交通の充足度がやや低いが幹線道路は充実
- ・沿道立地型の商業やサービス施設が集積
- ・北東側のなだらかな丘陵地は各種自然災害への防災性が高め
- ・南東側は土砂災害リスクあり



○ **市街地像**

子育て世代等対応型生活拠点

- ・商業・サービス、教育等を集積
- ・バスと自動車交通の利便性を維持
- ・公共交通と自動車を併用して移動しやすい生活環境を生かして居住を誘導
- ・都市的未利用地等の豊富なストックを活用

■ **大子中学校地区**

○ **特性**

- ・大子中学校が立地
- ・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に非該当
- ・市街地内の微高地に位置し、大規模災害発生時の防災拠点（基幹避難所）に指定
- ・中学校としては町内で唯一のスクールバス運行のある基幹的中学校



○ **市街地像**

子育て支援・防災拠点

- ・義務教育の拠点である大子中学校を維持
- ・大規模災害発生時の避難所等の防災拠点機能を維持
- ・居住誘導区域や主要な集落地等との公共交通等（スクールバス含む）による連携を確保

その2：単一型（都市機能誘導区域等）の市街地

■ 大子町役場周辺地区

○特性

- ・大子町役場の新庁舎や大子町営研修センターが立地
- ・市街地に近接し、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に非該当
- ・大規模災害発生時の総合的な防災拠点の役割

○市街地像

行政サービス・防災等複合拠点

- ・行政サービスの拠点である大子町役場を維持
- ・各種行政サービス施設や防災関連施設を集積し複合的な拠点化
- ・居住誘導区域や主要な集落地等との公共交通による連携を確保

■ 保健センター周辺地区

○特性

- ・大子町保健センターや大子合同庁舎が立地
- ・医療施設が立地
- ・市街地に近接し、一部洪水浸水想定区域に該当
- ・日常生活における福祉拠点の役割

○市街地像

日常的な福祉・行政拠点

- ・行政サービスの拠点である保健センター及び大子合同庁舎を維持
- ・各種行政サービス施設や福祉関連施設を維持
- ・居住誘導区域や主要な集落地等との公共交通による連携を確保

5. 公共交通等を中心とした連携方針

本町内の拠点間の連携、さらに本町独自の地域生活拠点との連携、加えて本町と周辺都市との広域的な連携については「大子町地域公共交通計画」等との計画とも整合を図り、次のとおりとします。

～大子町地域公共交通計画における基本理念：目指すべき公共交通の将来像～

～自家用車を使わなくても生活できる外出環境の持続可能な提供～

■ 基本方針 1：本町にとって最適な地域公共交通網の形成

地域の拠点となる市街地が常陸大子駅周辺に形成されており、また、これら市街地の周辺に集落が広く分散している本町の地域特性に対応し、集落から市街地までの地域間移動など、これら公共交通ネットワークの維持確保・充実を図るため、路線バス、町民無料バス（みどり号）、AI 乗合タクシー、タクシー利用助成事業、スクールバス等の一体的な路線再編、効率的な運行方法等の検討及び見直し、各公共交通機関の連携により、本町にとって、持続可能かつ有効な公共交通網の構築を図ります。

■ 基本方針 2：誰もが安心・便利に利用できる公共交通サービスの提供

人口減少や自家用車の普及等により、公共交通の利用者数が大幅に減少し、公共交通離れが進行していることから、公共交通の利便性の向上及び利用促進を図り、地域に愛される公共交通に育てることが重要となります。

また、近年では高齢化の進行により、高齢ドライバーの交通事故が増加していることから、公共交通を利用しやすい環境を整え、高齢者等の公共交通の利用促進を図ることは、交通事故防止の観点からも重要となります。

そのため、利用環境の整備や公共交通に関する周知・啓発等の取組を行い、誰もが気軽に安心して利用できる、わかりやすく、便利で利用しやすい公共交通サービスの提供を目指します。

■ 基本方針 3：みんなで支える公共交通の実現

地域公共交通は、移送サービスを担う社会インフラであることから、そのサービスは将来にわたって維持確保していく必要があります。地域公共交通を持続させていくためには、交通事業者の自助努力や行政の支援のみならず、地域に住む一人一人が公共交通に興味と愛着を持ち、その利用促進に主体的に関わるなど、地域全体で公共交通を支えていくことが必要となります。

そのため、各種体験イベント等の実際に公共交通に触れる機会を創出するモビリティ・マネジメントの手法を取り入れ、町民、交通事業者、行政等の協働による積極的な利用促進を図ります。

また、本町が目指す公共交通を実現させるため、PDCA サイクルに沿った各種公共交通施策の立案・実施、効果検証、改善策の検討など、公共交通の適正かつ効果的・効率的なマネジメントを町民等との協働により行っていきます。

■各公共交通の基本的な考え方とそれぞれの役割

公共交通の基本的な考え方と公共交通の機能及び役割を以下のとおり整理し、持続可能な公共交通体系の構築に取り組みます。

類型	基本的な機能	求められる役割	現状の主な公共交通	再編後の主な公共交通
広域幹線ネットワーク	町内と町外を結ぶ広域的なネットワーク	周辺都市等への移動手段を確保し、本町の広域的な交流を支える幹線軸であり、公共交通網の骨格を担うネットワーク	・鉄道 ・高速バス ・路線バス	・鉄道 ・高速バス ・路線バス
地域間ネットワーク	市街地と地域を結ぶネットワーク	広域幹線ネットワークを補完する支線軸として、拠点間を繋ぎ、都市機能連携の軸となる地域の主要ネットワーク	・路線バス ・町民無料バス（みどり号） ・タクシー利用助成事業 ・AI 乗合タクシー	・路線バス ・町民無料バス（みどり号） ・タクシー利用助成事業 ・AI 乗合タクシー ・新たな交通システム
市街地内ネットワーク	市街地内の移動を担うネットワーク	居住地や主要施設が集中し、町民等の活動の拠点となる市街地内において、多様なニーズ、多数の利用に対応可能な、きめ細かいネットワーク	・路線バス ・タクシー利用助成事業 ・AI 乗合タクシー	・路線バス ・タクシー利用助成事業 ・AI 乗合タクシー ・新たな交通システム

出典：大子町地域公共交通計画（令和5年3月）

■ 既存公共交通の機能

再編後の公共交通の全体像は、地域特性にあった形に公共交通を変化させていき、需要があまり見込めないエリアは、定時定路線型の路線バスや町民無料バス（みどり号）の運行から、デマンド型の AI 乗合タクシーやタクシー利用助成事業にシフトしていくことを想定しています。また、市街地における町民の近距離の移動や観光客の移動など、需要が見込める部分については、新たな交通システムを導入していくことを想定しています。これらにより、地域公共交通の維持に係る町負担額は再編前と同水準を維持しつつ、公共交通利用者からの運賃収入を増やしていくことを目指します。

【再編後】

類型	主な公共交通	機能
広域幹線ネットワーク	・鉄道 ・高速バス	・東京都及び水戸市方面等への広域的な移動を担う ・定時定路線を基本とし、多くの人を運ぶことができる
	・路線バス	・鉄道等の広域交通との交通結節点に接続し、町域を跨いで周辺市町と本町を結ぶ路線 ・定時定路線を基本とする
地域間ネットワーク	・路線バス ・町民無料バス（みどり号）	・地域と市街地を結ぶ路線 ・定時定路線を基本とする
	・タクシー利用助成事業	・ドア・ツー・ドアの少人数の輸送を担う公共交通 ・自由経路ドア・ツー・ドア型の運行形態のため、移動の自由度が高い
	・AI 乗合タクシー	・地域と市街地を結ぶ公共交通 ・会員登録制のデマンド型乗合タクシー ・運行形態は自由経路ミーティングポイント型
	・新たな交通システム	・地域と市街地を結ぶ公共交通 ・市街地の賑わい創出、観光地への移動手段として機能する公共交通
市街地内ネットワーク	・路線バス	・市街地内の移動を担う公共交通 ・定時定路線を基本とする ・広域幹線及び地域間ネットワークの機能も有する
	・タクシー利用助成事業	・市街地内の移動を担う公共交通 ・ドア・ツー・ドアの少人数の輸送を担う公共交通 ・自由経路ドア・ツー・ドア型の運行形態のため、移動の自由度が高い ・地域間ネットワークの機能も有する
	・AI 乗合タクシー	・市街地内の移動を担う公共交通 ・自由経路ミーティングポイント型の運行形態で、移動の自由度が高く、夜間の時間帯も利用可能 ・地域間ネットワークの機能も有する
	・新たな交通システム	・市街地内の移動を担う公共交通 ・市街地の賑わい創出として機能する公共交通

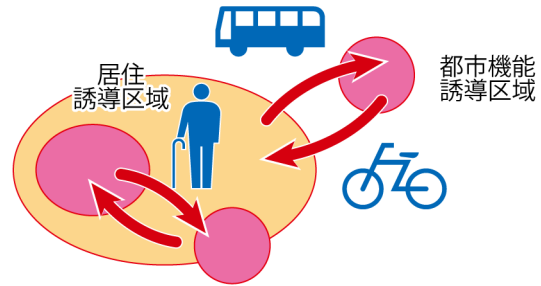
出典：大子町地域公共交通計画（令和 5 年 3 月）

■ 町内の各種誘導区域・周辺都市等との連携方針

○ 居住誘導区域と都市機能誘導区域の連携方針

・ 居住誘導区域と都市機能誘導区域間のアクセスをより便利にし、これを維持する

→ だれでも手軽に利用しやすい徒歩、自転車、バス等の交通手段でのアクセスをメインにする



○ 町内の主要な集落地等と都市機能誘導区域の連携

・ JR 水郡線の各駅を基軸とする

→ 常陸大子駅をメインの交通結節点に、その他の鉄道駅を副次的な交通結節点にする

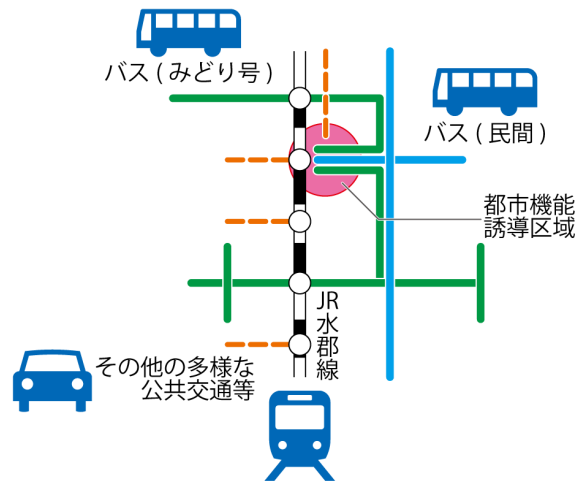
→ 町内各所から駅へのアクセスを確保する

・ JR 水郡線の各駅と主要な集落地等を連絡するバスをサブ軸とする

→ 民間路線バスと町民無料バス「みどり号」を効率的に使い分ける

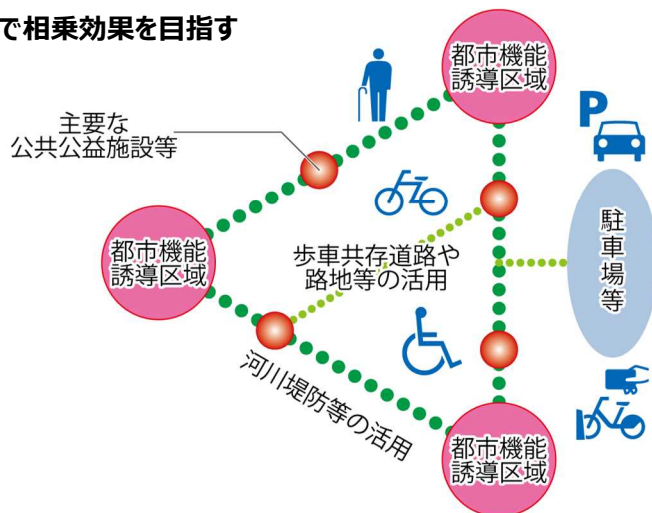
・ バス以外の多様な公共交通等を組み合わせる

→ AI 乗合タクシー（日中用・夜間用）、カーシェアリング、スクールバス、タクシー等で補完する



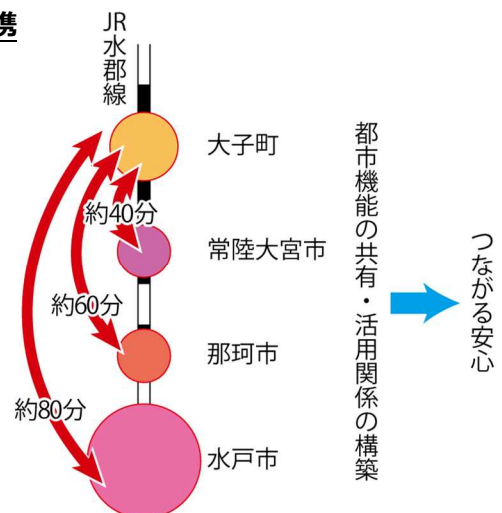
○常陸大子駅周辺市街地における歩いて暮らせる環境の整備

- ・やや離れている常陸大子駅周辺、国道 118 号沿道、役場等の拠点のアクセス性を高める
 - 都市機能誘導区域を相互に連絡するためのアクセス手段を確保する
- ・需要と供給を両立してバス事業としての持続性を高める
 - 都市機能誘導区域間にあるその他の主要施設等も“数珠つなぎ”する
- ・インフラ整備により歩行環境の向上を図る
 - 幹線道路の歩道整備、歩車共存道路の整備（駅前中央通りと本町通りで回遊型）
 - 河川に囲まれている自然的特性を生かした河川堤防を活用する
 - 自動車通行がなく交通安全性の高い路地等を活用する
 - 高齢化率が高いことを踏まえてバリアフリー環境の構築も念頭におく
- ・観光レクリエーション施策との協働で相乗効果を目指す
 - 市街地に駐車場や駐輪場を配置し、これを起点に歩行者ネットワークを構築する
 - 常陸大子駅、まいん、旧役場跡地、道の駅奥久慈だいご等の駐車場や駐輪場を活用する



○JR 水郡線を軸とした沿線都市間での広域的な連携

- ・水戸市をはじめとする JR 水郡線沿線都市での都市機能の共有・活用を図る
 - JR 水郡線沿線都市にある医療、教育、文化等の高次な都市機能を相互に活用する
 - 町民の利便性向上や効率的な都市運営に、さらに鉄道利用の促進にもつなげる
 - 円滑な連携によって享受できる“つながる安心”を本町の魅力にする



序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料編

第5章

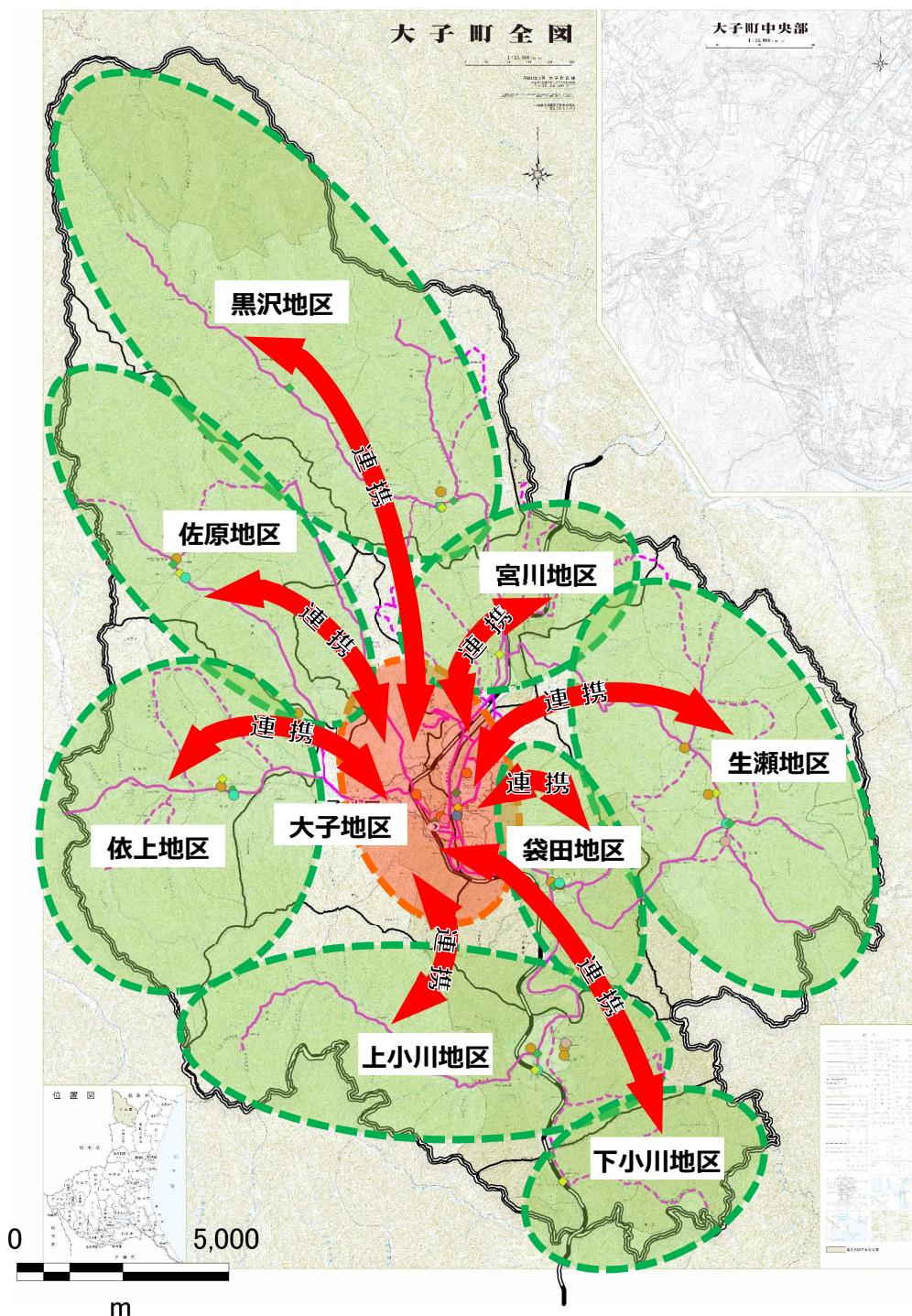
各種誘導区域の方針



第5章 各種誘導区域の方針

1. 大子町における生活圏域構成と連携の考え方

大子町の都市計画区域は、行政区のごく一部のみを設定されており、町民の大部分は都市計画区域外で生活を営んでいる点が特徴です。そのため、各地区の生活圏域（黒沢地区、佐原地区、宮川地区、依上地区、袋田地区、生瀬地区、上小川地区、下小川地区）において生活利便施設の維持を図ることで地域住民の生活利便性を支えます。また、常陸大子駅があり、都市機能が特に集積し、利便性の高い大子地区を中心として各地区との公共交通機関等による連携を図ることにより、各地区における日常生活利便性を高め、町民の居住・定住を支え、さらには町外からの移住を促します。



2. 居住の誘導方針

(1) 居住誘導区域とは

居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を確保することにより、生活サービスやコミュニティを持続的に確保することを目的に定める区域です。

都市再生特別措置法及び同法施行令により、次に掲げる区域については居住誘導区域に含まないこととされています。

■ 居住誘導区域に含まないこととされる区域

- ・市街化調整区域
- ・建築基準法第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域のうち、同条第 2 項の規定に基づく条例により居住の用に供する建築物の建築が禁止されている区域
- ・農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域又は農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロに掲げる農地若しくは採草放牧地の区域
- ・自然公園法第 20 条第 1 項に規定する特別地域
- ・森林法第 25 条又は第 25 条の 2 の規定により指定された保安林の区域
- ・自然環境保全法第 14 条第 1 項に規定する原生自然環境保全地域又は同法第 25 条第 1 項に規定する特別地区
- ・森林法第 30 条若しくは第 30 条の 2 の規定により告示された保安林予定森林の区域、同法第 41 条の規定により指定された保安施設地区又は同法 44 条において準用する同法第 30 条の規定により告示された保安施設地区に予定された地区
- ・地すべり等防止法第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域 ※災害防止のための措置が講じられている区域を除く
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域 ※災害防止のための措置が講じられている区域を除く
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域
- ・特定都市河川浸水被害対策法第 56 条第 1 項に規定する浸水被害防止区域

国土交通省の「第12版都市計画運用指針（令和4年4月）」（以下、都市計画運用指針という。）において、居住誘導区域を定めることが考えられる区域及び原則として含めないこととすべき区域として次のように示されています。

【都市計画運用指針における居住誘導区域の考え方】

■ 定めることが考えられる区域

- ・都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- ・都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- ・合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

■ 原則として、居住誘導区域に含めないこととすべき区域

- ・津波災害特別警戒区域
- ・災害危険区域（住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域は居住誘導区域に含めないこととされている）

■ 原則として、災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備の見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含めないこととすべき区域

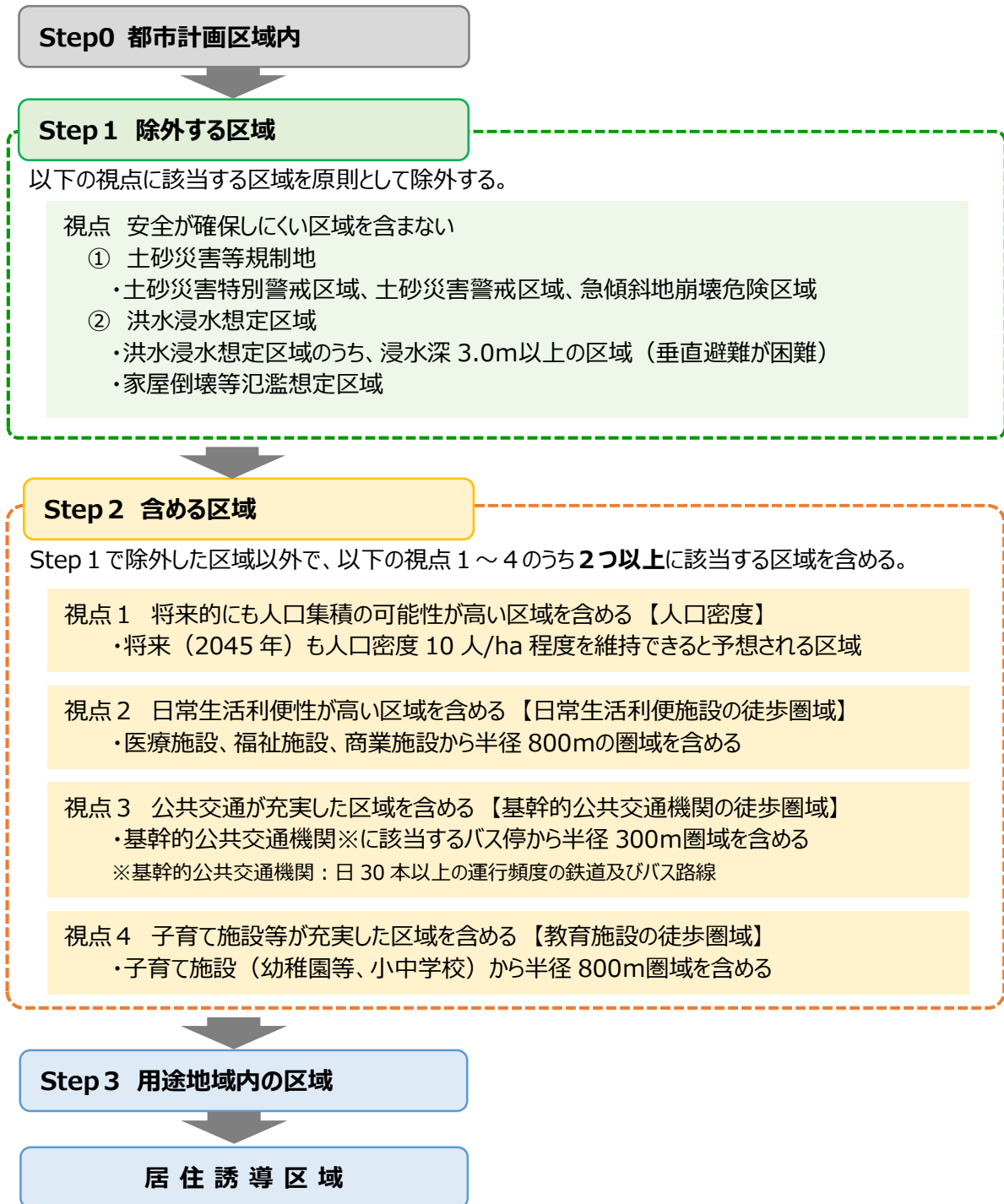
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域
- ・津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する津波災害警戒区域
- ・水防法第14条第1項に規定する浸水想定区域
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に規定する津波浸水規定における浸水の区域、特定都市河川浸水被害対策法第4条第4項に規定する都市浸水想定における都市浸水が想定される区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域

	区 域	居住誘導区域設定上の取扱い
レッドゾーン →住宅等の建築や開発行為等の規制あり	災害危険区域 （崖崩れ、出水、津波等） <建築基準法（昭和25年法律第201号）>	原則として含まない
	地すべり防止区域 <地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）>	含まない ※対策が講じられている区域を除く
	急傾斜地崩壊危険区域 <急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）>	含まない ※対策が講じられている区域を除く
	土砂災害特別警戒区域 <土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）>	含まない
	浸水被害防止区域 <特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）>	含まない
	津波災害特別警戒区域 <津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）>	原則として含まない
イエローゾーン →建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備等を求めている	浸水想定区域 <水防法（昭和24年法律第193号）>	総合的に勘案し、適当でない場合は 原則として含まない
	土砂災害警戒区域 <土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）>	総合的に勘案し、適当でない場合は 原則として含まない
	津波災害警戒区域 <津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）>	総合的に勘案し、適当でない場合は 原則として含まない
	津波浸水想定（区域） <津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）>	総合的に勘案し、適当でない場合は 原則として含まない
	都市浸水想定（区域） <特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）>	総合的に勘案し、適当でない場合は 原則として含まない

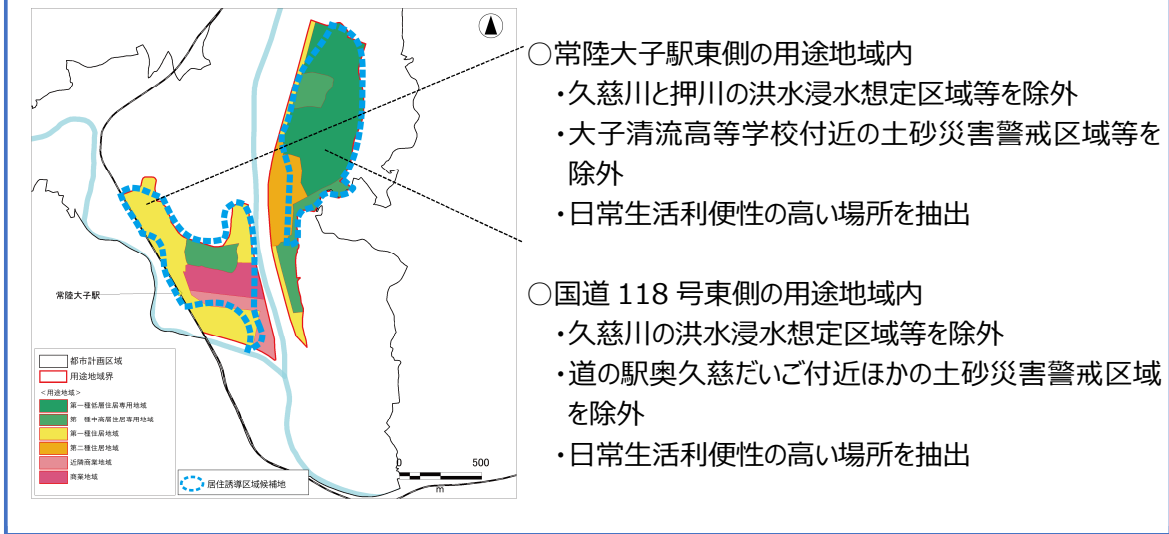
(2) 大子町における居住誘導区域の設定方針

本町における持続可能なまちづくりを進めるため、居住の誘導を積極的に図る区域については、次のとおりとします。

また、本町の立地適正化計画の方針を踏まえ、居住誘導区域はより利便性の高い用途地域内に設定しますが、都市計画区域が町域のごく一部のみではなく、都市計画区域外に居住する町民の生活圏として安全性・利便性の高い場所や一定の拠点性を有する集落等が存在することから、町独自の「地域生活拠点」への位置付けを検討します。(p124-125 参照)



【居住誘導区域（候補）の場所】



(3) 居住誘導区域の設定基準

居住誘導区域の設定方針を踏まえ、居住誘導区域の設定基準となる除外条件、包含条件を以下のとおり設定します。

①除外要件

居住誘導区域から除外する条件を以下のとおり設定します。

視点	対象区域
災害発生リスク	土砂災害特別警戒区域
	急傾斜地崩壊危険区域 ※
	土砂災害警戒区域
	洪水浸水想定区域（想定最大規模 浸水深 3.0m以上）
	家屋倒壊等氾濫想定区域

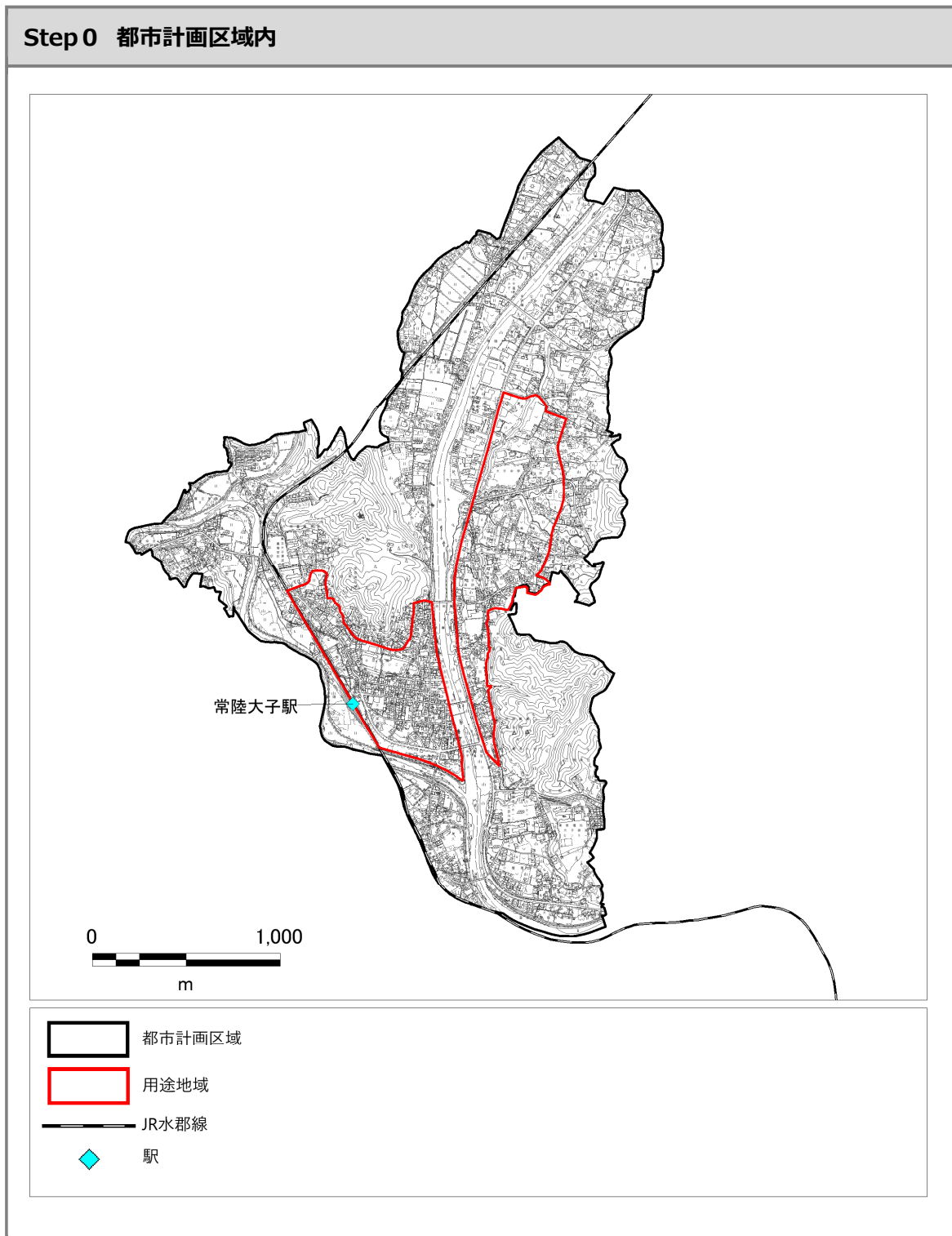
※対策を講じられている区域を除く

②包含条件

以下の4つの視点のうち、2つ以上の視点を満たす区域を抽出します。

視点	対象区域
将来的な人口密度	将来にわたって現在の人口密度を維持できる区域 （将来も 10 人/ha 程度の人口密度を維持できる区域）
日常生活利便性	医療、福祉、商業施設から半径 800m 圏内の区域
公共交通の利便性	基幹的公共交通機関から半径 300m 圏内の区域及び J R 水郡線 常陸大子駅から半径 800m 圏内の区域
子育て施設の利便性	幼稚園等及び小中学校から半径 800m 圏内の区域

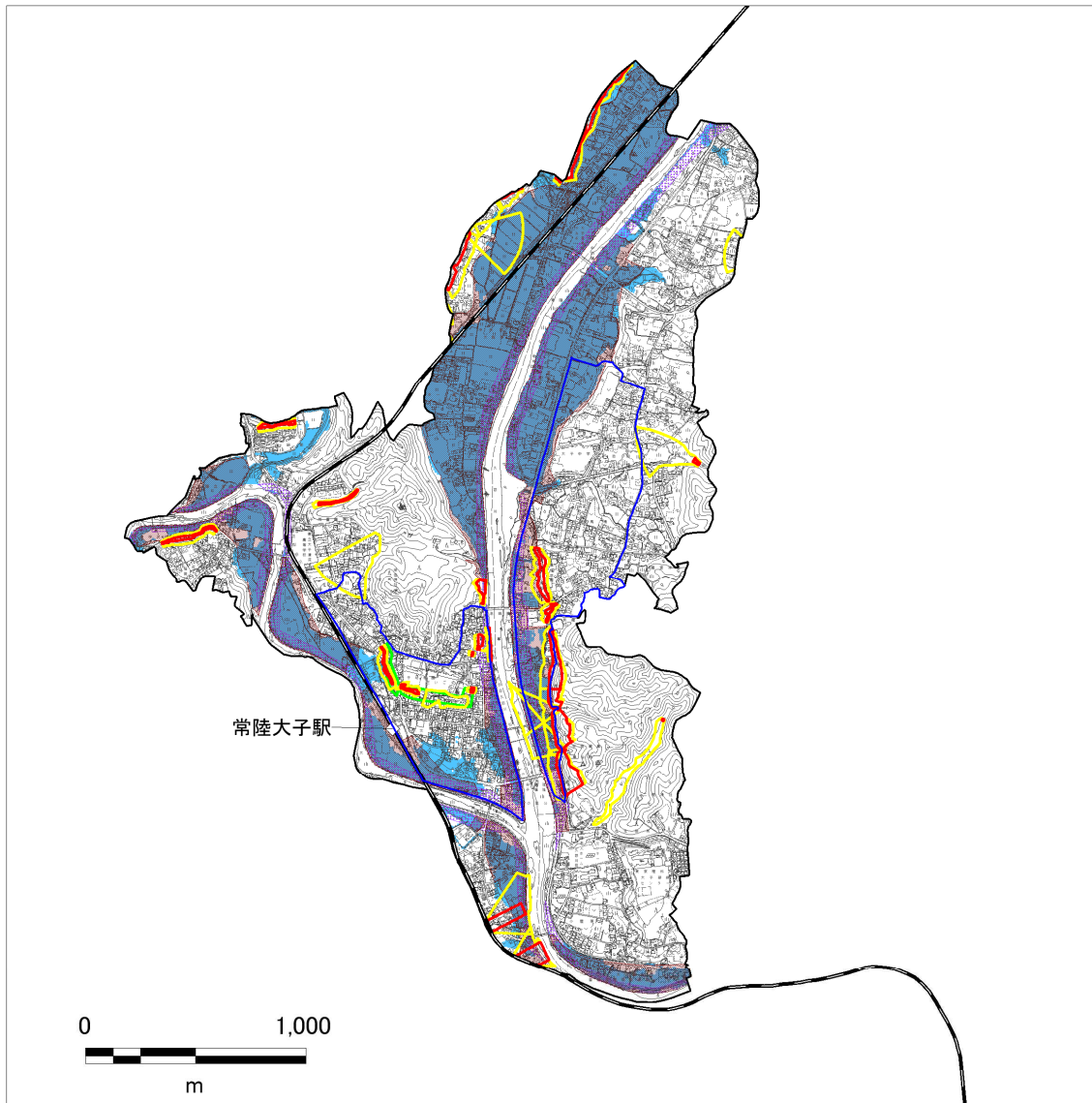
(4) 居住誘導区域の設定



Step 1 除外する区域

視点 安全が確保しにくい区域を含まない

- ① 土砂災害等規制地
- ② 洪水浸水想定区域



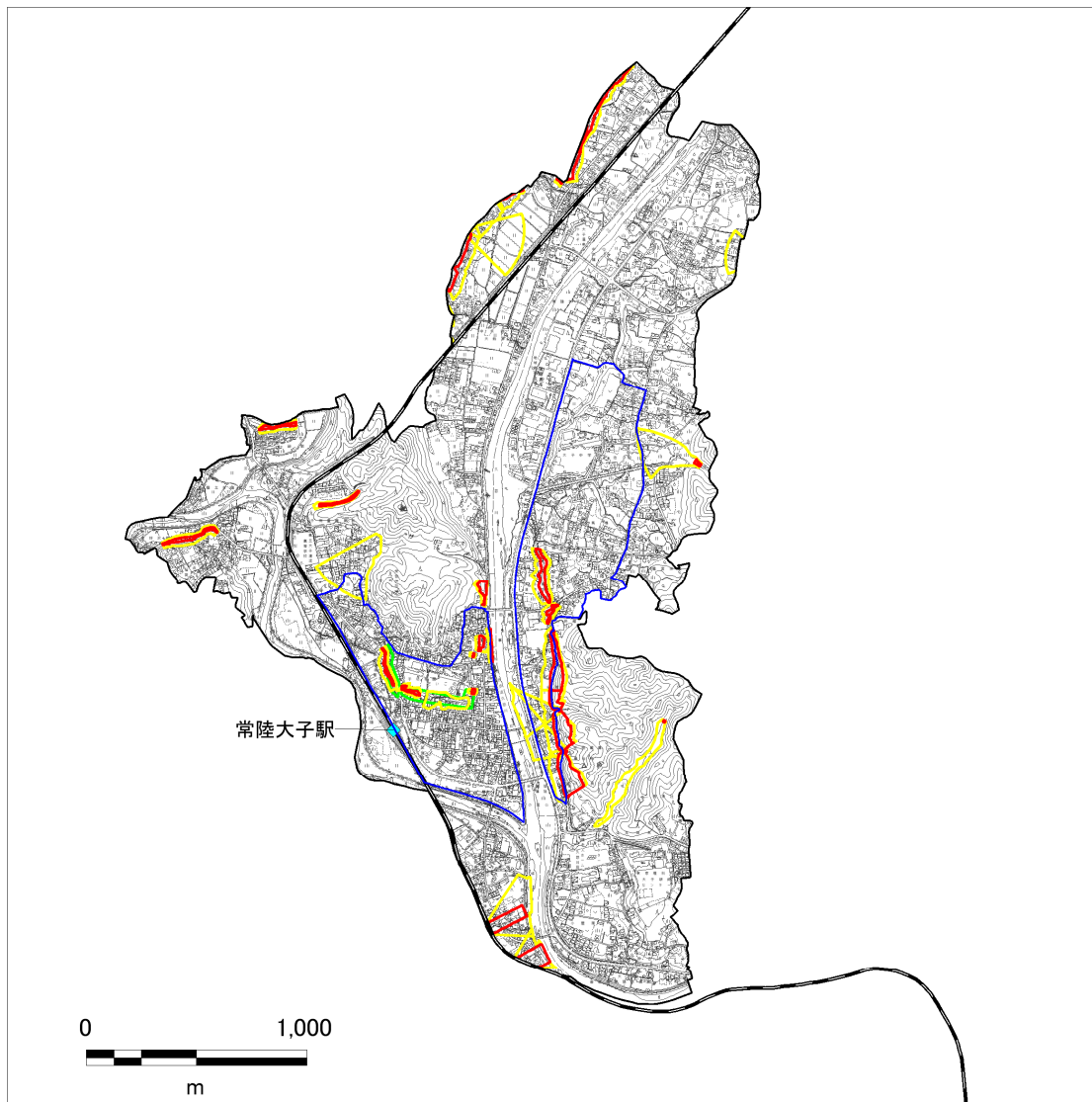
都市計画区域	<土砂災害等規制地>	<浸水想定区域等>
用途地域	土砂災害特別警戒区域	想定浸水深3.0m以上
JR水郡線	土砂災害警戒区域	家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸浸食)
駅	急傾斜地崩壊危険区域	家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)




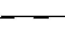



Step 1 除外する区域

① 土砂災害等規制地

・土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域[※]を除外

※安全対策が講じられている箇所は除外しない



 都市計画区域	<土砂災害等規制地>
 用途地域	 土砂災害特別警戒区域
 JR水郡線	 土砂災害警戒区域
 駅	 急傾斜地崩壊危険区域

Step 1 除外する区域

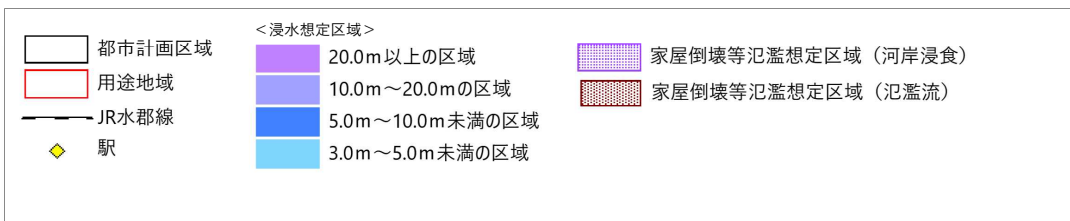
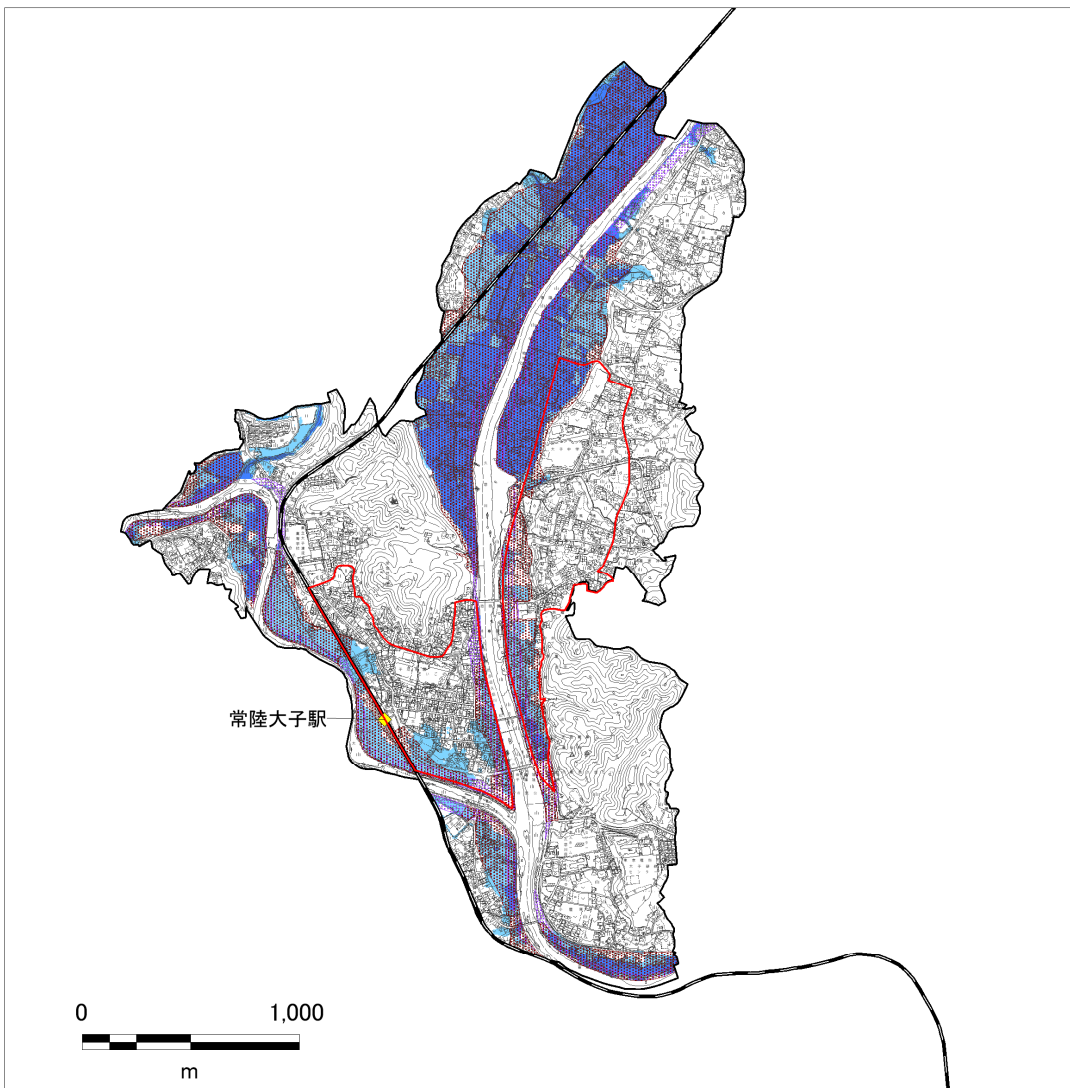
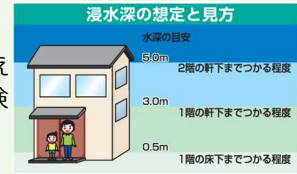
② 洪水浸水想定区域

・洪水浸水想定区域のうち、浸水深 3.0m以上（垂直避難も困難となる）の区域を除外

※浸水深 3.0mは概ね家屋の1階が完全に浸水し、2階の床上が浸水する目安となっており、これ以上の浸水深となると2階以上への垂直避難も困難となり、危険性が高まることから区域から除外する

・家屋倒壊等氾濫想定区域を除外

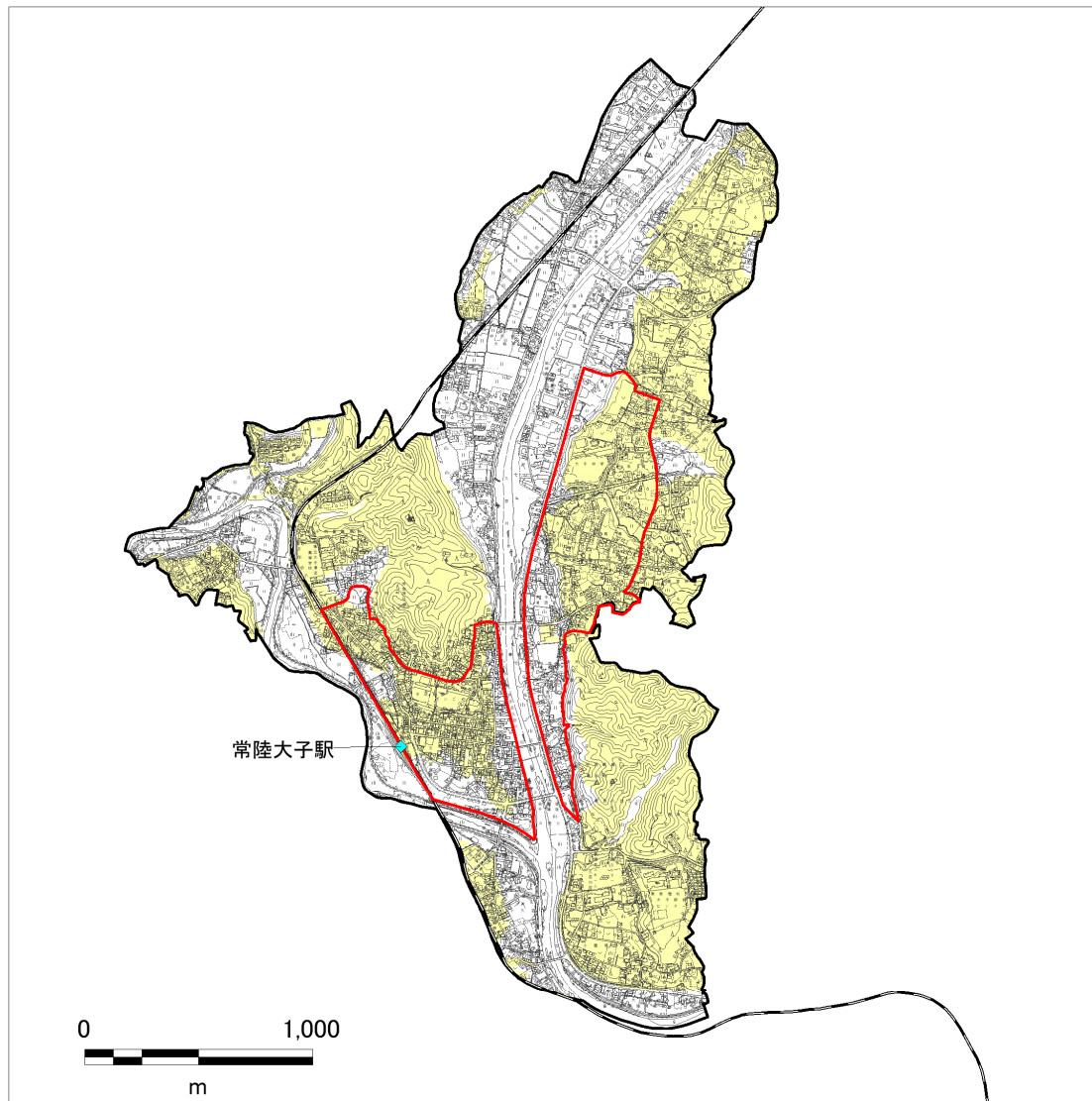
※一般的な木造家屋の倒壊等をもたらすような氾濫流及び家屋の基礎を支える地盤が流出するような河岸浸食が発生するおそれのある区域であり、危険性が高いことから区域から除外する








Step 1 除外する区域

除外結果

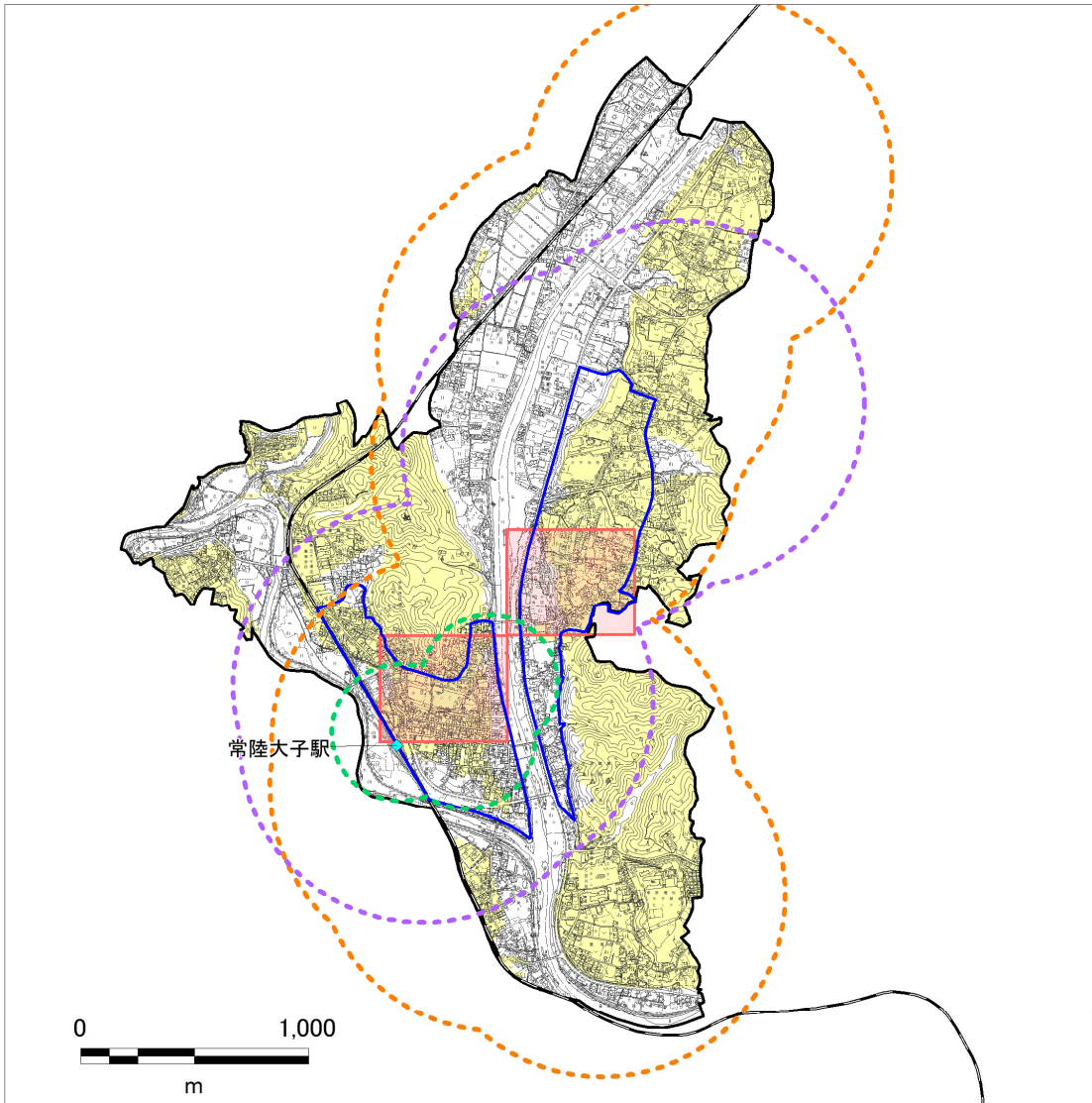
都市計画区域から、安全が確保しにくい区域を除外し、残った区域は下図のとおりこの区域の中から次の Step 2 において包含条件に該当する区域を抽出する












- | | | | |
|---|--------|---|-------------------------------|
|  | 都市計画区域 |  | 居住誘導区域検討エリア
(Step1で除外した結果) |
|  | 用途地域 | | |
|  | JR水郡線 | | |
|  | 駅 | | |

Step 2 含める区域

- 視点1 将来的にも人口集積の可能性が高い区域を含める
 - 視点2 日常生活利便性が高い区域を含める
 - 視点3 公共交通が充実した区域を含める
 - 視点4 子育て施設等が充実した区域を含める
- 視点1～4のうち2つ以上満たす区域を抽出

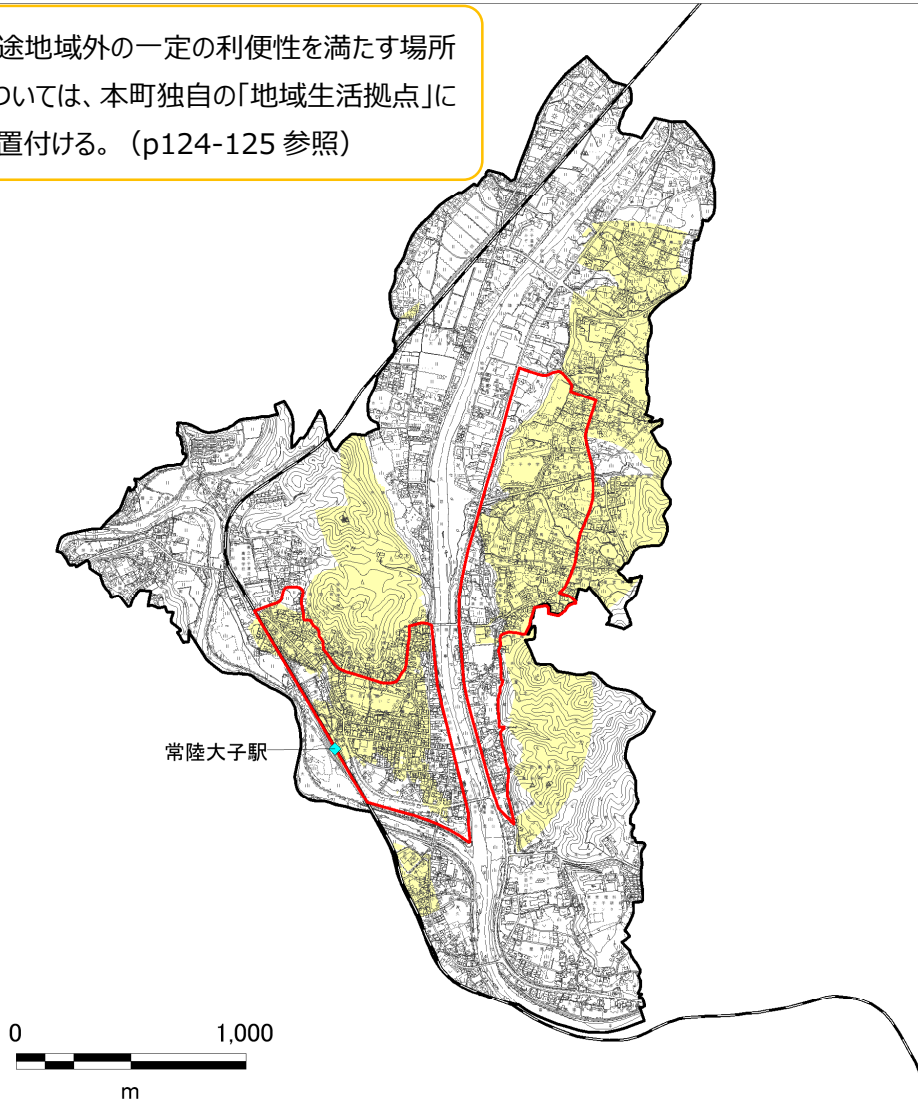







	都市計画区域		<含める区域> 【視点1】将来的にも人口集積の可能性が高い区域
	用途地域		【視点2】日常生活利便性が高い区域
	JR水郡線		【視点3】公共交通が充実した区域
	駅		【視点4】子育て施設が充実した区域
	居住誘導区域検討エリア (Step1で除外した結果)		

Step 3 用途地域内の区域

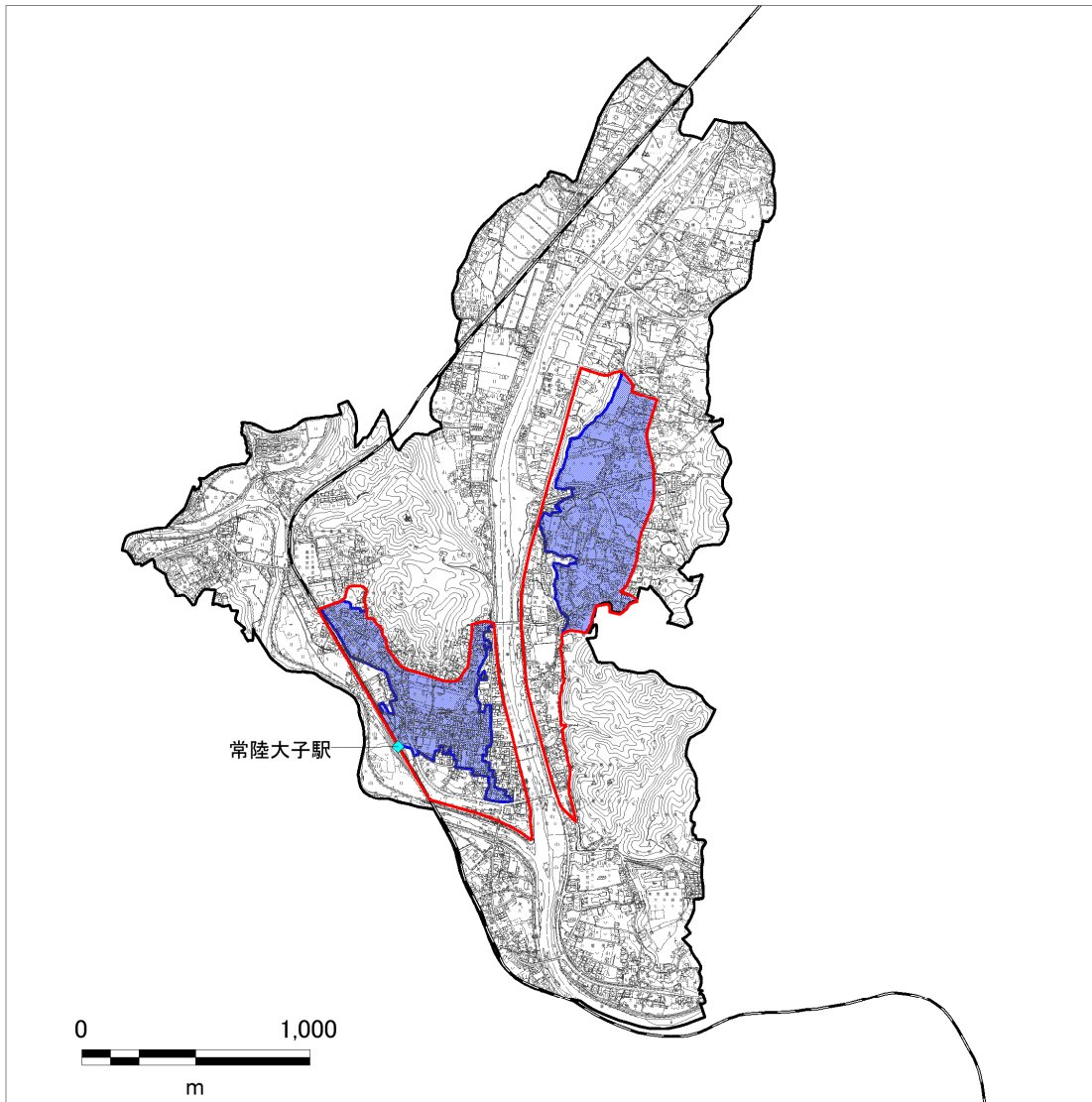
本町の立地適正化計画の方針を踏まえ、用途地域内とする

用途地域外の一定の利便性を満たす場所については、本町独自の「地域生活拠点」に位置付ける。(p124-125 参照)



- | | | | |
|---|--------|---|--------------------------------|
|  | 都市計画区域 |  | 居住誘導区域検討エリア
(Step1~2を満たす場所) |
|  | 用途地域 | | |
|  | JR水郡線 | | |
|  | 駅 | | |

居住誘導区域



- 都市計画区域
- 居住誘導区域
- 用途地域
- JR水郡線
- 駅

3. 都市機能の誘導方針

(1) 都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定める区域です。

国土交通省の「都市計画運用指針」及び「立地適正化計画の作成の手引き」においては、都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域や規模、考え方が次のように示されています。

【都市計画運用指針における都市機能誘導区域の考え方】

■ 都市機能誘導区域の設定

- ・都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、拠点となるべき区域を設定することが考えられる
- ・都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定めることが考えられる

■ 望ましい区域像

- ・各拠点地区の中心となる駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域
- ・主要駅や役場等が位置する中心拠点の周辺の区域に加え、合併前の旧市町村の役場が位置していたところなど従来から生活拠点となる都市機能が存在し中心拠点と交通網で結ばれた地域拠点の周辺の区域

(2) 大子町における都市機能誘導区域の設定方針

都市機能誘導区域は居住誘導区域の中に設定することが基本ですが、以下に示す要件を総合的に勘案して定めることとします。

【都市機能を誘導する区域の選定・除外の考え方】

■要件①：都市機能の立地に不適と見られる土地を除外する

- 視点1：建築制限のある土地を含まない
 - ・日常生活サービス施設の立地が制限される用途地域は基本的に含まない（ただし用途地域と施設の組み合わせ次第で立地可能な施設もある）
- 視点2：誘導施設の立地が困難な土地を含まない
 - ・幹線道路へのアクセスが確保できない、斜面地等の地形地物の制約があるなど施設立地に適さない土地は含まない

■要件②：日常生活サービスが提供しやすい場所とする

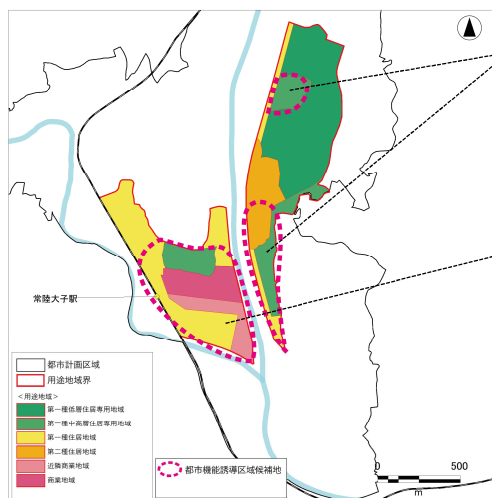
- 視点1：各種生活利便施設が集積している場所
 - ・商業、医療、福祉、金融、子育て支援等の施設が集積している場所とする
- 視点2：利用者が容易に移動しやすい場所
 - ・公共交通によるアクセスが容易な場所とする
 - ・徒歩や自転車等により容易に移動できる範囲（規模）とする

■要件③：都市的土地利用の位置付けを踏まえる

- 視点：都市計画との整合を図る
 - ・用途地域内とする
 - ・居住誘導区域内又はその近隣の地域とする

用途地域外（白地地域）に位置するものの、その他の要件を満たす場所については、本町独自の「準都市機能誘導区域」として位置付け、施設の維持を図る。

都市機能誘導区域（候補）の場所



- 国道118号東側の用途地域内
 - ・道の駅奥久慈だいがや沿道商業、沿道サービス施設が多い場所を抽出
 - ・大子中学校を抽出
- 常陸大子駅東側の用途地域内
 - ・日常生活利便施設が集積する場所を抽出
 - ・だいが小学校と大子幼稚園を抽出

(3) 都市機能誘導区域の設定

要件① 都市機能の立地に不適と見られる区域を除外する

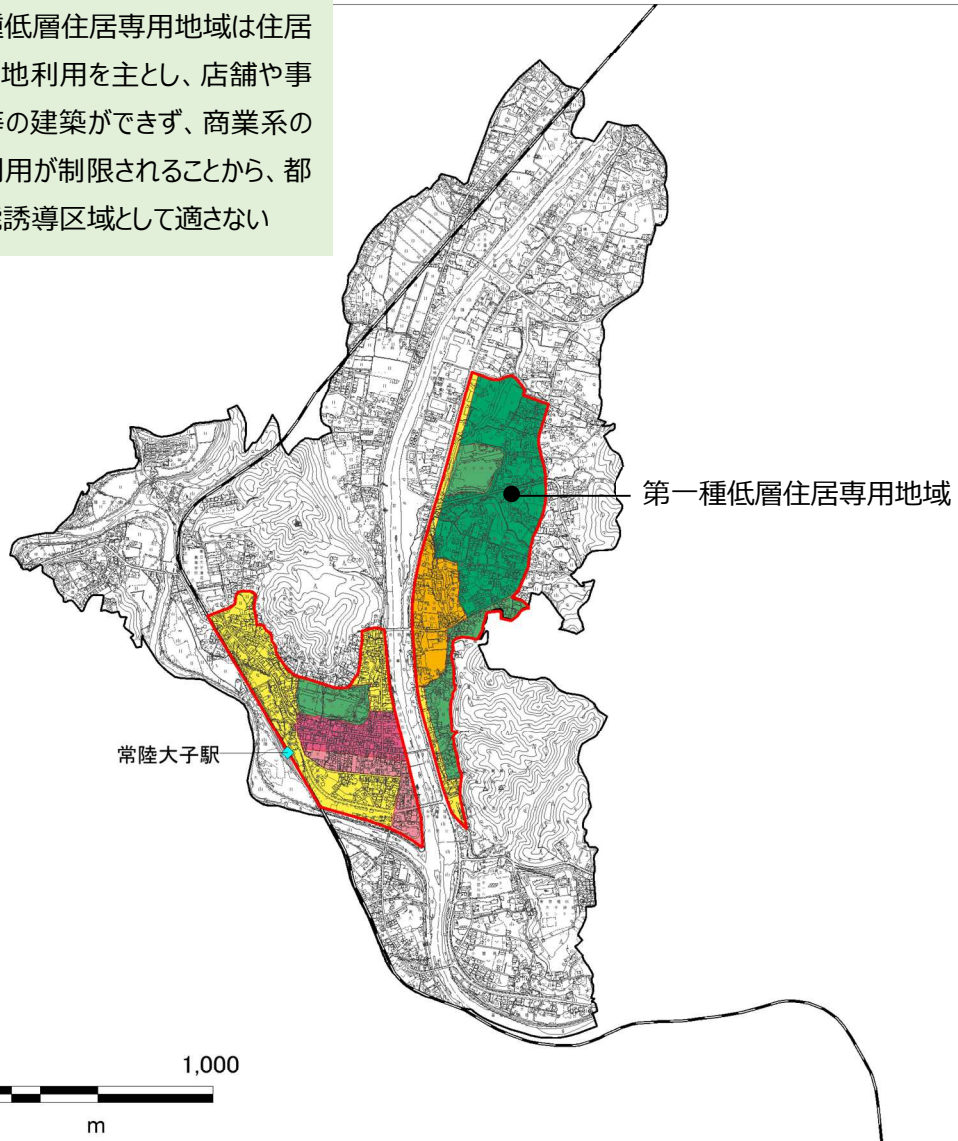
視点1 建築制限のある区域を含まない

- ・日常生活サービス施設の立地が制限される用途地域は基本的に含めない

視点2 誘導施設の立地が困難な区域を含まない

- ・幹線道路へのアクセスが確保できない、地形地物の制約があるなど施設の立地に適さない区域は含めない

第一種低層住居専用地域は住居系の土地利用を主とし、店舗や事務所等の建築ができず、商業系の土地利用が制限されることから、都市機能誘導区域として適さない



	都市計画区域	<用途地域>	
	用途地域		第一種低層住居専用地域
	JR水郡線		第一種中高層住居専用地域
	駅		第一種住居地域
			第二種住居地域
			近隣商業地域
			商業地域

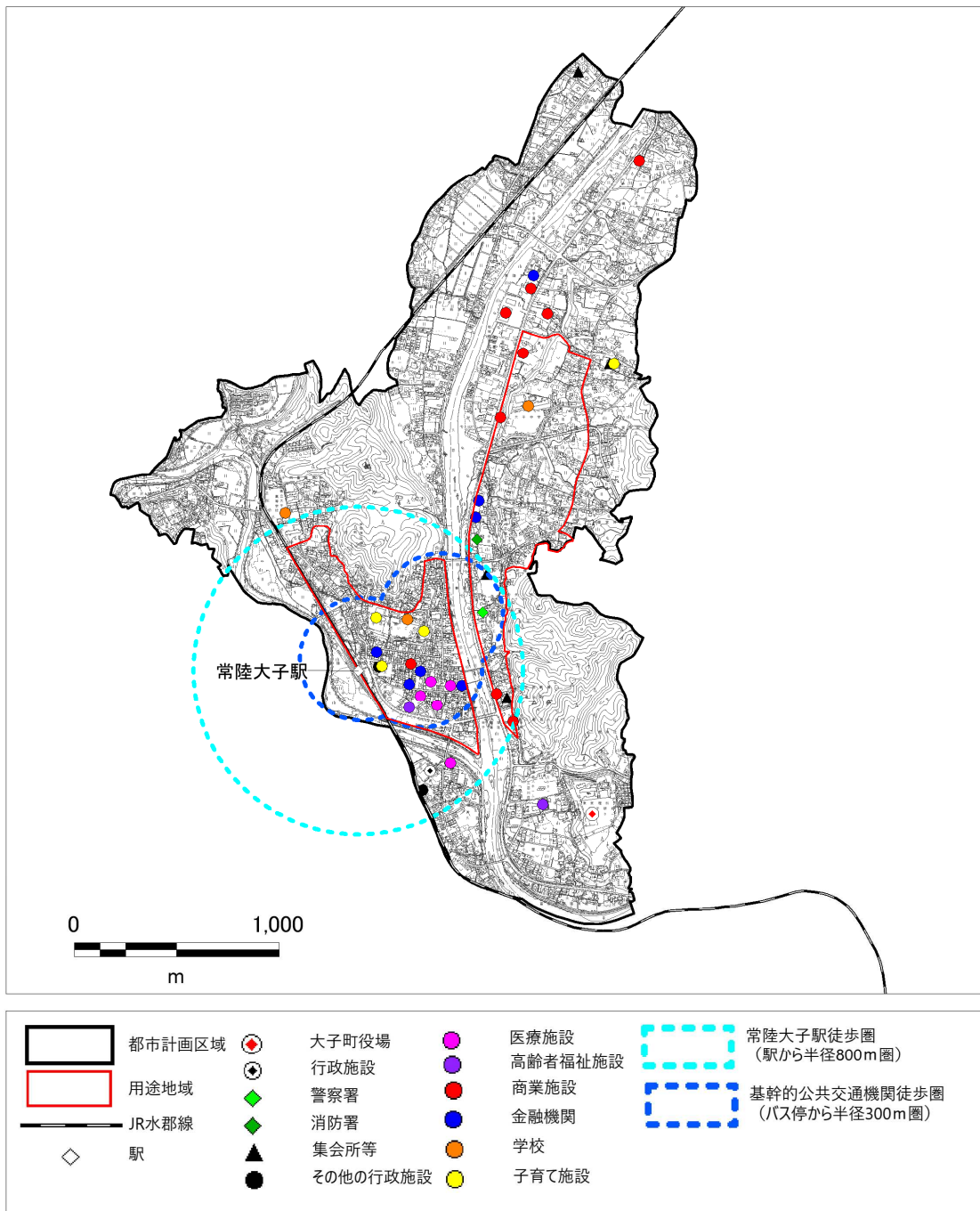
要件② 日常生活サービスが提供しやすい場所とする

視点1 各種生活便利施設が集積している場所

- ・商業、医療、福祉、金融、子育て支援等の施設が集積している場所とする
- ・公共施設が立地し、防災の拠点となる場所とする

視点2 利用者が容易に移動しやすい場所

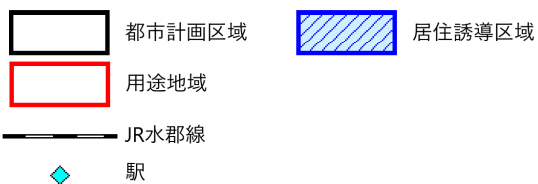
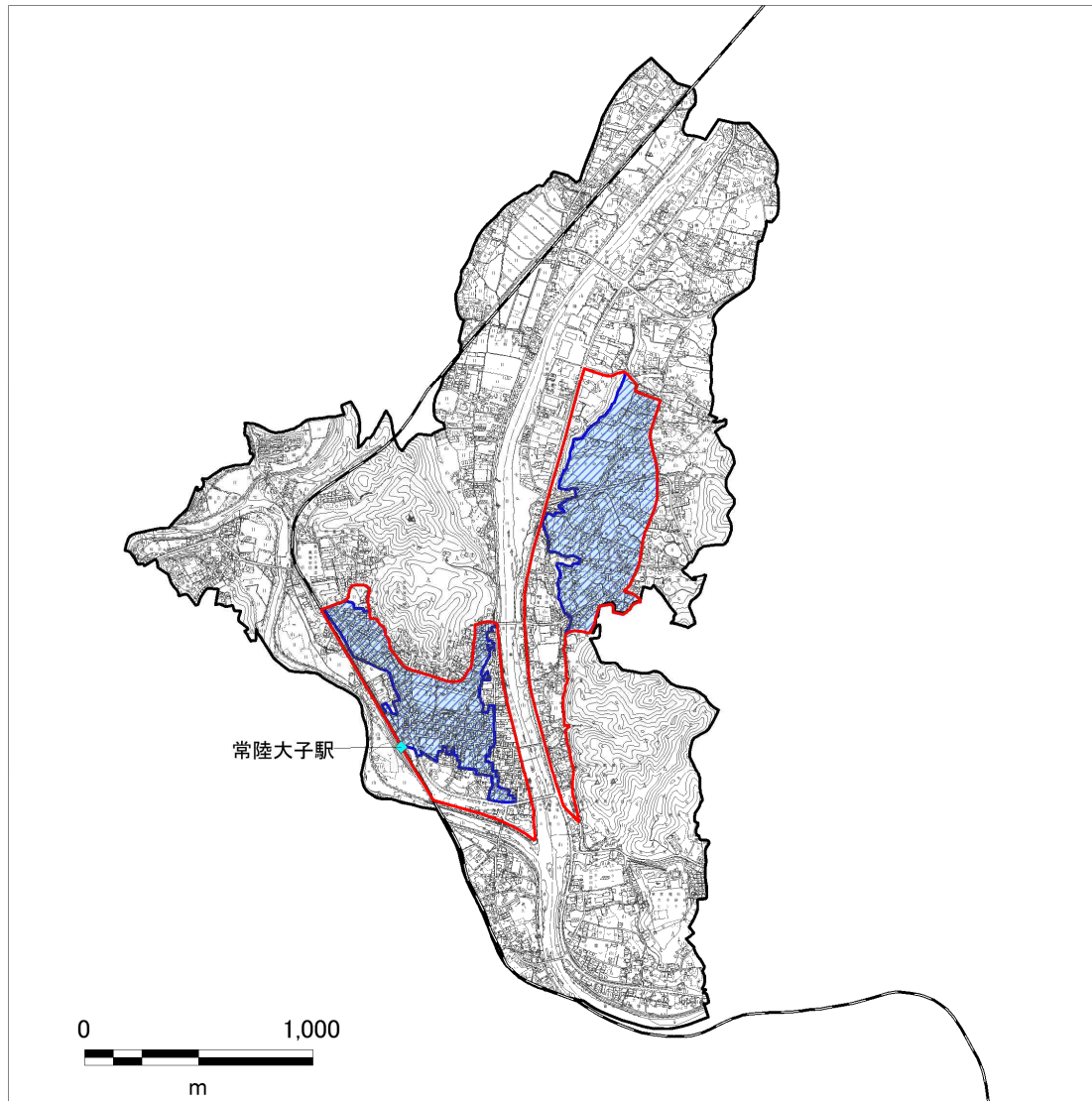
- ・公共交通によるアクセスが容易な場所とする
- ・徒歩や自転車等で容易にアクセスできる範囲とする



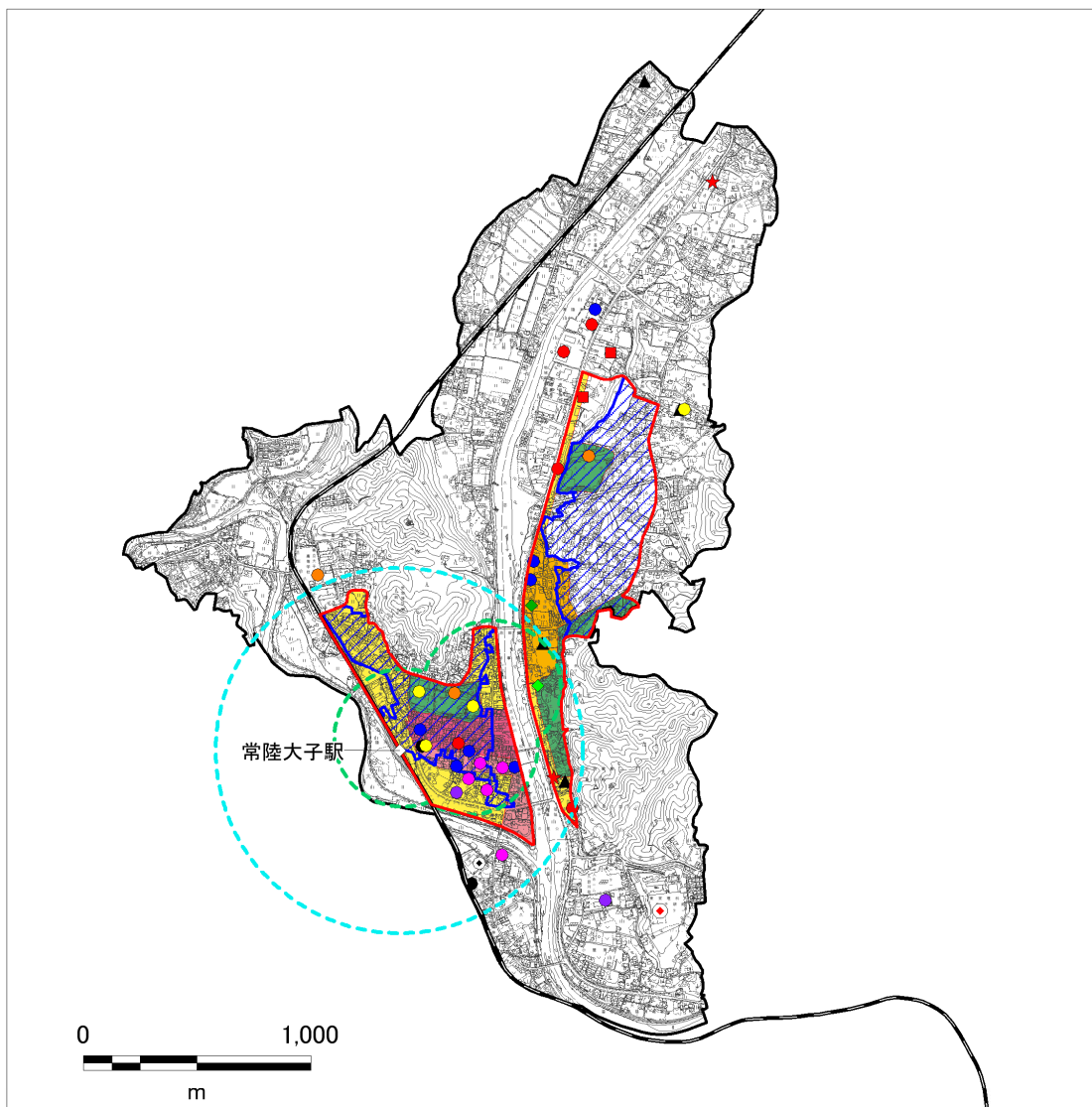
要件③ 都市的土地利用の位置付けを踏まえる

視点 都市計画との整合を図る

- ・用途地域内とする
- ・居住誘導区域内もしくはその近隣の地域とする

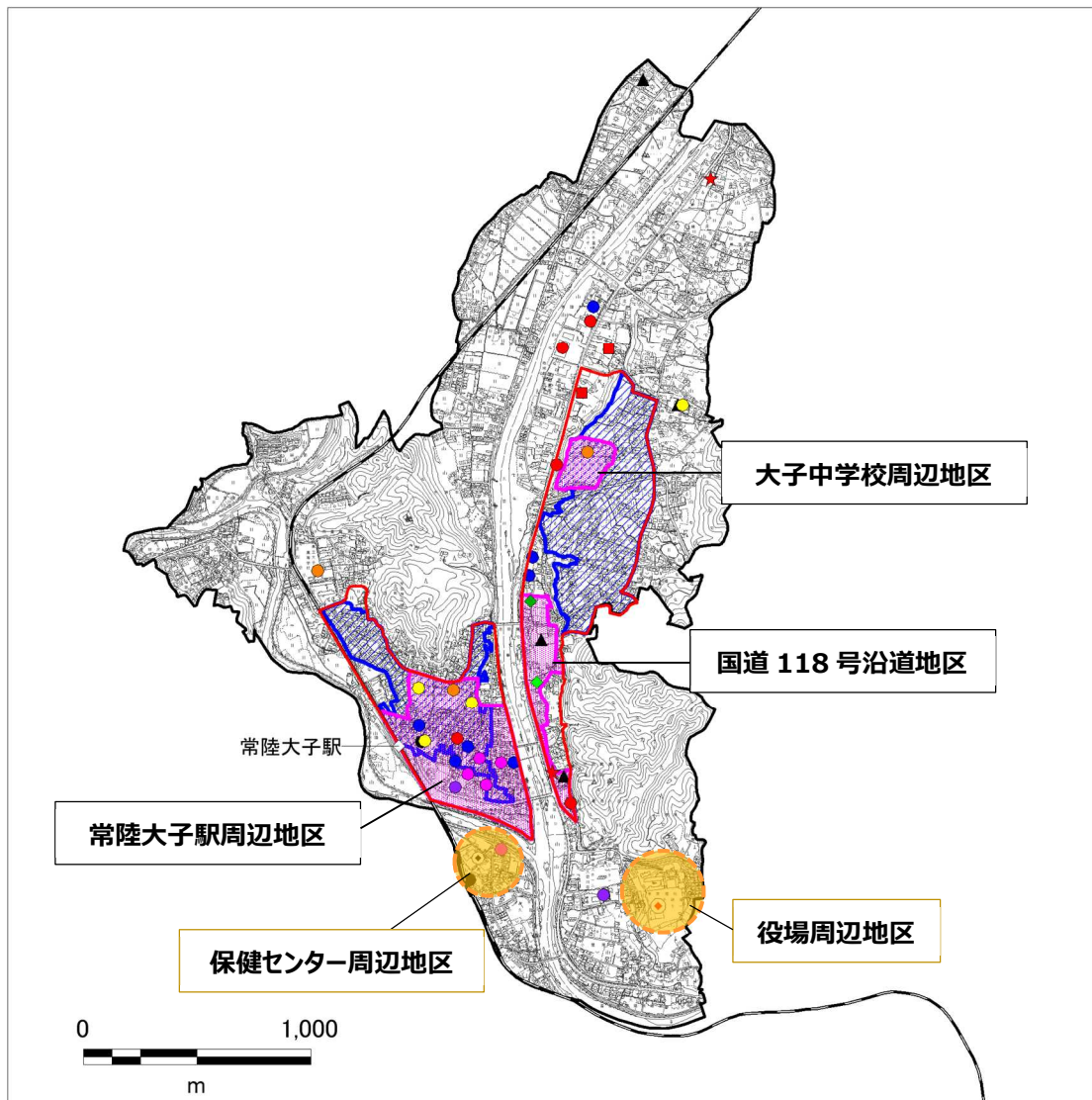


要件①～③の重ね合わせ



都市計画区域	大子町役場	医療施設	<商業施設>	
用途地域	行政施設	高齢者福祉施設	スーパーマーケット等	
JR水郡線	警察署	金融機関	ドラッグストア	
駅	消防署	学校	コンビニエンスストア	
居住誘導区域	集会所等	子育て施設		
	その他の行政施設			
常陸大子駅徒歩圏 (駅から半径800m圏)	<用途地域>			
基幹的公共交通機関徒歩圏 (バス停から半径300m圏)	第一種中高層住居専用地域	近隣商業地域		
	第一種住居地域	商業地域		
	第二種住居地域			

都市機能誘導区域



都市計画区域	大子町役場	医療施設	商業施設
用途地域	行政施設	高齢者福祉施設	スーパーマーケット等
JR水郡線	警察署	金融機関	コンビニエンスストア
駅	消防署	学校	ドラッグストア
居住誘導区域	集会所等	子育て施設	
都市機能誘導区域	その他の行政施設		
	準都市機能誘導区域		

役場周辺地区及び保健センター周辺地区について、用途地域外（白地地域）であるものの、駅や居住誘導区域からのアクセス性や災害リスク等を総合的に勘案した結果、本町独自に「準都市機能誘導区域」として位置付け、既存施設の維持を図ります。

なお、今後、都市計画マスタープラン等の上位計画の見直しを行う中で、当該地区が都市構造上の拠点として位置付けられた場合は、本計画も適時見直しを行い、都市機能誘導区域とすることを検討します。

居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定方針に基づいて検討した結果、居住誘導区域は56.7ha（用途地域の61.0%）、都市機能誘導区域は38.7ha（用途地域の41.6%）に設定することとします。

また、2020年時点の居住誘導区域の人口密度は11.0人/ha、都市機能誘導区域の人口密度は12.1人/haとなっており、人口減少下においても人口密度の維持を目指します。

【各種誘導区域別の面積・人口】

区域	面積		人口（2020年）	
	ha	%	人	人/ha
居住誘導区域	56.7	61.0%	624	11.0
都市機能誘導区域	38.7	41.6%	468	12.1
用途地域	93.0	100.0%	968	10.4

出典：国勢調査（令和2年）

※各種誘導区域の人口は面積按分（図上計測）により算出

4. 地域生活拠点（任意区域）の考え方

（1）用途地域外及び都市計画区域外における町民生活利便の考え方

本町の場合、都市計画区域が行政区のごく一部であり、本町全体を見渡した際に、都市計画区域外の割合の方が大きく約 7 割の町民が都市計画区域外で日常生活を営んでいる状況にあります。

このような状況を踏まえ、都市計画区域外の地域においても、医療、社会福祉、教育、子育て支援等の地域住民にとって身近で日常生活に必要な都市機能や居住機能が既に集積している地域で各種機能のストックを活用した日常生活を維持するため、本町独自（任意区域）の「地域生活拠点」として、地域特性の異なる次の 2 種類を位置付け、各種施設や交通等の日常生活機能の維持を図ります。

● 地域生活拠点（郊外型）

合併前の旧町村の拠点や鉄道駅周辺などの一定の拠点性を有し、都市計画区域からやや離れた場所

【まちづくりの方針】

- ・主要な公共公益施設等が集積しているなど一定の拠点性を有している地区を中心に日常生活に必要な既存機能（医療、社会福祉、教育、子育て支援等の身近な施設）を維持
- ・常陸大子駅をメインの交通結節点とし、その他の各駅を副次的な交通結節点として、バスや AI 乗合タクシー等の多様な交通手段を組み合わせることにより町内各所から最寄り駅までのアクセスを確保し、都市機能誘導区域のより高次で充実した都市機能の利用性を向上

● 地域生活拠点（市街地隣接型）

市街地に隣接し、幹線道路等も含めて各種都市機能が充実しており、一定の利便性が保たれている場所

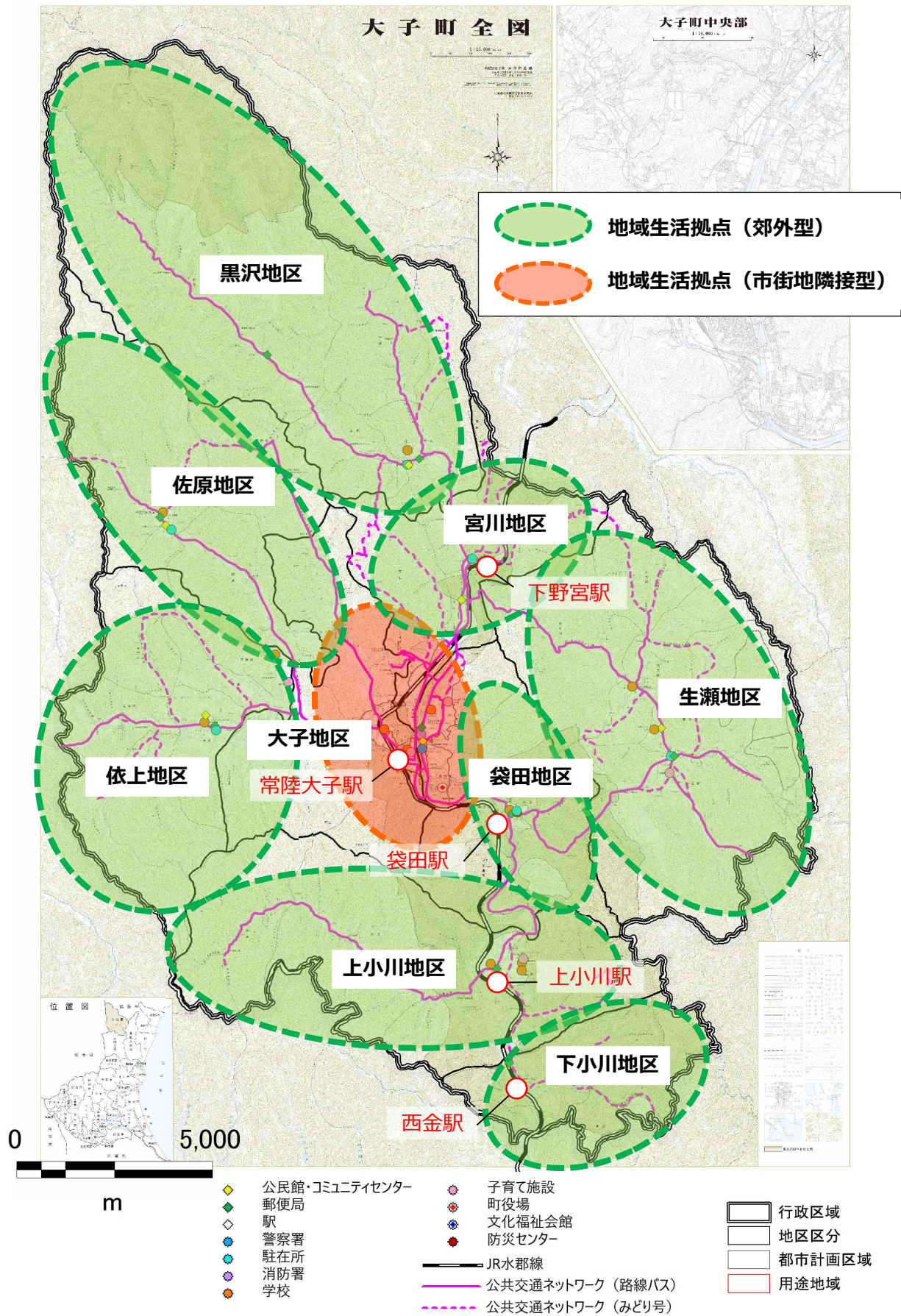
【まちづくりの方針】

- ・主要な公共公益施設等が集積しているなど一定の拠点性を有している地区を中心に各種施設や日常生活に必要な既存機能（医療、社会福祉、教育、子育て支援等の身近な施設のほか、国道の交通利便性を生かした沿道利用型の商業・サービス施設）を維持
- ・本町の主要拠点である常陸大子駅周辺や国道 118 号沿道の商業地との近接性を生かし、それらの拠点へのアクセスを確保することで、利便性を維持し、都市機能誘導区域のより高次で充実した都市機能の利用性を向上

立地適正化計画は、都市機能や住居等がある程度まとまって立地し、住民が過度に自家用車に依存することなく、公共交通等により生活利便施設にアクセスできるようなまちづくりの実現を目指すのですが、大子町の状況を踏まえると、町外からも人を呼び込み、利便性の高い地域へ居住の誘導を図ることで定住の促進を目指します。また、集約と連携の基本方針の中でも触れたように、常陸大子駅をメインの交通結節点とし、その他の鉄道駅を副次的な交通結節点とします。町内各所から最寄り駅までのアクセスをバスや AI 乗合タクシー等の多様な交通手段によって確保することで、日常生活圏における利便性の維持を図ります。これにより、各地域生活拠点では、地域住民の日常生活の維持のために必要な既存の都市機能を近隣住民に提供し、常陸大子駅周辺や国道 118 号沿道の都市機能誘導区域では、より高次で充実した都市機能を全町民に対して提供するなどの役割分担を図ります。

なお、現時点では明確な区域は定めませんが、今後、各地区における人口、各種生活施設、公共交通等の動向、さらに災害リスク等を見ながら、本計画の見直しの際などに、国が定める正式な「地域生活拠点」としての位置付けを行うことを必要に応じて検討します。（国が定める地域生活拠点は都市計画区域外のみ）

■ 地域生活拠点（全体図）



序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料編

5. 誘導施設の考え方

誘導施設は都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものです。

国土交通省の「都市計画運用指針」及び「立地適正化計画の作成の手引き」においては、誘導施設を定めることが考えられる区域や規模、考え方が次のように示されています。

【誘導施設の考え方】

■ 誘導施設の設定

誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るという観点から、

- ・病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事務所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設

などを定めることが考えられる

本町の都市機能誘導区域は、それぞれ地域特性や位置付けが異なることから、それぞれの特性に応じた役割を定め、その役割に相応しい施設を誘導施設として定めることとします。

また、誘導施設の立地を促すにあたり、市街地や誘導区域内にある空き地や空き家、施設跡地などの既存ストックの有効活用も含めて検討することを基本とします。

誘導施設の設定方針

- ・都市機能の増進に必要な施設として、都市再生特別措置法に基づいて都市機能誘導区域内に積極的に誘致する施設
- ・都市機能誘導区域内に既に立地していて引き続き維持していく施設
- ・施設が立地・転出を行う際に、法に基づいてコントロール（誘導）する
- ・施設の立地等へのインセンティブを用意する

できるだけ立地・集積を促す施設

- ・都市再生特別措置法に基づいて定める誘導施設以外で、市街地や都市機能誘導区域の役割やまちづくりの方針に沿って、町民生活の利便性向上や地域活力の向上に役立つため、都市機能誘導区域内への立地をできるだけ促進したい施設

【常陸大子駅周辺地区】

基本方針においては、常陸大子駅周辺地区及びだいが小学校・大子幼稚園地区を分けていましたが、市街地としての特性があまり変わらず一体性もあるため「常陸大子駅周辺地区」として一体的に扱います。

常陸大子駅周辺地区は、大子町の顔として発展してきた商店街の街並み、医療や商業、行政施設等が既に集積している利便性を生かし、町民が健康で魅力ある生活を送ることができる複合サービス拠点とするため、都市機能誘導区域内に医療・福祉、商業、教育、行政等の施設の立地を誘導します。

常陸大子駅周辺地区の特性や将来像

公共交通利便性や既に集積された医療、商業、金融、行政等の施設の立地を生かし、都市としての魅力を高めるほか、地形的に安全な場所への子育て施設の集積を生かして「高齢者等バリアフリー対応型生活拠点」及び「子育て支援・防災拠点」とします。

【市街地としての特徴】

- ・本町の中心市街地として、商店や銀行、病院などが集積し、店舗や住宅等のストックが豊富
- ・文化福社会館、子育て支援センターなど公共公益施設が立地
- ・商業系を中心とした用途地域
- ・鉄道や路線バスなど公共交通利便性が高い
- ・だいが小学校と大子幼稚園の周辺は微高地に位置し、大規模災害発生時の防災拠点（基幹避難所）に指定

【都市機能誘導区域の面積】 約 26.9ha

機能	都市機能誘導区域内への立地・集約を目指す施設	立地状況 (令和6年3月時点)
商業・サービス機能	店舗面積 1,000 m ² 以上の店舗（スーパーマーケット、複合商業施設）	▲
	道路休憩施設	▲
	コンビニエンスストア	▲
商業・防災機能	飲食店	○
医療機能	病院	○
	診療所	○
福祉機能	高齢者福祉施設	○
文化機能	文化福社会館	○
	公民館・コミュニティセンター	▲
金融機能	金融機関	○
子育て機能	子育て支援センター	○
	保育所・幼稚園	○
	小学校	○
観光機能	観光案内所	○

○：立地 ▲：近接立地（各都市計画区域の境界線から徒歩圏（800m圏）内

×：未立地 赤字：誘導施設に位置付ける施設

※ 複数の機能を有する複合的施設については各機能において1つの施設と数えている

【国道 118 号沿道地区】

国道 118 号沿道地区は、商業施設の集積及び幹線道路に面した交通利便性を生かし、本町や周辺地域における広域的な拠点性を有する商業・業務拠点とするため、都市機能誘導区域内に高次な商業・業務に関わる施設を中心に立地や集積を促進していきます。

国道 118 号沿道地区の特性や将来像

幹線道路沿いの交通利便性を生かし、本町の都市的发展を牽引するような「商業・サービス拠点」とします。

【市街地としての特徴】

- ・国道 118 号沿道であり自動車による交通利便性が高い
- ・道の駅をはじめ、沿道立地型の商業サービス施設が集積
- ・警察署や消防署等の公共施設が立地
- ・住居系の用途地域が指定

【都市機能誘導区域の面積】 約 7.7ha

機能	都市機能誘導区域内への立地・集約を目指す施設	立地状況 (令和 6 年 3 月時点)
商業・サービス機能	店舗面積 1,000 m ² 以上の店舗（スーパーマーケット、複合商業施設）	▲
	道路休憩施設	○
	スーパーマーケット	▲
	ドラッグストア	▲
	コンビニエンスストア	○
	飲食店	▲
医療機能	病院	▲
福祉施設	高齢者福祉施設	▲
行政機能	警察署	○
	消防署	○
金融機能	金融機関	▲
文化機能	公民館・コミュニティセンター	○
子育て機能	保育所・幼稚園	▲

○：立地 ▲：近接立地（各都市機能誘導区域の境界線から徒歩圏（800m圏）内）

×：未立地 赤字：誘導施設に位置付ける施設

※複数の機能を有する複合的施設については各機能において 1 つの施設と数えている

【大子中学校周辺地区】

大子中学校周辺地区は、幹線道路に面した交通利便性及び教育の施設が立地する利便性を生かし、町民の日常生活を支え利便性の高い拠点とするため、子育て施設や教育施設に関わる公共公益施設を中心に立地を促進していきます。

大子中学校周辺地区の特性や将来像

幹線道路沿いの交通利便性や地形的な安全性を生かして、「子育て支援・防災拠点」とします。

【市街地としての特徴】

- ・大子中学校が立地（現在、町内で唯一スクールバス運行のある基幹的中学校であるとともに、令和7年4月に、町内全ての中学校を大子中学校へ統合する方針）
- ・市街地内の微高地に位置し安全性が高く、大規模災害発生時の防災拠点（基幹避難所）に指定

【都市機能誘導区域の面積】 約 4.1ha

機能	都市機能誘導区域内への立地・集約を目指す施設	立地状況 (令和6年3月時点)
子育て機能	中学校	○
文化機能	公民館・コミュニティセンター	▲

- ：立地 ▲：近接立地（各都市機能誘導区域の境界線から徒歩圏（800m圏）内）
 ×：未立地 **赤字：誘導施設に位置付ける施設**

※複数の機能を有する複合的施設については各機能において1つの施設と数えている

■ 誘導施設の定義

本町で定める誘導施設の定義は次のとおりです。

機能	施設名称	定義（根拠・対象）
福祉機能	高齢者福祉施設	・老人福祉法及び介護保険法に定める施設のうち、通所によるサービス提供を目的とする施設
子育て・教育機能	子育て支援センター	・児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に規定する「地域子育て支援拠点事業を行う事業所」
	保育所・幼稚園	・児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する施設 ・学校教育法第 1 条に規定する幼稚園
	義務教育施設 (小学校・中学校)	・学校教育法第 1 条に規定する学校のうち、中等教育までを行う施設
商業機能	道路休憩施設 (道の駅)	・「道の駅」として国土交通省にて登録されている施設
	店舗面積 1,000 m ² 以上の店舗	・店舗面積は大規模小売店舗立地法第 2 条第 1 項に規定する「店舗面積」
	スーパーマーケット	・住民の日常生活に必要な食料品や日用品を販売する店舗
	複合商業施設	・物販施設・飲食施設などの店舗のほか娯楽施設等が複合的に集積した施設
医療機能	病院	・医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院のうち、診療科目に内科、外科、小児科のいずれかを含むもの（病床数 20 床以上）
	診療所	・医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所のうち、診療科目に内科、外科、小児科のいずれかを含むもの
文化機能	公民館・コミュニティセンター	・社会教育法第 20 条に規定する「公民館」、その他一般市民が利用できるホール・会議室を有する施設
	文化福祉会館	・大子町文化福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則に基づく「大子町文化福祉会館」
金融機能	金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、JA バンク、郵便局）	・銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法及び協同組合による金融事業に関する法律、労働金庫法、農林中央金庫法に基づき、資金の貸付等を行う金融機関のうち窓口業務を行う施設 ・日本郵便株式会社法第 2 条第 4 項に定める郵便局

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料編

第6章

誘導施策



第6章 誘導施策

町外からの移住・定住を促進するとともに、町内に拡散している居住を一定のエリアにおいて人口密度の維持を図り、人口減少下においても生活サービスやコミュニティの持続的な確保が必要です。

このため、国の支援策等を積極的に活用するほか、町の課題に対応した施策について居住誘導区域及び都市機能誘導区域を含む町全体で取り組むことで居住機能及び都市機能の誘導・維持を図ります。

1. 居住機能に関する施策

居住誘導区域において、町外等からの居住機能の誘導・維持を図るため、国などの支援策の活用も検討しながら、次に示す町の支援策を推進します。

■ 国などの支援策（一部）

事業名称	事業概要
フラット 35 地域連携型（住宅金融支援機構による支援）	・コンパクトシティ形成等の施策を実施している地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による住宅の建設・購入（付随する改修・除却を含む）に対する財政的支援とあわせて、住宅金融支援機構によるフラット 35 の金利を引き下げ
	【支援内容】居住誘導区域内における新築住宅・既存住宅の建設・購入に対し、住宅ローン（フラット 35）の金利引下げ（当初 5 年間 0.25%引下げ）
住宅市街地総合整備事業（住宅団地ストック活用型）	・良好な居住環境を有するものの急激な高齢化や空き家の発生等が見込まれる住宅団地について、将来にわたり持続可能なまちを形成するため、地域のまちづくり活動、既存ストックを活用した高齢者・子育て世帯の生活支援施設等の整備、若年世帯の住替えを促進するリフォーム等を行う事業に対する支援を実施
	【対象区域】居住誘導区域内 【補助率】直接：1/3 等、間接：1/3
都市・地域交通戦略推進事業	・都市構造の再構築を進めるため、立地適正化計画に位置付けられた公共交通等の整備について重点的に支援を実施（居住誘導区域内で、人口密度が 40 人/ha 以上の区域で行う事業、居住誘導区域外で行う施設整備で、都市機能誘導区域間を結ぶバス路線等の公共交通にかかるもの等）
	【対象区域】立地適正化計画区域内 【補助率】直接：1/2 等、間接：1/3

事業名称	事業概要
都市防災総合推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の災害危険度を把握するための調査、盛土による災害防止のための調査、住民等の防災まちづくり活動への支援、事前復興まちづくり計画策定への支援、避難・防災活動等を円滑にするための地区公共施設（道路・公園等）や津波避難タワー等の避難場所の整備、防災備蓄倉庫等の避難場所の機能強化、避難地・避難路・延焼遮断帯周辺の建築物の不燃化等を行う事業
防災集団移転促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域において、地域が一体となって居住に適当でない地域からの住居の集団的移転を促進することを目的とした住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等を行う市町村等に対し、事業費の一部を補助
コンパクトシティ形成支援事業 （集約都市形成支援事業）	<p>【居住機能の移転促進に向けた調査支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災対策を位置付けた立地適正化計画に基づく居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査を支援 <p>【交付対象】地方公共団体 【補助率】1/2（地方公共団体）</p>

■町の独自の支援策

事業名称等	事業概要等
木造住宅建設助成金	・茨城県産材を2分の1以上使用した住宅を建設する方に補助金を交付
子育て世帯住宅建設助成金	・18歳以下の児童がいる世帯の方が、新築住宅を建設する場合又は建設完了後1年以内の新築住宅を購入する場合に助成金を交付
住宅リフォーム助成金	・個人住宅又は賃貸住宅を増築・リフォームする方に助成金を交付
空き家バンクリフォーム助成金	・空き家バンクの登録物件を増築・リフォームする方に助成金を交付
大子町浄化槽整備事業	・町が事業主体となり浄化槽の設置から維持管理までを実施
個人住宅給水管設置助成金	・住宅を新築するなど、給水装置の新設工事を行う方に工事費の一部を助成
大子町定住促進教育ローン支援事業	・若者のUターンを促進するため、教育ローンを借りる方に助成金を交付
結婚新生活応援補助金	・新婚世帯に対し住居費及び引越費用の一部を補助
大子町空き家等情報バンク設置	・大子町空き家等情報バンクを設置し、町における空き家及び空き地の有効活用を通して、町への定住促進及び地域の活性化を促進
空き家片付け支援補助金	・空き家バンクに登録されている空き家の家財撤去に要する経費に対して補助金を交付（市街地内の空き家の利活用を促すため、居住誘導区域内での高上げを検討）
空き家入居支度金	・空き家バンクに登録されている空き家への引っ越しに要する経費に対して補助金を交付（市街地内の空き家の利活用を促すため、居住誘導区域内での高上げを検討）
大子清流高校魅力アップ事業	・大子清流高校に公共交通を利用して通学する生徒に対し、通学費用の一部を補助 ・大子町内に下宿等をしている大子清流高校の生徒に対し、下宿等費用の一部を補助
新たな交通システムの導入検討	・常陸大子駅周辺の市街地における賑わい創出、観光地への移動手段確保の観点から市街地の回遊性向上に向けた新たな交通システムの導入を検討
運転免許証自主返納の促進に向けた検討	・運転免許証自主返納者を対象とした優遇制度について、新たなインセンティブ付与など、免許返納の促進につながるような施策等について検討
大子町タクシー利用助成事業	・自動車を運転できない高齢者や障がい者等を対象に、タクシーの利用料金の4分の3を助成するタクシー利用助成券を交付
防災対策	・排水施設や避難路の整備など、安全性向上に向けたハード整備を推進 ・ハザードマップ、マイ・タイムラインの周知徹底や自主防災組織の育成など、防災意識の向上、自助・共助の仕組みづくりを推進

2. 都市機能に関する施策

都市機能誘導区域を含め町全体で取り組むことで、都市機能の維持や新規立地を促し、拠点としての魅力向上を目指すため、国などの支援策の活用も検討しながら、次に示す町の支援策を推進します。

■ 国などの支援策（一部）

事業名称	事業概要
<p>集約都市形成支援事業（コンパクトシティ形成支援事業）</p>	<p>・都市機能の集約地域への立地誘導のため、都市の集約化等に関する計画策定支援、都市のコアとなる施設の移転に際した旧建物の除却（延床面積1,000㎡以上※の医療・福祉施設等の誘導施設）・緑地等整備を支援し、都市機能の移転を促進</p> <p>・立地適正化計画に跡地等管理区域として位置付けられた区域における建築物の跡地等の適正管理に必要な経費（調査検討経費、専門家派遣経費、敷地整備経費）について補助を実施</p> <p>※令和2年度より、人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市については延床面積500㎡以上へ緩和</p> <p>【対象区域】都市機能誘導区域内 【補助率】直接：1/2、間接：1/3 【補助対象】地方公共団体</p>
<p>都市構造再編集集中支援事業</p>	<p>・「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的として、R2年度において、都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）のうち立地適正化計画に基づく事業と都市機能立地支援事業を統合し、個別支援制度として創設</p> <p>●事業主体：地方公共団体、市町村都市再生審議会、民間事業者等 ※民間事業者等については誘導施設整備が対象</p> <p>●対象事業：誘導施設（医療・社会福祉、教育文化、子育て支援等、公共公益施設の整備等</p> <p>※誘導施設整備は都市機能誘導区域内に限る</p> <p><R4年度の改正点（誘導施設関連）></p> <p>・複数市町村からなる圏域で広域的に立地方針を定めた場合、基幹的誘導施設の整備が行えることとし、整備に要する費用は連携自治体数に12億円を乗じた金額を限度とする（この場合、圏域内の自治体における同種の誘導施設の整備に要する費用は9億円を限度とする）</p> <p>・誘導施設（基幹的誘導施設含む）の事業主体として都道府県等（市町村以外の地方公共団体）を加える</p> <p>・誘導施設の整備に加え、立地適正化計画に基づいて誘導施設が統廃合されたことにより廃止された施設の除却等を支援対象に追加する</p> <p>【対象区域】都市機能誘導区域内等、居住誘導区域内等 【補助率】直接：1/2（都市機能誘導区域内等）、45%（居住誘導区域内等）</p>

事業名称	事業概要
住宅市街地総合整備事業 (拠点開発型)	<ul style="list-style-type: none"> ・既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、街なか居住の推進等を図るため、住宅や公共施設の整備等を総合的に行う事業に対する支援を実施 <p>【対象区域】都市機能誘導区域内 ※別途要件有 【補助率】直接：1/2 等、間接：1/3</p>
都市再生区画整理事業 (緊急防災空地整備事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再編・整備による都市機能更新、低未利用地等が散在する既成市街地において、土地区画整理事業の実施により、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行い、もって土地の有効活用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を図る ・土地区画整理事業が予定される地区において、既成市街地の防災性向上及び土地区画整理事業の促進を図ることを目的に公共施設充当地を取得し、緊急に防災空地を整備する事業 <p>【対象区域】※別途要件有 【補助率】一般地区：1/3、重点地区：1/2 (緊急防災空地整備事業：1/2)</p>
まち再生出資 【民都機構による支援】	<ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内における都市開発事業（誘導施設又は誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設を有する建築物の整備）であって、国土交通大臣の認定を受けた事業に対し、（一財）民間都市開発推進機構（民都機構）が出資を実施 ・当該認定事業（誘導施設を有する建築物の整備に関するものに限る）については、公共施設等+誘導施設の整備費を出資限度額とする <p>【対象区域】都市機能誘導区域内</p>

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料編

■町の独自支援策

事業名称	事業概要
過疎地域における固定資産税の課税免除	・家屋、償却資産及び当該家屋の敷地である土地に係る固定資産税の課税免除
産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の課税免除	・家屋、償却資産及び当該家屋の敷地である土地に係る固定資産税の課税免除
雇用促進奨励金	・立地又は事業拡張に伴い新規雇用者がいる場合、奨励金を交付
地域人材育成事業補助金	・未就職者を新規に正規雇用し、地域ニーズに応じた人材を育成する企業に対し、補助金を交付
サテライトオフィス等進出支援補助金	・空き店舗等を活用してサテライトオフィスを開設する場合に、開設費用や運営費用を支援
大子町創業支援補助金	・町内で創業、第二創業及び新分野展開を行う方に対し、事業所等の新築工事費、賃借料、設備費等を補助
大子町商店街空き店舗等情報提供事業	・商店街の空き店舗等の所有者から空き店舗等情報の登録を受けた物件について、町ホームページ等に公開し、利用希望者に情報提供
大子町商店街空き店舗等活用支援事業補助金	・商店街の空き店舗等を活用して、当該商店街のにぎわい創出及び振興に資する活動を行う者に対し、店舗改修費・賃借料を補助 (市街地内の空き店舗の利活用を促すため、都市機能誘導区域内での高上げを検討)
新たな交通システムの導入検討	・常陸大子駅周辺の市街地における賑わい創出、観光地への移動手段確保の観点から市街地の回遊性向上に向けた新たな交通システムの導入を検討
防災対策	・排水施設や避難路の整備など、安全性向上に向けたハード整備を推進 ・ハザードマップ、マイ・タイムラインの周知徹底や自主防災組織の育成など、防災意識の向上、自助・共助の仕組みづくりを推進

3. 連携に関する施策

拠点間や市街地内、さらに本町独自の地域生活拠点との連携を維持・強化しつつ、持続可能な公共交通を目指するため、国などの支援策の活用も検討しながら、次に示す町の支援策を推進します。

■ 国などの支援策（一部）

事業名称	事業概要
地域公共交通確保維持改善事業	・地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実にに向けた取組を支援
新モビリティサービス推進事業	・積極的に面的な移動サービスの利便性向上、高度化に取り組む事業者への支援のほか、MaaSの基盤となる取組に対して支援
都市・地域交通戦略推進事業	・コンパクトシティの形成に向け、徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様な交通モードの連携が図られた、駅の自由通路等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援 【補助率】1/3、1/2（立地適正化計画に位置付けられた事業等）
次世代ステーション創造事業（鉄道駅総合改善事業費補助）	・まちづくりと一体となった駅の改良、駅の改良にあわせて行うバリアフリー施設や生活支援機能施設、観光案内施設、地域交流拠点施設等の駅空間の高度化に資する施設の整備に対して補助を行っている 【補助率】1/3
まちなかウォーカブル推進事業	・「居心地がよく歩きたくなる」空間創出に向け、歩行者の目線に着目し、既存ストックを最大限活用した修復・改変を行うための重点的・一体的な支援の強化を図り、ウォーカブルなまちなか都市空間形成を実現

■ 町の独自支援策（大子町地域公共交通計画に記載されているものを抜粋）

事業名称	事業概要
持続可能な公共交通網の維持確保・充実	①地域特性に対応した持続可能な地域公共交通網の再編 ・本町の地域特性に対応した持続可能かつ有効な公共交通網の形成を図るため、鉄道、高速バス、路線バス、町民無料バス（みどり号）、タクシー利用助成事業、AI 乗合タクシーなどの一体的な路線再編や運行の効率化など、公共交通網の再編を行います
	②新たな交通システムの導入検討 ・常陸大子駅周辺の市街地における賑わい創出、観光地への移動手段確保の観点から市街地の回遊性向上に向けた新たな交通システムの導入を検討します
	③広域移動手段の維持確保・充実 ・本町と町外を結ぶ広域的な幹線ネットワークである鉄道及び高速バスについて、サービス改善及び利用促進に係る要望活動や連携を継続的に実施し、広域移動手段の維持確保・充実に努めます ・特に、JR 水郡線は利用促進策に取り組んでいきます

	<p>④地域における輸送資源との連携検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が主体となり、各地域に必要な公共交通のあり方を検討し、地域自らが移動手段を確保する取組を行政がサポートする体制の構築について検討を行います ・地域における多様な輸送資源（スクールバス、障がい者等通院サービス事業など）との連携による公共交通の維持確保について調査研究を行います
<p>公共交通サービスに関する情報提供の充実</p>	<p>①誰もがわかりやすい公共交通マップ等の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者目線でわかりやすく、本町の公共交通を網羅した総合的な公共交通マップ等を新たに作成し、町民へ配布するとともに、町内主要施設に配架することにより公共交通の情報提供の充実を図ります ・公共交通マップ等は、観光情報との一元化及びデジタル化を図ります <p>②ICT 導入に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスロケーションシステム、ICT アプリの活用、ICT を活用した電子媒体での情報提供に向けたオープンデータ化、地域公共交通全体の検索・予約システム、キャッシュレス化、MaaS 等の最新技術を取り入れた取組について、インバウンド対応も含めて検討を行います
<p>公共交通に関心を持ち気軽に利用できる環境の充実</p>	<p>①施設等との連携も含めた待合環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設と連携した待合スペースの設置、施設敷地内へのバスの乗り入れなど、待合環境の改善に関して、施設等と連携協議を行い、利用しやすい公共交通の環境整備に努めます ・JR 常陸大子駅等の主要な交通結節点において待合環境の充実を図るため、行先や乗継等の情報提供を行うタブレット端末やデジタルサイネージ等の配置について検討を行います ・地域が主体となって行う待合環境の整備に対して必要な支援を行います <p>②ラストワンマイル環境の整備検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通結節点以降のラストワンマイル交通の環境を充実させるため、パーク・アンド・ライドに限らず、サイクル・アンド・ライド、キス・アンド・ライドなどについて検討を行います <p>③バリアフリーに配慮した環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが安心して公共交通を利用できるよう、バリアフリー対応車両への更新を進めます <p>④運転免許証自主返納の促進に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証自主返納者を対象とした優遇制度について、新たなインセンティブ付与など、より免許返納の促進につながるような施策等について協議・検討を行います
<p>公共交通の利用に向けた意識啓発</p>	<p>①モビリティ・マネジメントの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過度に自動車に依存することなく、多様な交通手段を適度かつ賢く利用する状態への転換を促すため、モビリティ・マネジメントの取組を展開します <p>②公共交通乗り方教室の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通に対する理解を深め、将来的な公共交通の利用を促すため、高齢者や小学生を対象に、公共交通の乗り方教室を開催します <p>③地域等との協働による利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画切符の継続販売、企画乗車券等の検討を行います ・町民や各種団体等と連携し、各種施策について、町民・利用者目線から見た効果検証や具体策に関するアイデア出しを協働で行います

4. 届出制度の運用

居住誘導区域外において一定規模以上の住宅を開発又は建築する場合や都市機能誘導区域外において誘導施設の開発又は建築を行う場合、都市機能誘導区域内の誘導施設を休廃止する場合には、都市再生特別措置法の規定に基づき、市町村への届出が必要となります。

立地適正化計画における届出制度により、住宅や都市機能の誘導を緩やかにコントロールしていくほか、届出を受ける大子町では、居住誘導区域外における住宅開発等の動きや都市機能誘導区域外における誘導施設の整備に関する動きを把握することができます。

(1) 居住誘導区域外で届出が必要となる開発行為・建築行為（都市再生特別措置法第88条第1項）

※開発行為等に着手する日の30日前までの届出が必要

【開発行為（宅地造成）】

- ・3戸以上の住宅地を造成する場合
- ・1戸又は2戸の住宅地を造成する場合で、その規模が1,000㎡以上

■届出が**必要**となる例

- ・同時に3戸となる戸建て住宅や集合住宅等の開発行為

届出必要



■届出が**不要**となる例

- ・同時に2戸となる戸建て住宅や集合住宅等の開発行為で開発面積が900㎡

届出不要



【建築行為（建物の建築）】

- ・3戸以上の住宅地を新築する場合
- ・建築物を増改築又は用途変更して、3戸以上の住宅とする場合

■届出が**必要**となる例

- ・同時に3戸となる戸建て住宅や集合住宅等の建築行為

届出必要



■届出が**不要**となる例

- ・1戸の戸建て住宅等の建築行為

届出不要



※出典：国土交通省「都市再生特別措置法について（平成27年6月1日）」を参考に作成

※住宅の定義は、建築基準法における住宅の取扱いによるものとしますので、具体的には、戸建住宅、共同住宅、長屋に供する建築物等をいい、寄宿舎や有料老人ホーム、福祉ホーム等は含みません。

※建築物の一部に住宅に該当する部分を有する場合は、届出の対象とします。

※同じ届出者が、同じ時期に、連続した土地において、3戸以上の住宅地又は1,000㎡以上の住宅地を造成する場合や、3戸以上の住宅を建築する場合は、届出の対象とします。

(2) 都市機能誘導区域外で届出が必要となる開発行為・建築行為（都市再生特別措置法第 108 条第 1 項）

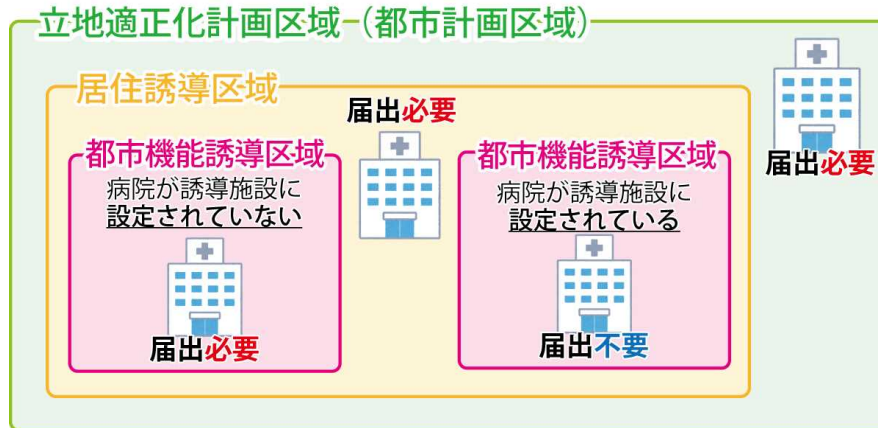
開発行為（着手する 30 日前までに届出）

① 誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為を行おうとする場合

建築行為（着手する 30 日前までに届出）

- ① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ③ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

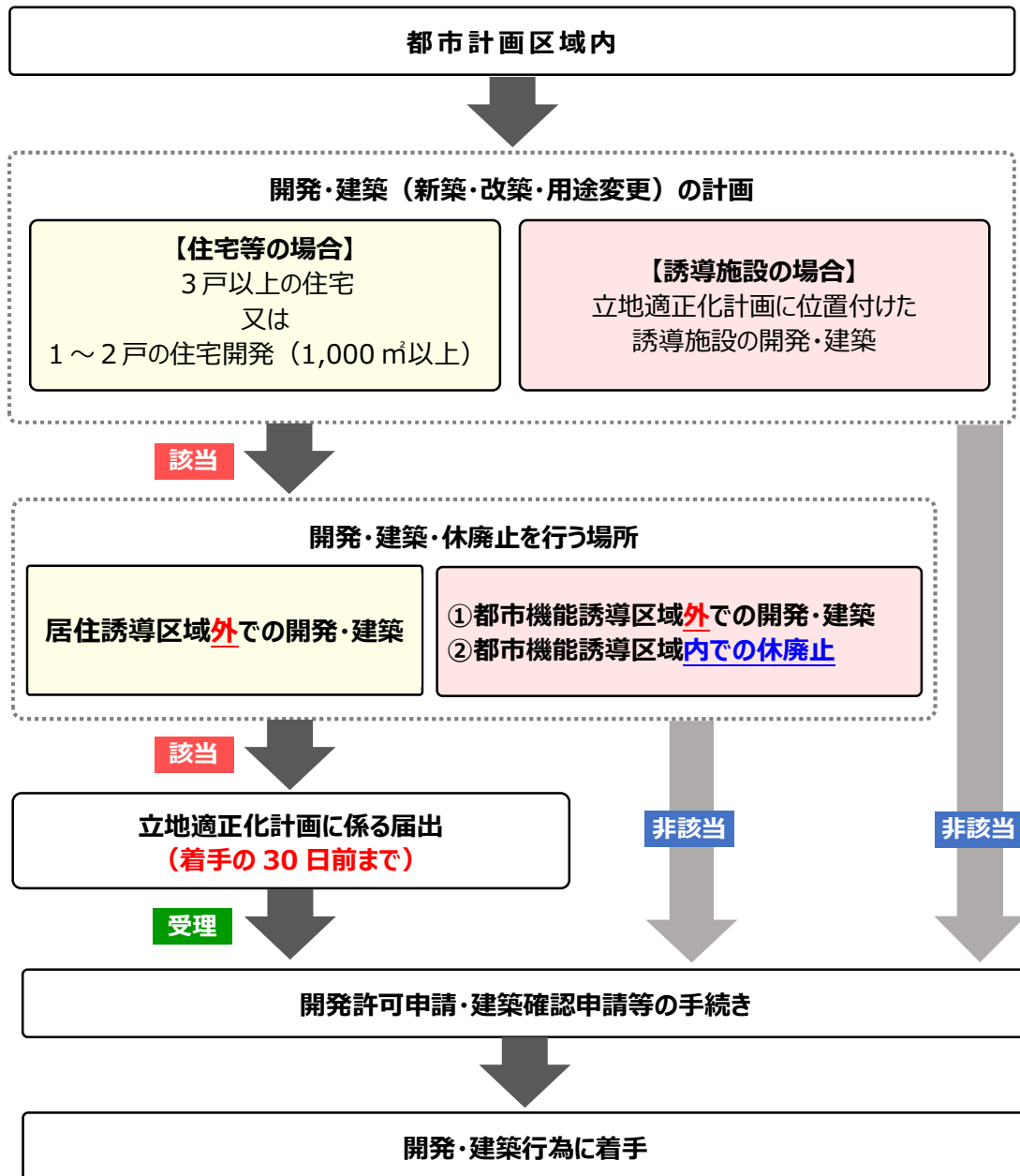
【届出のイメージ：病院を建築しようとする場合】



(3) 都市機能誘導区域内で届出が必要となる行為（都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項）

- ① 都市機能誘導区域内の誘導施設を休止又は廃止しようとする場合（休止・廃止する 30 日前までに届出）

≪届出の流れ≫

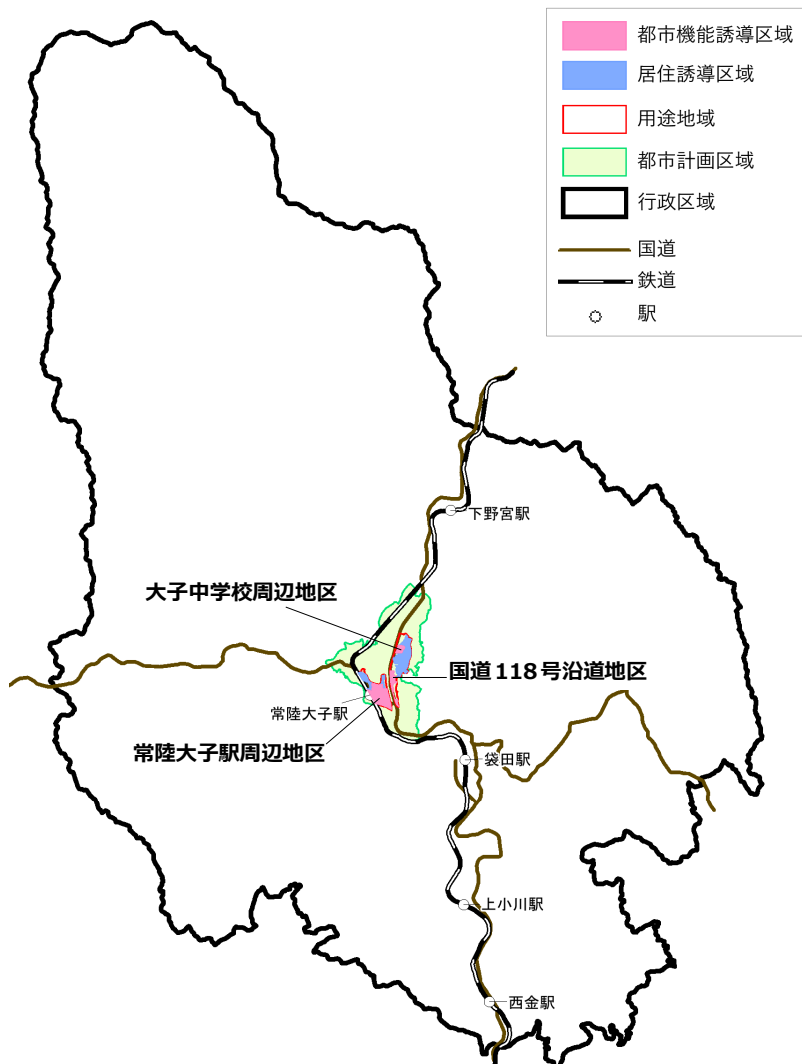


※都市計画区域外の場合、届出は不要
 ※届出後に計画内容に変更が生じた場合は、変更の届出が必要

■届出の対象範囲

各種区域		住宅等	誘導施設
都市計画区域内	都市機能誘導区域		
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 国道 118 号沿道地区 常陸大子駅周辺地区* 大子中学校周辺地区 </div>	届出必要	新設等：届出不要 休廃止：届出必要
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 常陸大子駅周辺地区* 大子中学校周辺地区 </div>	届出不要 <small>(常陸大子駅周辺地区の一部は届出必要)</small>	新設等：届出不要 休廃止：届出必要
	居住誘導区域	届出不要	新設等：届出必要 休廃止：届出不要
上記以外の都市計画区域	届出必要	新設等：届出必要 休廃止：届出不要	
都市計画区域外	上記以外の行政区域	届出不要	届出不要

※一部居住誘導区域外に都市機能誘導区域が設定されているため、居住誘導区域外の都市機能誘導区域については、上記「国道 118 号沿道地区」と同様



序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料編

第7章

防災指針



第7章 防災指針

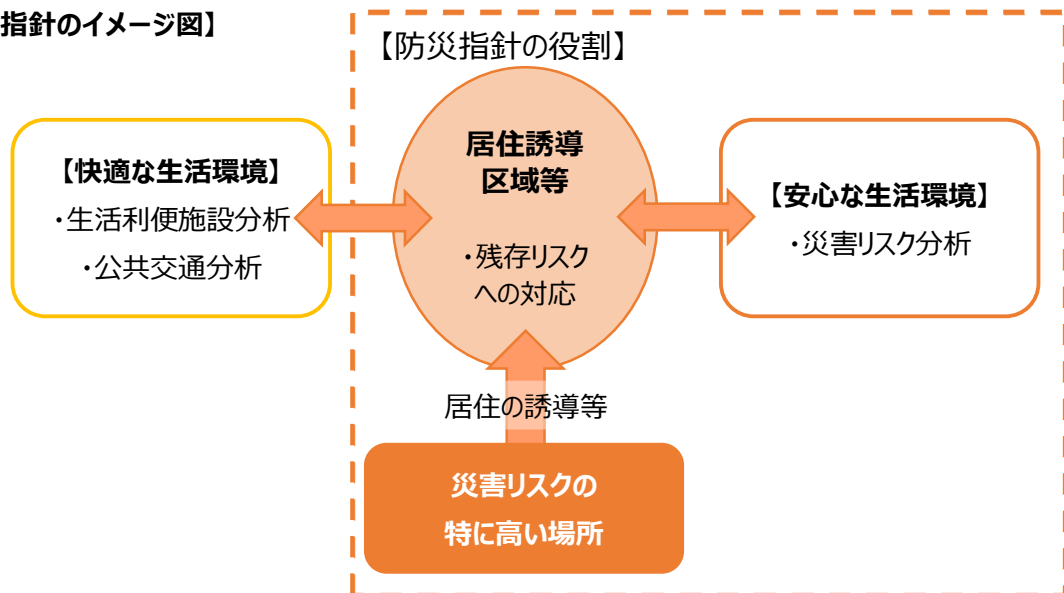
1. 防災指針の基本的な考え方

(1) 防災指針の基本的な考え方

立地適正化計画は、「安心できる健康で快適な生活環境を実現する」こと、「財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とする」ことを基本としています。

そこで、本町においても安全な暮らしを確保するため、災害リスクの特に高い場所は居住誘導区域に含めないことを基本としつつ、居住誘導区域内に残るその他の災害リスクに対する防災・減災対策を明確にすることで、リスク軽減を図ります。さらに、本町にある特に災害リスクの高い場所を明らかにすることで、安全性の高い場所への居住等の誘導を促進することとします。

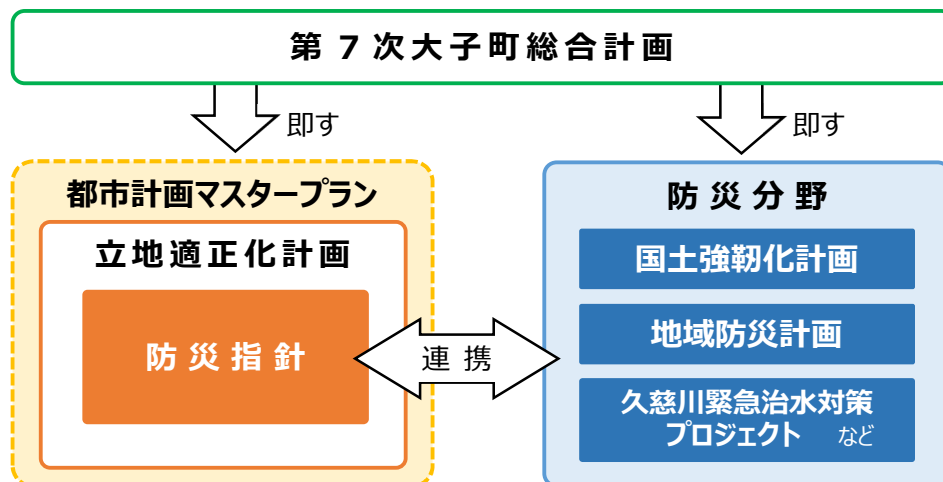
【防災指針のイメージ図】



(2) 防災指針の位置付け

- 近年、全国各地で土砂災害や豪雨による浸水等が発生し、多くの生命、財産に甚大な被害が生じています。
- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる必要があります。
- 防災指針は、居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び誘導を図るための都市防災に関する機能の確保に関する指針であり、災害ハザードエリアにおける具体的な取組と併せて立地適正化計画に定めるものです。
- 本町では、令和元年東日本台風（台風 19 号）の際、久慈川・押川で大規模な溢水が発生し、旧役場庁舎や住宅の浸水、JR 水郡線の橋梁の流失など甚大な被害が生じました。令和元年東日本台風での被害を受け、国・県・市町村が連携し、「久慈川緊急治水対策プロジェクト」を推進しています。
- 町民の安心安全な暮らしを実現するため、居住誘導区域を中心に、災害リスクの把握による課題の抽出と対策について、防災指針に記載します。

【防災指針の位置付け】



■組み合わせる立地施設

防災指針の検討に際しては、災害自体の事象を把握するだけでなく、指定緊急避難場所及び多くの町民が集まる施設や高齢者等の避難行動要支援者の利用が想定される以下の立地施設を重ね合わせることで、総合的に災害リスクを把握します。

施設機能	具体的な施設
指定緊急避難場所	指定緊急避難場所※
行政機能	●町役場 ●消防署
医療機能	●病院・診療所（診療科目に内科・外科のいずれかを含むもの）
福祉機能	●高齢者・障害者福祉施設（通所型・入所型） ●保健センター
教育機能	●子育て施設（幼稚園・保育所・認定こども園） ●小学校 ●中学校 ●高等学校 ●特別支援学校
商業機能	●スーパーマーケット ●ドラッグストア ●コンビニエンスストア
文化機能	●文化福社会館 ●中央公民館
金融機能	●銀行 ●信用金庫 ●JAバンク ●郵便局

※指定緊急避難場所とは、洪水、土砂災害等による危険が切迫した状況において、住民等が緊急に非難する際の避難先として位置付けるものであり、住民等の生命の安全確保を目的とした施設です。

■用語一覧

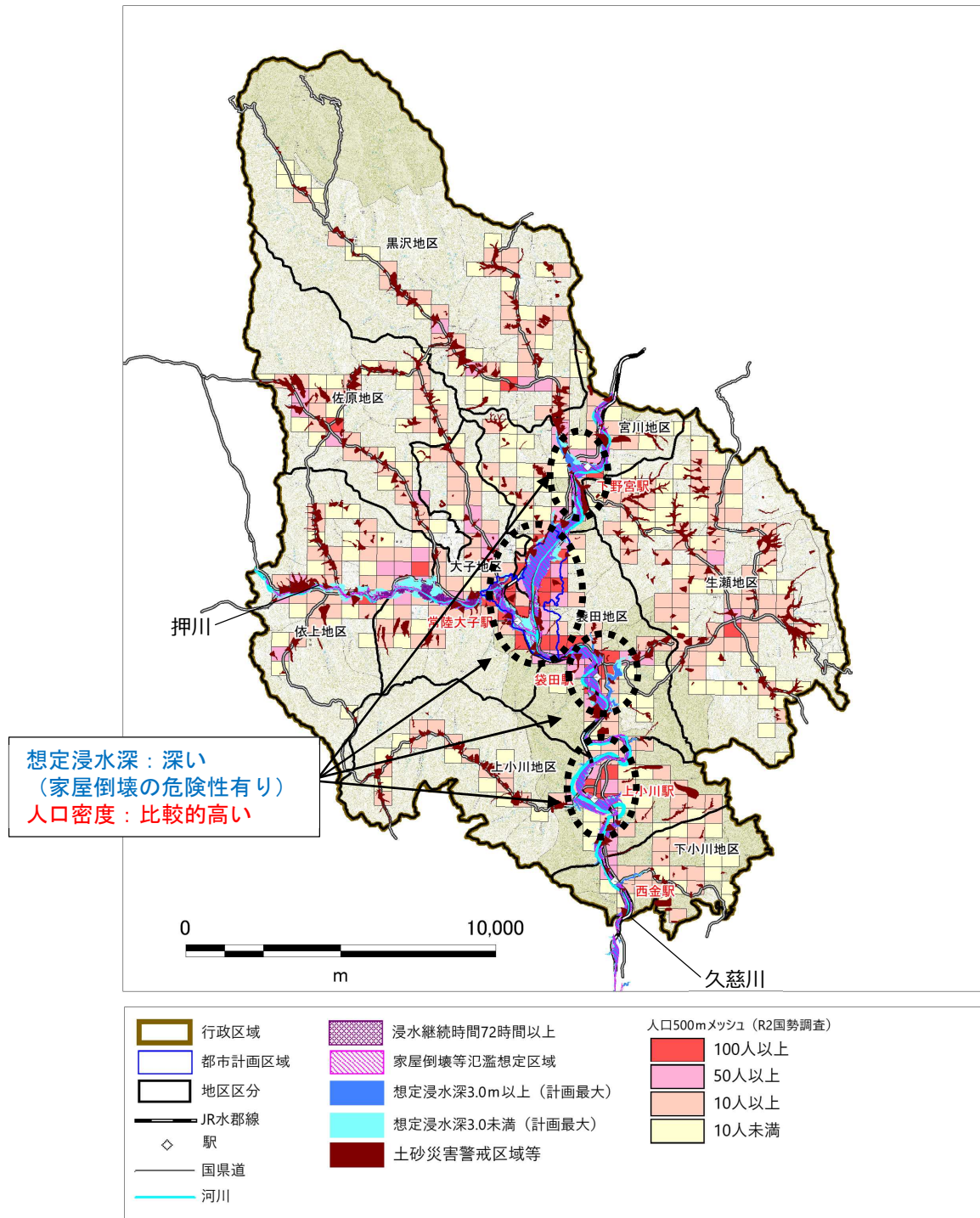
指定緊急避難場所	災害による危険が切迫した状況において、命を守るためにその危険から逃れるために緊急的に非難する場所として、津波、洪水、土砂災害等の災害種別ごとに市町村長が指定する。
洪水浸水想定区域	国土交通省及び都道府県では、洪水予報河川及び水位周知河川に指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を洪水浸水想定区域図として公表している。
洪水浸水想定区域 （想定最大規模）	想定し得る最大規模の降雨により浸水が想定される区域のこと。想定最大規模降雨とは、概ね1000年に1度の確率で想定される規模であり、周期的な降雨ではなく、1年の間に発生する確率が0.1%以下の降雨のことである。平成27年の水防法の改正により、浸水最大規模の降雨を前提に浸水想定区域を指定することとなった。

<p>洪水浸水想定区域 (計画規模)</p>	<p>洪水の発生を防止するための河川整備計画等を策定する際の目標とされる降雨により浸水が想定される区域のこと。計画規模の降雨は一級河川においては一般的に 100～200 年に 1 度の確率、中小河川においては河川の重要度等に応じて一般的に 50～100 年に 1 度の確率規模とされることが多い。</p>
<p>洪水浸水想定区域 (浸水継続時間)</p>	<p>浸水地点において浸水深が 50cm に到達してから 50cm を下回るまでの時間。浸水が 72 時間以上続く場合、孤立するおそれがあるとされる。</p>
<p>家屋倒壊等氾濫想定区域</p>	<p>想定最大規模の降雨において、堤防の決壊などにより家屋が流出・倒壊する激しい水の流れが生じるおそれのある区域であり、「氾濫流」と「河岸浸食」に区分される。 【氾濫流】 堤防の決壊又は洪水時の氾濫流によって木造家屋の倒壊のおそれがある区域。 【河岸浸食】 洪水によって河岸浸食により、木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある区域。</p>
<p>土砂災害警戒区域等</p>	<p>土砂災害が発生した際に人命に関わる被害が生じるおそれがあると認められる区域で、危険性のレベルにより「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」と「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」に区分される。 【土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）】 土砂災害が発生した場合に建築物の損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。 【土砂災害警戒区域（イエローゾーン）】 土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域。</p>
<p>大規模盛土造成地</p>	<p>谷や沢を土で埋めたり、傾斜地に盛土して造成した宅地のうち、以下の「谷埋め型」又は「腹付け型」に該当するものを「大規模盛土造成地」という。 【谷埋め型】 谷や沢を埋めて造成した盛土面積が 3,000 m²以上の造成宅地。 【腹付け型】 盛土をする前の地番面が水平面に対して 20 度以上の角度で、盛土の高さが 5m 以上の宅地造成。</p>

2. 町全体の災害リスクの把握及び対応方針

(1) 課題の整理

久慈川及び押川沿いに市街地が形成されているため、常陸大子駅周辺の中心市街地をはじめとする市街地において洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されています。また、久慈川沿いに JR 水郡線が走っていることから、中心市街地だけでなく、下野宮駅や袋田駅、上小川駅周辺といった比較的人口が集積するエリアにおいても洪水浸水想定区域が指定され、かつ想定浸水深が深くなっています。

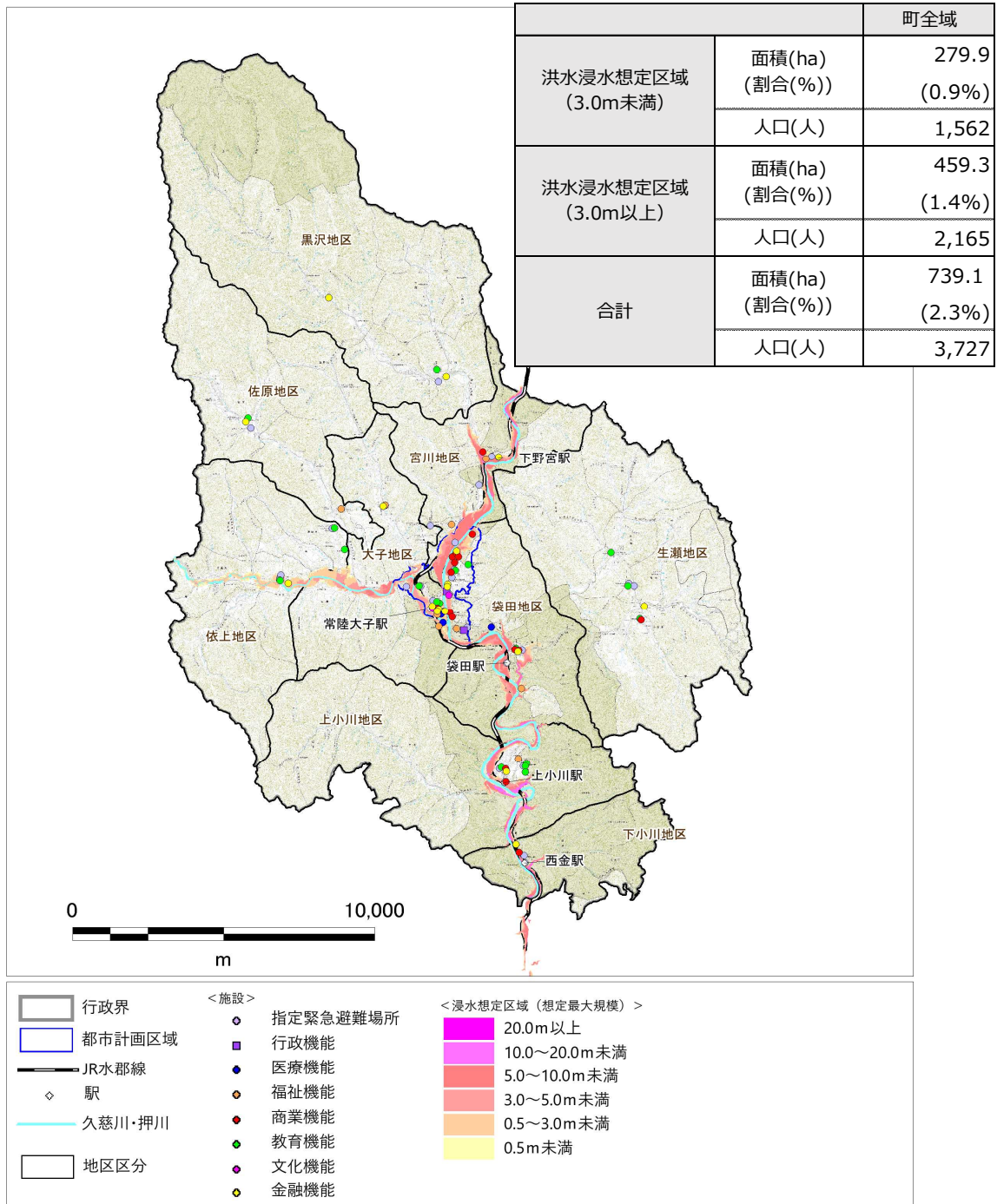


出典：茨城県常陸大宮土木事務所 洪水浸水想定区域データ、国土数値情報 土砂災害警戒区域データ (令和4年)、国勢調査 (令和2年) を基に作成

①洪水浸水想定区域（想定最大規模）

想定最大規模降雨に伴う洪水により氾濫した場合の洪水浸水想定区域は町全体の面積の約 2%を占めます。常陸大子駅周辺の市街地、国道 118 号沿道の市街地の北側で特に大規模な浸水が想定されているほか、JR 水郡線が久慈川沿いに走っているため、町内の各駅周辺の市街地においても 3.0m 以上の浸水が想定される地区が見られます。

駅周辺など、比較的人口が集積するエリアに洪水浸水想定区域が指定されているため、想定最大規模の洪水浸水想定区域内に含まれる人口は 3,700 人程度と推定されます。

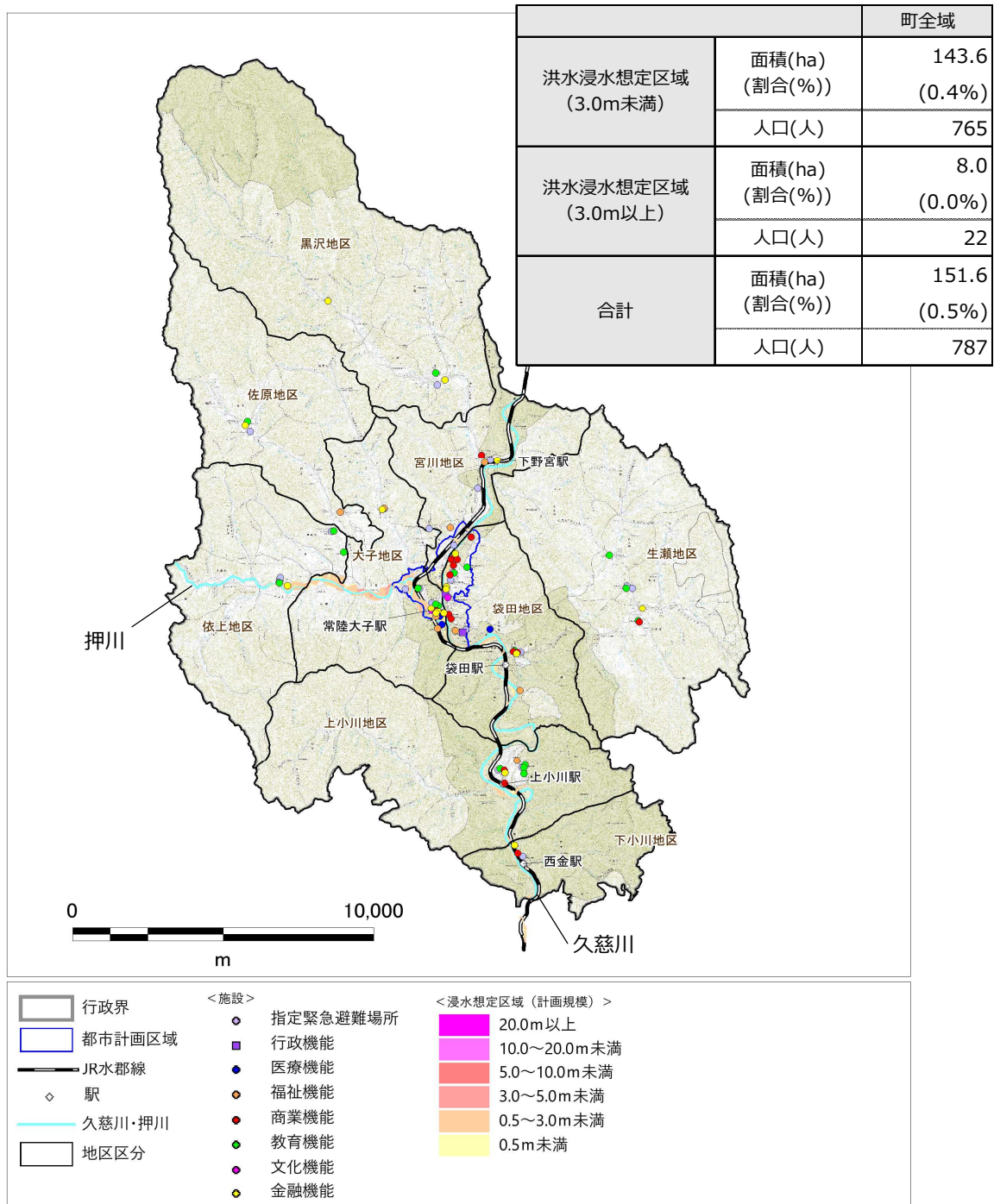


※区域内人口は令和 2 年国勢調査 250mメッシュ人口を各区域で面積按分して算出した参考値
 出典：茨城県常陸大宮土木事務所 洪水浸水想定区域データ、国勢調査（令和 2 年）、国土数値情報施設データ、iタウンページ等を基に作成

②洪水浸水想定区域（計画規模）

洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率 1/10（毎年、1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/10（10%））の降雨に伴う洪水により氾濫した場合の洪水浸水想定区域は、町全体の面積の約 0.5%を占めます。常陸大子駅周辺、市街地西側の国道 461 号付近、袋田駅の西側や上小川駅の周辺において浸水が想定されています。

また、計画規模の洪水浸水想定区域内に含まれる人口は 700 人程度と推定されます。

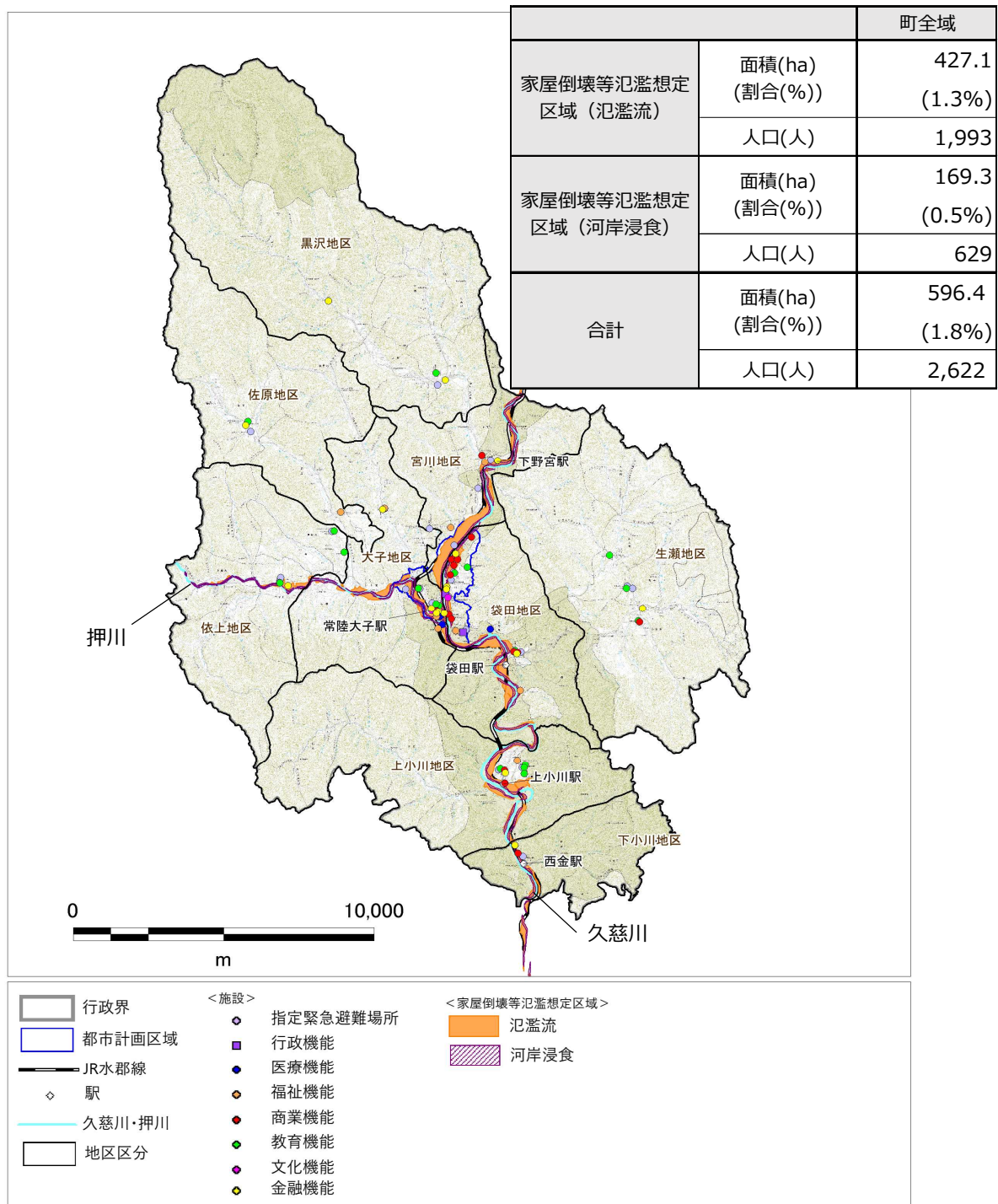


※区域内人口は令和 2 年国勢調査 250mメッシュ人口を各区域で面積按分して算出した参考値
 出典：茨城県常陸大宮土木事務所 洪水浸水想定区域データ、国勢調査（令和 2 年）、国土数値情報施設データ、iタウンページ等を基に作成

③家屋倒壊等氾濫想定区域

本町の中心を流れる久慈川及び押川沿岸を中心に家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されており、町全体の面積の約 1.8%を占めます。国道 118 号沿道の市街地周辺では、久慈川の西岸は氾濫流、両岸に河岸浸食による家屋倒壊が想定されるほか、押川沿岸では両岸において氾濫流、河岸浸食による家屋倒壊が想定されています。

家屋倒壊等氾濫想定区域内に含まれる人口は 2,600 人程度と推定されます。

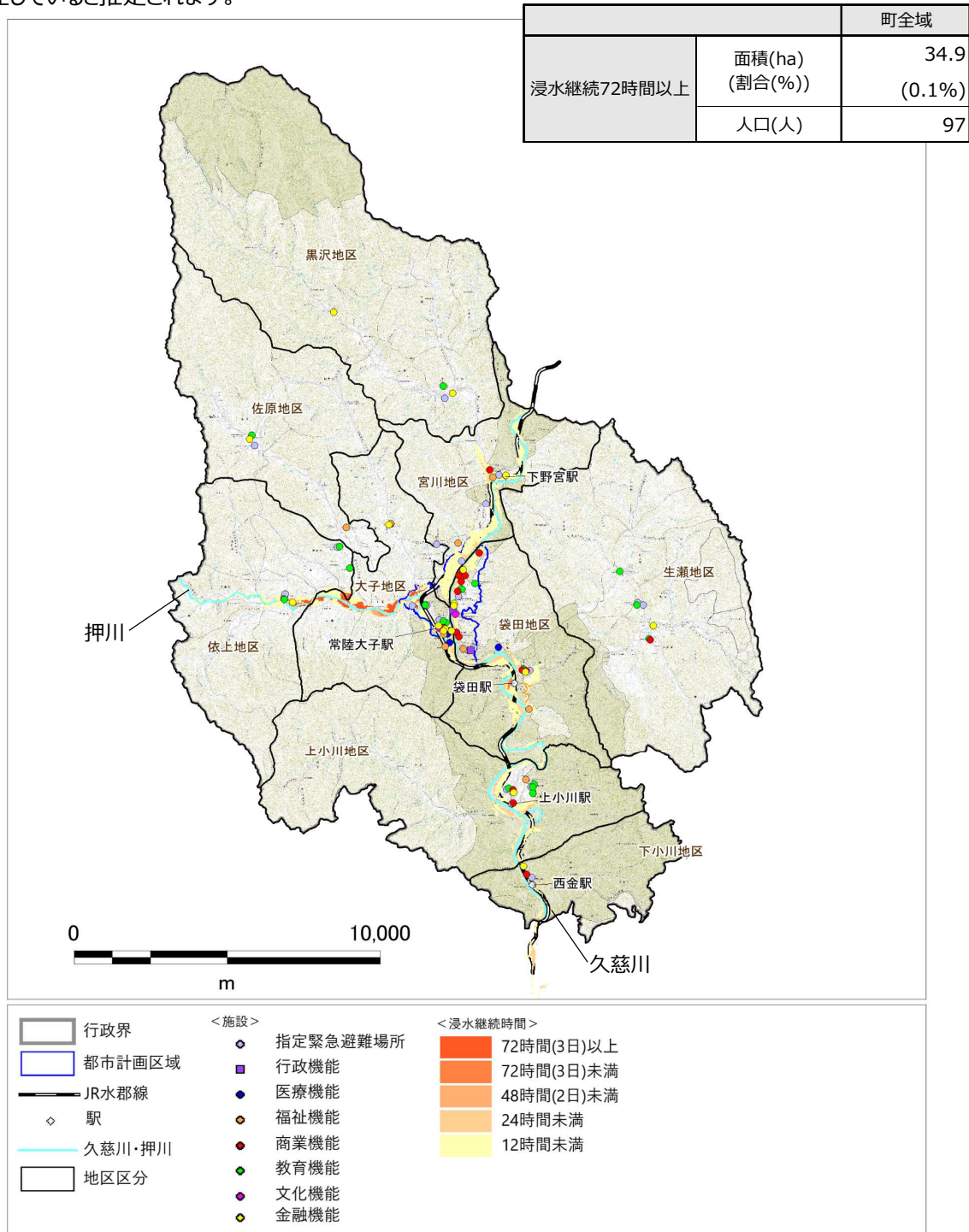


※区域内人口は令和 2 年国勢調査 250mメッシュ人口を各区域で面積按分して算出した参考値
 出典：茨城県常陸大宮土木事務所 洪水浸水想定区域データ、国勢調査（令和 2 年）、国土数値情報施設データ、iタウンページ等を基に作成

④ 浸水継続時間

想定最大規模降雨に伴う洪水により氾濫した場合、大部分は浸水継続時間が12時間未満ですが、旧役場周辺や国道118号沿道の市街地において一部24時間未満の浸水の継続が想定されているほか、押川沿岸の国道461号沿いでは72時間（3日）以上の浸水が想定されています。

また、浸水継続時間が72時間（3日）以上の区域は町全体の約0.1%であり、100人程度が居住していると推定されます。



※区域内人口は令和2年国勢調査250mメッシュ人口を各区域で面積按分して算出した参考値

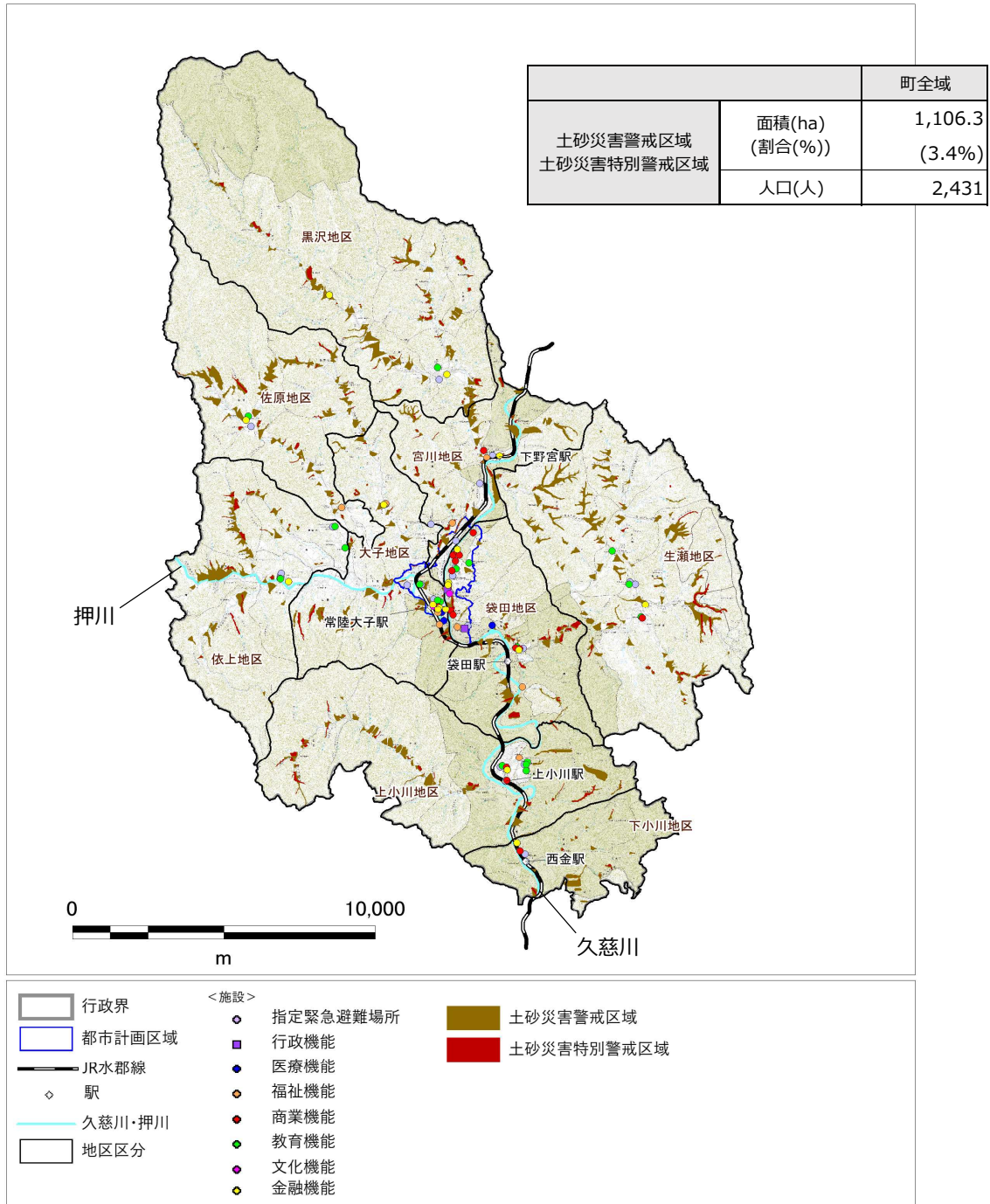
出典：茨城県常陸大宮土木事務所 洪水浸水想定区域データ、国勢調査（令和2年）、国土数値情報 施設データ、iタウンページ等を基に作成

⑤土砂災害警戒区域等

市街地部を見ると、国道 118 号沿道の道の駅周辺に比較的大規模に土砂災害警戒区域が指定されているほか、中心市街地ではだいたい小学校周辺において土砂災害警戒区域が指定されており、町全体の面積の約 3.4%に土砂災害警戒区域が指定されています。

土砂災害警戒区域等にかかるエリア内の人口は 2,400 人程度と推定されます。

また、JR 水郡線の線路や国県道沿いに土砂災害警戒区域が指定されている箇所もあるため、災害発生時には交通に影響を及ぼすおそれもあります。



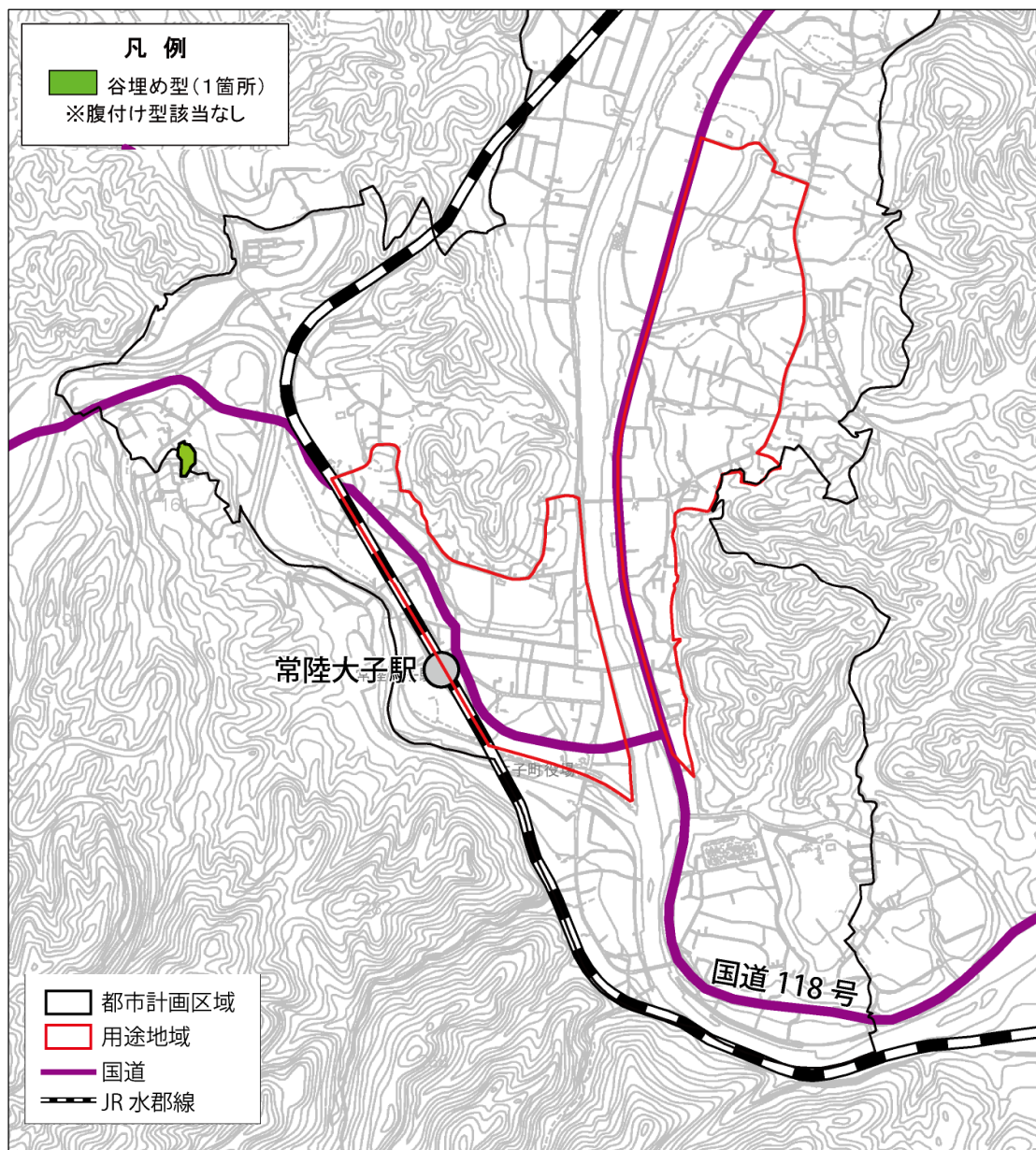
※区域内人口は令和 2 年国勢調査 250mメッシュ人口を各区域で面積按分して算出した参考値
 出典：国土数値情報 土砂災害警戒区域データ（令和 4 年）・施設データ、都市計画基礎調査（令和 4 年）、
 国勢調査（令和 2 年）、iタウンページ等を基に作成

⑥大規模盛土造成地の分布状況

近年の大地震では、大規模盛土造成地で滑動崩落が発生し、多くの宅地被害が生じています。今後も同様の被害が想定されることから、国において「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン」が示され、本町においてもその位置を示した「大子町大規模盛土造成地マップ」を公開しています。

本町の大規模盛土造成地の分布状況は、常陸大子駅の北西部（大字大子字近町・奉行平地内）において、ガイドラインの基準に該当する大規模盛土造成地（谷埋め型）が分布しています。地盤構造、地下水位、安定解析、検討等の結果、総合的に判断し、滑動崩落に至るおそれのある不安定な状況は確認されていません。

大子町大規模盛土造成地



出典：大子町大規模盛土造成地マップを基に作成

■ 本町における災害リスクの状況

法規制	指定状況	想定される災害リスク
洪水浸水想定区域・ 家屋倒壊等氾濫想定区域・ 浸水継続時間	<ul style="list-style-type: none"> ○久慈川及び押川沿いに洪水浸水想定区域が指定され、常陸大子駅周辺及び国道 118 号沿道の用途地域内においても指定されている ○久慈川及び押川沿いに広く家屋倒壊等氾濫想定区域が指定され、常陸大子駅周辺や国道 118 号沿道においても指定されている ○押川沿いの大子地区内には浸水継続時間 72 時間以上の区域が存在する 	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模降雨等により浸水、氾濫流による家屋倒壊等が生じる可能性がある ○浸水継続時間 72 時間以上の区域では孤立するおそれがある
土砂災害警戒区域・ 土砂災害特別警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> ○用途地域のうち、国道 118 号沿道の南部（道の駅周辺）及び常陸大子駅北側（だいが小学校周辺）に指定されている ○郊外部の国県道沿いに指定されている 	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害により、町民や住宅に被害が生じるおそれがある
大規模盛土造成地	<ul style="list-style-type: none"> ○常陸大子駅の北西部（大字大子字近町・奉行平地内）にガイドラインの基準に該当する大規模盛土造成地（谷埋め型）が分布 	<ul style="list-style-type: none"> ○滑動崩落に至るおそれのある不安定な状況は確認されていない

※洪水浸水想定区域について、洪水浸水想定区域が指定（公表）されている久慈川及び押川を対象にリスクの分析、課題の抽出を行った。

(2) 災害リスク別の対応方針

本町は久慈川及び押川の河川沿いに市街地が形成されているため、人口が集積している駅周辺において浸水リスクが高いという特徴があります。また、地形によって起こり得る災害リスクの種類が異なることから、災害リスク別に対応方針を検討します。

■ 共通事項

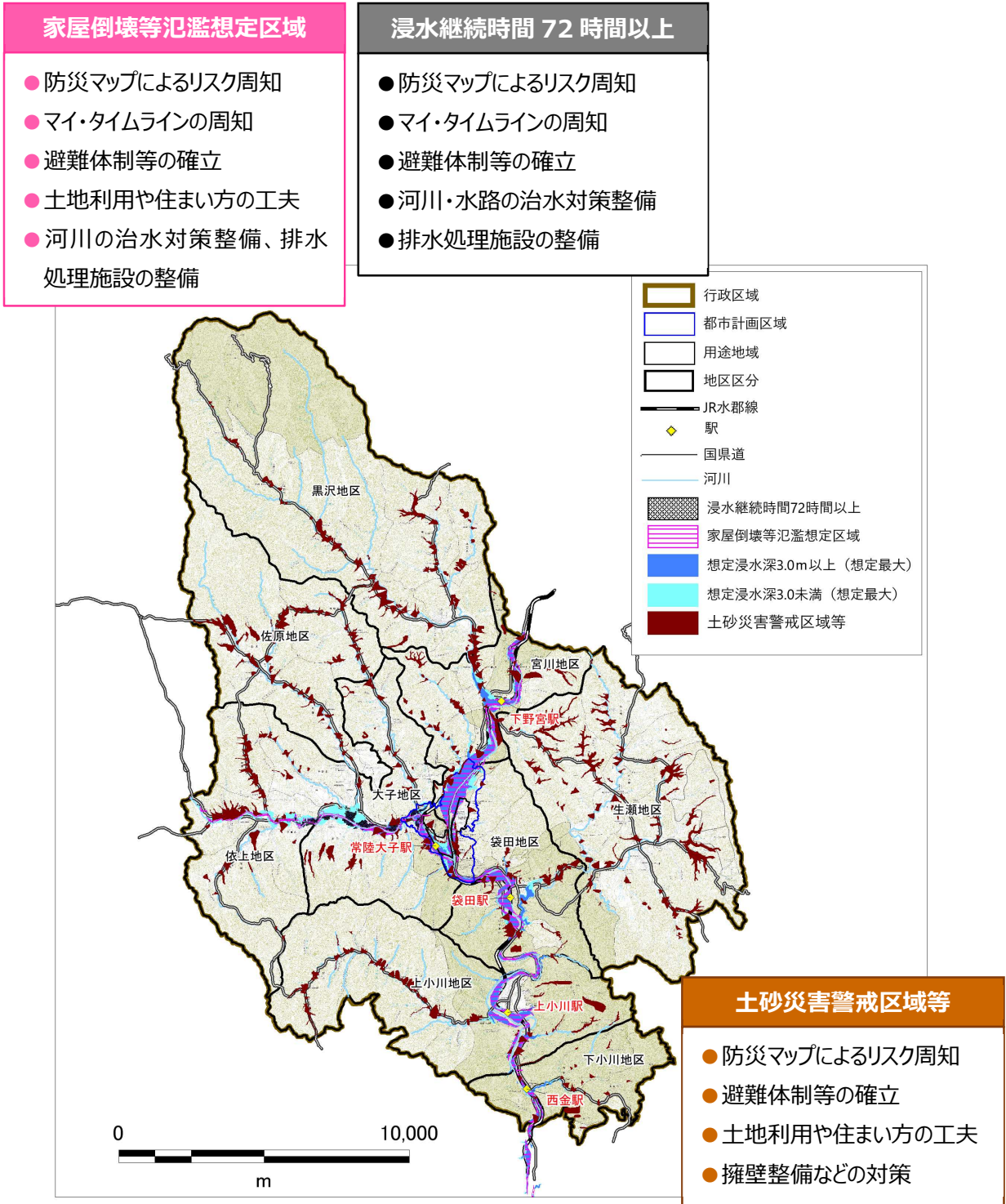
- ・ハザード情報や避難場所等を図示した防災マップによる地域住民への周知
- ・避難体制等の確立
- ・災害情報伝達手段の整備
- ・災害対策本部機能の強化
- ・地域の自主防災組織の育成 など

■ 水災害への対応方針

- ・ハザード情報や避難場所等を図示した防災マップによる地域住民への周知
- ・避難体制等の確立
- ・災害情報伝達手段の整備
- ・マイ・タイムラインの周知
- ・地域の自主防災組織の育成
- ・河川・水路の治水対策整備
- ・内水処理能力向上のための排水処理施設の整備促進
- ・災害リスクの高い場所における土地利用や住まい方の工夫 など

■ 土砂災害への対応方針

- ・ハザード情報や避難場所等を図示した防災マップによる地域住民への周知
- ・避難体制等の確立
- ・災害情報伝達手段の整備
- ・地域の自主防災組織の育成
- ・土砂災害特別警戒区域等における擁壁整備
- ・災害リスクの高い場所における土地利用や住まい方の工夫 など



想定浸水深 3.0m以上（計画最大規模）

- 防災マップによるリスク周知
- マイ・タイムラインの周知
- 避難体制等の確立
- 土地利用や住まい方の工夫
- 河川の治水対策整備、排水処理施設の整備

想定浸水深 3.0m未満（計画最大規模）

- 防災マップによるリスク周知
- マイ・タイムラインの周知
- 避難体制等の確立
- 土地利用や住まい方の工夫
- 河川の治水対策整備、排水処理施設の整備

出典：茨城県常陸大宮土木事務所 洪水浸水想定区域データ、国土数値情報 土砂災害警戒区域データ（令和4年）を基に作成

(3) 防災への取組（町全体）

本町において、誰もが安心して、安全に暮らしていけるように、近年頻発する災害に強いまちづくりを進めるとともに、地域において支え合いながら暮らしていけるまちづくりを進めていきます。

また、上位計画である総合計画や関連する地域防災計画なども整合を図りながら取り組んでいくため、本計画においても既存の計画における位置付けを踏襲することとします。

■ 目指すべき将来像

**豊かな資源をつむぎ 人々が豊かに暮らし、訪れるまち
奥久慈に輝く日本一幸せな DAIGO**

【分野目標ごとの方針】「第7次大子町総合計画」における位置付け ※一部抜粋

＜安全・安心・快適なだいで＞

- あらゆる危機に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、過去の災害から得た教訓を生かし、消防・防災体制の一層の強化、浸水被害防止のための治水対策の推進を図るほか、高齢者の急増など近年の環境変化を踏まえた防犯・交通安全・消費者対策を進めます。

＜未来への基盤が整っただいで＞

- 未来を見据え、計画的な土地利用を推進するとともに、「大子まちなかビジョン」に基づき、災害に強く、にぎわいのある、魅力ある市街地環境の整備を進めます。

【主要施策】※一部抜粋

1-1 消防・防災

1) 消防本部の充実

- 研修・訓練の実施による職員の知識・技術の向上や施設・装備の計画的更新を進め、大子町消防本部（消防署）の充実を図ります。
- 消防体制の一層の強化に向け、大子町消防本部（消防署）の新庁舎の建設と、消防の広域化について検討を進めます。

2) 消防団の活性化

- 消防団の活性化に向け、研修・訓練の実施による団員の知識・技術の向上や施設・装備の計画的更新、団員確保対策の充実、分団の統合など組織の再編を進めるほか、消防団と消防本部の連携強化に努めます。

3) 消防水利の整備

- 火災や災害の発生に備え、消火栓や防火水槽等の消防水利の整備・更新を進めます。

4) 総合的な防災・減災体制の確立

- 近年の災害や社会環境の変化を踏まえ、「大子町地域防災計画」をはじめとする各種防災関連計画・マニュアル、ハザードマップ等の見直しを適宜行うとともに、これらの周知・啓発や各種訓練を行います。
- 避難所の質的な向上に向け、老朽化した施設の改修や見直し、バリアフリー化、食料・非常用電源等の資機材の備蓄品の充実・更新を図ります。
- 災害時における情報伝達体制の強化・多重化に向け、FMだいがや大子町アプリ、緊急速報メール、ホームページ、SNS等の有効活用を図ります。
- 災害発生時に備え、他自治体や民間企業・団体との協力体制の維持・充実を図ります。

5) 身近な地域における防災力の向上

- 地域ぐるみの防災体制の強化に向け、地域防災の要となる自主防災組織の活動支援、そのリーダーとなる防災士の育成・支援に努めます。
- 高齢者や障がい者等の災害時の避難に支援を要する町民の避難支援体制の強化に向け、名簿や個別支援計画の更新を進めます。

6) 治水対策の推進

- 災害の未然防止に向け、危険箇所の周知を行いながら、「久慈川緊急治水対策プロジェクト」の早期完成と河川改修の実施を関係機関に要請していくとともに、町においても、中小河川における治水対策を推進します。

5-1 土地利用・市街地整備

3) 「大子まちなかビジョン」に基づく魅力ある市街地の形成

- 防災力のあるまちづくりに向け、役場跡地の防災拠点化や道の駅奥久慈だいがの防災機能の強化、雨水排水対策・内水対策等を進めます。
- にぎわいのあるまちづくりに向け、道の駅奥久慈だいがの拡張として、役場跡地における防災対応型観光交流施設・イベント広場・公園等の整備、道の駅北側敷地の整備、商店街における交流拠点施設の整備、道路の美装化等を進めます。

②防災ビジョン（「大子町地域防災計画」における位置付け）※一部抜粋

大子町の地域に係る災害に関し、町及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、町民の協力のもとに災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として「大子町地域防災計画」を定めています。

1 災害に強いまちづくりの推進

地域社会の防災力を高めるために、自主防災組織の育成等のソフト面から見た防災まちづくりの長期計画を手法及び目的別に整理し、効果的な事業の推進を図る。

2 防災知識の啓発

洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップ、地震動の震度分布、危険物貯蔵施設等の位置などのハザード情報と共に、避難場所等を図示した防災マップを作成、配布し、地域住民に防災情報の周知を図る。

また、地震時の家具の転倒防止や飲料水、食料等の備蓄などについてまとめた防災ハンドブックを作成配布するとともに幼年消防クラブの防火防災組織の育成強化に努め、防災意識の高揚を図る。特に、住民自ら地域を災害から守るという意識が重要である。

3 自主防災組織の育成

地域の実情に応じた機能的な自主防災組織の整備育成を進める。工場等の一部事業所については、事業所の自衛消防組織の整備育成も併せて進める。消防団についても出動可能な団員を確保し、組織の強化を図る。

4 防災情報の収集伝達体制の整備・強化

FM だいごとの連携により防災情報の伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるようにする。また、情報収集伝達については防災行政無線の整備拡充を目指す。

5 防災資機材の整備

町民のための食糧、医療品等を備蓄すると共に、庁舎機能維持のために災害対応担当者への食料・飲料水を確保し、停電対策や燃料備蓄の整備拡充を図る。また、災害応急復旧用資機材等の整備拡充を図る。

6 公共建築物等の耐震性の強化

重要な構造物の建築を行う際は、ボーリング調査によって耐震性や液状化検討のための詳細な地質調査等を実施することが望まれる。特に、災害対応を行う庁舎や避難所として用いられる公共建築物については、今後は個々の建物について耐震性診断等の詳細調査を進めることが望まれる。

7 道路被害対策

道路は、施設の復旧及び救援に要する人員、物資、資器材の搬入等に用いられる重要な施設である。本町においては、土砂災害による道路の寸断や液状化による路面破損、震動による立体交差や橋梁の損傷等を考慮して応急復旧体制を検討していくことが重要である。特に、緊急輸送道路については、う回路等も考慮し、効果的な路線網の再検討を進める。

本町には、多数の観光客が訪れるため、季節により交通渋滞が発生する場合がある。そのようななか、危険物搭載車両に事故が生ずれば緊急輸送路線そのものが災害発生箇所となる危険性が高い。それによって近隣市町村との交通が遮断されるため、今後は緊急時における交通の障害となる車両への対策や橋梁及び取付道路あるいは道路に接する盛土、切土斜面の耐震性向上を検討する。

8 広域消防応援体制の確立

地震、風水害、火災等の大規模あるいは広域災害に対応するためには、個々の市町村の消防力だけでは十分ではなく、多数の応援部隊を被災地に集中的に投入しなければならない。そのため、広域応援体制の確立を図り、責任の所在を明確にする。

9 住民や教職員と一体になった防災対応の確立

町職員の減少に伴い、限られた人員のみでは災害時に十分な行政サービスを行うことが難しいことがわかった。避難所の運営は教職員や住民と共に、給水活動は住民の助けを借りて行う体制を目指すなど、積極的な人員の活用を行う。

10 住民の意見を反映した防災対応の確立

東日本大震災を受け、町では住民防災アンケートを実施し、防災訓練などの防災活動が活発ではない現状や、避難所を把握していない住民が多いという事実、そして災害時は時を追うごとに必要とする情報が変遷することなど、今後の町の対策に重要な意見を把握した。これら意見を反映した対策を行う。

③リスクコミュニケーション（「大子町国土強靱化地域計画」における位置付け）※一部抜粋

大規模自然災害等から町民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧・復興に資する施策を計画的に推進するために、「大子町国土強靱化地域計画」を作成し、地域の強靱化を図る上での計画目標やリスク等への対応方策など必要な事項を定めています。

1 自助・共助・公助の適切な組合せの教育、訓練、啓発等

- ・国土強靱化を進める上で、全ての関係者が自助・共助・公助の考え方を十分に理解し、自発的に行動するよう国土強靱化に関する教育、訓練、啓発等による双方向のコミュニケーションの機会を継続的に提供する。

2 地域防災力の強化

- ・災害時の住民同士の助け合い・連携による災害対応力や被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平時から維持・向上させる。また、防災ボランティア等による地域を守る組織・団体の主体的な活動について、後方支援等を含め促進する。
- ・災害発生時に対応できる体制を整えるため、自主防災組織の育成や消防団の充実・強化及び活性化の推進、学校における防災教育、地域住民による地区防災計画の作成などを通じて、地域防災力の向上を推進する。
- ・県と連携し、地域住民や自主防災組織等に対し、洪水の浸水想定区域、土砂災害危険箇所など地域の災害危険箇所について周知を図るとともに、地区防災マップや災害・避難カード、マイ・タイムライン等の作成支援を通じて、地域住民の避難行動や防災意識の啓発を図る。

3 災害情報の収集及び伝達体制の確保

- ・町は、住民等へ情報伝達手段として、緊急告知 F Mラジオを始め、緊急速報メール、テレビ、ホームページ、広報車等様々な媒体の活用を促進するとともに、これらの媒体を適切に運用し、事象に応じた災害情報を確実に伝達する取組を進める。
- ・町は避難情報の発令基準を策定するとともに、県と連携し、避難情報の発令に着目したタイムラインの策定を促す。

4 公共施設等の長寿命化対策

- ・都市インフラ施設（道路、橋梁、上水道等）をはじめとした今後も継続して使用する公共施設については、これまで不都合が生じてから修繕を行う「事後保全」の維持管理だけでなく、長期的な視点で計画的な修繕を行う「予防保全」の考え方を取り入れ、定期的な検診や診断結果に基づく計画的な保全を実施し、公共施設等の長寿命化を推進する。

3. 都市計画区域の災害リスクの把握及び対応方針

本計画対象区域である都市計画区域、居住誘導区域及び都市機能誘導区域における災害リスクの把握及び対応方針は以下のとおりです。

(1) 都市計画区域の災害リスクの把握

想定浸水深 3.0m未満 (想定最大規模)

- 常陸大子駅周辺を含む中心市街地の大部分で浸水が想定される
- 国道 118 号沿道市街地の北側及び南側において大規模な浸水が想定される

浸水継続時間 72 時間以上

- 国道 461 号沿道の地域で長時間の浸水が想定される

家屋倒壊等氾濫想定区域

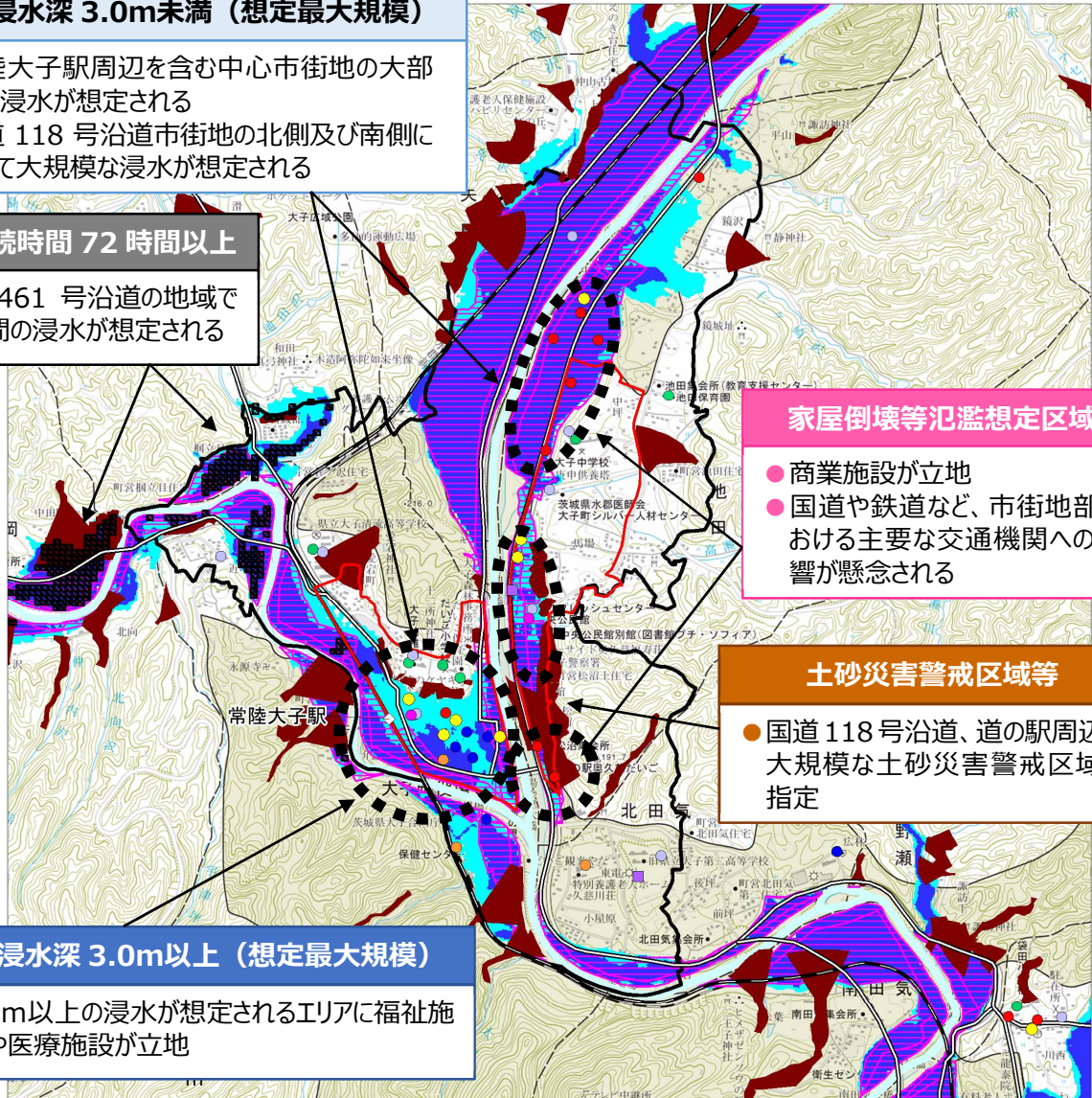
- 商業施設が立地
- 国道や鉄道など、市街地における主要な交通機関への影響が懸念される

土砂災害警戒区域等

- 国道 118 号沿道、道の駅周辺に大規模な土砂災害警戒区域が指定

想定浸水深 3.0m以上 (想定最大規模)

- 3.0m以上の浸水が想定されるエリアに福祉施設や医療施設が立地



都市計画区域	浸水継続時間72時間以上	指定緊急避難場所
用途地域	家屋倒壊等氾濫想定区域	行政機能
JR水郡線 ◇ 駅	想定浸水深3.0m以上 (想定最大)	医療機能
国道	想定浸水深3.0m未満 (想定最大)	福祉機能
久慈川・押川	土砂災害警戒区域等	商業機能
		教育機能
		金融機能

出典：茨城県常陸大宮土木事務所 洪水浸水想定区域データ、国土数値情報 土砂災害警戒区域データ（令和4年）・施設データ、iタウンページ等を基に作成

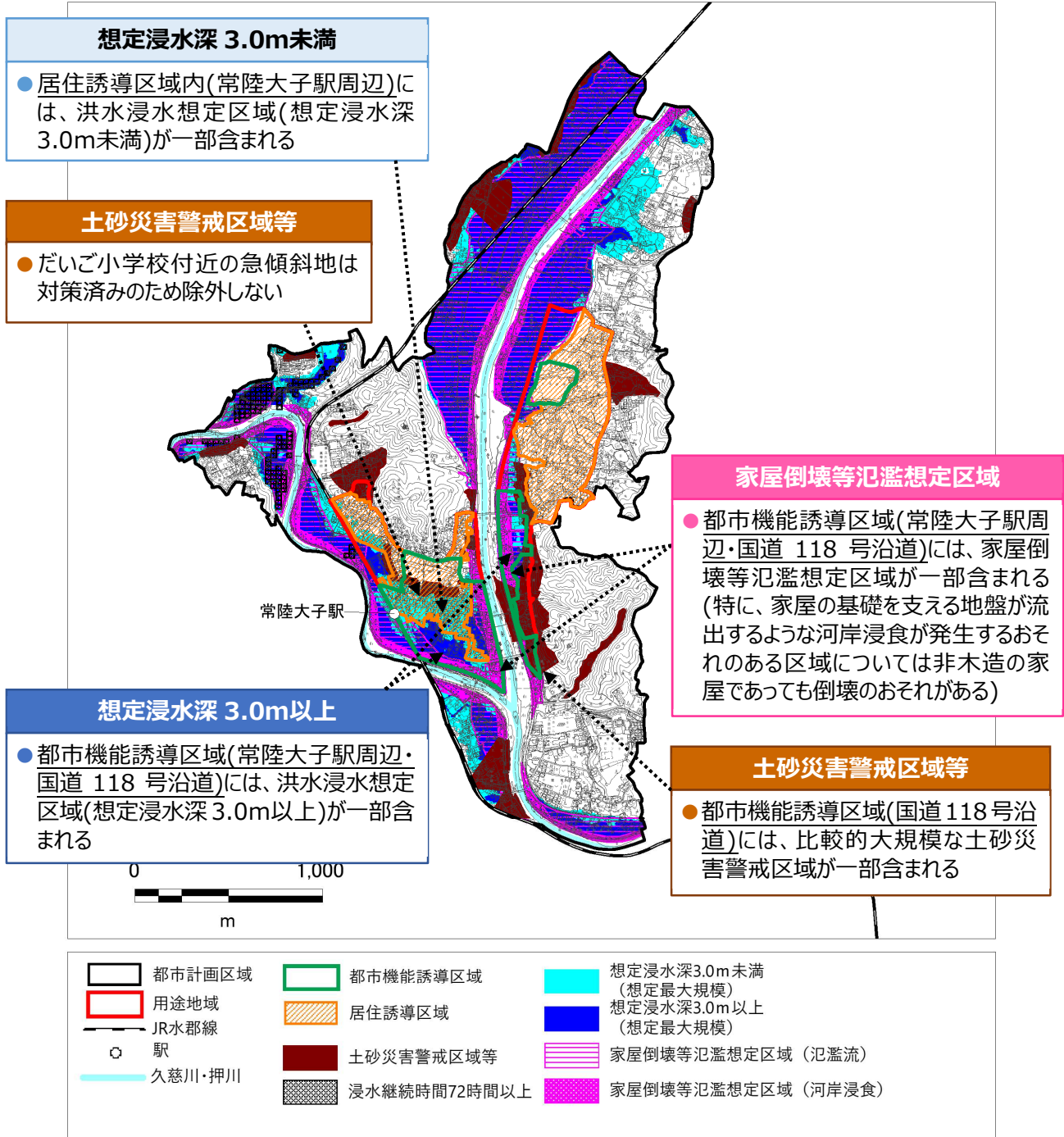
(2) 居住誘導区域及び都市機能誘導区域の災害リスクの把握と設定方針

【居住誘導区域の設定方針】

- 都市計画区域内とする
- 安全が確保しにくい区域(土砂災害、水災害)を含まない
- 利便性の高い区域(人口密度、生活利便施設充実、交通利便、教育施設利便)を含む
- 用途地域内とする

【都市機能誘導区域の設定方針】

- 都市機能の立地に不適な区域(建築制限のある土地や誘導施設の立地が困難な土地)を含まない
- 日常生活サービスが提供しやすい場所とする
- 都市的土地利用の位置付けを踏まえる(用途地域内かつ居住誘導区域内又は隣接)



出典：茨城県常陸大宮土木事務所 洪水浸水想定区域データ、国土数値情報 土砂災害警戒区域データ(令和4年)を基に作成

【参考】令和元年東日本台風（台風 19 号）での本町の浸水被害について

令和元年東日本台風（台風 19 号）は 2019 年（令和元年）10 月 6 日に発生し、12 日に日本に上陸した台風で、本町においては久慈川・押川が溢水し、約 194ha（東京ドーム約 41 個分）、584 戸の家屋浸水、76 件の土砂崩れや電柱の倒壊等の被害が出ました。また、役場や衛生センター、松沼集会所等の公共施設が床上浸水しました。久慈川と押川の合流部周辺において、標高 102mより低い地域を中心に浸水被害が見られました。

東日本台風の大きな特徴として、短時間に大量の雨が降ったことが挙げられます。関東甲信地方でも多くの地点で観測史上 1 位を更新する記録的な大雨となりました。久慈川では、徳田（常陸太田市）と大子（大子町）で 6 時間降水量、12 時間降水量、24 時間降水量が観測史上 1 位を更新しました。

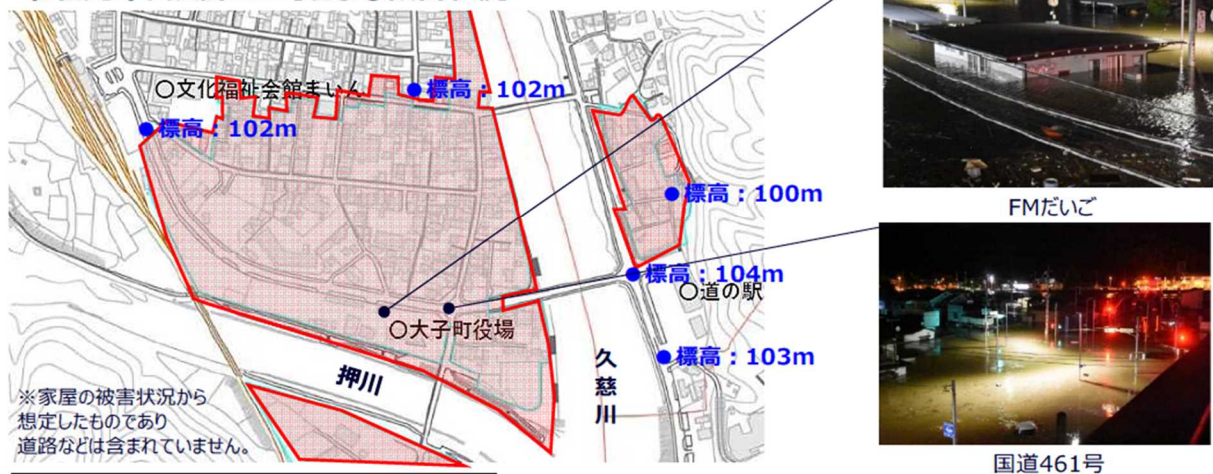
■本町の被害状況

人的被害					住家被害					非住宅被害	
死者	行方不明者	負傷者			全壊	半壊	一部破壊	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他
		重症	中等傷	軽傷							
1	0	0	1	0	35	414	139	0	0	0	0

※非住家被害は全壊・半壊の件数

出典：茨城県 令和元年東日本台風（台風第 19 号）県内市町村の被害状況（令和 2 年 4 月 1 日現在）、久慈川緊急治水プロジェクト資料

令和元年台風第19号による被害状況



※家屋の被害状況から想定したものであり、道路などは含まれていません。



※上記のとおり、令和元年東日本台風による被害が発生した区域と居住誘導区域が重複している箇所がありますが、既に河川整備をはじめとする防災対策が講じられ、災害リスクが低減していると考えられるため、想定最大規模 3.0m未満の洪水浸水想定区域は居住誘導区域に含めることとします。また、居住誘導区域内に残存する災害リスクもあることから、引き続き防災対策を講じていくことにより、安全性の向上を図ります。

(3) 災害リスクへの対応方針

① 防災力のあるまちづくり

町民や事業者などの安全安心を確保するための災害からの復旧・復興や減災・防災対策により、市街地の防災機能を強化します。

災害リスクの種類別の対応方針は以下のとおりです。特に災害危険性の高い区域については、居住誘導区域に含めないことを基本とし、災害危険性の高い場所から、より安全性の高い場所への居住の誘導を図ります。また、誘導区域内に残存する災害リスクについても対策を検討します。

<p style="text-align: center;">洪水浸水想定区域（3m未満）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ハザード情報や避難場所等を図示した防災マップによる地域住民への周知 ● マイ・タイムラインの周知、避難体制等の確立 ● 災害情報伝達手段の整備 ● 河川の治水対策整備、排水処理施設の整備 など
<p style="text-align: center;">洪水浸水想定区域（3m以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 居住誘導区域に含めない（災害リスクの高い場所に居住を誘導しない） ● ハザード情報や避難場所等を図示した防災マップによる地域住民への周知 ● マイ・タイムラインの周知、避難体制等の確立 ● 災害情報伝達手段の整備 ● 河川・水路の治水対策整備、排水処理施設の整備 など
<p style="text-align: center;">家屋倒壊等氾濫想定区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 居住誘導区域に含めない ● ハザード情報や避難場所等を図示した防災マップによる地域住民への周知 ● マイ・タイムラインの周知、避難体制等の確立 ● 災害情報伝達手段の整備 ● 河川・水路の治水対策整備、排水処理施設の整備 など
<p style="text-align: center;">浸水継続時間 72 時間以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ハザード情報や避難場所等を図示した防災マップによる地域住民への周知 ● マイ・タイムラインの周知、避難体制等の確立 ● 災害情報伝達手段の整備 ● 河川・水路の治水対策整備、排水処理施設の整備 など
<p style="text-align: center;">土砂災害警戒区域等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 居住誘導区域に含めない（※対策が講じられている箇所は除く） ● ハザード情報や避難場所等を図示した防災マップによる地域住民への周知 ● 避難体制等の確立 ● 災害情報伝達手段の整備 ● 土砂災害特別警戒区域等への対策の実施（擁壁整備等） など

■ 災害リスク別の避難行動の考え方

リスクレベル	高 低			
災害リスク	土砂災害特別警戒区域 家屋倒壊等氾濫想定区域	土砂災害警戒区域	浸水想定区域	該当なし
基本的な避難行動	早急な水平避難	水平避難	水平・垂直避難	待機

災害レッドゾーンなど甚大な被害が想定される区域に住む住民に対しては、そのリスクについて情報提供を徹底し、移転を含む防災対策の検討を促します。その他の災害リスクがある区域においても、災害リスクの把握と避難等に対する行動計画（マイ・タイムライン）作成の促進及び地域の防災活動への参加の啓発などのソフト施策を中心に、それぞれの災害リスクに応じて対策を講じていきます。

立地適正化計画において、居住や都市機能の誘導を図る場合、災害の影響を最小限にすることが求められています。そのため、本計画においては、人命にかかわるような甚大な被害が想定されるエリアへの新規の誘導は控え、浸水被害に対しては事前の避難を前提に、何らかの理由で事前の避難ができない事態に陥った場合においても垂直避難等で人命を守れる範囲に誘導を図ります。

(4) 防災に対する主な取組

本町において既に実施されている事業も含めて次のような防災対策に取り組みます。本計画ではこれらの施策や計画との整合を図り、安全・安心なまちづくりを進めるとともに、災害リスクの特に高い場所から災害リスクの低い場所への緩やかな誘導を図ることも含めて、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むこととします。

① 久慈川緊急治水対策プロジェクト

令和元年東日本台風（台風 19 号）で甚大な被害が発生した久慈川水系では、本川からの越水防止を目標に「久慈川緊急治水プロジェクト」を推進しています。このプロジェクトは①多重防御治水の推進、②減災に向けた更なる取組の推進を柱として、国・県・町が連携し、社会経済被害の最小化を目指します。

1) 多重防御治水の推進

主な取組メニュー	主な取組項目	対策メニュー	実施主体	概ね1年	概ね5年
				直ちに検討、必要な対策を調整のうえ実施	短期的に検討、必要な対策を調整のうえ実施
河道の流下能力の向上	被災施設の迅速な復旧	堤防、護岸の被災施設の復旧	国、県		
	洪水が円滑に流れやすい河道整備の推進	河道内の土砂掘削・樹木伐採による水位低減	国、県		
		堤防整備（掘削土を活用）	国、県		
	施設規模を上回る洪水に対する取組	堤防要法灰の補強	国、県		
	既存施設を活用した洪水被害軽減策	樋管等の遠隔操作化及び緊急閉鎖対策	国		
	河道・管理施設の適切な維持管理	堤防や堰、水門等の適切な維持管理	国、県		
河道内の堆積土砂の撤去、樹木・ヨシ等の植生管理		国、県			
遊水・貯留機能の確保・向上	露堤等の洪水調節施設の整備	地形や現状の土地利用等を考慮した露堤の整備	国		
		現存する露堤の保全・有効活用	国、県		
	既存ダム等の洪水調節機能の強化	既存ダム等の洪水調節機能の強化	国、県		
	流出抑制対策	各戸貯留浸透施設の費用補助	市町村		
土地利用・住まい方の工夫	まちづくりによる水害に強い地域への誘導	都市計画マスタープランや立地適正化計画による水害に強い地域への誘導	市町村		
	住まい方の誘導による災害に強い地域づくりの推進	浸水が想定される区域の土地利用制限	市町村		
		家屋移転、住宅の高上げ、輪中堤整備、高台整備、高台移転等	国、県、市町村		
	不動産関係団体への水害リスク情報の提供と周知協力の推進	不動産関係者へのリスク情報の提供	国、県、市町村		

出典：常陸河川国道事務所ホームページ「令和元年台風第 19 号を踏まえた『久慈川緊急治水対策プロジェクト』～地域が連携し、多重防御治水により、社会経済被害の最小化を目指す～ 一覧表」を基に作成

2) 減災に向けた更なる取組の推進

主な取組メニュー	主な取組項目	対策メニュー	実施主体	概ね1年		概ね5年
				直ちに検討、必要な対策を調整のうえ実施	短期的に検討、必要な対策を調整のうえ実施	継続して検討、必要な対策を調整のうえ実施
重要度に応じた情報の伝達方法の選択及び防災情報の共有化のための取組	自治体との光ケーブル接続	確実な情報共有のための光ケーブル接続及びシステム構築	国、県、市町村			
	越水・決壊を検知する機器の開発・整備	越水・決壊を検知する機器の開発・整備	国			
	危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置	危機管理型水位計の設置	国、県			
		簡易型河川監視カメラの設置	国、県			
	ダム操作状況の情報発信	ダム操作状況の分かりやすい情報発信	県			
関係機関が連携した水害に対する事前準備のための取組	台風19号の課題を受けたタイムラインの改善	活用実績からの課題抽出及び改善	国、県、市町村			
	講習会等によるマイ・タイムライン普及促進	マイ・タイムラインづくりの支援	国、県、市町村			
	洪水浸水想定区域図の作成促進等による浸水リスク情報の周知	水位周知河川の拡大	県			
		洪水浸水想定区域図等の作成	県			
		ハザードマップ策定	市町村			
		住民への周知	市町村			
	水害リスクラインによる水位情報の提供	水害リスクライン公表	国			
	防災メール、防災行政無線等を活用した情報発信の強化	防災メール、防災行政無線等を通じた災害情報の発信	市町村			
	水害記録の伝承	パネル展の開催広報を活用した周知、イベントを活用した周知	国、県、市町村			
	地域住民や小・中学校生等を対象にした防災教育の推進	出前講座による防災教育の実施	国、県、市町村			
	要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進	避難確保計画作成講習会開催 避難訓練実施支援	国、県、市町村			
	緊急排水作業の準備計画策定と訓練実施	緊急排水作業の準備計画策定 排水ポンプ車配備訓練実施	国			
	水防活動の拠点や資材等の確保	河川防災ステーション等の整備、必要な資機材等の確保、堤防天端道路の改良、水防倉庫の見直し等	国、県、市町村			

出典：常陸河川国道事務所ホームページ「令和元年台風第19号を踏まえた『久慈川緊急治水対策プロジェクト』～地域が連携し、多重防御治水により、社会経済被害の最小化を目指す～ 一覧表」を基に作成

② まちなかの防災力の向上に向けた取組

大子町では、令和元年東日本台風の被害等に伴う新庁舎の高台移転など「災害に強いまちづくり」、人口減少・少子高齢化の進展やまちなかでの空き家・空き地の増加等により「賑わいのあるまちづくり」が求められています。中心市街地周辺（まちなか）のこれらの課題を解決するため、今後の施策の内容や整備の方向性など、まちづくりの新たな指針となる「大子まちなかビジョン」を策定しています。ビジョンでは、「防災力のあるまちづくり」、「賑わいのあるまちづくり」及び「周辺と連携したまちづくり」を方針に掲げ、災害に強く、町民が安全で安心して暮らせる環境づくりと交流人口の拡大や賑わいづくり、駅や役場、道の駅などの拠点間の連携強化を図ることを目標としています。

「大子まちなかビジョン」の対象である中心市街地周辺と本計画において居住等の誘導を図る区域は大部分が重複しているため、ビジョンに位置付けられた施策を中心としてまちなかの防災力向上を図ります。

■「大子まちなかビジョン」における施策 ※一部抜粋

1)大子町役場の移転・新庁舎建設

2)大子町役場跡地の防災拠点化（跡地活用方針）

大子町役場跡地について、道の駅奥久慈だいの第2駐車場として整備するとともに、堤防の嵩上げと河道の流下能力の向上を図り、役場跡地の一部を国道461号と合わせて嵩上げを行い、広域的な防災拠点として活用します。

3)道の駅奥久慈だいの防災機能強化（防災道の駅）

県北地域における広域防災拠点として、既存の道の駅について土砂災害特別警戒区域に対する対策を行うとともに役場跡地の一部整備予定の第2駐車場との一体的な利活用を図り、防災道の駅として必要な各種機能・施設・体制を整えます。

4)河川改修

堤防の嵩上げと河道掘削により、河道の流下能力の向上を図ります。

5)治水対策の推進

まちなかの治水対策は、水路の改修により、集水区域の雨水6区分で分散処理することや区域内にある既存のポンプ施設の能力強化を図ることにより、災害に強い地域を目指します。

6)橋梁の整備（国道461号湯の里大橋）

国道461号湯の里大橋の耐震補強とデザイン化を進めています。

③災害に対する備え

本町は市街地を囲むような形で久慈川と押川が流れているため、令和元年の東日本台風の際にも洪水被害があったように、河川災害の影響は切り離すことができません。ハード面の整備による「防災」だけではなく、災害が発生した時にいかに被害を軽減するかという「減災」の取組も重要です。

本町では、平時からリスクを意識した対応を取ることで、より迅速かつ的確な避難行動の実現を目指します。具体的には、町民一人一人が災害リスクを把握できるよう周知に努め、災害リスクを把握したうえでマイ・タイムラインを作成し、日頃の備えや災害時の行動について認識しておくとともに、行政においても関係機関と連携し、迅速な対応が可能となるよう体制を構築します。

■リスクコミュニケーション（大子町国土強靱化地域計画における位置付け）※一部抜粋 ※再掲

1 自助・共助・公助の適切な組合せの教育、訓練、啓発等

・国土強靱化を進める上で、全ての関係者が自助・共助・公助の考え方を十分に理解し、自発的に行動するよう国土強靱化に関する教育、訓練、啓発等による双方向のコミュニケーションの機会を継続的に提供する。

2 地域防災力の強化

・災害時の住民同士の助け合い・連携による災害対応力や被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平時から維持・向上させる。また、防災ボランティア等による地域を守る組織・団体の主体的な活動について、後方支援等を含め促進する。

・災害発生時に対応できる体制を整えるため、自主防災組織の育成や消防団の充実・強化及び活性化の推進、学校における防災教育、地域住民による地区防災計画の作成などを通じて、地域防災力の向上を推進する。

・県と連携し、地域住民や自主防災組織等に対し、洪水の浸水想定区域、土砂災害危険箇所など地域の災害危険箇所について周知を図るとともに、地区防災マップや災害・避難カード、マイ・タイムライン等の作成支援を通じて、地域住民の避難行動や防災意識の啓発を図る。

3 災害情報の収集及び伝達体制の確保

・町は、住民等へ情報伝達手段として、緊急告知 F M ラジオを始め、緊急速報メール、テレビ、ホームページ、広報車等様々な媒体の活用を促進するとともに、これらの媒体を適切に運用し、事象に応じた災害情報を確実に伝達する取組を進める。

・町は避難情報の発令基準を策定するとともに、県と連携し、避難情報の発令に着目したタイムラインの策定を促す。

4 公共施設等の長寿命化対策

・都市インフラ施設（道路、橋梁、上水道等）をはじめとした今後も継続して使用する公共施設については、これまで不都合が生じてから修繕を行う「事後保全」の維持管理だけでなく、長期的な視点で計画的な修繕を行う「予防保全」の考え方を取り入れ、定期的な検診や診断結果に基づく計画的な保全を実施し、公共施設等の長寿命化を推進する。

4. 取組スケジュール

前述の町全体及びまちなかにおける防災・減災対策は、次のようなスケジュールで取り組むこととします。

取組内容	実施主体	実施地域	実施時期		
			短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
■ 基盤等の整備					
・大子町役場の移転・新庁舎建設（※）	町	市街地	→	※既に新庁舎に移転済	
・大子町役場跡地の防災拠点化	県・町	市街地	→		
・道の駅奥久慈だいの防災機能強化	県・町	市街地	→		
・久慈川水系河川整備計画に基づく整備 ・久慈川水系久慈川圏域河川整備計画に基づく整備	国・県	久慈川流域	→	→	
・久慈川緊急治水プロジェクトに基づく整備	国・県・町	久慈川流域	→		
・治水対策の推進（水路の改修等）	町	市街地	→	→	
・公共施設等の長寿命化対策	国・県・町	町全域	→	→	
■ 防災意識の向上・周知					
・マイ・タイムラインの普及促進	町・住民・事業者	町全域	→	→	→
・ハザードマップ策定・周知	町・住民・事業者	町全域	→	→	→
・災害ハザードの住民への周知	町・住民・事業者	町全域	→	→	→
・緊急告知FMラジオ、防災メール、防災無線等を活用した情報発信の強化	町・住民・事業者	町全域	→	→	→
・出前講座等による防災教育	町・学校・住民	町全域	→	→	→
・要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進	町・事業者	町全域	→	→	→
■ 共助による防災体制の構築					
・避難行動要支援者の名簿作成	町・事業者	町全域	→	→	→
・個別避難計画の作成推進	町・事業者	町全域	→	→	→
・避難支援マニュアルの作成	町・事業者	町全域	→	→	→
・自主防災組織の育成・消防団等による支援体制の整備・充実	町・住民・事業者	町全域	→	→	→
・防災訓練の実施	町・住民・事業者	町全域	→	→	→
■ 災害リスクを踏まえた土地利用の検討					
・災害リスクの低い地域への誘導	町	町全域	→	→	
・浸水等が想定される区域の土地利用の制限	町	町全域	→	→	
・災害ハザードを除外した居住誘導区域の設定	町	住居系 市街地	→	→	→

※実線部：整備や制度化等の直接的な取組

※破線部：上記の整備や制度化等を行った後の運用や維持等の継続的取組

出典：大子町地域防災計画、大子町国土強靱化地域計画、大子まちなかビジョン等を基に本計画独自に作成

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料編

第8章

評価指標と評価方法



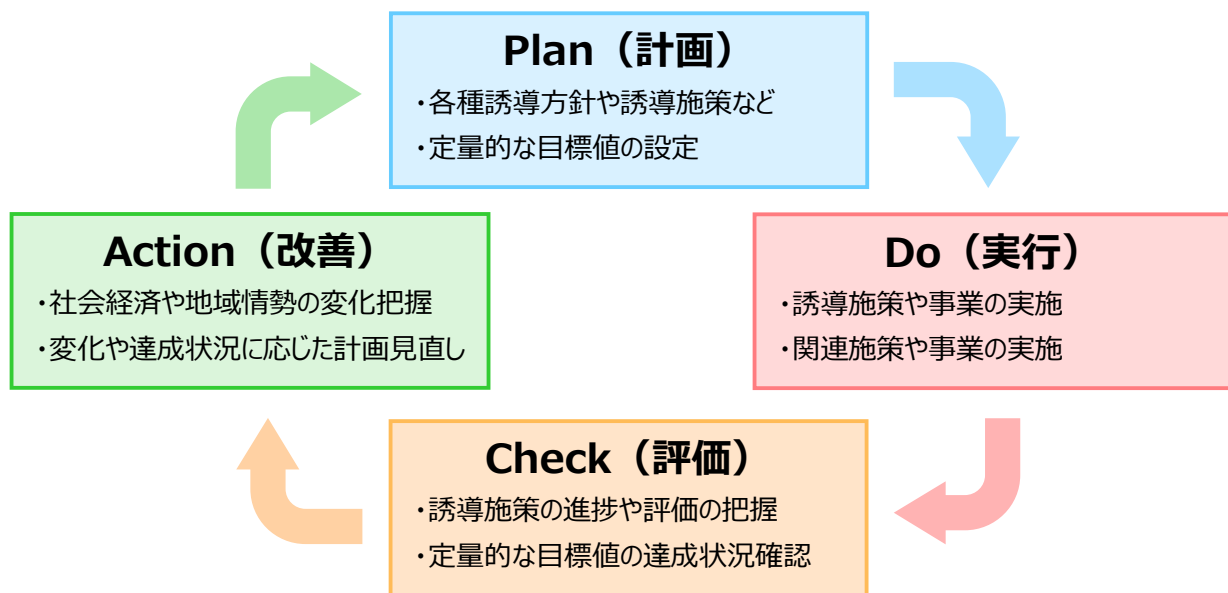
第8章 評価指標と評価方法

1. 定量的な目標値等の基本的な考え方

定量的な目標値等は、立地適正化計画策定の必要性・妥当性を客観的かつ定量的に提示するとともに、PDCAの一部として、本計画の進捗や効果を確認するために設定するものです。

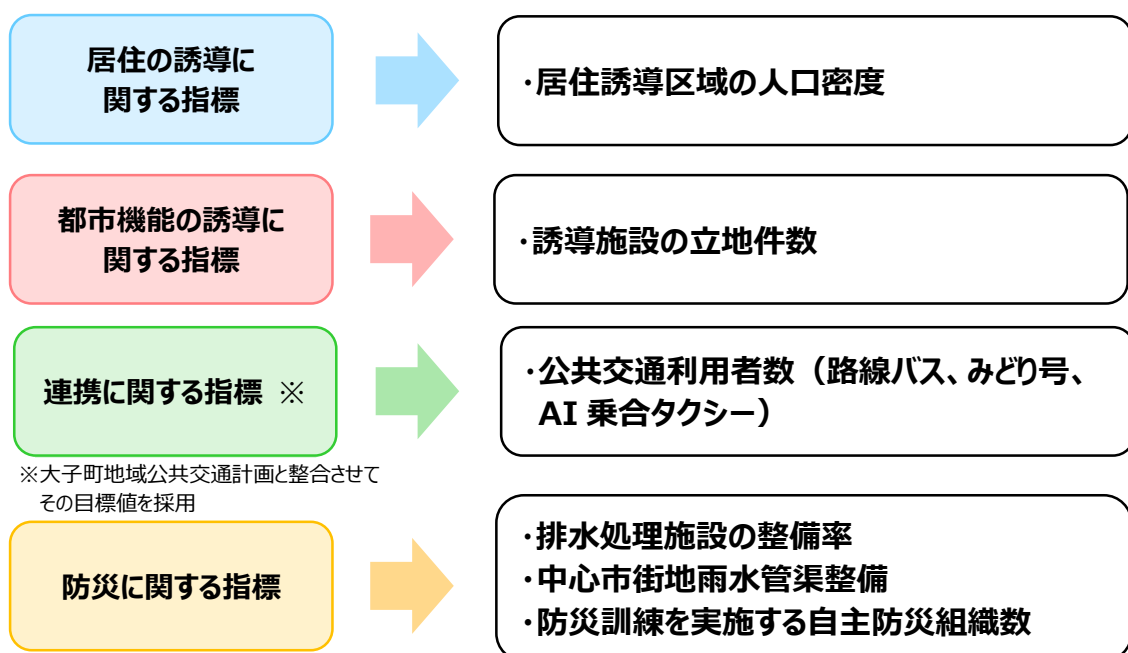
これにより、本町が目指す集約と連携の実現に向けたまちづくりが、より実効性のある計画となります。

【立地適正化計画におけるPDCAサイクルと定量的な目標値等の役割】



2. 定量的な目標値の設定

前掲のPDCAサイクルのCheckに該当する進捗確認について、本町のまちづくりにおいて、特に重要な4つの主要課題に関する指標を定めることとします。



【居住の誘導に関する指標】 居住誘導区域の人口密度

■ 目標値の視点

① 指標の設定

・本町の集約と連携のまちづくりに向けた主要課題の一つである「人口減少」への取組として、居住誘導区域内の人口密度を指標として確認することで、施策の効果を確認します。

② 目標値設定の視点

・現在の居住誘導区域内の人口密度は 11.0 人/ha（人口 624 人）ですが、仮にこのまま施策を講じずに自然すう勢的に推移した場合、人口減少に伴い人口密度が約 5.9 人/ha 程度（人口 335 人）まで低下することが予想されます。

・今後、少子高齢化が進む中で、ある程度の人口減少が生じることはやむを得ない面もありますが、人口減少が過度に進むと、結果として各種生活利便施設や公共交通機関の減少などが生じ、生活利便性の低下に繋がります。これにより、中心市街地である居住誘導区域の魅力が失われ、さらなる人口減少を招くなどの悪循環に陥る可能性があります。

・そこで、居住誘導区域においては、今後ともある程度の生活利便性を保てるよう、一定の人口集積を目指すこととします。人口集積の目標としては、一般的な用途地域において望ましい人口密度とされている 40 人/ha を目指すことは本町の地域特性に照らして現実的ではないため、居住誘導や都市機能誘導のための施策により、少なくとも本町の現在の用途地域の人口密度である 10.4 人/ha（居住誘導区域内に 590 人程度）を維持することを目標とします。

③ 目標達成状況の把握の方針

・このため、本町の中でも特に人口密度を維持すべき中心的な市街地である居住誘導区域内の人口密度について、目標年次においても現在の数値が維持され、都市の活力が保たれているか把握します。

■ 現況値と目標値

【現況値】11.0 人/ha（令和 2 年度） ➡ 【目標値】10.4 人/ha（令和 27 年度）

<参考データ 各種区域の人口等の現況値（令和 2 年度）と予測値（令和 27 年度）>

① 用途地域の人口・人口密度等の現況と予測

【現況値】968 人（10.4 人/ha） ➡ 【予測値】506 人（5.4 人/ha）

② 居住誘導区域の人口・人口密度等の現況と予測

【現況値】624 人（11.0 人/ha） ➡ 【予測値】335 人（5.9 人/ha）

■ 算定方法

- ・現況値：国勢調査（令和 2 年実施分）における人口を居住誘導区域内外に区分して算定
- ・将来値：国勢調査（評価時点での最新）における人口を居住誘導区域内外に区分して算定

【都市機能の誘導に関する指標】 誘導施設の立地件数

■ 目標値の視点

① 指標の設定

・本町の集約と連携のまちづくりに向けた主要課題の一つである「低密度な市街地」への取組として、都市機能誘導区域内の誘導施設の立地件数を指標として確認することで、施策の効果を確認します。

② 目標値設定の視点

・【居住の誘導に関する指標】で示したように、本町において少子高齢化が進む中で、人口減少が過度に進むと、結果として各種生活利便施設や公共交通機関の減少などが生じ、生活利便性の低下に繋がります。これにより、中心市街地である居住誘導区域の魅力が失われ、さらなる人口減少を招くなどの悪循環に陥る可能性があります。

・このように、居住誘導区域や都市機能誘導区域においては、人口と誘導施設の集積が維持され、バランスがとれていることが重要です。

・そこで、都市機能誘導区域においては、現在区域内に立地している誘導施設が極力存続されていることを基本としつつ、仮に誘導施設の移転や廃業等が生じた場合でも、本計画における誘導施策が機能することで、その代替となる施設が新たに立地することを促すことにより、少なくとも現在の誘導施設数が維持され、結果として生活利便性が保たれることを目標とします。

③ 目標達成状況の把握の方針

・現在の都市機能誘導区域内の誘導施設は 20 施設ですが、人口減少下にあっても、目標年次において現在の数値が維持され、町民の利便性と都市の活力が保たれているか把握します。

■ 現況値と目標値

【現況値】20 施設（令和 5 年度） ➔ 【目標値】20 施設（令和 27 年度）

■ 算定方法

・現況値：国土数値情報及び現況図から誘導施設数を確認（誘導施設として p127～129 に記載した施設を数えたもの）

・将来値：本計画における届出状況や国土数値情報、その他関係各課資料等により誘導施設数を確認

【連携に関する指標】 公共交通利用者数

■ 目標値の視点

① 指標の設定

- ・本町の集約と連携のまちづくりに向けた主要課題の一つである「交通手段の確保」への取組として、本町の公共交通利用者数（路線バス、みどり号、AI 乗合タクシー）を指標として設定することで、施策の効果を確認します。

② 目標値設定の視点

- ・居住誘導区域内だけではなく、町内全域での連携が重要であることから、大子町地域公共交通計画における目標値との整合を図ります。
- ・路線バス、町民無料バス（みどり号）、AI 乗合タクシーの利用者数は令和 4 年時点で 52,003 人となっています。今後、人口減少が見込まれていますが、公共交通の利便性を向上させ、町民一人一人の利用割合及び観光客等の増加につなげることで、現状維持を目指します。

③ 目標達成状況の把握の方針

- ・目標値の設定に関する詳細は、大子町地域公共交通計画を参照してください。

■ 現況値と目標値

- ・【現況値】**52,003 人**（令和 4 年度） ➔ 【目標値】**52,000 人**（令和 27 年度）
- ・（参考）大子町地域公共交通計画における目標値：52,000 人（令和 9 年度）

■ 算定方法

- ・現況値：路線バス、町民無料バス（みどり号）、AI 乗合タクシーの利用者数（大子町地域公共交通計画より）
- ・将来値：路線バス、町民無料バス（みどり号）、AI 乗合タクシーの利用者数

【防災に関する指標】 大子町役場跡地における排水処理施設（排水ポンプ、雨水地下貯留施設）の整備率

■ 目標値の視点

① 指標の設定

- ・本町の集約と連携のまちづくりに向けた主要課題の一つである「防災」への取組として、中心市街地の内水処理能力の向上に役立つ、大子町役場跡地における排水処理施設（排水ポンプ、雨水地下貯留施設）の整備率を指標として設定することで、施策の効果を確認します。

② 目標値設定の視点

- ・大子町役場跡地における排水処理施設（排水ポンプ、雨水地下貯留施設）の整備を促進し、安全性を高めることで、魅力的な市街地の形成を図ります。

■ 現況値と目標値

- ・【現況値】0%（令和4年度） → 【目標値】100%（令和11年度）

【防災に関する指標】 中心市街地雨水管渠整備

■ 目標値の視点

① 指標の設定

- ・本町の集約と連携のまちづくりに向けた主要課題の一つである「防災」への取組として、中心市街地の内水処理能力の向上に役立つ雨水管渠整備を指標として設定することで、施策の効果を確認します。

② 目標値設定の視点

- ・中心市街地雨水管渠整備を促進し、中心市街地の安全性を高めることで、まちなかの魅力向上を目指します。

■ 現況値と目標値

- ・【現況値】0m（令和4年度） → 【目標値】537m（令和17年度）

【防災に関する指標】 防災訓練を実施した自主防災組織数

■ 目標値の視点

① 指標の設定

- ・本町の集約と連携のまちづくりに向けた主要課題の一つである「防災」への取組として、町民自らの取組である防災訓練を実施する自主防災組織数を指標として設定することで、施策の効果を確認します。

② 目標値設定の視点

- ・住民の自主的な防災への取組や意識醸成を促進することで、自助・共助による防災体制の構築を図ります。

■ 現況値と目標値

- ・【現況値】18組織（令和4年度） → 【目標値】**漸増（徐々に増加）を目指す**（令和27年度）
※総合計画における目標値：50組織（令和9年度）

3. 施策の達成状況に関する評価方法

立地適正化計画は事業の進捗や社会情勢の変化に応じて、適時適切に見直しを行うことで、効率的かつ効果的に事業・施策を展開していくことが重要です。

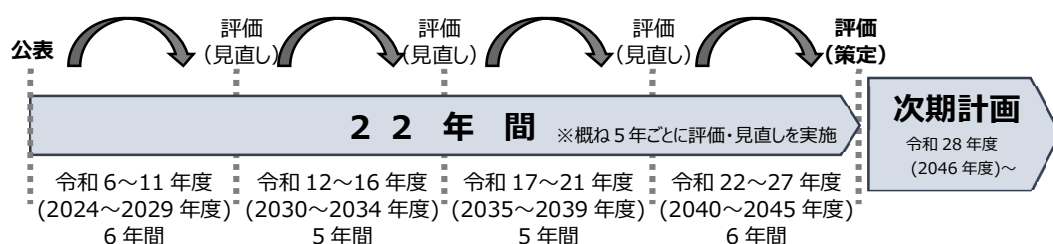
本町では、本計画の策定後、基本的に5年ごとに各指標の達成状況や都市構造に関するデータ分析による事業の進捗確認を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

評価・見直しの時期
<p>① 定期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>評価時期</u> 総合計画等の見直し時期と整合を図り、原則として5年ごとに達成状況評価を実施 ・<u>定量的な評価指標の達成状況評価</u> 定量的な評価指標について、各種統計データの公表等を踏まえて達成状況を確認 ・<u>事業や施策の達成状況評価</u> 誘導施策として定めている事業や施策について、実施状況を確認 <p>② 不定期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>社会経済や地域情勢の変化への対応</u> 本町の都市計画やまちづくりに大きな影響を及ぼすとみられる社会経済や地域情勢の変化が生じた際や都市計画マスタープラン等の上位計画を見直した際、本計画を見直す必要性を確認

評価・見直しの対象
<p>① 評価対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本計画で定める施策の進捗状況や定量的な評価指標の達成状況 <p>② 見直し対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本計画で定める誘導区域、誘導施設、誘導施策等

評価・見直しの方法
<p>○ 組織体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局において定量的な評価指標の達成状況等を把握し、庁内関係部署との会議体により、事業や施策の実施状況を共有することで計画の見直しの要否等を検討 ・計画の見直しの状況や程度に応じて、有識者や関係団体などの外部委員も参加する「検討委員会」を設置して計画内容の見直しを実施

■ 評価・見直しの流れ



序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料編

資料編

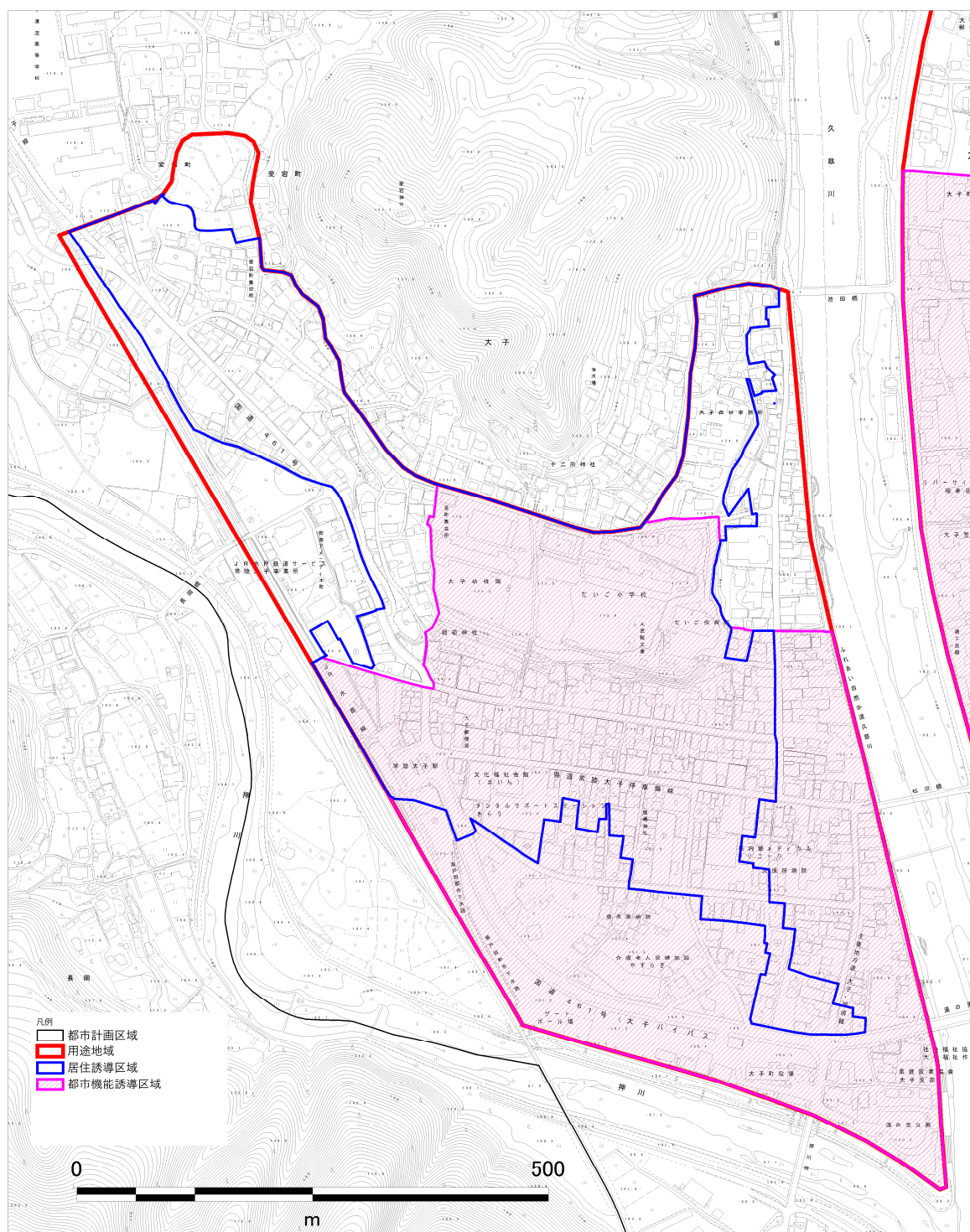


資料編

1. 各種誘導区域詳細図

本計画で定める居住誘導区域及び都市機能誘導区域の詳細を示します。

■ 常陸大子駅周辺地区



序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

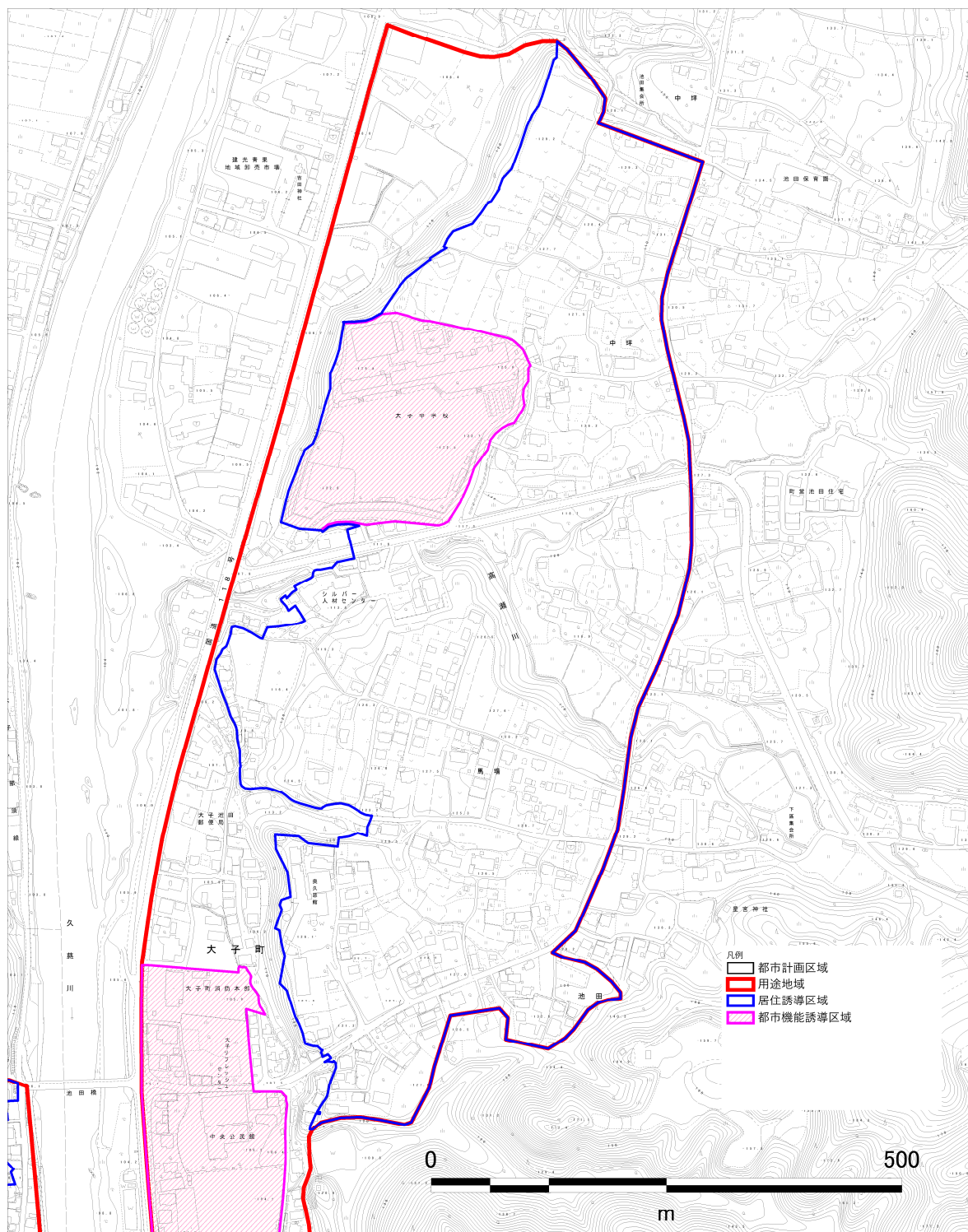
第6章

第7章

第8章

資料編

■ 大子中学校周辺地区



序章
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
資料編

2. 策定経緯

(1) 計画検討の経緯

	日付	項目	内容
令和5年 (2023年)	2月22日	第一回庁内検討委員会	・立地適正化計画の必要性・概要 ・大子町の現況
	3月15日	第一回策定委員会	・大子町における策定方針
	6月22日	第二回庁内検討委員会	・各種誘導区域及び誘導施設等について ・誘導施策について
	6月28日	第二回策定委員会	
	9月21日	第三回庁内検討委員会	・防災指針 ・施策の目標設定と達成状況の評価
	9月29日	第三回策定委員会	
	11月22日	茨城県連絡調整会議 (書面)	・立地適正化計画(素案)について
令和6年 (2024年)	1月12日～ 1月25日	パブリックコメント	・立地適正化計画(案)について意見公募
	2月19日	第四回庁内検討委員会	・居住の誘導に関する指標について ・防災に関する指標について ・立地適正化計画に係る届出制度について
	2月28日	第四回策定委員会	
	3月8日	大子町都市計画審議会	・立地適正化計画の策定について
	3月29日	計画策定・公表	

(2) 大子町立地適正化計画庁内検討委員会

■大子町立地適正化計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項の規定に基づく大子町立地適正化計画(以下「立地適正化計画」という。)の策定に必要な事項を検討するため、大子町立地適正化計画庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 立地適正化計画の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副町長を、副委員長は建設課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総務課長
- (2) まちづくり課長
- (3) 財政課長
- (4) 観光商工課長
- (5) 福祉課長
- (6) 教育委員会事務局長
- (7) 消防長

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員が会議に出席できないときは、当該委員が指名した職員を会議に出席させることができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(3) 大子町立地適正化計画策定委員会

■大子町立地適正化計画策定委員会設置条例

(設置)

第1条 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項の規定に基づく大子町立地適正化計画(以下「立地適正化計画」という。)を策定するため、大子町立地適正化計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、立地適正化計画の策定及びその実施に関し必要な調査及び審議を行い、町長に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町議会議員
- (3) 地域住民の代表者
- (4) まちづくりに関わる町内の各種団体等の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により委嘱された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員会の招集の特例)

2 第3条第2項の規定による委員の委嘱後最初に招集される委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

■ 大子町立地適正化計画策定委員会 委員名簿 (敬称略)

区分	細区分	氏名	所属及び役職	備考
町議会委員 学識経験者	—	須藤 明	大子町議会議員 総務経済委員会委員長	委員長
地域住民の代表者	区長会	大藤 猛	大子町区長会長	副委員長
まちづくりに関わる 町内の各種団体の 代表者	商工会	大藤 博文	大子町商工会会長	
	医師会	福田 祥江	(医) 保内郷厚生会 保内郷メディカルクリニック 外来看護師長	
	社会福祉協 議会	佐藤 光保	(福) 大子町社会福祉協議会 事務局長	
	交通事業者	飛田 潔	茨城交通 (株) 執行役員運輸部長	
	金融機関 事業者	堀江 宏司	(株) 常陽銀行大子支店長	第1回
		沢辺 秀一	(株) 常陽銀行大子支店長	第2回～
建築不動産	山本 道隆	(一社) 茨城県建築士会 久慈支部常務理事		
関係行政機関職員	—	兼澤 公也	茨城県常陸大宮土木事務所 大子工務所長	

(4) 市民参加

■パブリックコメント実施概要

案件名	大子町立地適正化計画（案）
意見募集	令和6年1月12日～1月25日
意見数	0件

3. 用語集

■あ行	
空き家バンク	空き家の賃貸又は売却を希望する所有者などからの申込みにより登録された空き家情報を、空き家の利用を希望する方に対して、町が情報を提供する制度
■か行	
カーシェアリング	大子町において、事前に会員登録とインターネット予約を行うことで、観光やビジネス等の町内移動に利用できる無人のレンタカーの仕組み
開発行為	主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う、土地の区画形質の変更を行う行為
家屋倒壊等氾濫想定区域	想定最大規模の降雨において、堤防の決壊などにより家屋が流出・倒壊する激しい水の流れが生じるおそれのある区域であり、「氾濫流」と「河岸浸食」に区分される
観光入込客	日常生活圏以外の場所へ旅行し、そこでの滞在が報酬を得ることを目的としない観光地点及び行祭事・イベントを訪れた者
基幹的公共交通	30 本/日以上以上の運行頻度（概ねピーク時片道 3 本以上に相当）の鉄道駅及びバス停
既存ストック	これまでに整備された都市基盤施設や公共施設、建築物などの蓄積（地域的資産）
急傾斜地崩壊危険区域	がけ崩れにより相当数の居住者等に危害が生じるおそれがある急傾斜地（傾斜度 30 度以上の土地）と、がけ崩れが助長・誘発されるおそれがないようにするため、切土、盛土など一定の行為を制限する必要がある土地の区域
居住誘導区域	人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域
建築行為	建築基準法に基づく建築物を建築する行為
洪水浸水想定区域	水防法第 14 条第 1 項の規定により、対象とする河川が想定最大規模降雨によって破堤又は溢水した場合に、その氾濫水により浸水することが想定される区域
交通結節点	鉄道の乗継駅やバスの乗り換えが行われるバス停、道路のインターチェンジ、自動車から徒歩やその他の交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設など、交通動線が集中的に結束する箇所
交流人口	通勤・通学、文化、スポーツ、買い物、観光などでその地を訪れる人や人数
コンパクトシティ	都市の拡散化や分散化の結果として、過度の自動車依存による「環境負荷」、都市基盤施設整備等が非効率的となる「経済負荷」、人口減少で地域コミュニティが衰退する「人的負荷」の対策として、公共交通等で円滑に結

	ばれ、公共公益施設等の都市機能が集約的に配置された密度の高いコンパクトな市街地を形成する考え方
■ざ行	
自主防災組織	町の大字を区域とする区において、当該区域内の全ての世帯を対象として自主的に活動している防災を目的とした組織
自然的土地利用	田畑などの農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用を加えたもの
指定緊急避難場所	洪水、土砂災害等による危険が切迫した状況において、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けるものであり、住民等の生命の安全確保を目的とした施設
指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設
自動車走行台キロ	自動車の走行距離の総和（交通量(台)と距離(キロ)を乗じた数値）であり、数値が小さいほど自動車への依存度が低いことを示す
白地地域	都市計画区域のうち、用途地域の定められていない区域
準都市機能誘導区域	大子町が独自に定める区域であり、用途地域外であっても一定の要件を満たす場所（駅や居住誘導区域からのアクセス性や災害リスク等を総合的に勘案）について、各種施設等の維持を図る区域
人口メッシュデータ	地図上を格子状に区切ったデータのこと、本計画においては国で公開している500m×500m四方に存する人口や世帯数等の統計データを使用している
浸水継続時間	浸水地点において浸水深が50cmに到達してから50cmを下回るまでの時間。浸水が72時間以上続く場合、孤立するおそれがあるとされる
ゼロカーボンシティ	2050年までに二酸化炭素排出量ゼロに取り組むことを表明した自治体
■た行	
大規模盛土造成地	面積3,000平方メートル以上の谷埋め盛土、または原地盤の勾配が20度以上かつ盛土高5m以上の腹付け盛土がなされた造成地
地域生活拠点	大子町が独自に定める区域であり、都市計画区域外であっても都市機能や居住機能が一定程度集積している地域について、日常生活機能の維持を図る区域
都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域
都市基盤	道路、鉄道、河川、公園、その他の公共施設などの都市施設
都市計画区域	都市生活や機能的な都市活動を確保するため、一体の都市として、都市計画を策定する区域
都市計画道路	主に都市間や市街間、市街地内等を連絡する等、都市における骨格的な道路であり、都市計画法に基づいて都市計画決定する
都市計画法	都市における土地利用と都市整備に関する各種制度の基本となる法律
都市計画マスタープラン	正式には、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まち

	づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定めるものであり、市町村マスタープランとも言われる
都市構造	都市の土地利用や交通体系等を踏まえ、町全体の特徴や骨格を空間的かつ概念的に表したもの
都市公園	都市公園法に基づき地方公共団体や国が設置する公園や緑地
都市再生特別措置法	少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めた法律
都市的未利用地	市街化区域や用途地域の中にあるものの、都市的な土地利用（住宅、商業、工業、道路等）がされていない土地のことを指す（例：空き地、田畑、山林など）
土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合、住民等の生命又は身体に危険が生じるおそれがあると認められる区域のことであり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる
土砂災害特別警戒区域	土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危険が生じるおそれがあると認められる区域のことで、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制などが行われる
届出制度	土地の区画形質の変更、建築物の建築などを行うに当たって、事前に届出を必要とする制度。本計画においては、居住誘導区域外での住宅開発等や都市機能誘導区域外での誘導施設の整備、都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止の場合に適用される
徒歩圏人口カバー率	都市の総人口に対して、各施設等からの徒歩圏（主に半径 800m）内に居住する人口の割合のことであり、その割合が高いほど利便性が高いと言える
■ な行	
農振農用地 （農業振興地域農用地）	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、都道府県知事が指定する「農業振興地域」（総合的に農業を振興する地域）において、市町村が今後長期（概ね 10 年以上）にわたり、農業上に利用すべき土地として「農業振興地域整備計画」で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めた農地等
■ は行	
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置を表示した地図
バリアフリー	高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去すること、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方
PDCA サイクル	P（Plan：計画）、D（Do：実行）、C（Check：確認）、A（Action：見直し）の流れにしたがって継続的に改善する仕組みによって事業や施策を効果的に実施していくもの
非線引き都市	市街化区域（計画的に市街化を図る区域）及び市街化調整区域（市街化を抑制する区域）の区分を定めない都市

■ま行	
MaaS	MaaS（マース：Mobility as a Service）は、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する手段となるもの
マイ・タイムライン	住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの
■や行	
誘導施設	都市の居住者の共同の福祉や利便のために必要な施設のことで、都市機能誘導区域内に立地を誘導するもの
用途地域	都市計画区域内において、それぞれ異なる一定の利用目的ごといくつかの地域地区を区分し、必要な建築規制を行なうことで土地利用を純化し、都市全体や市街地の適正な土地利用を図る仕組みであり、住居系、商業系、工業系毎に13種類に分類される
■ら行	
リスクコミュニケーション	有事のときに組織内外のステークホルダー（利害関係者）と適切なコミュニケーションを図ること、そのための準備を平時から進めるもの
立地適正化計画	居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導により、都市全体を見渡したマスタープランとして位置付けられる「市町村マスタープランの高度化版」とともに、将来の目指すべき都市像を実現する「戦略」としての意味を持つもの

大子町立地適正化計画

令和6年（2024年）3月策定

<編集・発行> 大子町 建設課

〒319-3521

茨城県久慈郡大子町大字北田気 662 番地

【TEL】0295-72-1111（代表）

